

第129回国会概観

—— 激変の国会 ——

第129回国会（常会）は、平成6年1月31日に召集された。会期は、延長もなく6月29日までの150日間であった。この間、細川内閣が4月25日に総辞職、4月28日に羽田内閣が成立したものの6月25日には総辞職し、会期末の6月29日に村山富市衆議院議員が内閣総理大臣に指名されるという激変の国会であった。

召集日には、参議院本会議では、会派変更が予想されたため議席の指定のみを行い、衆議院本会議においては、議席の指定と特別委員会の設置が議決された。

2月4日、参議院において連立与党を構成する日本新党、新生党、改革連合、民社党・スポーツ平和党の37名の議員が参加した新統一会派「新緑風会」が誕生した。しかし、新会派結成に伴う常任委員長等の割り当て変更に関し各党間の話し合いがつかず、16日、本会議で交通安全対策特別委員会の新設を含む8特別委員会の設置等が議決されたが、常任委員長の配分は現状のままとされ、「新緑風会」には特別委員会等の3委員長が割り当てられた。

開会式は2月8日に行われた。

〔政治改革関連4法案の修正〕

さきの第128回国会（臨時会）で提起されていた政治改革関連4法案の修正事項については今国会で処理することとされていたが、2月24日、政党への公的助成の上限枠の設定等の全項目について最終的に合意に達した。これらの合意事項を盛り込んだ政治改革関連4法の改正案は、衆議院政治改革調査特別委員長提出法律案として提出され、3月1日に衆議院本会議で、4日には参議院本会議でそれぞれ可決され、成立した。

この結果、衆議院の小選挙区比例代表並立制の区割り法案の提出が今後の焦点となり、6月に入り、衆参両院の本会議で「区割り案の作成方針」に関する報告を聴取するとともに、両院の政治改革特別委員会で同報告の聴取、質疑を行った。しかし、区割り法案は今国会に提出されるに至らなかった。

長引く不況対策のため、6兆円規模の減税実施等が行われることとなった。

その財源措置としての消費税率の引き上げに対しては反発が強く、細川総理は、消費税にかえて一般財源としての国民福祉税を創設する税制改革草案を2月3日未明の記者会見で発表した。しかし、これに対しても批判が強く、連立与党代表者会議は、国民福祉税構想を白紙撤回した上で、減税財源については連立与党の協議機関で検討し、年内に税制改正法案の成立を図ることで合意した。細川総理も撤回の意思を表明し、国民福祉税構想をめぐる混乱について陳謝した。

6年度総予算が提出された3月4日、衆参両院の本会議で細川総理の初の施政方針演説、羽田副総理・外相の外交演説、藤井蔵相の財政演説、久保田経済企画庁長官の経済演説がそれぞれ行われた。この中で細川総理は、政治改革が一つの節目を迎えた今、国際社会における責任を果たすためにも、経済改革、行政改革に力点を移す考えを表明し、その上で、税制については国民負担と税制のあり方、減税とその財源等についての議論を深め関連法案を年内に成立させる決意を表明し、また地方分権に関し、基本理念、課題、手順等を明らかにした推進大綱の年内策定の考えも示した。

同月7日、8日及び9日の3日間、衆参両院で政府四演説に対する各党の代表質問が行われた。その中で、さきの国民福祉税構想の白紙撤回問題、予算の越年編成、日米首脳会談の決裂、内閣改造断念等での細川総理の対応、長引く不況対策、規制緩和、活力ある福祉社会の実現、米不足と自由化受け入れ等の諸問題について議論が展開された。

しかし、前国会に引き続き、細川前総理の佐川急便からの1億円借り入れ問題をめぐり衆議院予算委員会は審議入りが決められず、施政方針演説、代表質問終了後、2カ月以上も予算委員会で平成6年度総予算の提案理由の説明が行われないという事態となった。

〔細川内閣総辞職と羽田内閣の成立〕

細川総理は、6年度総予算の審議のめどが立たず空転している中で、4月8日、新たに表面化したみずからの資金運用疑惑問題にかかわる責任をとる形で連立与党党首・代表者会議の席上で辞意表明を行った。総予算審議に入る前に予算編成時の総理が辞任したことは、極めて異例のことである。

後継総理選びの調整は難航したが、4月25日、衆参両院の本会議で羽田副総

理・外相が新総理に指名された。また、羽田新総理の選出直後、新生、改革、民社、自由、改革の会の5会派による衆議院の新統一会派「改新」が結成された。しかし、これをめぐって社会党が、事前に協議がなかったとして反発し、連立政権を離脱した。

その後、羽田新総理及び連立各党による社会党の政権復帰を求める説得工作が行われたが、ついに社会党は連立政権に復帰するに至らなかった。こうして、衆参本会議での総理指名から3日後の4月28日、羽田新連立政権は「少数与党内閣」として出発することになった。

また、羽田内閣の永野茂門法相が、5月4日付の新聞記者会見報道で南京大虐殺事件はでっち上げと発言、国内外から批判を浴び、発言を撤回するとともに謝罪し、7日には法相を引責辞任した。

5月10日には、羽田新総理の所信表明演説が行われ、新政権の基本姿勢として、改革と協調を掲げて政策を進め、細川前内閣が提案した政治、経済、行政等の諸改革を継承し、その実施に全力を尽くす旨、また前内閣が提出した平成6年度総予算を引き継ぎ、責任を持ってその実施に当たっていくことを表明した。

また、税制の抜本改革については、年内実現に最大限努力すると明言、さらに衆議院議員小選挙区の区割り法案について、次回総選挙が新制度のもとで実施できるよう、可能な限り早い時期の成立を目指し努力すると言明した。また戦争責任問題では、永野前法相の発言はまことに残念であると遺憾の意を表明するとともに、我が国の過去の侵略行為や植民地支配等への深い反省を表明した。北朝鮮の核兵器開発疑惑をめぐり問題については、国際社会の核不拡散努力に対する挑戦であり、核兵器の究極的な廃絶を目指す我が国の理念にも反し、我が国としては米国、韓国、中国等の近隣諸国と共同して協議し、朝鮮半島の非核化の実現に努力する旨述べた。

これに対して、衆参両院本会議で、5月12日、13日及び16日の3日間、各党の代表質問が行われた。その中で、少数与党である羽田内閣の政権担当の資格、その政策運営、永野前法相発言と首相の歴史認識問題、新会派「改新」結成をめぐり経緯、社会党が離脱し意味を失った連立与党の政策合意、消費税率の引き上げ、従軍慰安婦問題、集团的自衛権をめぐり憲法解釈と有事立法問題、雇

用対策、景気対策等の諸問題について議論が展開された。

社会党が連立政権を離脱したことから、5月13日に自民党は、衆議院の議運委員長ポスト割り当ての変更要求に関連して奥田衆議院議運委員長の解任決議案を提出した。しかし、本会議上程には至らず、6月23日、同決議案は取り下げられた。

〔補正予算及び暫定予算等の成立〕

予算について見ると、5年ぶりの大型所得税減税を中心とし、かつ景気浮揚のための総合経済対策の財源措置等を盛り込んだ総額15兆2,500億円と過去最大規模に及ぶ平成5年度第3次補正予算が2月15日、国会に提出された。衆議院では18日から3日間、また参議院では23日の1日間審議が行われ、同日、可決、成立した。

一般会計で総額73兆817億円に及ぶ平成6年度総予算が国会に提出されたのは3月4日であった。総予算の提出が3月にずれ込んだのは27年ぶりのことであるが、これは、細川連立政権がさきの臨時国会で政治改革関連改正4法案の成立を最優先させる方針をとることとし、平成6年度総予算は越年編成とすることとしたこと等によるものである。

このため、その年度内成立が不可能となったこと等から、政府は50日間の暫定予算を組み、3月29日に国会に提出した。一般会計の歳出規模が過去最大の11兆514億円となる暫定予算は、30日に衆議院予算委員会及び本会議で賛成多数で可決された。参議院では、4月1日、委員会で可決、直ちに本会議に上程され、賛成多数で可決、成立した。

暫定予算が5月20日で期限切れとなるのに伴い、その対象期間を6月29日の会期終了日まで40日間延長する平成6年度暫定補正予算が、5月18日国会に提出された。暫定予算の補正は、平成2年度以来4年ぶりであり、あわせて暫定期間の90日間は戦後4番目の長さである。

同日、衆議院予算委員会及び本会議において賛成多数で可決され、20日に参議院予算委員会、本会議とともに賛成多数で可決され、成立した。

〔総予算の成立〕

6年度総予算の審査は、5月17日に衆参の予算委員会で国会提出から80日余を経過して提案理由説明が聴取されたのに続き、23日から衆議院予算委員会で

総括質疑が開始された。総括質疑は9日間行われ、その後6月3日に公聴会、6日にゼネコン疑惑に関する集中審議、7日に分科会が行われ、8日の締めくくり総括質疑後、委員会及び本会議で賛成多数で可決され、参議院に送付された。

なお、本会議において自民党から、6年度総予算を撤回の上、編成替えを求める動議が提出されたが、本動議は賛成少数で否決された。

参議院での6年度総予算に対する予算委員会審査は、6月9日から21日までの8日間、総括質疑が行われた。この間の20日に公聴会、21日から2日間委嘱審査がそれぞれ行われた。さらに23日に締めくくり総括質疑が行われ、同日、予算委員会、本会議とともに賛成多数で可決され、成立した。成立時期としては、戦後4番目に遅い記録となった。

予算委員会では、減税財源、消費税率引き上げを含む税制改革、規制緩和、行財政改革、北朝鮮の核開発疑惑、北朝鮮に対する経済制裁、細川前総理の資金運用疑惑等の諸問題について質疑が行われた。

また、細川前総理の資金運用疑惑問題をめぐる証人喚問等は、衆参両院で次のとおり行われた。

参議院予算委員会では、5月11日、細川前総理の義父名義のNTT株購入を仲介したとされる投資コンサルタントの藤木周蔵氏を参考人として招致し、質疑を行った。同氏は、株購入は細川前総理自身のものであると認識しているなどと証言した。

衆議院予算委員会では、6月15日、細川前総理の元秘書の深山正敏氏に対する証人喚問を行い、21日には細川前総理に対する証人喚問を行った。

〔羽田内閣総辞職と村山内閣総理大臣の指名〕

6月23日、6年度総予算が参議院本会議で可決、成立したことを受けて、自民党は、少数与党内閣であり民意を反映していないことや二重権力構造と強権的政治手法で支えられた民主主義に背く内閣であること等を理由として羽田内閣不信任決議案を提出した。

自民党は24日の本会議で羽田内閣不信任決議案の採決を求めたが、開会に至らず、本会議は25日正午開会と決定された。羽田総理は、解散は政治空白を招くとともに中選挙区制での総選挙は政治改革に反するとし、25日午前11時過ぎ、

臨時閣議で総辞職を決定した。会期終了日の6月29日、衆参両院本会議で内閣総理大臣の指名選挙が行われた。衆議院では、記名投票の結果、衆議院議員村山富市君241票、海部俊樹君220票、不破哲三君15票、河野洋平君5票、無効23票で、いずれも過半数に達しなかったため、村山、海部の両議員による決選投票が行われ、村山議員261票、海部議員214票、無効29票で、村山富市衆議院議員を内閣総理大臣に指名するに決した。

参議院本会議では、村山衆議院議員が第1回目の記名投票で過半数を超える148票をとり、内閣総理大臣に指名された。

こうして、村山富市衆議院議員が81代、52人目の総理大臣に選出された。

〔参議院選挙区定数の是正〕

また、参議院の定数は是正を柱にした公職選挙法一部改正案の大綱が、5月31日、参議院各党・会派で構成する参議院選挙制度改革検討委員会でまとめられた。これを受けて、6月14日、選挙区定数を改選数で神奈川県等4県で4増し、北海道等3道県で4減する「4増4減」、総定数では「8増8減」とする公職選挙法等の一部改正案を自民、社会、公明、新緑、二院クの5会派の共同提案で提出した。本法律案は、21日に委員会、22日に本会議とともに賛成多数で可決され、衆議院では23日の本会議で賛成多数をもって可決され、成立した。

選挙区定数の割り当てに関する改正は、昭和46年の沖縄県の本土復帰に伴う改正以来のことである。

〔法律案の成立状況等〕

法律案等の成立状況では、今国会に政府から提出された法律案が75件、条約は15件であり、法律案は継続2件を含め69件が成立し、条約は継続1件を含む12件が承認された。

また議員提出法律案は18件（衆議院13件、参議院5件）であるが、そのうち成立したものは13件（衆議院10件、参議院3件）であった。

なお、衆議院本会議は3月11日、大手総合建設会社・鹿島からのあっせん収賄容疑で前建設相の中村喜四郎衆議院議員に対して出された逮捕許諾請求を全会一致で議決した。これを受けて東京地検特捜部は、同日、中村喜四郎衆議院議員を逮捕した。

1 参議院役員一覧

役 員 名		召 集 日	会 期 中 選 任	
議 長		原 文兵衛		
副 議 長		赤 桐 操		
常 任 委 員 長	内 閣	岡 部 三 郎		
	地方行政	小 川 仁 一	岩 本 久 人(6. 3. 4)	
	法 務	猪 熊 重 二		
	外 務	井 上 章 平		
	大 蔵	上 杉 光 弘		
	文 教	石 井 道 子		
	厚 生	会 田 長 栄		
	農林水産	浦 田 勝		
	商 工	中曾根 弘文		
	運 輸	和 田 教 美		
	逓 信	森 暢 子		
	劳 働	石 川 弘	野 村 五 男(6. 3. 4)	
	建 設	前 田 勲 男		
	予 算	井 上 吉 夫		
	決 算	三 上 隆 雄		
	議院運営	大 森 昭		
	懲 罰	鈴 木 和 美		
	特 別 委 員 長	科学技術	6. 2.16 設置	中 川 嘉 美(6. 2.16)
		環 境	6. 2.16 設置	竹 村 泰 子(6. 2.16)
災 害 対 策		6. 2.16 設置	鎌 田 要 人(6. 2.16)	
政 治 改 革		6. 2.16 設置	上 野 雄 文(6. 2.16)	
沖縄・北方		6. 2.16 設置	木 宮 和 彦(6. 2.16)	
地方分権		6. 2.16 設置	高 木 正 明(6. 2.16)	
規制緩和		6. 2.16 設置	永 野 茂 門(6. 2.16) 木 暮 山 人(6. 5.10)	
交通安全		6. 2.16 設置	山 田 勇(6. 2.16)	
調 査 会 長	国際問題	沢 田 一 精		
	国民生活	鈴 木 省 吾		
	産業・資源	櫻 井 規 順		
事 務 総 長		戸 張 正 雄		

2 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 平成 6. 6. 29 現在)

会 派	議 員 数	① 7. 7.22 任期満了			②10. 7.25 任期満了		
		比 例	選 挙	合 計	比 例	選 挙	合 計
自 由 民 主 党	95 (6)	12 (2)	21 (1)	33 (3)	17 (1)	45 (2)	62 (3)
日本社会党・護憲民主連合	68 (17)	16 (5)	29 (7)	45 (12)	10 (2)	13 (3)	23 (5)
新 緑 風 会	38 (4)	7 (1)	16 (2)	23 (3)	10 (1)	5	15 (1)
公明党・国民会議	24 (5)	6 (2)	4	10 (2)	8 (2)	6 (1)	14 (3)
日 本 共 産 党	11 (4)	4 (2)	1 (1)	5 (3)	4	2 (1)	6 (1)
二 院 ク ラ ブ	5	1	1	2	1	2	3
護憲リベラルの会	5 (1)	3 (1)	2	5 (1)	0	0	0
各派に属しない議員	6 (1)	1	2 (1)	3 (1)	0	3	3
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	252(38)	50(13)	76(12)	126(25)	50 (6)	76 (7)	126(13)

※()内は女性議員数

3 委員会及び調査会委員一覧

(初回開会日)

【内閣委員会】

委員長	岡部三郎	(自)	瀬谷英行	(社)
理事	板垣正	(自)	三重野栄子	(社)
理事	合馬敬	(自)	吉田達男	(社)
理事	峰崎直樹	(社)	田村秀昭	(新緑)
理事	寺澤芳男	(新緑)	中村鋭一	(新緑)
	井上孝	(自)	吉田之久	(新緑)
	木宮和彦	(自)	大久保直彦	(公)
	村上正邦	(自)	聴濤弘	(共)
	守住有信	(自)	赤桐操	(無)
	上野雄文	(社)		(6. 2. 16現在)

【地方行政委員会】

委員長	岩本久人	(社)	松浦功	(自)
理事	石渡清元	(自)	大淵絹子	(社)
理事	岩崎昭弥	(社)	大森昭	(社)
理事	釘宮磐	(新緑)	安永英雄	(社)
理事	有働正治	(共)	渡辺四郎	(社)
	太田豊秋	(自)	長谷川清	(新緑)
	狩野安	(自)	山崎順子	(新緑)
	鎌田要人	(自)	続訓弘	(公)
	久世公堯	(自)	西川潔	(二院)
	関根則之	(自)		(6. 3. 8現在)

【法務委員会】

委員長	猪 熊 重 二	(公)	翫 正 敏	(社)
理 事	下稲葉 耕 吉	(自)	栗 原 君 子	(社)
理 事	糸 久 八重子	(社)	竹 村 泰 子	(社)
理 事	木 暮 山 人	(新緑)	深 田 肇	(社)
理 事	常 松 克 安	(公)	平 野 貞 夫	(新緑)
	斎 藤 十 朗	(自)	國 弘 正 雄	(護憲)
	鈴 木 省 吾	(自)	紀 平 悌 子	(無)
	南 野 知恵子	(自)	原 文兵衛	(無)
	服 部 三男雄	(自)	安 恒 良 一	(無)
	山 本 富 雄	(自)		(6 . 3 . 29現在)

【外務委員会】

委員長	井 上 章 平	(自)	北 村 哲 男	(社)
理 事	成 瀬 守 重	(自)	清 水 澄 子	(社)
理 事	野 沢 太 三	(自)	矢田部 理	(社)
理 事	松 前 達 郎	(社)	武 田 邦太郎	(新緑)
理 事	猪 木 寛 至	(新緑)	永 野 茂 門	(新緑)
	大 木 浩	(自)	荒 木 清 寛	(公)
	笠 原 潤 一	(自)	黒 柳 明	(公)
	宮 澤 弘	(自)	立 木 洋	(共)
	矢 野 哲 朗	(自)	椎 名 素 夫	(無)
	大 脇 雅 子	(社)		(6 . 3 . 29現在)

【大蔵委員会】

委員長	上 杉 光 弘	(自)	野 村 五 男	(自)
理 事	須 藤 良太郎	(自)	梶 原 敬 義	(社)
理 事	竹 山 裕	(自)	志 苦 裕	(社)
理 事	前 畑 幸 子	(社)	鈴 木 和 美	(社)
理 事	山 本 正 和	(社)	堂 本 曉 子	(社)
理 事	白 浜 一 良	(公)	池 田 治	(新緑)
	大河原 太一郎	(自)	寺 崎 昭 久	(新緑)
	笠 原 潤 一	(自)	野 末 陳 平	(新緑)
	片 山 虎之助	(自)	牛 嶋 正	(公)
	佐 藤 泰 三	(自)	吉 岡 吉 典	(共)
	清 水 達 雄	(自)	島 袋 宗 康	(二院)

(6 . 2 . 15現在)

【文教委員会】

委員長	石 井 道 子	(自)	久 保 亘	(社)
理 事	宮 崎 秀 樹	(自)	肥 田 美代子	(社)
理 事	森 山 眞 弓	(自)	本 岡 昭 次	(社)
理 事	篠 崎 年 子	(社)	乾 晴 美	(新緑)
理 事	浜四津 敏 子	(公)	江 本 孟 紀	(新緑)
	井 上 裕	(自)	北 澤 俊 美	(新緑)
	世 耕 政 隆	(自)	小 林 正	(新緑)
	田 沢 智 治	(自)	片 上 公 人	(公)
	南 野 知恵子	(自)	橋 本 敦	(共)
	上 山 和 人	(社)		

(6 . 3 . 8現在)

【厚生委員会】

委員長	会	田	長	栄	(社)	前	島	英三郎	(自)
理 事	大	島	慶	久	(自)	今	井	澄	(社)
理 事	大	浜	方	栄	(自)	大	森	昭	(社)
理 事	菅	野		壽	(社)	日下部	禧代子	(社)	
理 事	高	桑	栄	松	(公)	菅	野	久 光	(社)
	岩	崎	純	三	(自)	勝	木	健 司	(新緑)
	尾	辻	秀	久	(自)	萩	野	浩 基	(新緑)
	佐々木		満	(自)		横	尾	和 伸	(公)
	清	水	嘉与子	(自)		吉	川	春 子	(共)
	西	田	吉	宏	(自)				(6. 2. 17現在)

【農林水産委員会】

委員長	浦	田		勝	(自)	稲	村	稔 夫	(社)
理 事	青	木	幹	雄	(自)	中	尾	則 幸	(社)
理 事	大	塚	清次郎	(自)		三	上	隆 雄	(社)
理 事	谷	本		巍	(社)	村	沢		牧 (社)
理 事	野	別	隆	俊	(社)	井	上	哲 夫	(新緑)
理 事	林		紀	子	(共)	星	川	保 松	(新緑)
	井	上	吉	夫	(自)	風	間		昶 (公)
	北		修	二	(自)	刈	田	貞 子	(公)
	佐	藤	静	雄	(自)	喜屋武	眞	榮	(二院)
	高	木	正	明	(自)	新	間	正 次	(無)
	吉	川	芳	男	(自)				(6. 3. 8現在)

【商工委員会】

委員長	中曾根 弘 文	(自)	一 井 淳 治	(社)
理 事	沓 掛 哲 男	(自)	三 石 久 江	(社)
理 事	真 島 一 男	(自)	村 田 誠 醇	(社)
理 事	谷 畑 孝	(社)	藁 科 満 治	(社)
理 事	井 上 計	(新緑)	小 島 慶 三	(新緑)
	倉 田 寛 之	(自)	古 川 太三郎	(新緑)
	斎 藤 文 夫	(自)	及 川 順 郎	(公)
	下 条 進一郎	(自)	山 下 栄 一	(公)
	野 間 赴	(自)	市 川 正 一	(共)
	吉 村 剛太郎	(自)		(6. 3. 29現在)

【運輸委員会】

委員長	和 田 教 美	(公)	溝 手 顕 正	(自)
理 事	松 浦 孝 治	(自)	山 崎 正 昭	(自)
理 事	堀 利 和	(社)	穠 山 篤	(社)
理 事	泉 信 也	(新緑)	喜 岡 淳	(社)
理 事	矢 原 秀 男	(公)	櫻 井 規 順	(社)
	伊 江 朝 雄	(自)	洲 上 貞 雄	(社)
	鹿 熊 安 正	(自)	山 田 勇	(新緑)
	河 本 三 郎	(自)	高 崎 裕 子	(共)
	林 寛 子	(自)	下 村 泰	(二院)
	二 木 秀 夫	(自)		(6. 2. 23現在)

【 通 信 委 員 会 】

委員長	森	暢 子	(社)	川 橋	幸 子	(社)
理 事	岡 野	裕	(自)	三重野	栄 子	(社)
理 事	陣 内	孝 雄	(自)	河 本	英 典	(新緑)
理 事	山 田	健 一	(社)	星 野	朋 市	(新緑)
理 事	栗 森	喬	(新緑)	鶴 岡	洋	(公)
	岡	利 定	(自)	中 川	嘉 美	(公)
	加 藤	紀 文	(自)	青 島	幸 男	(二院)
	沢 田	一 精	(自)	田	英 夫	(護憲)
	林 田	悠紀夫	(自)	鈴 木	栄 治	(無)
	及 川	一 夫	(社)		(6 . 3 . 29現在)	

【 労 働 委 員 会 】

委員長	野 村	五 男	(自)	角 田	義 一	(社)
理 事	柳 川	覺 治	(自)	西 岡	瑠璃子	(社)
理 事	庄 司	中	(社)	浜 本	万 三	(社)
理 事	細 谷	昭 雄	(社)	足 立	良 平	(新緑)
理 事	笹 野	貞 子	(新緑)	石 井	一 二	(新緑)
	小 野	清 子	(自)	松 尾	官 平	(新緑)
	田 辺	哲 夫	(自)	武 田	節 子	(公)
	坪 井	一 宇	(自)	中 西	珠 子	(公)
	平 井	卓 志	(自)	吉 川	春 子	(共)
	千 葉	景 子	(社)		(6 . 3 . 29現在)	

【建設委員会】

委員長	前	田	勲	男	(自)	青	木	薪	次	(社)
理事	鈴	木	貞	敏	(自)	岩	崎	昭	弥	(社)
理事	永	田	良	雄	(自)	梶	原	敬	義	(社)
理事	種	田		誠	(社)	佐	藤	三	吾	(社)
理事	直	嶋	正	行	(新緑)	西	野	康	雄	(社)
	上	野	公	成	(自)	磯	村		修	(新緑)
	遠	藤		要	(自)	木	庭	健太郎		(公)
	坂	野	重	信	(自)	横	尾	和	伸	(公)
	松	谷	蒼一郎		(自)	上	田	耕一郎		(共)
	吉	川	博		(自)					(6. 2. 23現在)

【予算委員会】

委員長 理事	井片久村梶北角足北木遠大河大沓斎下陣樋成野野服松	上山世上原村田立澤庭藤原島掛藤葉内崎瀬間村部浦	吉虎公正敬哲義良俊健太一慶哲文耕孝泰守五三孝	夫之助堯邦義男一平美太郎要一郎久男夫吉雄昌重赴男雄治	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)																																																																																								
					(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)																																																																																				
					松	谷	蒼一郎	(自)	一	井	淳	治	(社)	上	山	和	人	(社)	川	橋	幸	子	(社)	日下	部	禧代子	(社)	谷	畑	孝	(社)	種	田	誠	(社)	肥	田	美代子	(社)	三重	野	栄	子	(社)	峰	崎	直	樹	(社)	山	田	健	一	(社)	藁	科	満	治	(社)	笹	野	貞	子	(新緑)	武	田	邦太郎	(新緑)	直	嶋	正	行	(新緑)	萩	野	浩	基	(新緑)	荒	木	清	寛	(公)	牛	嶋	正	(公)	刈	田	貞	子	(公)	有	働	正	治	(共)	吉	岡	吉	典	(共)	島	袋	宗	康	(二院)
					(6. 2. 23現在)																																																																																																						

【決算委員会】

委員長	三北	上住	隆修	雄二	(社)	溝矢	手野	頭哲	正朗	(自)
理事	守	住	有	信	(自)	会	田	長	栄	(社)
理事	今	井		澄	(社)	稲	村	稔	夫	(社)
理事	清	水	澄	子	(社)	喜	岡		淳	(社)
理事	風	間		昶	(公)	中	尾	則	幸	(社)
理事	高	崎	裕	子	(共)	西	野	康	雄	(社)
	笠	原	潤	一	(自)	堀		利	和	(社)
	鎌	田	要	人	(自)	泉		信	也	(新緑)
	佐	藤	静	雄	(自)	小島		慶	三	(新緑)
	清	水	達	雄	(自)	小林			正	(新緑)
	陣	内	孝	雄	(自)	長谷川			清	(新緑)
	鈴	木	貞	敏	(自)	浜四津		敏	子	(公)
	永	田	良	雄	(自)	横尾		和	伸	(公)
	南	野	知恵	子	(自)	喜屋武		真	榮	(二院)

(6 . 2 . 28現在)

【議院運営委員会】

委員長	大田	森沢		昭治	(社)	加藤	藤泰	紀三	文	(自)
理事	田	辺	哲	夫	(自)	佐松	谷	蒼一郎		(自)
理事	西	田	吉	宏	(自)	山崎		正昭		(自)
理事	及	川	一	夫	(社)	吉村		剛太郎		(自)
理事	浏	上	貞	雄	(社)	岩崎		昭弥		(社)
理事	片	上	公	人	(公)	岩本		久人		(社)
理事	井	上	哲	夫	(連新)	栗原		君	子	(社)
理事	寺	崎	昭	久	(民)	野別		隆	俊	(社)
理事	橋	本		敦	(共)	峰崎		直樹		(社)
	上	野	公	成	(自)	続		訓弘		(公)
	大	木		浩	(自)	寺澤		芳男		(連新)
	岡		利	定	(自)					

(6 . 1 . 31現在)

【懲罰委員会】

委員長	鈴木和美	(社)	釘宮磐	(連新)
理事	平井卓志	(自)	星川保松	(連新)
	斎藤十朗	(自)	大久保直彦	(公)
	坂野重信	(自)	山田勇	(民)
	浜本万三	(社)	立木洋	(共)

(6. 1. 31現在)

【科学技術特別委員会】

委員長	中川嘉美	(自)	吉川博	(自)
理事	鹿熊安正	(自)	穠山篤	(社)
理事	志村哲良	(自)	翫正敏	(社)
理事	川橋幸子	(社)	稲村稔夫	(社)
理事	大久保直彦	(公)	西岡瑠璃子	(社)
	倉田寛之	(自)	三上隆雄	(社)
	河本三郎	(自)	泉信也	(新緑)
	林寛子	(自)	長谷川清	(新緑)
	二木秀夫	(自)	星川保松	(新緑)
	前島英三郎	(自)	市川正一	(共)

(6. 2. 16現在)

【環境特別委員会】

委員長	竹村泰子	(社)	真島一男	(自)
理事	石渡清元	(自)	大脇雅子	(社)
理事	小野清子	(自)	清水澄子	(社)
理事	堂本暁子	(社)	西野康雄	(社)
理事	河本英典	(新緑)	矢田部理	(社)
	石川弘	(自)	栗森喬	(新緑)
	狩野安	(自)	勝木健司	(新緑)
	須藤良太郎	(自)	刈田貞子	(公)
	西田吉宏	(自)	横尾和伸	(公)
	野間赳	(自)	有働正治	(共)

(6. 2. 16現在)

【災害対策特別委員会】

委員長	鎌田要人	(自)	小川仁一	(社)
理事	大塚清次郎	(自)	篠崎年子	(社)
理事	野村五男	(自)	種田誠	(社)
理事	上山和人	(社)	中尾則幸	(社)
理事	江本孟紀	(新緑)	吉田達男	(社)
	北修二	(自)	乾晴美	(新緑)
	下条進一郎	(自)	釘宮磐	(新緑)
	松浦孝治	(自)	常松克安	(公)
	松谷蒼一郎	(自)	山下栄一	(公)
	山崎正昭	(自)	林紀子	(共)

(6. 2. 16現在)

【政治改革に関する特別委員会】

委員長	上野雄文	(社)	村上正邦	(自)
理事	下稲葉耕吉	(自)	森山眞弓	(自)
理事	関根則之	(自)	会田長栄	(社)
理事	松浦功	(自)	岩本久人	(社)
理事	一井淳治	(社)	川橋幸子	(社)
理事	本岡昭次	(社)	角田義一	(社)
理事	平野貞夫	(新緑)	前畑幸子	(社)
理事	白浜一良	(公)	村田誠醇	(社)
理事	吉川春子	(共)	渡辺四郎	(社)
	太田豊秋	(自)	寺崎昭久	(新緑)
	岡利定	(自)	寺澤芳男	(新緑)
	片山虎之助	(自)	直嶋正行	(新緑)
	久世公堯	(自)	中村鋭一	(新緑)
	坂野重信	(自)	猪熊重二	(公)
	清水達雄	(自)	続訓弘	(公)
	鈴木貞敏	(自)	聴濤弘	(共)
	永田良雄	(自)	下村泰	(二院)
	榎崎泰昌	(自)	(6. 2. 16現在)	

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

委員長	木宮和彦	(自)	北村哲男	(社)
理事	伊江朝雄	(自)	庄司中	(社)
理事	坪井一宇	(自)	渕上貞雄	(社)
理事	肥田美代子	(社)	三石久江	(社)
理事	池田治	(新緑)	井上計	(新緑)
	板垣正	(自)	北澤俊美	(新緑)
	大浜方栄	(自)	武田邦太郎	(新緑)
	北修二	(自)	風間昶	(公)
	柳川覺治	(自)	高桑栄松	(公)
	大淵絹子	(社)	喜屋武眞榮	(二院)
			(6. 2. 16現在)	

【地方分権に関する特別委員会】

委員長	高 木 正 明	(自)	糸 久 八重子	(社)
理 事	野 沢 太 三	(自)	及 川 一 夫	(社)
理 事	宮 澤 弘	(自)	上 山 和 人	(社)
理 事	渡 辺 四 郎	(社)	篠 崎 年 子	(社)
理 事	萩 野 浩 基	(新緑)	安 永 英 雄	(社)
	岩 崎 純 三	(自)	松 尾 官 平	(新緑)
	上 野 公 成	(自)	山 崎 順 子	(新緑)
	佐 藤 静 雄	(自)	続 訓 弘	(公)
	溝 手 顕 正	(自)	横 尾 和 伸	(公)
	宮 崎 秀 樹	(自)	有 働 正 治	(共)

(6 . 2 . 16現在)

【規制緩和に関する特別委員会】

委員長	永 野 茂 門	(新緑)	吉 川 芳 男	(自)
理 事	斎 藤 文 夫	(自)	今 井 澄	(社)
理 事	陣 内 孝 雄	(自)	岩 崎 昭 弥	(社)
理 事	野 別 隆 俊	(自)	喜 岡 淳	(社)
理 事	古 川 太三郎	(新緑)	佐 藤 三 吾	(社)
理 事	矢 原 秀 男	(公)	村 沢 牧	(社)
	尾 辻 秀 久	(自)	山 本 正 和	(社)
	合 馬 敬	(自)	足 立 良 平	(新緑)
	加 藤 紀 文	(自)	小 島 慶 三	(新緑)
	笠 原 潤 一	(自)	武 田 節 子	(公)
	沓 掛 哲 男	(自)	橋 本 敦	(共)
	須 藤 良太郎	(自)	西 川 潔	(二院)
	竹 山 裕	(自)		

(6 . 2 . 16現在)

【交通安全対策特別委員会】

委員長	山田	勇	(新緑)	守住	有信	(自)
理事	狩野	安	(自)	穂山	篤	(社)
理事	二木	秀夫	(自)	大淵	絹子	(社)
理事	青木	薪次	(社)	大脇	雅子	(社)
理事	小林	正	(新緑)	栗原	君子	(社)
	青木	幹雄	(自)	細谷	昭雄	(社)
	井上	裕	(自)	吉田	之久	(新緑)
	佐藤	泰三	(自)	荒木	清寛	(公)
	鈴木	貞敏	(自)	常松	克安	(公)
	野沢	太三	(自)	西山	登紀子	(共)

(6. 2. 16現在)

【国際問題に関する調査会】

会長	沢田	一精	(自)	矢野	哲朗	(自)
理事	大木	浩	(自)	大淵	絹子	(社)
理事	大島	慶久	(自)	谷畑	孝	(社)
理事	山田	健一	(社)	深田	肇	(社)
理事	猪木	寛至	(新緑)	細谷	昭雄	(社)
理事	荒木	清寛	(公)	松前	達郎	(社)
理事	上田	耕一郎	(共)	山口	哲夫	(社)
	上野	公成	(自)	井上	哲夫	(新緑)
	岡野	裕	(自)	永野	茂門	(新緑)
	佐々木	満	(自)	木庭	健太郎	(公)
	下稲葉	耕吉	(自)	中西	珠子	(公)
	林田	悠紀夫	(自)	島袋	宗康	(二院)
	宮澤	弘	(自)			

(6. 2. 9現在)

【国民生活に関する調査会】

会 長	鈴 木 省 吾	(自)	溝 手 顕 正	(自)
理 事	清 水 嘉与子	(自)	青 木 薪 次	(社)
理 事	竹 山 裕	(自)	菅 野 壽	(社)
理 事	三重野 栄 子	(社)	日下部 禧代子	(社)
理 事	笹 野 貞 子	(新緑)	栗 原 君 子	(社)
理 事	浜四津 敏 子	(公)	鈴 木 和 美	(社)
理 事	吉 岡 吉 典	(共)	谷 本 巍	(社)
	岩 崎 純 三	(自)	安 永 英 雄	(社)
	遠 藤 要	(自)	勝 木 健 司	(新緑)
	太 田 豊 秋	(自)	平 野 貞 夫	(新緑)
	加 藤 紀 文	(自)	和 田 教 美	(公)
	成 瀬 守 重	(自)	下 村 泰	(二院)
	服 部 三男雄	(自)	(6. 2. 8現在)	

【産業・資源エネルギーに関する調査会】

会 長	櫻 井 規 順	(社)	吉 村 剛太郎	(自)
理 事	尾 辻 秀 久	(自)	瀬 谷 英 行	(社)
理 事	吉 川 芳 男	(自)	堀 利 和	(社)
理 事	藁 科 満 治	(社)	前 畑 幸 子	(社)
理 事	長谷川 清	(新緑)	松 本 英 一	(社)
理 事	山 下 栄 一	(公)	森 暢 子	(社)
理 事	立 木 洋	(共)	乾 晴 美	(新緑)
	合 馬 敬	(自)	小 島 慶 三	(新緑)
	岡 利 定	(自)	小 林 正	(新緑)
	佐 藤 静 雄	(自)	萩 野 浩 基	(新緑)
	関 根 則 之	(自)	星 野 朋 市	(新緑)
	檜 崎 泰 昌	(自)	中 川 嘉 美	(公)
	南 野 知恵子	(自)	(6. 2. 9現在)	

1 本会議審議経過

○平成6年1月31日（月）

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

散会 午前10時2分

○平成6年2月16日（水）

開会 午前10時1分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員20名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員20名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員20名から成る災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため、委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、交通安全に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員20名から成る交通安全対策特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、政治改革に関する調査のため、委員35名から成る政治改革に関する特別委員会、地方分権の推進に関する調査のため、委員20名から成る地方分権に関する特別委員会、規制緩和に関する調査のため、委員25名から成る規制緩和に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官訴追委員田沢智治君、同予備員荒木清寛君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官訴追委員に寺澤芳男君、同予備員に河本英典君、国会等移転調査会委員に

磯村修君を指名した。また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、第 3 順位の磯村修君を第 2 順位に、第 4 順位の武田邦太郎君を第 3 順位に、河本英典君を第 4 順位とした。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、中央社会保険医療協議会委員に井原哲夫君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、同委員に館龍一郎君を任命することに同意することに決した。

日程第 1 平成 5 年度の水田宮農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）

本案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

休憩 午前10時 9 分

再開 午後 3 時32分

日程第 2 国務大臣の報告及び演説に関する件

細川内閣総理大臣は帰国報告を、藤井大蔵大臣は財政に関する演説をした。

以上に対し、鈴木省吾君、及川一夫君、高崎裕子君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後 5 時45分

○平成 6 年 2 月23日（水）

開会 午後 6 時31分

国土審議会委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、寺崎昭久君を指名した。

日程第 1 平成 5 年度一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 2 平成 5 年度特別会計補正予算（特第 3 号）

日程第 3 平成 5 年度政府関係機関補正予算（機第 3 号）

以上 3 案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後 6 時 42 分

○平成 6 年 2 月 25 日（金）

開会 午後 3 時 1 分

日程第 1 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

（第 128 回国会内閣提出、第 129 回国会衆議院送付）

本案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案（第 128 回国会内閣提出、第 129 回国会衆議院送付）

本案は、日程に追加し、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後 3 時 8 分

○平成 6 年 3 月 4 日（金）

開会 午前 10 時 1 分

議員辞職の件

本件は、石川弘君の辞職を許可することに決した。

日程第 1 常任委員長辞任の件

本件は、地方行政委員長小川仁一君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

本選挙は、選挙の手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、地方行政委員長に岩本久人君、労働委員長に野村五男君を指名した。

日程第 2 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

（衆議院提出）

日程第 3 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

（衆議院提出）

日程第 4 政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

日程第 5 政党助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上 4 案は、政治改革に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

休憩 午前10時14分

再開 午後 3 時 1 分

日程第 6 国務大臣の演説に関する件

細川内閣総理大臣は施政方針に関し、羽田外務大臣は外交に関し、藤井大蔵大臣は財政に関し、久保田国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後 4 時39分

○平成 6 年 3 月 8 日(火)

開会 午前10時 1 分

日程第 1 国務大臣の演説に関する件(第 2 日)

山本富雄君は、質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時26分

○平成 6 年 3 月 9 日(水)

開会 午前10時 1 分

日程第 1 国務大臣の演説に関する件(第 3 日)

松尾官平君、立木洋君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1 時 1 分

休憩前に引き続き、竹山裕君、下村泰君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後 2 時50分

○平成 6 年 3 月 28 日（月）

開会 午前 10 時 1 分

議長は、新たに当選した議員増岡康治君を議院に紹介した後、同君を大蔵委員に指名した。

日程第 1 平成 6 年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び平成 6 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（趣旨説明）

本案は、藤井大蔵大臣から趣旨説明があった後、須藤良太郎君、吉岡吉典君がそれぞれ質疑をした。

日程第 2 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本案は、佐藤自治大臣から趣旨説明があった後、石渡清元君が質疑をした。

散会 午前 11 時 33 分

○平成 6 年 3 月 29 日（火）

開会 午後 4 時 1 分

裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件

本件は、穂山篤君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、浜本万三君を指名した。

日程第 1 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第 2 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上 4 案（第 3 及び第 4 の議案は日程に追加）は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第 1 及び第 2 は全会一

致をもって可決、日程追加の第 3 及び第 4 の議案は可決された。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律案（衆議院提出）

児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

以上 3 案は、日程に追加し、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

漁港法第 17 条第 3 項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

相続税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

平成 6 年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

平成 6 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上 6 案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第 1 及び第 6 の議案は全会一致をもって可決、第 2 ないし第 5 の議案は可決された。

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

（第128回国会内閣提出、第129回国会衆議院送付）

本件は、日程に追加し、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

放送法第37条第 2 項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、日程に追加し、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

散会 午後 4 時39分

○平成 6 年 4 月 1 日（金）

開会 午後10時16分

日程第 1 平成 6 年度一般会計暫定予算

日程第 2 平成 6 年度特別会計暫定予算

日程第 3 平成 6 年度政府関係機関暫定予算

以上 3 案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後10時21分

○平成 6 年 4 月 8 日（金）

開会 午前10時31分

日程第 1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、人事官に市川惇信君、検査官に佐伯英明君、商品取引所審議会会長に杉山克己君、同委員に植田守昭君、上村達男君、佐々波楊子君、竹居照芳君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、原子力委員会委員に伊原義徳君、宇宙開発委員会委員に野村民也君、衆議院議員

選挙区画定審議会委員に荒尾正浩君、石川忠雄君、内田満君、大林勝臣君、大宅映子君、塩野宏君、味村治君、公安審査委員会委員に青井舒一君、山崎恵美子君、日本銀行政策委員会委員に濃野滋君を任命することに同意することに決した。

散会 午前10時34分

○平成 6 年 4 月25日（月）

開会 午後 2 時 1 分

日程第 1 内閣総理大臣の指名

本件は、記名投票の結果（投票総数247、過半数124）、衆議院議員羽田孜君が127票をもって指名された。

散会 午後 2 時24分

○平成 6 年 4 月28日（木）

開会 午前10時 1 分

日程第 1 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前10時 4 分

○平成 6 年 5 月10日（火）

開会 午後 1 時41分

日程第 1 国務大臣の演説に関する件

羽田内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後 2 時 7 分

○平成 6 年 5 月13日（金）

開会 午前10時 1 分

日程第 1 国務大臣の演説に関する件（第 2 日）

平井卓志君は、質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時53分

○平成6年5月16日（月）

開会 午前10時1分

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員勝木健司君、浜四津敏子君、裁判官訴追委員寺澤芳男君、同予備員武田邦太郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に足立良平君（第2順位）、荒木清寛君（第3順位）、裁判官訴追委員に武田邦太郎君、同予備員に山崎順子君（第3順位）、検察官適格審査会委員予備委員に井上哲夫君（種田誠君の予備委員）、国会等移転調査会委員に星川保松君を指名した。

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

浜本万三君、黒柳明君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午後零時2分

再開 午後1時12分

休憩前に引き続き、市川正一君、吉川芳男君、糸久八重子君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

日程第2 国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後3時35分

○平成6年5月20日（金）

開会 午後6時26分

日程第1 平成6年度一般会計暫定補正予算（第1号）

日程第 2 平成 6 年度特別会計暫定補正予算（特第 1 号）

日程第 3 平成 6 年度政府関係機関暫定補正予算（機第 1 号）

以上 3 案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後 6 時 33 分

○平成 6 年 6 月 6 日（月）

開会 午後零時 5 分

日程第 1 国務大臣の報告に関する件（ウルグアイ・ラウンド交渉について）

本件は、羽田内閣総理大臣から報告があった後、大河原太一郎君、野別隆俊君、林紀子君がそれぞれ質疑をした。

日程第 2 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第 3 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件

日程第 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

日程第 5 1993 年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

以上 4 件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第 6 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 7 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案（内閣提出）

日程第 8 建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 9 消防法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後1時53分

○平成6年6月8日（水）

開会 午後零時11分

日程第1 簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第2 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第3 郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上3案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は全会一致をもって可決、日程第2及び第3は可決された。

日程第4 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第5 船員法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第6 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案（内閣提出）

以上両案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第7 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出）

本案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後零時26分

○平成6年6月10日（金）

開会 午後零時31分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（衆議院議員選挙区画定審議会の「区割り案の作成方針」に関する報告について）

本件は、石井自治大臣から報告があった。

日程第 2 薬事法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第 3 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第 2 は全会一致をもって可決、日程第 3 は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決された。

日程第 4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案
（内閣提出、衆議院送付）

本案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 5 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案

（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後零時52分

○平成 6 年 6 月 17 日（金）

開会 午後零時18分

製造物責任法案（閣法第53号）及び製造物責任法案（参第 2 号）（趣旨説明）

本案は、日程に追加し、寺澤国务大臣、本院議員橋本敦君から順次趣旨説明があった後、宮崎秀樹君、谷畑孝君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 石油公団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第 2 ガス事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 3 警察法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後 1 時18分

○平成 6 年 6 月20日（月）

開会 午後零時41分

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案（建設委員長提出）

農住組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

都市緑地保全法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上 3 案は、日程に追加し、建設委員長から第 1 の議案については趣旨説明、第 2 及び第 3 の議案については委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

休憩 午後零時47分

再開するに至らなかった。

○平成 6 年 6 月22日（水）

開会 午後零時16分

日程第 1 戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 2 公職選挙法等の一部を改正する法律案（松浦功君外 7 名発議）

本案は、政治改革に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案

（農林水産委員長提出）

本案は、日程に追加し、農林水産委員長から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 3 健康保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以上は、大内厚生大臣から趣旨説明があった後、大浜方栄君、菅野久光君、西山登紀子君がそれぞれ質疑をした。

休憩 午後1時55分

再開 午後5時31分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、科学技術会議議員に高原須美子君、運輸審議会委員に石川雅嗣君を任命することに同意することに決し、宇宙開発委員会委員に末松安晴君、公害等調整委員会委員に武石章君、漁港審議会委員に池尻文二君、上原宜成君、坂井溢郎君、佐藤一誠君、土屋孟君、藤野慎吾君、松井規矩雄君、山下ミヤ子君、渡邊行雄君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第4 航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第5 航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第6 航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第7 航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第8 航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第9 航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第10 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する
1992年の議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約
を改正する1992年の議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上11件（第8ないし第11の議案は日程に追加）は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第4ないし第9及び日程追加の第8ないし第11の議案は全会一致をもって承認することに決し、日程第10は承認することに決した。

日程第11 航空法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第12 道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第13 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸
運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件
（衆議院送付）

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上4件（第4の議案は日程に追加）は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第11は可決され、日程第12及び日程追加の第4の議案は全会一致をもって可決され、日程第13は全会一致をもって承認することに決した。

日程第14 地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第15 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に
関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第16 電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

日程第17 放送法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第16は全会一致をもって可決、日程第17は可決された。

日程第18 特定放射光施設の共用の促進に関する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

本案は、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第19 建設業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第20 不動産特定共同事業法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第19は全会一致をもって可決、日程第20は可決された。

日程第21 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第22 更生緊急保護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案（第2の議案は日程に追加）は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第22は全会一致をもって可決、日程追加の第2の議案は可決された。

日程第23 雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第24 平成6年度における財政運営のための国際整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第25 証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第24は可決、日程第25は全会一致をもって可決された。

日程第26 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

日程第27 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第26は可決、日程第27は全会一致をもって可決された。

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

農業改良助長法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

以上 3 案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第 1 及び第 2 の議案は全会一致をもって可決、第 3 の議案は可決された。

製造物責任法案 (内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後 6 時 25 分

○平成 6 年 6 月 23 日 (水)

開会 午後 3 時 6 分

平成 6 年度一般会計予算

平成 6 年度特別会計予算

平成 6 年度政府関係機関予算

以上 3 案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成 130、反対 110 にて可決された。

日程第 1 裁判官の介護休暇に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

以上両案 (第 2 の議案は日程に追加) は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第 1 は全会一致をもって可決、日程追加の第 2 の議案は可決された。

日程第 2 健康保険法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

(衆議院送付)

国会職員法の一部を改正する法律案 (衆議院送付)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆議院送付）

以上 3 案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

国際問題に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国際問題に関する調査会長から報告があった。

国民生活に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活に関する調査会長から報告があった。

産業・資源エネルギーに関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、産業・資源エネルギーに関する調査会長から報告があった。

散会 午後 4 時42分

○平成 6 年 6 月29日（水）

開会 午後 8 時26分

日程第 1 内閣総理大臣の指名

本件は、記名投票の結果（投票総数244、過半数123）、衆議院議員村山富市君が148票をもって指名された。

休憩 午後 8 時58分

再開 午後10時16分

元日赤及び元陸海軍従軍看護婦に対する処遇に関する請願外696件の請願

本請願は、日程に追加し、内閣委員長外 8 委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

国の防衛に関する調査

地方行政委員会

地方行政の改革に関する調査

法務委員会

検察及び裁判の運営に関する調査

外務委員会

国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

租税及び金融等に関する調査

文教委員会

教育、文化及び学術に関する調査

厚生委員会

社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会

農林水産政策に関する調査

商工委員会

産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

運輸事情等に関する調査

逓信委員会

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

労働委員会

労働問題に関する調査

建設委員会

建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

予算の執行状況に関する調査

決算委員会

平成3年度一般会計歳入歳出決算、平成3年度特別会計歳入歳出決算、
平成3年度国税収納金整理資金受払計算書、平成3年度政府関係機関決
算書

平成3年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成3年度国有財産無償貸付状況総計算書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

災害対策樹立に関する調査

政治改革に関する特別委員会

政治改革に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

地方分権に関する特別委員会

地方分権の推進に関する調査

規制緩和に関する特別委員会

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案（閣法第73号）

規制緩和に関する調査

交通安全対策特別委員会

交通安全対策樹立に関する調査

国際問題に関する調査会

国際問題に関する調査

国民生活に関する調査会

国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

産業・資源エネルギーに関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たりあいさつをした。

散会 午後10時19分

2 国務大臣の主な演説・報告及び質疑の概要

○平成6年2月16日（水）

【細川内閣総理大臣の帰国報告】

私は、2月10日より米国ワシントンを訪れ、11日にクリントン大統領と3回目の日米首脳会談を行い、13日に帰国いたしました。

今回の米国訪問は日米包括経済協議の一つの節目に当たったため、首脳会談の直前まで双方の交渉者間で昼夜を分かたず交渉が重ねられるという緊迫した状況のもとでの訪問となりました。

当初同行を予定しておりました羽田副総理兼外務大臣は、予定を1日繰り上げてワシントンに入られ、ゴア副大統領、クリストファー国務長官、ベンツェン財務長官、カンター通商代表とそれぞれ会談をいたしました。

しかし、包括協議の中のいわゆる優先分野の問題、すなわち政府調達、保険、自動車・自動車部品の三つの分野別の問題では、客観的基準と数値目標との関係をめぐって今回の首脳会談までには両国の立場の一致点は見出されなかったところでございます。

このような状況の中で、私は11日にクリントン大統領との間で昼食も含めて2時間以上にわたり会談を行いました。

この会談では、今日の日米関係の幅と深みを反映して、2国間の経済問題のみならず北朝鮮、中国、ロシアなどの国際情勢やグローバルな協力に至るまで幅広い分野にわたり率直な意見交換をいたしました。一言で申し上げて率直ないい会談であったと思っております。

焦点の日米包括経済協議につきましては、私の方から細川内閣の基本的方針として発足当初より規制緩和などの改革を追求しており、数値目標の設定はこのような自分の政権の改革の基本方針と相入れないものであることを意を尽くして主張をしたところでございます。これに対してクリントン大統領も米国の立場を主張されましたが、結局、日米包括経済協議については双方の合意の上でしばらく冷却期間を置くことになったところでございます。

しかしながら、クリントン大統領と私は、日米関係は国際社会全体にとって極めて重要な関係であり、経済面で意見の不一致があろうとも、これまでの日

米友好関係の歴史を踏まえ、極めて良好な状況にある政治・安全保障の分野やグローバルな問題についての日米間の協力関係が損なわれることがあってはならないという認識で一致をいたしました。

さらに、環境や人口、エイズなど、日米が取り組むべき地球規模の課題について両国が協力していくことを確認したことは会談の大きな成果であったと考えております。具体的には、人口、エイズの問題で日米両国は今後7年間にわたり120億ドルの国際協力を実施することとなりました。

北朝鮮の核開発疑惑につきましては、米側より、中長期的に朝鮮半島の非核化を確保していくことが重要であり日本との協力を重視していること、また、来る I A E A の理事会の結果によっては国連安全保障理事会において問題が取り上げられる可能性も排除できないので日本との連絡を緊密に維持していきたいとの話がございました。これに対し私からは、問題が国連安全保障理事会で取り上げられる場合には可能な限りの対応をする旨答えたところでございます。なお今般、北朝鮮が I A E A の要請する査察を受け入れたことは御承知のとおりでございます。

ロシアにつきましては、米側よりエリツィン大統領の民主化、市場経済化に向けての努力及び外交政策を改革していこうとするロシア側の努力を支援していく必要がある旨言及があったのに対し、私からも我が国のロシアに対する支援の努力を紹介いたしました。

最後に、私の方から天皇、皇后両陛下の本年中の米国御訪問について米側の協力を要請したのに対し、大統領からは両陛下の御訪米の成功に向けできる限りの御歓迎をしたいという発言もございました。

また、私から大統領に対し来年の日本への訪問を招待したのに対し、大統領はこれに感謝するとともに再び訪日できることを楽しみにしている旨答えられました。

日米首脳会談の後、私は当地の大学で政策演説を行い、我が国の外交姿勢について米国の若者に直接語りかけてまいりました。

演説では、日本の内からの改革を説明し、この改革が我が国自身の利益にかなうのみならず、日本の国際社会における責任と調和するものであること、また、この内からの改革は日本の対外関係にも反映され、より安定した平和な世

界を築くために日本がよりダイナミックな役割を果たすことにつながるということ、我が国は地域紛争の予防と解決や環境問題、人口問題といった地球規模の問題への取り組みなどの分野で一層の役割を果たしていく決意であること、また、我が国が核武装をすることはあり得ないということ、世界で最も活力のある地域であるアジア・太平洋において日米協力の大きな展望が開けつつあるということ、日米のパートナーシップを支えている人間的なきずなに関心を払いつつ日米関係の強化に取り組む決意であることなどを強調したところでございます。

また私は、限られた時間ではございましたが、ミッチェル上院民主党院内総務、ドール上院共和党院内総務、フォーレイ下院議長といった米国連邦議会の指導者を初め、米国各界の要路と直接話し合う機会を設け、自分の政治姿勢や私が推進している改革を説明するとともに幅広く意見交換をしてきたところでございます。

今回の私の訪米は従来になく厳しい状況の中で行われましたが、包括経済協議をめぐる率直な議論を通じ、日米両国はそれぞれのなすべきことを自覚してみずから進んで最大限の努力を行うが、それにもかかわらずできないことについてはそれを率直に認め合うといったこれまで以上の信頼感に裏打ちされた関係への幕開けを示す一つの時代を画するものになったと思っております。

同時に、このような日米関係をさらに発展させていくためには、我が国がみずからのなすべきことについてより一層の自覚と責任感を持ち、みずから積極的にやるべきことはやっていくとの意思を明確にする必要があると思っております。今後は、日米間の意思疎通をこれまで以上に率直で忌憚のないものにしていくとともに、国際社会における日米パートナーシップの重みを十分踏まえ、我が国が我が国としてとるべき措置を自主的に取り進めていくことが重要と考えております。

私は、この内閣の発足以来、政治、経済、行政面での構造改革の断行を国民から託された歴史的使命ととらえ、その実現のために邁進してまいりました。今後も規制緩和を積極的に推進し、開かれた社会の創造と国民生活の向上のために最大限の努力を行っていく所存でございます。今回の包括経済協議の結果は結果として、我が国としてとるべき措置については積極的に行ってまいりた

いと思っておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

【 藤 井 大 蔵 大 臣 の 財 政 演 説 】

今般、さきに決定されました総合経済対策を受けて平成5年度補正予算（第3号）を提出することとなりました。その御審議をお願いするに当たり、補正予算の概要を御説明申し上げます。

〔最近の経済情勢と総合経済対策〕

まず、最近の経済情勢とさきに決定されました総合経済対策について申し述べます。

我が国経済は、依然として厳しい状況にありますが、好調な住宅建設と公共投資が景気を支える中、在庫調整や資本ストック調整が進展するなど、回復への機運が着実に熟しつつあります。政府としては、こうした回復の芽を大きく膨らませ、我が国経済を平成6年度中のできるだけ早い時期に本格的な回復に移行させ、7年度以降の安定成長を確実なものとするため、去る2月8日、15兆円を上回る史上最大規模の総合経済対策を決定いたしました。

今回の対策におきましては、まず第1に、現下の極めて厳しい財政事情のもとではありますが、5兆8,500億円の所得減税の実施等を行うとともに、公共投資等の拡大、住宅投資の促進など、可能な限り最大限の内需拡大策を講じております。第2に、課題を抱える諸分野に重点的かつきめ細かな対応を行うため、土地の有効利用の促進、中小企業の構造調整等の支援、農業の国際化への対応、雇用の安定の確保、金融・証券市場の活性化等に関する施策を展開しております。第3に、我が国経済の将来的な発展環境を整備していくため、新規事業の拡大等につながる規制緩和の推進や新規産業の創出と発展への支援を図ることといたしております。

以上のように、本対策は、質量ともに充実した文字どおり総合的な経済対策であり、こうした幅広い諸施策を一体として実施しつつ、平成5年度第3次補正予算及び平成6年度予算を通じて可能な限り景気に配慮するよう努めることにより、先行きに対する不透明感を払拭し、我が国経済の本格的な回復に大きく資するものと確信しております。

〔財政改革の推進〕

次に、財政改革の推進について申し上げます。

我が国財政は、巨額の公債残高を抱え、国債費が政策的経費を圧迫するなど構造的にますます厳しさを増しておりますが、これに加え、平成4年度決算において税収が戦後初めて2年連続して減少し、約1兆5,000億円の決算上の不足を生じ、また、その後の税収動向も引き続き極めて厳しいものと見込まれるなどまことに深刻な状況に立ち至っております。

今後急速に進展する人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など今後の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応していくためには、引き続き健全な財政運営を確保しつつ、公債残高が累増しないような財政体質をつくり上げていくことが基本的な課題であり、今後とも財政改革を強力に推進してまいり所存であります。

〔補正予算の概要〕

次に、今国会に提出いたしました平成5年度補正予算（第3号）の概要について御説明申し上げます。

さきに御説明いたしました総合経済対策の一環として、一般会計につきましては、歳出面において、一般公共事業関係費の追加として1兆5,000億円、各種の施設費等の追加として4,201億円を計上するとともに、中小企業等特別対策費822億円、国際化対応緊急農業対策費1,438億円、産業投資特別会計へ繰り入れ等191億円、都市開発資金融通特別会計へ繰り入れ291億円を計上しております。このほか、明るい選挙推進委託費18億円を計上しております。

他方、歳入面におきましては、総合経済対策に盛り込まれた公共事業関係費の追加に対応するもの等につき、やむを得ざる措置として建設公債2兆1,820億円を追加発行することといたしております。

これらの結果、平成5年度第3次補正後予算の総額は、歳入歳出とも第2次補正後予算に対して2兆1,852億円増加して、77兆4,375億円となっております。

以上の一般会計予算補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算につきましても、所要の補正を行うこととしております。

財政投融资計画につきましては、総合経済対策を実施するため、この補正予

算において、住宅・都市整備公団、公営企業金融公庫等16機関に対し、総額8,449億円の追加を行うこととしております。

以上、平成5年度補正予算（第3号）の概要について御説明いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

【質疑の概要】

以上の報告・演説に対する質疑は、当日行われた。その概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）

鈴木省吾君（自） 及川一夫君（社） 高崎裕子君（共）

〔政治姿勢・内閣改造〕

総理の政治姿勢については、「総理大臣の発言は重く、責任が伴うことは重々承知している。さまざまな意見に耳を傾け、改めるべきことは改めて国民の期待にこたえる政治を目指したい」。また、内閣改造については、「この問題に対する立場は白紙であり、改造を行うという前提には立っていない。第3次補正予算審議、政治改革関連法の修正協議も進行中であり、内閣として一致団結していきたい」旨の答弁があった。

〔日米首脳会談・包括経済協議〕

日米首脳会談に関する総理の自己評価については、「幅広い分野にわたって意見交換を行い、今日の日米関係を反映した実質的な会談であったと認識している」。協議が物別れに終わった理由については、「客観的な基準と数値目標との関係で一致点を見出せなかったことが最大の原因である」。

また、米側の制裁・報復等の動きに対する対応については、「予断を持つことは差し控えるが、米政府に良識ある判断と対応を期待したい」旨の答弁があった。

さらに、包括協議に対する今後の対応については、「包括経済協議は安定的な日米経済関係を築く上で重要な意味を持っている。合意に達することができなかった分野については、冷却期間を置きつつ打開の糸口を見つきたい。また、政府調達手段の改善を含む市場アクセスの改善、規制緩和に向けた措置を自主

的にとっていきたい」旨の答弁があった。

〔景気対策・財政運営〕

景気対策については、「経済対策には可能な限り対処してきている。6年度予算についても5年度第3次補正予算とあわせて景気に配慮するよう努めている」。平成6年度予算提出のおくれについては、「第3次補正の編成や政治改革法案の審議等を総合的に勘案して越年編成になった。総合経済対策を実施するための第3次補正予算、6年度予算を通じ経済の本格的な回復に大きく資するものと確信している」。

また、減税が個人消費拡大等に与える効果については、「今回の定率減税は可処分所得の増加を通じて個人消費に相当の刺激効果を持つと考えている」。減税財源の公債の性格については、「財政法第4条の特例という意味では特例公債であり、湾岸支援の際の臨時特別公債と同じ性格と言い切ることは難しい」。今回の減税を恒久的な措置としなかった理由については、「恒久的な税の負担軽減を含む税制改革については年内にその実現を図る方針であり、今回は当面の緊急避難措置として行うことにした」。

さらに、歳出の合理化・税負担の公平化については、「これまでも歳出の効率化には努めてきている。租税特別措置の整理合理化等には今後とも努力していきたい」。平成6年度の地方財政運営に対する考え方については、「減税に伴う財源補てん措置や必要な地方交付税総額の確保など地方財政運営に支障が生じないように措置していく」旨の答弁があった。

〔住宅・土地対策〕

住宅・土地対策への取り組み姿勢については、「第6期住宅建設5カ年計画に基づいて総合的な政策を行ってきた。住宅金融公庫の貸付戸数確保や税制の充実により住宅政策の推進を図っていききたい。土地については、総合土地政策推進要綱に基づいて総合的な対策を推進していきたい」。また、長期保有地の譲渡益課税軽減と地価税の一時凍結については、「現行の土地税制は、平成3年度税制改革において長期的、安定的な制度として創設された。地価税を軽減しても土地の流動化促進にはならず、一時凍結という見直しを行うことは適当ではないと考えている」旨の答弁があった。

〔中小企業対策〕

中小企業の負債軽減と再建のための抜本策については、「総合経済対策の中でも総額1兆3,000億円を超える規模の中小企業対策を盛り込んでおり、景気回復の観点からも対策にかかわる補正予算の早期成立を願っている」。また、下請対策関係法の厳正な運用、官公需発注比率の改善については、「下請企業へのしわ寄せが起きないように今後とも注意をしていきたい。官公需発注比率については、官公需確保法に基づいて毎年度国等の契約の方針を閣議決定するよう努力している」旨の答弁があった。

〔外交・安全保障〕

北朝鮮の核査察受け入れに対する米大統領との会談内容及び今後の対応については、「今後の事態への対応については日米韓の協力が重要であるとの意見の一致を見た。今後は、I A E Aの査察が実施されるとともに米朝協議が再開され、この問題が一刻も早く解決されることを願っている」。また、対等な日米関係の構築については、「冷戦後の国際社会の平和と繁栄のために建設的な日米関係の発展が不可欠である。対米追随という指摘は当たらないと考えている」旨の答弁があった。

〔国民福祉税〕

国民福祉税構想の白紙撤回及び今後の取り扱いについては、「この草案をめぐる政策決定のあり方についてさまざまな批判をいただいたことには率直におわび申し上げる。税制改革については与党合意に沿って検討を進め、年内に税制改革が実現されるよう努力していきたい」旨の答弁があった。

そのほか、農業再建のための抜本策については、「去年の冷害等による被災農家・地域に対しては円滑な救済が行われるようできる限りの努力をしてきた。ウルグアイ・ラウンド合意を踏まえた農業政策を推進するため、農業農村対策本部を設置して所要の措置を総合的かつ的確に講じていきたい」。また、新社会資本整備については、「平成5年度第3次補正予算においては、国民生活の質の向上に重点を置いた分野にできる限り配慮する等の施策を推進することとしている」旨の答弁があった。

○平成6年3月4日（金）

【細川内閣総理大臣の施政方針演説】

〔変革に向けた不断の挑戦〕

昨年8月の政権発足以来、私は、「責任ある変革」を旗印に、政治改革、行政改革、経済改革の3つの改革の実現に取り組んでまいりました。

一つの時代が終わり、新たな時代の姿が必ずしも明らかになっていない中であって、将来への展望を明るくものとするためには、みずからの力で新しい道を切り開いていく以外に方法はありません。政治、経済、社会の仕組みを根本的に作りかえるという変革の道を選択し、苦しくてもそれを歩み続けることがこの時代に政権を担当する者の歴史的な使命であります。

政治改革の実現は本政権にとって最優先の課題でありましたが、このたび、政治改革関連法の改正法が成立を見たことは新しい責任ある政治の実現に向けて大きな一歩を踏み出すものであります。まずは法の施行準備に万全を期すこととし、両議院の同意を得て、早期に衆議院議員選挙区画定審議会の委員を任命し、審議会の勧告があり次第、速やかにいわゆる区割り法案を国会に提出いたしたいと存じます。

もとより、政治腐敗を根絶し、政治への信頼を回復するためには、政治家一人一人の倫理観の確立がすべての基本であることは論をまちません。いわゆるゼネコン疑惑に見られるように、依然として政治と金にまつわる構造的な問題が取りざたされていることはまことに残念なことであります。今後ともより実効ある腐敗防止策を初め、制度の改善に向けた努力を怠ってはならないと考えております。

政治改革は、「責任ある変革」を実行するための土台であり、我々はやっと政治が主体的に取り組まなければならない本当の意味での変革の出発点に到達したにすぎません。21世紀まで余すところわずかな期間しかないことを考えれば、国際社会から信頼される「質の高い実のある社会」を目指して、着実に歩みを進めていかなければならないと思います。

新たな発展の基礎を築くためには、まずは時代の要請に合わなくなった制度や慣行を打破していくことが必要であります。政治改革が一つの節目を迎えた今、国際社会における責任を果たすためにも、これから経済改革と行政改革に

本腰を入れて取り組んでいかなければなりません。

私は、改革政権としての本旨を忘れることなく、新たな変革に挑戦してまいりたいと思います。

〔不況からの脱出と経済改革の推進〕

——景気回復に向けた切れ目のない財政出動の実現——

何といても、今、国民の皆様方が切実に願っておられるのは深刻な不況からの脱出であります。一部には明るい兆しが見られるものの、全体として見れば依然として先行きに対する不透明感、閉塞感がぬぐい切れず、我が国経済は予断を許さない状況にあります。特に雇用が厳しい情勢にあることは重く受けとめなければなりません。

こうした状況を克服するためには、時期を失することなく可能な限りの有効な施策を集中的に展開していくことが肝要であります。先般、大型の所得税・住民税減税や、第3次補正予算による追加措置を含む15兆円を超える史上最大規模の総合経済対策を策定いたしました。これを平成6年度予算につなげることによって切れ目のない財政出動を実現し、できるだけ早い時期に景気を本格的な回復軌道に乗せなければならないと思います。

平成6年度予算では、景気に可能な限り配慮して公共事業関係費や地方単独事業の伸びを確保するとともに、住宅、上下水道、公園、環境関連施設の整備など国民生活の質の向上に資する分野に思い切って重点投資を行うなど、本格的な高齢化社会の到来を見据え、社会資本の整備等を着実に推進することといたしております。また、苦境にある農家や中小企業の皆様方を支援するための対策や雇用の安定を確保するための対策には最大限の配慮を尽くしております。

現下の経済の緊急状態にかんがみ、一日も早い来年度予算の成立を切に要望する次第であります。

——より自由で活力に満ちた民間活動のために——

今回の不況は、景気循環要因やバブル崩壊の影響に加え、これまで合理性を有してきた経済の仕組みが有効に機能しなくなっているという構造的な要因も大きく作用しているものと考えられます。これを解決し、長期的な発展を確実なものとするためには、日本経済の主役たる民間活力のダイナミックな展開が

不可欠であります。私は、民間企業の方々が進んで困難に挑戦し、必ずやこれを克服されんことを確信いたします。こうした努力を勇気づけ後押しするためにも、中長期的な展望を明らかにしつつ、事業の再編や新規産業の創出、発展につながるような経済改革を確実に推し進めていかなければなりません。

中でも規制緩和については、経済的規制は原則自由・例外規制とし、社会的規制についても不断に見直しを行うという姿勢でこれに取り組み、ビジネスチャンスの拡大と消費者選択の多様化、内外価格差の縮小による購買力の向上などを図ってまいります。特に、土地の有効・適正利用や住宅建設の促進につながる分野や、情報通信など新規産業の創出を刺激する分野、流通、エネルギーなど内外価格差の縮小につながる分野、輸入促進関連の分野などに重点を置いて、思い切った措置を講じてまいります。さらに、内外価格差の原因となり、新規産業の創出や対日アクセスを阻害している競争制限的な行為の排除など独占禁止法の厳正な運用に努めてまいります。

〔行政改革への本格的な取り組みと財政改革の推進〕

——議論から実施段階にきた行政改革——

我が国の経済社会の構造を新たな時代にふさわしいものに改革していくに当たり、行政改革は避けて通れない緊急の課題であります。戦後から今日に至る発展に我が国の行政組織、制度が有効に機能してきたことは大方の意見が一致するところでありましょうが、経済社会環境の著しい変化によって国民の行政に対するニーズが大きく変化しているにもかかわらず、行政は必ずしもこれに十分に対応できる態勢とはなっておりません。政治や経済が大きく変わる中であって、ひとり行政だけが旧態依然としていられるはずがありません。

公正で透明な、そして何よりも国民の利益を第1とする行政の確立を目指して、今こそ行政のあり方に思い切ってメスを入れなければならないと思っております。私は、規制緩和といった官民の接点を初めとして、聖域を設けることなく、時代にそぐわなくなった制度や仕組みを洗い直し、幅広く官民の役割分担、中央と地方の関係、縦割り行政の弊害是正などについて改革を進めるとともに、行政情報の公開にも取り組んでまいりたいと思います。

これまで臨調や行革審などの場において膨大な議論が積み上げられてまいりましたが、行政改革の実効が十分に上がっていないとの批判があることも事実

であります。今国会に行政改革委員会の設置法案を提出することとしておりますが、この際、いかに行政改革を実効あらしめるかが問われていることを肝に銘じ、目に見えるような形で行政改革を進めていくべく決意を新たにいたしているところでございます。

——国民合意のもとでの財政・税制改革の実現——

このたび、過去最大の所得税・住民税減税の実施を決定したことは、現下の経済状況から見て不可欠の、そして適切な措置であったと考えておりますが、平成6年度末の公債残高が200兆円を超え、地方財政の負債も含め、まことに深刻な状況にある財政事情に無責任でいることは許されません。財政事情のさらなる悪化を放置し、後世代に大きな負担を残してはならないことをぜひとも国民の皆様方にも御理解をいただかなければなりません。

本格的な高齢化社会においても、経済社会の活力を損なうことなく、時代の要請に的確に対応していくためには、財政改革を推進し、引き続き健全な財政運営を確保しなければならず、公債残高が累増しないような財政体質をつくっていくため一層の努力を払っていく必要があります。また、地方財政についても、その円滑な運営を図っていかねばなりません。このため、行政改革とあわせて歳出の徹底した合理化、重点化を進めることといたしております。

また、税制については、活力ある豊かな福祉社会の実現を目指し、所得・消費・資産等バランスのとれた税体系をつくるため、国民負担と税制のあり方、減税とその財源、税負担の適正公平の確保などといった幅広い諸問題について議論を深め、速やかに合意を得て、年内の国会において関係法律の成立が図られるよう努力を傾けてまいります。

〔質の高い実のある社会を目指して〕

「質の高い実のある社会」を実現するために、私は、第1に創造性にあふれた個性豊かな社会の構築、第2に豊かで質の高い生活基盤の構築、第3に高齢化が活力に結びつく社会の構築の三つの具体的な提案を行いたいと思います。

——創造性にあふれた個性豊かな社会の構築——

これからの世の中を展望いたしますと、多様な個性が豊かに伸びていくことにより新しい文化や経済活動が生まれ、新たな活力の源泉になるのだろうと思

います。これは同時に、国際社会の責任ある一員として行動し、貢献していく上でも重要な基礎を築くものでもあります。今、私たちは、新たな発展を目指して、科学技術、教育、情報通信といった分野でのさらなる前進が求められています。

科学技術は経済社会の発展の原動力であり、未来の夢を与えるものであります。科学者や技術者が生き生きと創造的な活動ができる環境を整えていくことは将来へのかけがえのない投資であります。よく我が国は基礎的、先端的な研究に立ちおくれていると言われますが、私は、宇宙、生命、環境、エネルギーなど21世紀をにらんだ研究分野において、国際的協力も視野に入れつつ我が国として先導的な役割を果たしていくべきであると考えます。このため、研究施設や研究情報基盤の整備に加えて、創造性にあふれた人材の育成や人材・情報交流の円滑化などにも配慮しながら研究開発体制の整備を促進してまいります。

また私は、日本が世界に誇る豊かな個性ある文化を、個人から、地域から、また国レベルで発信し、相互の交流を通じて新たな文化創造を目指す「文化を発信できる社会」をつくり上げたいと思います。若手芸術家の育成や地域の特色ある文化活動の推進など文化、芸術、スポーツの振興に取り組んでまいります。さらに、諸外国との対話を通じて、お互いの多様性を理解し合える環境を築くために、留学生受け入れ10万人計画の推進や語学教育の一層の充実、開発援助に携わる人材の養成などの人づくりと国際的な文化交流を重点的に進めてまいる考えであります。

教育を通じて個性豊かな人間性を育てることは、創造的で文化の薫り高い国をつくっていくための基本であります。教育に関して、画一的であるとか主体性が育たないとかさまざまな意見がありますが、私は、幅広く初等中等教育から大学教育まで、より魅力的な開かれた教育を目指して教育改革を進めてまいりたいと考えております。

次代を切り開く創造性あふれる経済活動が期待されるものとして、情報通信分野があります。技術の急速な進歩によって、事、情報に関しては空間、時間の制約がなくなり、これまでの生活や経済活動を一変させるような社会が21世紀初頭にも実現できそうなどころまで来ております。しかしながら、残念なことに我が国の情報化は期待どおりには進展していないのが現実であります。私

は、目指すべき情報化社会に向けて、長期的な視点に立った新しいビジョンを早急に策定し、公共分野において情報化に積極的に取り組むほか、情報通信ネットワークの整備の促進、通信と放送の融合化、情報教育の推進など総合的な施策を展開してまいる考えであります。

なお、こうした情報通信分野を含めた新規産業の創出を支援するため、中小企業の新分野進出の支援や柔軟な構造を持った労働市場の形成、金融・証券市場の活性化、大胆な構造転換の促進なども着実に推進してまいります。

——地方分権の推進等による豊かで質の高い生活基盤の構築——

日本は世界第2位の経済大国にまでなりましたが、生活の真の豊かさを実感できずにいるというのが国民の皆様方の正直な気持ちではないかと思えます。地方では、大都市と比べ働き場所が少ないとか、文化や教育へのアクセスなどの利便性が十分でないといった問題がある一方、都市部では、住宅問題や通勤地獄などに代表されるように生活にゆとりがないと感じている方も多いと思います。こうした問題の原因として、東京圏への諸機能の一極集中や生活関連の社会資本の不足の問題などがあり、早急に効果的な対策の実施に取り組んでいかなければなりません。

私は、何よりも、それぞれの地域が主体的に創意工夫しながら魅力ある地域づくりを進め、それが国土の均衡ある発展につながるような基盤を整備していくことが必要であると考えます。そのためには、まず住民に身近な問題は身近な自治体が担っていくことを基本として、地方税財源の充実を含め、地方分権を強力に推し進めていかなければなりません。法律の制定も視野に入れながら、基本理念や取り組むべき課題と手順を明らかにした大綱方針を年内を目途に策定したいと考えております。

さらに、多極分散型国土の形成に向けて、都市・産業機能の地方分散を促進するとともに、拠点都市を道路、鉄道、航空で結ぶ効率的な高速交通ネットワークの形成や過疎・山村地域の振興などを進めてまいります。また、国土保全対策や災害対策全般の一層の充実に努めるほか、北海道の総合開発と沖縄の振興開発にも引き続き積極的に取り組んでまいる考えであります。

地域を問わず国民の一人一人が豊かさを肌で実感できるようにするためには、生活の利便の向上に直結するような生活関連資本をより一層充実したものにし

ていかなければなりません。このため、例えば、もっと快適で余裕を持った広さの住宅に住めるよう住宅産業の思い切った構造改革や住宅輸入の促進などを通じて住宅コストの引き下げを図るとともに、計画的に土地の高度利用を進めてまいります。また、道路、公園、上下水道、廃棄物処理施設などの整備や通勤混雑の緩和のための都市鉄道の輸送力増強などの社会資本整備を着実に推進していくことが必要であります。

環境とエネルギーの問題は、今に生きる我々の問題であると同時に、将来の世代や地球全体のことも視野に入れて取り組まなければならない重要な課題であります。かけがえのない美しい自然を初め、恵み豊かな環境を我々の子供たちに引き継ぐことができるよう早急に環境基本計画を策定し、総合的な対策を実施したいと思います。また、省エネルギーの推進や代替エネルギーの開発導入の加速化とあわせて、安全性の確保を前提に原子力の平和利用を進めてまいります。

安全で安心な生活は日本が世界に誇るべき財産ともいうべきものであり、これを守っていくことは政府の重要な役割であります。暴力団犯罪の悪質・巧妙化、薬物・けん銃事犯の多発化に加え、犯罪が広域化、国際化するなど最近の治安情勢には極めて厳しいものがある一方、交通死亡事故も高水準で推移しております。私は、法秩序の維持や安全の確保に遺漏なきよう取り組んでまいり所存であります。

また、消費者重視の視点のもとに製品の安全性に関する消費者利益の増進を図るために、製造物責任制度の導入を初めとする総合的な消費者被害防止・救済対策の確立に向けた関係法律案を今国会に提出することといたしております。

——高齢化が活力に結びつく社会の構築——

日本が世界一の長寿国になり、世界でもいまだ経験したことのない本格的な高齢・少子社会を迎えることについて、国民の皆様方が不安を抱くとすればそれは政治の責任であります。21世紀を活力のある明るい福祉社会としていくために、年金、医療、福祉などの各分野のバランスのとれた総合的な高齢社会福祉ビジョンを早急に策定し、福祉社会の将来像と国民の負担のあり方についての国民的なコンセンサスを形成していくことが重要であります。

まず私は、21世紀初頭までに、本人が希望すれば少なくとも65歳までは働く

ことのできる社会の仕組みをつくり上げたいと思います。高齢者の雇用継続を援助するための給付を雇用保険制度に創設するほか、高齢者の再就職や能力開発を積極的に支援してまいります。また、国民の老後生活を支える柱である公的年金制度については、こうした高齢者雇用の促進と連携のとれた仕組みとするとともに、その長期的安定を図ることにより本格的な高齢化社会にふさわしいものへと改革してまいります。

次に、高齢期にも健康で安心できる社会を築くために、財源の確保に配慮しつつ、高齢者保健福祉推進10カ年戦略、いわゆるゴールドプランを抜本的に見直し、ホームヘルパーなど介護サービスの充実を図ってまいります。また、医療保険制度や老人保健制度については、付添看護に伴う患者負担の解消や保険給付の範囲、内容の見直しなどを行い、医療サービスの質の向上や患者ニーズの多様化に適切に対応できるようにしてまいりたいと思います。

また、障害者対策に関する新長期計画に基づいて、障害者に優しい町づくりの推進など積極的に障害者対策を進めてまいります。

豊かな人生を送るために何より大切なものは健康であり、がんを初めとする成人病や難病に対する総合的な対策を図ってまいります。特に、がん克服を目指し、新たに、がん克服新10カ年戦略を策定するとともに、エイズ対策については、拠点病院の整備や治療薬等の研究開発など医療体制の充実に努めるとともに、本年我が国で開催される国際エイズ会議の支援など世界のエイズ対策への貢献に努めてまいります。

出生率の低下や女性の社会進出など、子供や家庭を取り巻く環境は近年大きく変化してきております。今年はちょうど国際家族年でもあります。これを契機として、保育対策の充実や児童環境基金の創設など安心して子供を産み育てる環境づくりに取り組んでまいります。さらに、仕事と家庭が両立できるように雇用保険における育児休業給付制度の創設や介護休業の法制化の検討を含めた介護休業制度の充実を図るとともに、パートタイム労働対策なども進めてまいりたいと思います。

また、女性が政治、経済、社会のあらゆる分野に男性と平等に参画する男女共同参画型社会の形成に向けて総合的な施策の推進とそのための体制整備に取り組んでまいります。

〔国際的に開かれた経済社会の実現と多角的な海外貢献の推進〕

——国際社会と調和のとれた経済社会の実現——

昨年12月、7年以上にわたったウルグアイ・ラウンド交渉がついに妥結したことは、世界経済の未来に明るい希望の灯をともしものであると思います。交渉の妥結に当たり、米は関税化の特例措置が認められる一方、米以外の農産物については関税化するという内容の農業合意案を受け入れることとなりましたが、自由貿易体制の維持強化によってもたらされる幅広い国民的利益という観点からぎりぎりの検討を行い、私はまさに断腸の思いでこれを決断いたしました。

農林水産業は、国民生活に欠かせない食糧の安定供給を初め、伝統と地域文化に裏づけられたゆとりある生活空間の提供といった多面的な機能を保有しております。特に、米については、水をたたえた水田と豊かに実った稲穂はこの日本列島の象徴であり、国土や自然環境の保全のためにもかけがえのない役割を果たしてまいりました。

私は、このようなときであるからこそ、農業に携わる人々の不安感を払拭し、安心して営農にいそしむことができるよう政府として万全を期していかなければならないと考えております。昨年末に設置された緊急農業農村対策本部の陣頭に立って、農業再生のビジョンづくりと国内対策に全力で取り組んでまいり決意であります。

また、林業、水産業につきましても、森林の整備、保全の推進、生命の源である豊かな海の恵みを生かした水産業の振興などに努めてまいります。

今、我が国は大幅な経常収支黒字を抱えており、依然として閉鎖的な市場であるとの声が根強く存在いたしております。このような批判の中には誤解に基づくものもありますが、これをむしろ日本に対する積極的な期待ととらえ、改善すべきは日本自身のために積極的に改善していかなければなりません。

現在進めている経済改革や行政改革は、こうした国際社会の期待にこたえるゆえんでもあります。内需主導型の経済運営とあわせて、規制緩和などによる対日アクセスの改善や内外価格差の是正、政府調達手続における透明性の確保、O T O機能の活用、輸入インフラの整備などを推進し、国際的な貿易ルールのもとに、外に向かって開かれた経済社会を実現していかなければならないと思います。

先般行われたクリントン大統領との会談で、日米包括経済協議におけるいわゆる目標値の設定をめぐる意見の一致を見なかったことはまことに残念なことでありました。今や、自由貿易原則を堅持しつつ、国際社会との調和のために我が国が果たすべき責任は従来にも増して重くなったと私は受けとめており、中期的な経常収支黒字の十分意味のある縮小に向けて効果的な手段を講じていかなければならないと考えております。

——国際協調のもとに進める多角的な海外支援の実施——

世界の平和と安定の実現への道のりは決して平たんなものではありませんが、世界は今、共通の目標を目指してその英知と努力を結集しており、その道筋が少しずつ浮かび上がってきております。カンボジア和平の実現や中東和平交渉の進展は、まさに国際社会の協調による問題解決の可能性を象徴するものであります。

言うまでもなく、国連は国際社会を挙げての努力を結集するかなめとなるものであり、新たな時代の要請にこたえることができるようその機能を強化していくことが重要であります。本年は、安保理改革が国際的に議論される年となりますが、我が国としてもこの議論に積極的に参画しつつ、国際社会の期待にこたえ得る形で責任を果たしてまいりたいと思います。

今後、経済的な支援はもちろんのこと、人的協力や知的協力など我が国が有する資産を十二分に活用し、また、それをうまく組み合わせることにより平和憲法を有する我が国ならではの多角的な国際貢献を展開し、多様性が尊重される、より平和で繁栄した世界の実現に取り組んでまいりたいと思います。

日本が一層の役割を果たすべき分野の一つに地域紛争の予防と解決への協力があります。私は、地域紛争を解決し安定をもたらすためには、和平のための外交努力、国連の平和維持活動、人道支援、暴力により引き裂かれた国の開発復興援助といった包括的アプローチをとることが有効であると考えております。カンボジア紛争を成功裏に終結させた過程は、このアプローチのよい例であると思います。我が国は現在、モザンビークの国連平和維持活動に参加しておりますが、今月中にエルサルバドルに選挙監視要員を派遣するほか、中東和平進展のかぎとなるパレスチナ人の民生安定のための支援実施や旧ユーゴにおける紛争被災地域に対する人道援助の拡充など、今後とも平和に向けた国際社会の

努力を支援してまいります。

冷戦の終結は、軍備管理、軍縮に向けての好機をつくり出しました。私は、今後とも非核3原則を堅持するとともに、核兵器を含む大量破壊兵器やミサイルの拡散防止に積極的に取り組んでいくつもりであります。核兵器開発問題をめぐり、I A E Aによる北朝鮮の申告済み原子力施設に対する査察実施が行われることとなりましたが、さらに北朝鮮の前向きな措置を引き出すことが重要であります。今後とも事態の推移があれば的確に対応していかなければならないと考えておりますが、我が国としては、引き続き韓国、米国を初めとする関係諸国と緊密に連携しつつ、この問題の平和裏な解決に努力してまいります。また、旧ソ連の核兵器廃棄への協力、通常兵器移転に関する国連軍備登録制度の効果的な実施などにも取り組んでまいります。

世界の平和と繁栄を図る上で、政府開発援助は重要な役割を果たします。日本は今や世界最大のODA供与国となっておりますが、政府開発援助大綱に照らし、被援助国の民主化や人権及び自由の保障、市場経済化、軍事支出の抑制の努力を支援することも念頭に置いて、これを有効に活用してまいります。

また、環境、人口、エイズ、麻薬、難民問題など地球的規模の問題についても、政府開発援助などを通じて積極的に貢献するとともに、国連の場を中心とする国際的取り組みのかじ取りを率先してまいりたいと思います。

——関係国とのより緊密で発展的な関係の構築——

過去半世紀にわたって、日米両国は強固で積極的な関係を維持してまいりました。今、両国の間には深刻な貿易・経済問題が横たわっておりますが、冷静に相互信頼の精神で協力してその解決に取り組んでいかなければならない問題であります。クリントン大統領とも、このために日米関係がゆがめられるようなことがあってはならないということを確認しました。今や日米関係は、それぞれの立場や見解を尊重しながらも協調の道を探るという新たな段階に至りつつあります。現在日米両国で進行中の改革努力は、こうした日米関係をより強化するものであります。引き続き日米両国が政治・安全保障、経済、地球的規模の協力の各分野について緊密な関係を維持し、日米パートナーシップをより安定したものにしていくことは、両国間のみならず、世界の平和と発展のためにも不可欠であります。

特に、冷戦終了後の世界にあって、依然として不安定要因を抱えるアジア・太平洋の安全と安定にとって、日米安全保障体制は一層重要性を増してきております。我が国は、みずから適切な規模の防衛力を保有するとともに、この日米安全保障体制を堅持することを引き続き防衛政策の基本としてまいりますが、防衛力整備の指針である防衛計画の大綱が策定されて約20年の歳月が経過いたしました。私は、この間の国際情勢の劇的な変化や科学技術の目覚ましい進歩などを踏まえながら、改めて大綱の基本的な考え方について整理してみることが必要であると考えております。国民各層の御意見も聞きながら、できるだけ早くあるべき方向を見定めてまいりたいと思います。

来年は、第2次世界大戦終戦50周年に当たります。かつて戦場であったアジア・太平洋は、今や世界で最も希望に満ちた地域に発展いたしました。この地域の首脳が一堂に会した昨年11月のAPEC非公式首脳会議は、地域協力の新しい歴史を開く出来事でありました。その際私は、他の首脳との率直な意見交換を通じて、地域としての一体感が徐々に、しかし確実に醸成されつつあることを実感いたしました。この地域全体にわたる政治及び安全保障対話も本格化しつつあり、今年から中国、ロシアなども参加してASEAN地域フォーラムが開催される予定であります。この機運を逃すことなく、この地域における安定した開かれた協力関係の構築を目指してまいりたいと思います。

日中関係は、国交正常化20周年、平和友好条約締結15周年を経て大きく発展しております。私は、今月後半に訪中し、中国側指導者と率直な意見交換を行うこととしておりますが、両国間の協力関係が国際社会に一層貢献するものとなるよう努力してまいる考えであります。

韓国との間では、昨年の中韓首脳会談で私が金泳三大統領との間で確認したように、人的・文化的交流をさらに拡大し、未来に向けた自然な形での関係発展のために努力してまいります。また、北朝鮮との国交正常化の問題については、今後とも核兵器開発問題等における動向を慎重に見守っていくことが必要であると考えております。

ロシアとの関係については、エリツィン大統領の訪日により今後の日ロ関係進展の新たな基礎がつけられました。昨年12月の新議会選挙及び本年1月の内閣改造後、ロシア情勢は不透明さを増しておりますが、我が国としては、大統

領訪日の際署名された東京宣言に従い領土問題を解決し、日ロ関係を完全に正常化するため最善の努力を払うとともに、改革に対し適切な支援を行ってまいりる所存であります。

欧州では、昨年11月に欧州連合が発足しました。これまでのE Cよりもさらに統合の度合いが強固なものとなり、この動きは北欧や中・東欧へも拡大しつつあります。このように一体性を強める欧州が国際社会において発言力を強め、ますます重要な役割を担っていくことは間違いありません。私は、我が国と価値観を共有する友人たる欧州との対話、政策協調をさらに広げ、深めてまいりたいと思います。

〔結 び〕

新たな日本に生まれ変わらなければならないという国民の皆様方の熱い思いが結実して、この連立政権が発足し、約半年が過ぎました。この短い期間の中でも幾つかの大きな課題に直面しましたが、これまでだれも踏み入れたことのない道を進むことを選んだ者にとって、これは当然の試練であります。私たちにとって国民の皆様方の声だけが唯一の道しるべであり、これにこたえながら大きな歴史的な変革を実現してまいりたいと思います。

ここに重ねて皆様の御理解と御協力を心よりお願いを申し上げる次第でございます。

【羽田外務大臣の外交演説】

第129回国会が開かれるに当たり、我が国の外交の基本方針につきまして所信を申し上げさせていただきます。

〔国際情勢認識〕

東西冷戦という単純な座標軸が消滅した今日、世界は平和と繁栄の新しい枠組みを模索しています。しかし、その道のりは長く、平たんではありません。現在の国際社会は変革期の不透明さと不確実さに満ちており、多くの課題を抱えております。世界経済は、先進国では北米等で景気回復の足取りが力強くなっていますが、多くの国が景気の低迷と深刻な失業問題に悩んでいます。

地域紛争については、カンボジアでは永続的平和と復興の第一歩がしるされ

る一方で、旧ユーゴスラビアやソマリアの紛争は、国際社会の懸命の努力にもかかわらず解決の兆しが見えません。また、北朝鮮の核兵器開発疑惑や旧ソ連の解体等による大量破壊兵器の拡散の危険は世界の安寧をも脅かしております。

さらに、開発途上国の貧困や地球環境、人口、難民といった地球規模の問題は、むしろ深刻さを増しておると申し上げます。

〔日本外交の目標について〕

このように、国際社会は、多難かつ目まぐるしい変革の波の中で海図なき航海を続けています。しかし、私は、その前途には航海の導（しるべ）となる灯（あかり）がとまり、我々が進むべき航路（みち）を照らし始めていると考えております。その灯（あかり）とは国際社会が協調と協力によって目指すべき目標であり、より平和で繁栄した、より人間的な世界の実現であります。この目標に向かって、平和の中で今日の繁栄を築いてきた我が国に対する国際社会の期待はますます高くなっています。我が国は、この期待にこたえるべく、みずから世界の平和と安定の枠組みのづくり手、そして担い手となっていくべきであります。そのためにも日本外交には一層積極的で創造性豊かな役割が求められていると申せます。

〔主要政策課題〕

次に、ただいま述べた基本的理念のもとで我が国として取り組むべき主要な政策課題について述べたいと思います。

———繁栄の確保———

景気の低迷や失業は保護主義的な動きを強め、経済摩擦を激化しがちであります。これを防ぎ、豊かで繁栄した世界を実現するためには各国の一層の政策協調が必要です。世界のGNPの約6分の1を占める我が国が大きな役割を果たす責務があることは改めて申し上げるまでもありません。

ウルグアイ・ラウンドが7年を超える困難な交渉を経て、昨年12月に成功裏に妥結したことは、自由貿易主義、開放的多国間主義、そして国際協調の勝利であります。我が国もさまざまな困難のもとでぎりぎりの交渉を行い、米に関する我が国の立場を最大限主張してまいりました。包括的関税化の特例措置の設定等を内容とする農業合意案の受け入れは、ウルグアイ・ラウンド交渉成功

のために応分の貢献を果たすことが我が国の国際的責務であるとの視点から、まさに断腸の思いで行ったものであります。最終文書署名のための閣僚会合は4月にモロッコで開催される予定であります。関連合意文書の締結に関し鋭意準備を進めますので、速やかに国会の御承認が得られるよう御協力をお願い申し上げます。今後ともウルグアイ・ラウンドの成果を着実に実施し、我が国のみならず世界経済全体の繁栄の基盤である多角的自由貿易体制の維持強化に努めてまいります。

翻って、我が国の経済状況は予断を許さず、依然大きな経常黒字を抱えております。こうした状況を念頭に、政府は先月、所得税減税を含む景気浮揚のための内需拡大や経済活力喚起のための規制緩和推進等を柱として、史上最大規模の15兆2,500億円に上る総合経済対策を発表しました。この対策の着実な実施を通じ内需主導型の持続的成長を確保し構造改革を進めていくことは、調和ある対外経済関係の形成及び世界経済の安定的発展にも資するものであると信じます。特に、規制緩和に関しては、我が国国民生活の質的向上に直接つながるものであることから、今後一層の努力を傾注していく必要があるかと考えます。

——平和の確保——

私は、外務大臣就任以来、世界中で平和の願望が高まっていることを痛感しております。このような平和への願望にこたえるべく、我が国としてもできる限りの努力を積極的に行ってまいります。

今日、北朝鮮の核兵器開発疑惑は、北東アジアの平和と安全の確保に対する脅威であり、核不拡散の努力に対する大きな挑戦であります。今般、国際原子力機関による北朝鮮の申告済みの施設に対する査察が行われることになりました。そのため、当面は米朝間の話し合いの進展がかぎとなりますが、我が国としては米国、韓国、中国などの関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し核兵器不拡散条約脱退の完全な撤回、国際原子力機関との保障措置協定の完全な履行及び南北非核化共同宣言の実施を通じて疑惑を払拭するよう粘り強く働きかけてまいります。

我が国は、大量破壊兵器の拡散を防止するための国際的枠組みや体制の整備強化を図るとの観点から、核兵器不拡散条約の無期限延長を支持し、核兵器国

による一層の核軍縮促進を目指し、全面核実験禁止条約に関する交渉に積極的に参加しております。さらに、我が国は引き続き旧ソ連の核兵器廃棄のための協力を行ってまいります。なお、昨年署名した化学兵器禁止条約についても、できるだけ早期に締結できるよう努めてまいります。加えて、ウクライナの非核化に向けての働きかけも強化していく考えであります。

また、最近の大量破壊兵器や通常兵器の拡散の懸念に対処すべく国際的な輸出管理体制を見直し強化する必要がある、我が国もこの検討に積極的に参加しています。

なお、このような我が国の努力にもかかわらず、最近一部の外国報道等におきましては我が国の非核政策に対し根拠のない疑問が投げかけられております。我が国は、唯一の被爆国として非核3原則を堅持するとともに、我が国の原子力利用は平和目的に限定しており、核兵器開発を行うことはあり得ないことをこの場で改めて強調したいと考えます。

旧ユーゴスラビアやソマリアの地域紛争は民族的、部族的、宗教的対立に根差しており、その解決は容易ではありませんが、国際社会は粘り強い取り組みを行っています。

特に、世界の新たな悲劇の象徴であるボスニア・ヘルツェゴビナにおいては依然として流血が続いておりますが、我が国は今後とも関係諸国及び国連と協力しつつ平和の実現に努力してまいります。また、2月には、人道支援の一層の強化、マケドニアの安定維持のための協力、我が国関係在外公館の体制再構築等を内容とする施策を決定したところであります。

このほか、我が国は、これまでも地域紛争解決のため外交面での努力、財政面での協力のみならず、アンゴラ、カンボジア及びモザンビークにおける国連平和維持活動に参加するなど人的貢献も行っていました。特に、カンボジアにおける国連平和維持活動への参加は痛ましい犠牲を伴うものでありましたが、平和の実現に大きく貢献したものと考えます。ここに改めて、とうとい犠牲となられた方々に心から哀悼の意を表します。今月には中米和平に対する支援の一環としてエルサルバドルに選挙監視要員を派遣すべく準備を進めております。さらに、民族的、部族的対立や宗教的対立に根差す紛争が増加している今日、知恵を出すことこそ重要であり、我が国にふさわしい貢献に努めてまい

りたいと考えます。

——より人間的な世界を目指して——

より人間的な世界とは、自由、民主主義、人権の尊重が確保され、繁栄を享受できる世界であります。現在、世界各地で民主化、市場経済化に向けた改革努力が進められています。これは大きな歴史の潮流であり、我が国は引き続き支援してまいります。

また、一部の開発途上国の目覚ましい発展の陰で、多くの開発途上国においては人々が依然貧困と飢餓に苦しんでいます。これらの開発途上国が困難を克服し、経済と社会開発に取り組むことは世界の平和と繁栄に不可欠と確信しております。そのためには、援助とともに貿易、投資の促進を含む包括的な取り組みが重要と考えます。

開発途上国に対する援助は、我が国がこれまでの発展の過程で得てきた経験を生かせる国際貢献の最も重要な柱であります。我が国は、昨年6月、平成5年から5年間で700億ドルから750億ドルを目途とする政府開発援助の第5次中期目標を策定いたしました。また、厳しい経済情勢のもとではありますが、我が国が果たすべき役割を深く認識し、平成6年度予算案では1兆634億円の政府開発援助にかかわる予算の審議をお願いしております。私は、政府開発援助大綱のもと、国民の皆様になんら得いただける援助、そして開発途上国の人々に真に感謝されるような平和と発展につながる援助の実施に引き続き努めていきたいと考えます。

さらに、我が国は、昨年秋から冬にかけてカンボジア、モンゴル、インドシナ地域及びアフリカの復興、開発問題についての国際会議の議長国や主催国を務める等開発途上国の発展や民主化、市場経済化を支援するための多国間協調の枠組みづくりに主導的な役割を果たしております。今後ともこのような取り組みの先頭に立っていきたいと考えます。

——地球規模の問題——

環境、人口、エイズ、麻薬や難民といった地球規模の問題は、人類全体にとり深刻な問題であり、先進国と開発途上国が一体となった取り組みの推進が急務であります。このため、開発途上国に対する積極的な環境援助に加え、2月

の総理訪米の際、7年間で30億ドル、およそ3,000億円以上を人口、エイズ分野での途上国援助に向けることを表明いたしました。本年9月にはカイロで国際人口・開発会議が開催されます。特に、人口問題は環境や開発と密接な関係を有する問題であり、我が国は、この会議に貢献するために去る1月に人口と開発に関する賢人会議を主催するなど積極的に対応しているところであります。

〔国際協調の推進〕

国際社会の相互依存関係がかつてないほどに深まっている現在、ただいま述べた諸課題への取り組みに当たっては国際協調の強化が不可欠であります。

——日米欧——

国際情勢が厳しい局面にある現在、日米欧が率先して政策協調を進め、世界の諸課題に取り組むことが不可欠であり、我が国としても、引き続きサミットを初めとする場において日米欧間の政策協調の強化に努めてまいります。

新たな国際情勢のもとにおいても日米安保条約を基礎とする日米間の緊密な協力関係を維持していくことが我が国の外交の基軸をなすことにはいささかの変わりもありません。むしろ、日米基軸外交はアジア・太平洋地域の平和と安定を確保するためますます重要であります。

去る2月、細川総理が訪米し、3度目の日米首脳会談が開催されました。首脳会談では、包括経済協議についての意見の不一致はあったものの、政治・安全保障面や地球規模の問題の解決に向けた日米間の協調は、経済面での意見の不一致によって損なわれてはならないとの認識で一致したところであります。

包括経済協議については、客観的基準と数値目標をめぐる意見の調整のため私自身予定を1日繰り上げてワシントンを訪問し、ゴア副大統領、クリストファー国務長官、ベンツェン財務長官、カンター通商代表と会談し、合意を目指して懸命の折衝を行いました。しかし、残念ながらこの問題をめぐる両国の立場が収束せず、しばらく冷却期間を置くこととなりました。他方、首脳会談では、北朝鮮、中国、ロシア等の国際情勢について、今日の日米関係の幅と深みを反映した協議が行われました。また、環境、人口、エイズといった地球規模の問題に関する協力推進のための行動計画を作成したところであります。さらに、私は、今回の訪米中ペリー新国防長官とも会談し、日米安保体制の重要

性について意見の一致を見たところであります。

経済問題をめぐり日米関係は厳しい局面を迎えておりますが、私としては、日米協力関係全体の維持強化に努めるとともに、経済・貿易面で一刻も早く打開の糸口を見出して懸案の解決を図り、日米間のパートナーシップを一層強固なものとするべく全力を傾注していく決意であります。

欧州連合条約の発効によって統合が新たな段階を迎えた欧州との関係についても、これを一層確固たる基盤の上に構築していくことが今まで以上に必要であります。平成3年の日・E C共同宣言に基づき、基本的価値を共有するパートナーとしての関係をさらに深め、経済・貿易中心の関係にとどまらず、国際社会に共通するさまざまな課題についても対話と協力を促進してまいります。

——アジア・太平洋等——

国際社会の急激な変化の中であって、アジア・太平洋地域は比較的安定した政治情勢のもとで目覚ましい経済成長を遂げており、明るい要素が多い地域であります。このような好ましい環境の中で、現在この地域ではさまざまな形の域内協力が進められております。

近年、政治・安全保障の分野では、従来からの我が国の提案に沿った形で全域的な対話を行おうとする機運が急速に高まっています。特に本年は、A S E A N拡大外相会議の参加国に加え、中国やロシア等の参加も得て、外相間で地域全体にわたる政治、安全保障問題についての意見交換を行うというA S E A N地域フォーラムが初めて開催される予定であります。このような場を通じ、各国の政策についての透明性を増すことによって域内各国の安心感を醸成していくことが重要であります。

経済面における域内協力の枠組みといたしましては、アジア・太平洋経済協力、A P E Cが存在します。昨年11月に初めて開催されたA P E C経済非公式首脳会議においては、アジア・太平洋地域における域内協力についての将来の展望と今後の協力について方向が示されるという大きな成果を生み出すことができたのであります。

我が国は、このような政治・安全保障、経済面等にわたる域内協力が国際社会全体の平和と繁栄につながるものであるとの認識のもと、今後ともその促進に主導的な役割を果たし、この地域をまさしく平和の湖にしていきたい、この

ように考えます。

アジア・太平洋地域のみならず、国際社会においてますます大きな存在となることが予想される中国と我が国との関係は良好に発展しております。私自身、1月に中国を訪問し、江沢民国家主席、李鵬総理、銭基琛副総理兼外交部長と会談し、2国間関係に加え双方が関心を有する国際問題について率直かつ有意義な意見交換を行うことができました。また、先般、朱鎔基副総理が訪日された際にも、私の訪中を踏まえた意義ある意見交換の機会を持つことができました。我が国としては、未来志向の日中関係、世界に貢献する日中関係を築いていくとともに、両国の協力をさらに深めていく考えであります。また、引き続き中国の改革・開放政策に協力してまいります。

朝鮮半島は、北朝鮮の核兵器開発疑惑によりアジア・太平洋地域の不安定要因となっています。我が国と北朝鮮との国交正常化交渉も中断していますが、政府としては、今後の北朝鮮の動向を慎重に見守りながら国交正常化の問題に取り組んでいきたいと考えます。こうした状況のもと、自由・民主主義という共通の基盤に立つ隣国の韓国との関係は、我が国にとってますます重要となりつつあります。3月下旬には金泳三大統領が国賓として訪日される予定ですが、両国の協力関係を未来に向けた幅広いものとするため、政府としても努力してまいります。

インドシナ地域では、カンボジアに自由な選挙による新政府が誕生し、ベトナム、ラオスでは開放的な経済改革が進んでいます。我が国は、この地域全体を視野に入れた開発のためインドシナ総合開発フォーラムの設置を提唱し、本年後半にはその開催を予定していますが、今後ともこのフォーラムの場等を通じ国際協力を推進していきます。

南西アジア地域でも民主化や経済自由化が進んでおり、我が国としてはこうした努力を支援するとともに、この地域における核不拡散の確保に取り組んでまいりたいと思います。

——国 連——

世界の平和と安定のため国連は極めて重要な役割を期待されており、国連の機能を一層強化することが急務であります。本年は、特に安全保障理事会の改組に関する作業部会が開かれ、内外で幅広い議論が活発に行われることが予想

されます。我が国は、過去２年間安保理非常任理事国としてより平和な世界の構築に向け真摯な努力を行ってまいりました。今日、我が国が国連においてより大きな役割を一層積極的に果たすべしとの国際世論が高まっており、我が国としてもこのような期待にこたえ、なし得る限りの責任を果たしてまいりたいと考えます。

〔主要諸国・地域との関係〕

もとより、我が国が国際協調を推進していくに当たっては、その他の主要諸国及び地域との関係も重要であります。

——ロシア——

昨年10月のエリツィン大統領の訪日は、新生ロシアと我が国との関係の進展のための新たな基礎をつくった極めて重要な訪問でありました。それ以降、昨年12月には議会の選挙が行われ、本年１月には内閣改造がありましたが、ロシアの情勢は不透明さを増しており、今後の内政動向を注視していく必要があります。

日ロ関係につきましては、我が国は、ロシアの議会選挙に際し監視団を派遣したほか、２月には日ロ事務レベル協議及び平和条約作業部会を開催するなど、政治対話を活発に行っております。さらに、民間レベルでは東京で第１回の日米ロ３極会議が開催されるなど、日ロ間の対話は幅を広げております。

このような中、私は今月ロシアを訪問し、ロシア指導部に対し、領土問題を解決し、日ロ関係を完全に正常化することが、日ロ２国間においてのみならず、アジア・太平洋地域の平和と安全のために重要であることを改めて強調する考えであります。また、その際、ロシアの民主化、市場経済化及び法と正義に基づく協調外交という改革路線が引き続き堅持されることの重要性を指摘し、そのような改革が維持される限り、我が国としてこれを積極的に支持していく方針であることを再確認する考えであります。

——中 東——

昨年９月にイスラエル・ＰＬＯ間で暫定自治に関する原則宣言が合意され、私自身、ワシントンでの歴史的な署名式典に立ち会いました。その後、原則宣言実施のための努力がイスラエルとパレスチナ人との間で行われるとともに、

米国の努力により、イスラエルとシリアとの間などで他の和平交渉も真剣に続けられています。我が国は、パレスチナ人の民生安定のため、2年間で2億ドルの支援を約束し、このうち約5,000万ドルの具体的支援を既に発表しております。中東地域の平和と安定の促進には国際社会の支援が不可欠であり、我が国としても、域内関係者との政治対話の強化、中東和平多国間協議への参画、対パレスチナ支援等に今後とも努めてまいります。

——中南米・アフリカ——

中南米諸国では、総じて民主化と市場経済化が着実に進展しつつある一方、構造的貧困等取り組むべき課題も残っております。我が国は、引き続きこの地域における改革努力を支援していく考えであります。

アフリカ諸国では、昨年10数カ国で大統領選挙や議会選挙が行われるなど政治改革が進んでいる反面、国内情勢が混乱している国も多くあり、経済的困難の克服も難しくなっております。我が国は、引き続きこの地域における政治面、経済面での改革努力を勧奨するとともに2国間及び多国間の枠組みを通じた支援を行ってまいります。

〔広報・文化・科学技術〕

世界の平和と安定を実現するためには、国家間の相互理解と信頼関係の構築が必要です。

したがって、我が国に対する諸外国の理解を深めるための広報活動の強化とともに国際文化交流促進の努力を行ってまいります。また、昨年アンコール遺跡救済国際会議を主催しましたように、人類共通の遺産である有形、無形の文化財、遺産の保存や開発途上国の教育、文化振興等、文化の面でも積極的に協力しなければならないと思います。さらに、科学技術は未来を開くかぎであります。可能な限りその英知を分かち合うべく国際協力を着実に促進していくことが重要であろうと思います。

〔邦人安全対策と危機管理〕

国際情勢の流動化や海外で活動する邦人の増加に伴い、海外で事故や犯罪に巻き込まれる例が増加しています。海外の邦人の安全をよりよく確保するための対策強化とともに、各地における内乱、クーデター等緊急事態に際し、政府

として迅速かつ的確な邦人保護のための対応が行えるよう在外公館の危機管理能力も一層高めるよう努力してまいります。

〔結 び〕

以上申し述べましたような外交の課題を実現していくためには、目まぐるしく移り変わる国際情勢に的確に対応し、先を見据えた機動的な外交活動を展開しなければなりません。私は、その足腰とでもいうべき外交実施体制と諸機能の強化に一層努めてまいります。しかし、外交は国民の皆様の後ろ盾があって初めて可能となります。私は、我が国の外交に対する国民各位の一層の御理解が得られるよう引き続き努力していきたいと思いをします。

国際社会の将来にとり極めて大切な時期に我が国の外交のかじ取りを任せていただいた者として、私はその重責に身の引き締まる思いでおります。何とぞ議員の皆様と国民皆様の一層の御支援と御協力をお願いいたします。

以上であります。

【 藤 井 大 蔵 大 臣 の 財 政 演 説 】

平成6年度予算の御審議をお願いするに当たり、今後の財政金融政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の概要を御説明いたします。

〔はじめに〕

我が国経済は現在、循環的な要因にバブル経済の崩壊の影響等も加わって、厳しい状況が続いております。同時に、本格的な高齢化社会を迎える21世紀に向けて豊かで活力のある経済社会を構築していくとともに、国際社会において我が国の地位にふさわしい役割を果たしていくことが求められております。

我々は、まず当面の厳しい経済状況を一日も早く克服しなければなりません。同時に、今後、経済社会の改革を実行することにより、国民一人一人が豊かさを実感でき、国際的にも開かれた活力にあふれる経済社会を構築していくとともに、世界経済の安定的発展のために我が国にふさわしい貢献をしていくことが必要であると考えます。

〔最近の内外経済情勢〕

まず、最近の内外経済情勢について申し上げます。

我が国経済は現在、個人消費や設備投資が低迷し、雇用情勢にも厳しさが見られるなど、依然として厳しい状況が続いております。

国際経済情勢を見ますと、世界経済は地域によって明暗が分かれる展開となっており、回復への兆しは見られるものの、いまだ力強い成長を示すには至っておりません。先進諸国は大幅な財政赤字や高失業などの構造問題を抱え、経済構造改革に向けた努力が必要とされており、また、開発途上国の一部や旧ソ連、中・東欧諸国では、依然として厳しい経済状況が続いております。

私は、今後の財政金融政策の運営に当たり、このような最近の内外経済情勢を踏まえ、21世紀に向けて我が国が進むべき道を展望しながら、以下に申し述べる諸課題に全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

〔本格的な景気回復の実現〕

第1の課題は、本格的な景気回復の実現を図ることです。

さきに申し上げましたように、経済は個人消費や設備投資の面で厳しい状況が続いておりますが、公共投資や住宅建設が景気を支える中、在庫調整や資本ストック調整が進展しているほか、耐久消費財の買い換え需要の到来が見込まれるなど、回復の機運は着実に熟しつつあります。

こうした回復の芽を大きく膨らませ、我が国経済を平成6年度中のできるだけ早い時期に本格的な回復に移行させ、7年度以降の安定成長を確実なものとするため、先般、15兆円を上回る史上最大規模の総合経済対策を決定いたしました。本対策は、5兆8,500億円規模の所得減税の実施等や公共投資等の拡大などの内需拡大策のほか、課題を抱える分野における重点的な対応などを盛り込んだ、質量ともに充実した文字どおり総合的な経済対策であります。こうした幅広い諸施策を一体として実施しつつ、平成5年度第3次補正予算及び平成6年度予算を通じて可能な限り景気に配慮するよう努めてまいり所存であり、これが先行きに対する不透明感を払拭するとともに、個人消費を初めとする内需の盛り上がりにつながり、我が国経済の本格的な回復に大きく資するものと確信をいたしております。

金融面では、7次にわたる公定歩合の引き下げの効果などにより各種金利は

大幅に低下してきており、今後ともこうした政策効果が一層浸透していくことを期待しております。

また、最近、為替市場において思惑的な動きが見られましたが、我が国としては、為替相場が経済の基礎的諸条件を反映して安定的に推移することが望ましいと考えており、今後とも為替相場の動向を十分注視し、適宜適切に対処し、為替相場の安定を図ってまいる所存であります。

〔財政改革の推進〕

第2の課題は、財政改革を引き続き強力に推進することです。

政府は、厳しい経済状況に対し、累次にわたる経済対策を策定してまいりましたが、これに盛り込まれた公共事業関係費の追加等については、やむを得ざる措置として、建設公債の追加発行により賄うこととしたところであります。

さらに、平成6年度予算におきましても、現下の厳しい財政事情のもとで、平成5年度第3次補正予算とあわせ可能な限り景気に配慮するよう努めるとの観点等から、建設公債の発行により公共事業等の財源を確保するとともに、所得税減税等に伴う税収減に対処するものに限って特例公債の発行によることといたしました。

この結果、公債依存度は18.7%と当初予算としては昭和62年度以来の水準となり、公債残高も平成6年度末にはついに200兆円を超える見込みである等、我が国財政をめぐる事情は構造的にますます厳しさを増しております。このような公債残高の累増を放置すれば、既に歳出予算の2割程度を占めている国債費の増嵩につながり、政策的経費をさらに圧迫するなど財政の一層の硬直化を招くこととなります。これまで厳しい経済状況のもとで景気浮揚に向け大きな役割を担ってきた我が国財政は、今やまことに深刻な状況に立ち至っております。

一方、本格的な高齢化社会の到来に備え、福祉の充実、着実な社会資本の整備、国際社会への貢献等さまざまな財政需要に適切にこたえていく必要があります。これら新たな時代のニーズに的確に対応し、豊かで活力ある経済社会の建設を進めていくためには、何よりもまず財政の対応力の回復に努めていかなければなりません。

このため、まことに深刻な状況にある今こそ、引き続き健全な財政運営を確

保し、公債残高が累増しないような財政体質をつくり上げていくという財政運営の基本的方向に沿って一層の努力を払っていくことが重要であり、今後とも財政改革を強力に推進していく覚悟であります。

〔税制改革の実現〕

第3の課題は、年内に税制改革の実現を図ることです。

本格的な高齢化社会を活力ある豊かなものとするためには、所得・消費・資産等のバランスのとれた税体系を構築し、国民合意の税制改革を実現することが極めて重要な課題です。

税制調査会には、このような観点から精力的に御審議いただき、昨年11月に公正で活力ある高齢化社会の実現を目指した税制改革の基本的考え方をお示しいただきました。

その後、政府・与党間の論議の積み重ねを経て、税制改革については年内の国会において関係の法律を成立させるものとするとの与党合意が成立したところであり、政府としては、このような与党合意に沿って、引き続き検討を進め、国民各界各層の御意見に十分耳を傾けながら、年内に税制改革の実現を図るべく一丸となって取り組んでまいり所存であります。

〔調和ある対外経済関係の形成と世界経済発展への貢献〕

第4の課題は、調和ある対外経済関係の形成と世界経済発展への貢献に努めることです。

世界経済は、貿易や直接投資の拡大とともに相互依存関係をさらに深めつつありますが、その中において我が国は調和ある対外経済関係の形成に努めるとともに、世界経済の発展のために積極的に貢献していく必要があると考えます。

我が国としては、世界経済のインフレなき持続的成長の強化を目指して、G7蔵相・中央銀行総裁会議を通じた経済政策協調プロセスにおいて各国と協力していくとともに、APEC蔵相会合等における各国との対話に努めてまいります。

7年余にわたり交渉が続けられてきたガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が昨年12月15日に実質合意に達したことは、何よりも国際経済秩序に対する信認が確保されたことを示すものであります。我が国としては、ウルグアイ・ラウ

ンドの成果を踏まえ、今後とも多角的貿易体制の維持強化を図り、我が国経済及び世界経済の発展に努力してまいりたいと考えております。

関税制度につきましては、市場アクセスの一層の改善を図る等の観点から、粗糖の関税引き下げ、自動車部品の関税撤廃等の改正を行うことといたしております。

経済協力につきましては、特に開発途上国における人づくりに対する2国間技術協力に重点を置き、さらに国際開発金融機関を通じた一層の協力も進めつつ、引き続き開発途上国への支援の促進に努めてまいるとともに、旧計画経済諸国についても市場経済への円滑な移行のため、他の主要先進国とも協調しつつ適切な支援を行ってまいる所存であります。

〔金融・証券市場の活性化〕

第5の課題は、金融・証券市場の活性化であります。

我が国経済の今後の発展を確保するためには、経済活動に必要な資金の円滑な供給を図ることが不可欠であります。こうした観点から、先般の総合経済対策におきましても、金融・証券市場に関する施策を他の施策と一体として実施することといたしました。

金融に関する施策としては、資金の円滑な供給、不良資産の処理促進及び金利減免債権の流動化の検討を盛り込むとともに、金融機関の不良資産問題についての取り組みの基本的な考え方を「金融機関の不良資産問題についての行政上の指針」として取りまとめ、公表いたしました。

証券市場の活性化のための施策につきましては、自己株式の取得に関する規制緩和に対応した証券取引制度の整備を図るため、所要の法律案を今国会に提出すべく準備を進めているところであります。また、時価発行公募増資の再開など証券市場、証券取引に係る手続の簡素化、規制の緩和等を引き続き推進してまいります。さらに、今後の株式市場の状況等をも見きわめつつ、企業の新規公開の一層の促進についても早急に検討を行ってまいる所存であります。

政府としては、これらの施策を今後一体として推進することにより、金融システムの安定性を確保しつつ、金融・証券市場が期待される役割を十分に発揮できるようにするための環境整備を図ってまいる所存であります。

〔平成6年度予算の概要〕

次に、平成6年度予算の概要について御説明いたします。

平成6年度予算は、現下のまことに深刻な財政事情と厳しい経済状況にかんがみ、平成5年度第3次補正予算とあわせ可能な限り景気に配慮するよう努めるとともに、財政体質の歯どめなき悪化につながりかねない特例公債の発行を抑制するため、従来にも増して徹底した歳出の洗い直しに取り組む一方、限られた資金の重点的、効率的配分に努め、質的な充実に配慮することとして編成いたしました。

歳出面につきましては、既存の制度、施策について見直しを行うなど、経費の節減合理化に努めることとし、一般歳出の規模は40兆8,548億円、前年度当初予算に対し2.3%の増加と抑制されたものとなっております。

国家公務員の定員につきましては、第8次定員削減計画を着実に実施するとともに、増員は厳に抑制し、2,033人に上る行政機関職員の定員の縮減を図っております。

補助金等につきましては、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、その整理合理化を積極的に推進することといたしております。

また、現下の財政事情にかんがみ、特例的な措置として、平成5年度第2次補正予算に引き続き国債整理基金特別会計に対する定率繰り入れ等3兆849億円を停止する等の措置を講ずることといたしております。これらの措置につきましては、税外収入の確保のための特別措置とあわせ、別途、平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例等に関する法律案を提出し、御審議をお願いすることといたしております。なお、定率繰り入れ等の停止に伴い国債整理基金の運営に支障が生じることのないようN T T株式の売却収入に係る無利子貸し付けについて繰り上げ償還を行うこととし、このため必要な措置を講ずることといたしております。

また、平成4年度の決算上の不足に係る決算調整資金を通じた国債整理基金からの繰り入れ相当額1兆5,448億円につきましては、法律の規定に従い、同基金に繰り戻すことといたしております。

これらの結果、一般会計予算規模は73兆817億円、前年度当初予算に対し1.0%の増加となっております。

次に、歳入面について申し述べます。

税制につきましては、当面の経済社会状況等を踏まえた政策的要請にこたえるため、所得税減税、相続税減税等を実施するとともに、土地税制等について適切な対応を図る一方、公益法人等に対する課税の適正化、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講ずることといたしております。

税の執行につきましては、今後とも国民の信頼と協力を得て、一層適正公平に実施するよう努力してまいる所存であります。

また、税外収入につきましては、まことに深刻な財政事情のもと、自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰り入れの特別措置を講ずる等格段の増収努力を払っております。

公債につきましては、公共事業等の財源を確保するとともに、いわゆるNTT事業償還時補助の財源に充てるため、建設公債10兆5,092億円を発行することといたしております。また、所得税減税等に伴う税収減に対処するものに限って、特例公債3兆1,338億円を発行することといたしております。この特例公債については、年内に実施が図られる税制改革の中でその償還財源の問題についても適切に対処されるべきものと考えており、歯どめのない財政体質の悪化につながりかねない特例公債とは異なるものになり得ると考えております。この特例公債の発行につきましては、別途、平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案を提出し、御審議をお願いすることといたしております。なお、借換債を含めた公債の総発行予定額は36兆5,310億円となっております。

財政投融资計画につきましては、景気に配慮するとともに、国民生活の質の向上等各般の政策的諸要請に的確に対応していくとの考え方に立ち、住宅建設、中小企業支援、地域の活性化等の分野を中心に重点的、効率的な資金配分を図ったところであります。

この結果、財政投融资計画の規模は47兆8,582億円、前年度当初計画に対し4.6%の増加となっております。また、資金運用事業を除いた一般財投の規模は39兆4,082億円、7.7%の増加となっております。

次に、主要な経費について申し述べます。

公共事業関係費につきましては、本格的な高齢化社会が到来する前に着実に

社会資本整備を推進するとともに、可能な限り景気に配慮するよう努めるとの観点から高い伸びを確保することとし、また、住宅、下水道、環境衛生等の国民生活の質の向上に結びつく分野に思い切った重点投資を行うなど、重点的、効率的な配分に特段の努力を払っております。また、住宅金融公庫における融資の拡充、公共賃貸住宅の供給の促進など住宅対策の拡充を図っております。なお、平成5年度末に期限の到来する漁港整備及び沿岸漁場整備開発の2分野の長期計画につきましては、おのおの新たな計画を適切に策定することといたしております。

社会保障関係費につきましては、医療保険制度等の改正、年金制度の改正を行うほか、児童家庭対策や高齢者保健福祉推進10カ年戦略の推進を図るとともに、がん対策、エイズ対策等の諸施策についてきめ細かく配慮しております。雇用対策につきましては、雇用の安定に万全を期するため、雇用支援トータルプログラムに基づく総合的な雇用対策等を推進することといたしております。

文教及び科学振興費につきましては、教育行政に係る国と地方の費用負担のあり方等の見直しを進めつつ、高等教育、学術研究の改善充実、文化の振興等を図るとともに、科学技術振興のため、各般の施策推進に努めております。

中小企業対策費につきましては、中小企業を取り巻く厳しい経営環境に配慮し、中小企業の構造調整支援策など特に緊要な課題に重点を置いて、施策の充実を図っております。

農林水産関係予算につきましては、ウルグアイ・ラウンド農業合意の成立等我が国農業、農村を取り巻く内外の諸情勢を踏まえ、経営感覚にすぐれた効率的、安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造を実現していくための施策に重点を置いてその推進に努めております。

経済協力費につきましては、開発途上国における人づくりを支援する観点から、技術協力に重点を置くとともに、環境、人口といった地球的規模の問題や、人権、難民支援といった今日的課題にも積極的に対処することといたしております。

防衛関係費につきましては、国際情勢の変化等を受けて修正された中期防衛力整備計画のもと、まことに深刻な財政事情等を踏まえ、極力その抑制を図るとともに、防衛力全体として均衡がとれた態勢の維持整備に努めております。

エネルギー対策費につきましては、我が国の脆弱なエネルギー供給構造に配慮するとともに、地球環境保全の重要性を踏まえ、総合的なエネルギー対策の着実な推進に努めております。

地方財政につきましては、近年になく極めて厳しい状況になっておりますが、円滑な地方財政の運営に支障を生じることのないよう所要の措置を講ずることとし、所得税減税、住民税減税等の影響について交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金や減税補てん債の発行により補てんするとともに、一般会計からの加算や同特別会計の借入金を活用すること等により、所要の地方交付税総額を確保することといたしております。地方公共団体におかれましても、このような厳しい財政事情のもと、従来にも増して歳出の節減合理化を推進し、より一層効率的な財源配分を行うよう要請するものであります。

以上、平成6年度予算の大要について御説明いたしました。本予算が現下の諸情勢に果たす役割に御理解を賜り、何とぞ関係の法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

〔結 び〕

私は、ただいま申し述べました諸課題に正面から取り組み、これを一つずつ着実に解決すべく、今後とも精いっぱい努力を続けてまいる所存であります。

国民の皆様、議員の皆様の一層の御理解と御協力を切にお願いする次第であります。

【久保田経済企画庁長官の経済演説】

我が国経済の当面する課題と経済運営の基本的考え方について、所信を申し述べたいと思います。

〔我が国経済の課題〕

我が国は、今までに経験したことのないバブル崩壊の影響などもありまして景気の低迷が長期化する中で、これまで我が国を支えてきました生産者重視の経済社会構造の見直しを求められております。それは、生活者・消費者重視へと我が国経済社会の基本的理念の転換を促すものであり、私たちは、この新しい時代の流れに沿った経済社会の構造的な改革を今後大きく加速させていかな

くてはなりません。

国際面におきましても、世界のG N Pの16%を占めるに至っている我が国は、その経済規模にふさわしい積極的役割を果たしていくことが求められております。それはとりもなおさず、新たな世界経済秩序の構築に向けて我が国の主体的な取り組みを積極化させることであり、また国内にあっては、我が国経済社会の透明性を高め、国際社会と調和した社会の構築を推進していくことであります。

こうした状況を踏まえれば、今後、私たちが築き上げていくべき新しい枠組みは、生活者たる個人がみずからの選択により豊かさとゆとりを享受できるような経済社会であり、また、市場機能が活性化され産業の活力が遺憾なく発揮される、国際的にも開かれた透明性のある経済社会であります。またそれは、我が国社会をこれらの方向に向けて変革していくことによって実現できるものであります。

その道筋は決して平たんではないかもしれませんが。これを成功させるためには、政府、個人、企業のそれぞれが変革を避けて通れない道であると認識し、みずからの責任と力で実行していかなければなりません。今こそ、我が国の経済と国民生活のより高い目標の実現に向かって果敢に挑戦すべきときであります。

本年は、まず何よりも景気の速やかな本格的回復を確固たるものとし、この変革を成功に導くための新たな出発の年としなければなりません。

〔内外経済の現状〕

ここで、内外の経済の状況について申し述べたいと思います。

世界経済の動向を見ますと、アメリカの景気拡大は本格化しつつありますが、西欧諸国の景気は総じて低迷を続けております。市場経済への移行を進めるロシア等では、総じて経済の混迷が続いております。一方、東アジア地域は自立的な成長力を強めながら堅調な経済発展を続けております。こうした中で、アメリカの財政赤字削減など、各国で始まっている構造改革への取り組みが大きな課題となっております。一方、ガット・ウルグアイ・ラウンドの成功は世界経済の将来に明るい展望を与えるものです。

我が国経済を見ますと、引き続き個人消費が低迷し、民間設備投資も減少す

るなど、総じて低迷が続いておりまして、雇用情勢にも製造業を中心に厳しさが見られます。

こうした状況に対処するため、政府は、昨年9月の緊急経済対策を初めとして累次にわたる経済対策を策定し、その効果の速やかな浸透を目指して万全の努力を傾けてまいりました。これに加えて、去る2月には大規模な所得減税を含む15兆円を超える史上最大規模の総合経済対策を決定いたしました。

これらの対策の効果もあって、住宅建設や公共投資が経済活動を下支えする中、耐久消費財や企業設備のストック調整も相当程度進展し、景気回復への素地が整いつつありますが、平成5年度につきましては、民間需要の本格的な回復を見ることなく、国内総生産の実質成長率は0.2%程度にとどまるものと見込まれます。

以上のような状況を踏まえ、私は、平成6年度の経済運営に当たりまして、特に次の諸点を基本に対応してまいりたいと考えます。

〔景気の早期本格的回復と安定成長への移行〕

第1は、我が国経済をできるだけ早い時期に本格的な回復軌道に乗せ、平成7年度以降の安定成長を確実なものとするということです。

このため、平成6年度末までの間に、できる限りの施策を展開してまいります。

まず、年度がわりのこの春先に向けて、経済に切れ目のない刺激を与えるため、平成5年度の第3次補正予算において追加した公共事業の円滑な執行を図るなど、総合経済対策を速やかに実施してまいります。

加えて、平成6年度予算におきましても、近年になく深刻な財政事情のもとではありますが、国民生活の質の向上に重点を置いた分野に配慮しつつ、公共事業の積極的な拡大を図ったところであり、年度を通じて高い水準の公共投資が確保されるものと考えます。

税制面におきましても、景気に最大限配慮して所得減税や土地の有効利用促進策などを実施することとしており、特に大規模な所得減税によって個人消費が刺激され、経済全体に好ましい影響を与えるものと期待しております。

また住宅につきましては、予算、税制の両面からその建設や住宅リフォームの促進を図ることとしております。

金融政策につきましては、内外の経済動向や国際通貨情勢を注視しつつ、今後とも適切かつ機動的な運営を図る必要があると考えております。また、金融機関による資金の円滑な供給や不良資産の処理を促進するための措置なども引き続き講じてまいります。

雇用面では、雇用支援トータルプログラムの速やかな実施など、雇用の安定に万全を期するための総合的な対策を積極的に推進してまいります。中小企業に対しましては、経営安定や新たな事業展開を図るための支援策を推進してまいります。

物価の安定は国民生活安定の基礎であり、経済運営の基盤となるものです。今後とも、その維持に努めてまいります。

以上のような政府の経済運営と、経済活動の主体である民間部門の自律的な回復に向けての力強い努力が相まって、我が国経済は平成6年度中に本格的な景気回復軌道に乗るものと期待され、同年度の国内総生産の実質成長率は2.4%程度になるものと見込まれます。

〔構造的な改革の推進〕

第2は、創造的で活力を備えた経済社会を実現するため、構造的な改革を着実に進めるなど、将来的な発展環境を整備することであります。

このため、まず原則自由・例外規制を基本として、国民に与える影響にもきめ細かく配慮しつつ、経済的規制の緩和を着実に推進し、自己責任の原則と市場原理に立った経済社会の構築と、民間活力が一層発揮される環境の整備に向けて努力してまいります。その際、競争制限的な慣行を改め市場機能の一層の活用を図るため、競争政策の積極的展開を進めることも重要と考えます。

さらに、創造的な研究開発の推進、高度情報化に向けた環境の整備などを推進し、企業の事業再編を支援するほか、新規産業の発展や創造的な事業展開を促してまいります。

また、産業構造の転換に伴う就業構造の変化に対応するため、教育訓練の充実など、労働移動を円滑化するための環境整備を進めてまいります。

税制につきましても、我が国社会の急速な高齢化も視野に入れながら、公正で活力ある社会を実現するため、税制調査会答申を踏まえ、所得・消費・資産などの間でバランスのとれた税体系の構築を目指して、引き続き検討を進め、

年内に税制改革の実現を図るよう最大限の努力を傾けてまいります。

さらに、国土の特色ある発展に向けて、東京一極集中の是正と地域の活性化を図るとともに、持続的成長が可能となるよう環境と調和した経済社会を築いていくための施策を推進してまいります。

〔生活者・消費者重視の経済運営〕

第3は、政策の重点を生活者・消費者重視の視点へ移し、国民経済の目標をより直接的に生活の質の向上に結びつけ、国民一人一人の生活を豊かにしていくことであります。

このため、平成6年度予算におきまして、住宅、下水道や廃棄物処理施設等の事業に公共事業関係費の重点的投資を行ったところであり、今後とも生活関連分野への公共投資の重点的、効率的な配分を図ってまいります。美しい町並みづくりや、安全快適で文化の薫り高い生活づくりにこたえるための社会資本、高齢者等に配慮した人に優しい社会資本の整備も進めてまいります。

また、快適でゆとりのある住まいづくりや良好な居住環境の整備を進めるため、年収の5倍程度で良質な住宅の取得が可能となること等を目指した土地対策や住宅対策の充実を図ってまいります。さらに年間総労働時間1800時間への短縮を図るため、週40時間労働制への移行のための取り組みへの支援など各般の施策を進めてまいります。

国民が生活の豊かさを実感できない要因の一つとなっている内外価格差問題につきましても、その原因となっている規制や商慣行などの構造的側面にも光を当て、その是正、縮小を図ってまいります。

また、女性が男性とともに多様な選択肢のもとで、職場でも家庭でも十分に自己実現ができるような社会を築き上げるため、育児や介護に関する休業制度の充実など、働きやすい環境の整備を進めるとともに、男女の固定的な役割分担を前提とした制度の改革を進めてまいります。

安全で豊かな生活を実現するためには、生活者みずからが主体的な役割を果たしていくことが重要であります。このため、個人の自己実現や生きがいにつながる社会参加活動などを促進するとともに、国民生活センター等を通じた情報提供の充実など、消費者保護会議で決定した諸施策を積極的、総合的に推進してまいります。

製造物責任制度を初めとした総合的な消費者被害の防止や救済策につきましては、国民生活審議会意見などを踏まえ、本国会への関係法律案の提出を含め、所要の措置について早急に具体化を図ってまいります。

〔調和ある対外経済関係の形成と世界経済への積極的貢献〕

第4は、調和ある対外経済関係の形成と世界経済活性化への積極的貢献を行うとともに、自由貿易体制の維持強化に向け率先して努力することです。

このため、まず規制緩和を中心とする構造改革を積極的に推進し、透明なルールのもとで内外の企業や個人が経済活動に従事できるような開かれた経済社会の実現を図ってまいります。

また、今般体制の強化を図った市場開放問題苦情処理体制、O T Oの活動や政府調達手続の改善などを通じて、諸外国から我が国への市場アクセスの一層の改善を図るとともに、輸入や対日直接投資の促進を図ってまいります。

このような我が国の市場開放努力と景気の回復が相まって、平成6年度の経常収支黒字は前年度に比べて減少するものと見込まれます。

ウルグアイ・ラウンドの実質的な妥結は、多角的自由貿易体制の維持強化に対する各国の強い意志を示すものであり、我が国は今後とも本交渉の成果の着実な実施に努めてまいります。

さらに、開発途上国の安定と持続的発展のため、O D A大綱の理念、原則を踏まえつつ、政府開発援助の第5次中期目標に基づき途上国援助の充実を図ってまいります。また、旧計画経済諸国の市場経済への円滑な移行に資する技術支援等適切な知的支援を進めてまいります。

以上、我が国経済が直面する主な課題と経済運営の基本的考え方について所信を申し上げます。

〔結 び〕

21世紀までに残された7年間、この間に、世界経済は経済活動のグローバル化の一層の進展、地域的な結びつきの強まり、旧計画経済諸国の市場経済化という動きの中で、市場経済システムを軸に新たな秩序に向かっていくものと考えます。この過程で、アジア諸国の経済成長も一段と進み、世界経済の枠組みが我が国をも巻き込んで大きく塗りかえられようとしております。

このような変貌を適切に乗り切り、21世紀の新しい座標軸のもとにおいても、我が国経済社会が明るく希望に満ちたものとなるよう備えることが私たちの果たすべき責任であると考えます。

私たちは、これまで蓄積してきた資本力、高い教育水準に支えられた人的資源、また高度な技術基盤やそれを支える文化的基盤などを有しております。これらの財産を新しい時代に合わせて遺憾なく活用しようという創造的な意思と果敢な実行力が今必要とされております。変革は、まさにこうした国民の努力を将来に向けてより有益なものとするための道でもあるわけでございます。

私は、変革に対する国民の選択と実行が大きな果実を生み出すよう精いっぱい努力していくつもりでございます。

国民の皆様の御支援と御協力を切にお願い申し上げます。

【 質 疑 の 概 要 】

以上の演説に対する質疑は、3月8、9日の両日行われた。その概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）

山本富雄君（自） 松尾官平君（新緑） 立木洋君（共） 竹山裕君（自）
下村泰君（二院）

〔政治改革・選挙制度〕

政界再編に関する見解については、「何回かの選挙を経て穏健な多党制に収れんしていくであろうと思っているが、当面は連立与党の結束が必要である」。また、参議院の選挙制度改革については、「既に参議院自民党で改革案が取りまとめられており、連立与党でも鋭意検討が進められていると承知している。今後各党各会派間で御論議いただき、その結果を尊重していきたい」。さらに、政治改革4法案成立の経緯については、「憲法で衆議院で可決され参議院で否決された法案の審議手続を定めており、政治改革法案成立はこの手続に従ったものである」旨の答弁があった。

〔日米経済関係〕

スーパー 301 条復活への対応については、「今回の決定には政府として懸念しているが、米政府の良識ある対応に強く期待している。我が国として冷静に対処するとともに一層の市場開放への自主的措置を3月中に打ち出したい」。経常収支黒字抑制の目標については、「経常収支は各国間の自由な経済活動の結果であり、特定の数値を目標として掲げることは不適切であると考える」。包括経済協議の中止については、「包括経済協議は安定的な日米経済関係に重要な意義を持つと認識している。何らかの打開の糸口を探っていきたい」旨の答弁があった。

〔財政運営・税制改革〕

新年度予算提出遅延の理由については、「政治改革法案の審議など、諸般の情勢を総合的に勘案して越年編成としたが、第3次補正予算を編成し、切れ目なく景気浮揚に努めることとした」。財政再建目標と財政運営の基本方針については、「我が国財政は、平成6年度末の公債残高が200兆円を超えると見込まれる。今後すべての歳出項目について徹底した洗い直しを進めていきたい」。

また、税制改革の理念及び基本方針については、「年内の国会において税制の関係法律を成立させるという与党合意ができた。税制改革協議会における検討も始められており、今国会中には協議会としての結論を出す方向で議論を詰めていただけるものと考えている」。増税についての考え方については、「活力ある高齢化社会の構築のためには国民一人一人が相応の費用、責任を分担することが必要であり、バランスのとれた税体系の構築が必要である。税制改革草案はこうした認識に立って提案させていただいたものである」。

さらに、所得税減税については、「今回の所得税減税は、連立与党の合意を踏まえて年内に税制改革を実現するという方針のもとに緊急避難的に6年度限りの措置として行うことになった。政府としては、税制改革の年内実現に向け努力していきたい」。公共料金の値上げ問題については、「国民生活への影響等にも配慮しつつ実施時期や改定幅についても極力抑制してきている。今後政府部内においても適正な公共料金が確保されるよう緊密な連携を図っていききたい」旨の答弁があった。

〔景気対策・雇用対策〕

景気回復に対する政府の認識と対応については、「我が国経済は、一部に明るい面が見られるものの総じて低迷が続いている。15兆円を上回る総合経済対策、第3次補正予算とあわせ、6年度予算においても可能な限り景気に配慮するよう努めていきたい」。また、雇用確保対策については、「有効求人倍率、完全失業率も厳しい状況が続いているが、雇用トータルプログラムの実施など積極的な雇用対策を盛り込んだところである」旨の答弁があった。

〔中小企業対策〕

中小零細企業に対する低利融資制度については、「財投金利を下回る低利の貸付制度等の特別措置を講じてきているほか、総合経済対策を受けて総額4兆円を超える中小企業金融対策を決定したところである」。

また、中小企業基本法に基づく輸入規制の実施については、「中小企業基本法に基づく調整措置は慎重に対応することが必要であると思っている。政府としては、中小企業新分野進出等円滑化法の制定等により、できるだけきめ細かい支援に努めていきたい」。

さらに、中小企業に対する新政策については、「中小企業をめぐる環境は非常に厳しいものがある。政府としては、中小企業の新分野進出円滑化法を中心とした総合的施策の展開、新規事業支援の強化等の施策の推進を展開しているところである」旨の答弁があった。

〔外交・安全保障〕

外交の基本方針については、「今日の国際情勢は不透明で流動的であるが、我が国としては、経済的な支援のみならず人的な協力等によって平和で繁栄した世界の実現に取り組んでいきたい」。北朝鮮の核兵器開発・経済制裁問題については、「北朝鮮が現在核兵器を保有しているかどうかは明確に申し上げられる段階ではないが、I A E Aによる査察を完全に受け入れることが重要である。日米韓が協力してこの問題解決に努力しているところである。経済制裁については、現時点で具体的に申し上げることは差し控えたい」。

また、ODA基本法の制定については、「ODA基本法は、援助の機動性、柔軟性を損なう懸念もあり、一昨年定めた援助大綱や現行の関係法律等の枠内

で効率的な援助の実施を図っていききたい」。

さらに、基盤的防衛力構想見直しについては、「防衛計画の大綱が決定されてからの国際情勢等の変化を踏まえ、大綱の考え方の中にも基盤的防衛力とはいかなるものかも含め再整理すべきところがあるのではないかと考えており、今後の防衛力のあるべき姿の検討を政府部内で進めている」。防衛問題懇談会設置の理由については、「冷戦の終結後、我が国の防衛力のあり方について防衛計画大綱の基本的な考え方について整理し直す必要があるという認識に立って懇談会を開催することとした」。集団的自衛権の行使については、「自衛隊による米軍に対する支援活動が我が国憲法の枠内で行われることは当然である。憲法上禁止されている集団的自衛権の行使に当たるような支援活動をしないことは言うまでもない」旨の答弁があった。

〔行政改革〕

官僚組織・中央省庁の改革については、「先般閣議決定した行政改革の推進方策においては、行革審最終答申を踏まえて、内閣の総合調整機能の充実、各省庁の人事交流等の方策を決定した。中央省庁の再編については、中長期的な観点から引き続き検討すべき課題だと考えている」。

また、地方分権の確立・地方分権大綱の制定については、「昨年10月の行革審最終答申を踏まえ、行革の推進に関する閣議決定を行った。その中で政府の重要課題として、国、地方の関係等の改革に関する大綱方針を策定することを決定した。今後、大綱方針を年内をめどに策定したいと考えている」旨の答弁があった。

〔農林漁業対策〕

米不足への対応については、「3月は国産米の売却量をふやし、全体的な供給量には不足はないと考えている。さらに、輸入米の配送の機動化、迅速化や販売業者に対する特別巡回指導等、当面の事態に対応した措置を講じて最善の努力をしていきたい」。米のウルグアイ・ラウンド合意の撤回については、「調整案の受け入れは、我が国の国際的な責務であるという観点からぎりぎりの判断をしたものである。農家の方々に不安や動揺を来さないためにできる限りの対策を講じていきたい」。

また、冷害対策・中山間地対策については、「昨年の冷害に対しては、総額4,400億円の共済金の年内支払い、天災融資法や激甚災害法の発動など、特例的な措置を含めて早期に対策を実施した。中山間地については、山村振興対策を初め生産基盤や生活基盤の整備の一層の充実を図り、農林業の活性化に努めていきたい」。

さらに、林業・木材産業の活性化については、「我が国の国産材を中心とした木材の需要拡大を図ることは喫緊の課題であると考えている。国産材の低コスト安定供給体制の整備等に取り組み、木材の需要拡大に努力していきたい」旨の答弁があった。

〔規制緩和〕

「規制緩和の推進については、「行政改革の推進方策においては、規制緩和の推進を大きな柱としている。当面の規制緩和措置の実行を図るということで、住宅、土地、情報・通信、流通等の分野に関する規制の見直しに取り組んでいきたい」旨の答弁があった。

〔社会保障〕

公的年金の一元化については「昭和60年改正によって基礎年金制度の導入を初め一元化に向けて取り組んできた。政府としては、平成7年度を目途にして一元化を完了させるという目標に向かって積極的に推進していきたい」。厚生年金の支給年齢延長については「60歳代前半の厚生年金の見直しは、年金財政の観点からだけではなく活力のある長寿社会を築くために必要な改正であると考えている。見直しに当たっては、年金制度も雇用促進的なものとし、雇用と年金との連携に配慮している」。

また、保険給付の見直しについては、「今回の医療保険制度等の改革は、付添看護に伴う患者負担の解消、在宅医療の推進等を柱として実施するものであり、医療サービスの改善を目指していく観点から不可欠なものと考えている」。

さらに、高齢社会における財政負担と国民負担率については、「我が国の国民負担率は欧米諸国に比して低い水準にあるが、今後高齢化・少子化が進んでいく中で相当増加していくと見込まれる。将来の社会保障に関する給付と負担については、厚生大臣のもとに設置された懇談会において検討を願っていると

ころである」旨の答弁があった。

〔高齢者・障害者対策〕

障害者に対する各種の福祉施策の実施については、「身体障害者、精神薄弱者、精神障害者といった障害の種別や状況に応じて対応することが必要であり、今後ともこれらの法律を運用していくことにより障害者のニーズに対応した施策の推進を図っていききたい」。

また、今後の障害者施策については、「昨年３月に障害者対策推進本部において新長期計画を策定し、向こう10年間の施策の基本的な方向等を明らかにしたが、今後その着実な実施に向けて努力していききたい」。

さらに、重度障害者等の就職促進については、「重度障害者雇用対策に重点を置いた雇用率制度の厳正な運用、職業リハビリの充実等を積極的に推進し、障害者の社会参加を今後とも促進していききたい」旨の答弁があった。

そのほか、中村前建設相の逮捕許諾請求については、「検察当局は、慎重に捜査を進めて逮捕状請求に踏み切ったものと理解している。内閣は、裁判官からの逮捕許諾に関する要求書の提出を受けて国会に対し逮捕許諾請求の手続を行った」旨の答弁があった。

○平成6年5月10日（火）

【羽田内閣総理大臣の所信表明演説】

このたび、私は内閣総理大臣に任命されました。内外に困難な課題を抱える今日、心を引き締め全力で取り組んでまいります。

所信を申し述べるに先立ちまして、4月26日の痛ましい中華航空の事故の犠牲となられた方々とその御遺族に対しまして慎んでお悔やみを申し上げますとともに、負傷し入院されている方々に心からお見舞いを申し上げます。政府としては、事故原因の究明を急ぎ、このような惨事が繰り返されることのないよう安全対策に万全を期してまいりたいと思います。

細川連立内閣は、国民の大きな支持のもとに「改革」の旗を掲げ懸命に前進を続けてまいりましたが、不幸にして業半ばで退陣されました。私に与えられた任務は、まず、この「改革」の旗を受け継ぎ、もう一度しっかりと握り直し、高く掲げ続けることだと考えます。

私の出身地信州の文豪、島崎藤村が郷里、馬籠で語った中に、「血につながるふるさと、心につながるふるさと、言葉につながるふるさと」という味わい深い言葉があります。私はかねてこの言葉を言いかえ、「血につながる政治、心につながる政治、普通の言葉の通じる政治」、これを心がけてまいりました。改革を進めるに当たって私が大切にしたいのは、お互いに普通の言葉で率直に議論し、理解を深め、ともに歩んでいくことであります。

私は、「改革」に加えて「協調」の姿勢を重視した「改革と協調」の政治を心がけたいと思います。今回、連立与党内で残念な経緯があり、一部の会派が閣外へ去られることになりました。しかし、私自身、今後とも与野党の御意見に一層謙虚に耳を傾けていくつもりであり、できる限り幅の広い合意の上で政治を進めていく決意と誓いにいささかも変わりありません。内閣総理大臣の重みと日本国の誇りをかみしめつつ、この時代を生きる国民の皆様と苦しみも喜びも分かち合い、先頭に立ってあすを目指した課題に取り組んでまいります。

〔混迷からの脱出と改革前進のための政治の確立〕

昨年夏、38年間にわたる自民党の長期単独政権にかわって連立政権が誕生したことは、我が国の政治のあり方に新しい息吹を与えたものであります。国

民の政治に対する新しい関心や期待も生まれ、これまでの行政や経済社会を行き詰まらせたものを見直す大きな流れをつくったという意味で歴史的に重要な意義を有するものだと言えます。

連立政権は、新しい時代の風を背に政治改革、経済改革、行政改革の三つの改革に向けて全力を投入してまいりました。こうした努力については多くの国民の共感をいただき、政治改革関連法の成立を初め諸改革の方向性を明らかにするなど、8カ月という短い期間ではありましたが、その成果は評価され得るものと確信いたします。新内閣は新たな陣容でスタートすることになりましたが、昨年夏の連立政権発足当時の志を忘れることなく、これまでの経験をばねに、決意も新たに国政運営に取り組んでまいります。

現在、平成6年度予算の国会審議が全く進んでおらず、また、日米経済協議の再開が難航し、朝鮮半島情勢も不透明な状況にあります。これは尋常ならざる事態であり、これらの問題の対処に政治家として責任を痛感せざるを得ません。国民の皆様の不安感や政治に対する不信感をめぐい去るためにも、今ほど事態の打開に向けて政治の指導力が問われているときはありません。私は、誠心誠意を尽くして、政府の最高責任者としての重責を果たしてまいります。

新内閣に課せられた最初の使命は、我が国をこうした困難な状態から脱却させ、一刻も早く将来が見通せる軌道に乗せることでもあります。このため、内閣としては一丸となって懸案の解決に当たる覚悟であり、国会におかれましても実りある政策論議が行われるよう格別の御協力をお願いしたいと存じます。

将来を左右するような幾多の課題に直面していくとき、我が国の向かうべき進路に誤りなきを期するためには、政策論議が政治の中心課題となるような政治体制でなければなりません。ともし続けてきた政治改革の火をここで絶やすことなく、最重要の課題として引き続き追求してまいる決意であります。国民の政治への信頼回復のために、今こそ政治腐敗の根絶を期して具体的行動を起こしていかなければなりません。改革を進めるに当たって、今後解決しなければならない幾つかの重要な課題が残されておりますが、その第一歩として、新内閣としては、衆議院議員選挙区画定審議会の勧告を尊重して関連法案を早急に提出し、次回総選挙が新制度のもとで実施できるよう可能な限り早い時期の成立を目指して努力してまいりたいと考えます。

今、日本は大きな歴史的な岐路に立っております。21世紀に向かってどのような社会をつくっていくのか、そして国際社会の中でどのような立場で平和と繁栄に貢献していくのかが内外から厳しく問われています。我が国の行く末を考えると、日本の政治、行政、経済社会の改革は大きな歴史の流れであり、もはや避けては通れない課題であります。しかしながら、改革とは既存の利害との衝突にほかならず、改革をなし遂げるためには大きな痛みと困難を乗り越える勇気と情熱が必要であります。そのためには、これから目指すべき社会とそこに至るまでの道筋について、国民の御理解と御支援を仰ぐための努力こそが求められます。私は、今後、開かれた中での政策決定を旨とし、国民の皆様と積極的に意見を交わしながら我が国の進むべき方向を見定めていくつもりであります。そうした国民合意のもとで、より豊かで安心のできる社会をつくり、国際社会の中で信頼される国となるために着実に改革を進めてまいる決意であります。

〔より豊かで安心のできる社会の構築〕

ほんの数年前のことではありますが、いわばバブル経済の中であって、多くの国民が、一見すべてがうまく回転し、それが未来永劫続くような錯覚に陥ったことは記憶に新しいところであります。しかしながら、その後我々は、過剰なまでの自信は転落の始まりであるという歴史の鉄則を痛いほど経験させられたのであります。

そういう中で、我が国経済はこれまでにない苦境を経験し、ともすれば将来に対する自信が揺らぎかねない状況にまで立ち至っております。しかし、悲観的にのみならず、過去の反省の上に立って、これまでのしがらみや惰性にとらわれることなく、しっかりとした将来の目標に向かって進取の気性で立ち向かうならば、おのずと新たな発展の道は開けると確信をいたします。また、日本経済はそれをなし遂げるに十分な活力を持っていることは言うまでもありません。

幸いにして、経済の一部には明るい兆しも見受けられるようになりましたが、さらにこれを順調な回復の過程につなげることが重要であります。このようなときに平成6年度予算の成立が大幅におくれていることはゆゆしき事態であり、このことが景気回復の足を引っ張り、国民生活に重大な影響を与えかねません。

新内閣としては、前内閣が提出した平成6年度予算を引き継ぎ、責任を持ってその実施に当たる考えであります。景気回復を一層確実なものにするために、既に国会に提出申し上げております法律案などとともに、新年度予算の一日も早い成立にぜひとも御協力いただきますようお願いを申し上げます。

我が国経済を本格的な回復軌道に乗せ、将来の発展の芽を育んでいくためには、民間の新たな挑戦や将来への投資を鼓舞していくことが重要であります。そのためには、政府が将来の展望を指し示し、みずから率先垂範して改革を確実なものにしていかなければなりません。私は、前内閣が提案し、まだ途中段階にあります経済改革や行政改革、財政改革、税制改革、地方分権の推進などの諸改革を継承し、これらの着実な実施のために全力を尽くしてまいります。

経済改革については、情報通信や環境調和型産業などの分野における新たな視点からの新産業の育成や、厳しいイストラの波に意欲を持って立ち向かい新事業の展開を図ろうとしている中小零細企業のさらなる活性化などを推進し、また、諸規制の緩和や廃止を進めることによって経済体質の転換を図り、民間の協力もいただき内外価格差の縮小に努めるとともに、市場活性化や経済活動の国際協調を促進してまいります。私は、こうした努力が必ずや国民生活の向上にも資するものと信ずるところであります。

また、本格的な高齢化社会の到来に対応するため、雇用や年金、医療、介護等の福祉政策をより強力に推進するとともに、国民生活重視の観点から住宅、交通、下水道等の生活環境の整備を促進してまいりたいと思います。

現在、困難な状況に置かれております農業の問題につきましては、ウルグアイ・ラウンドの農業合意による影響も踏まえ、早急に農業再生のための抜本的対策を確立するとともに、農山漁村地域の振興に全力を挙げたいと思います。

さらに、教育や科学技術を未来への先行投資として位置づけ、多様な個性が重んじられ、新しい文化や経済活動が生み出されるような社会の実現を目指してまいります。

とりわけ、女性が社会のあらゆる分野に男性と平等に参画する男女共同参画型社会の形成に総合的な取り組みを行ってまいりたいと考えます。

これらの対策の中でも、税制の抜本的な改革は活力ある豊かな高齢化社会の実現を目指し、まことに深刻な状況にある財政の体質の改善に配慮しつつ福祉

政策等を積極的に展開していくためにも、また、減税措置に対する財源を確保するためにもその実現を急がなければならない重要な課題であり、均衡のとれた税体系を構築していかなければなりません。

政府としては、国民の皆様の御理解を得つつ、先般の各党間の確認事項を尊重し、国会の議決に沿い、各会派の皆様の御理解と御協力をいただきながら、6月中に成案を得て、必ずや年内に税制改革が実現されるよう最大限努力をしてまいりたいと思います。

行政改革と地方分権の推進は、今や国民的課題であると承知しており、これを時代の要請に適合したものにするため、政治家として勇断を持って取り組んでまいる決意であります。

行政改革については、規制・保護行政からの脱却、中央省庁の再編、縦割り行政の弊害除去、特殊法人の整理合理化、補助金制度や公務員制度の見直し、情報公開制度の確立、行政監察体制の強化などの検討を進め、行政の簡素化、効率化、透明化を目指してまいります。

また、地方分権を推進するための法的措置を講じ、東京一極集中の是正を図るとともに、それぞれの地方特有の歴史や文化、風土を生かした特色を持った魅力ある地域づくりを目指していききたいと思います。

〔信頼と協調のための積極外交の確立〕

来年は太平洋戦争終結50周年に当たりますが、我が国が過去に行った行為は国民に多くの犠牲をもたらしたばかりでなく、近隣諸国の人々に今なお大きな傷跡を残しております。先般の閣僚発言が近隣諸国の方々に与えた悲しみと憤りはこのことを示すものであり、発言が撤回されたとはいえ、このような事態に至ったことはまことに残念であります。この機会に、我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらしたとの認識を新たにし、これを後世に伝えるとともに、深い反省の上に立って平和の創造とアジア・太平洋地域の輝かしい未来の建設に向かって力を尽くしていくことが、これからの日本の歩むべき道であると信じます。私は、新内閣の政治の基本として、このことを常に念頭に置いて政治を進めていくことを改めて誓いたいと存じます。

終戦からつい最近に至るまでの間、我が国は米ソを両極とする堅固な冷戦構

造に組み込まれておりましたがために、ともすれば国際社会の動きを傍観視する傾向にあったことは否めない事実であったと思います。しかしながら、外交や対外関係は、対人関係同様、数字や通り一遍の儀礼だけでは済まされない問題であり、まさに信頼関係の構築こそがその本質であり、また要諦であろうと信じます。

冷戦構造が崩壊し、国際社会は今新たな秩序を求めて死に物狂いの努力を行っております。この連休中に私は、イタリア、フランス、ドイツ、ベルギー等を訪問いたしました。EUに新たに四カ国の加入が認められた中で、ドローラEC委員長を初め各国首脳が新たな平和と安定の枠組みの必要性を熱っぽく語り、さまざまな困難に直面しながらも、ともに手を携えてその実現に取り組んでいる真摯な姿勢に接しました。これらの諸国の我が国に対する期待の大きさと国際協調の重要性を改めて痛感した次第であります。

特に、今次訪問中にユーロ・トンネルの開通式がありましたが、これはイギリスと大陸が一つとなるという今世紀末を飾る一大事業であると同時に、国際社会の結びつきがますます強まっていることを象徴する出来事として感慨に浸ることができました。我が国としても、平和な歩みの中で蓄えてきた技術やノウハウなどをフルに活用して、政府開発援助の推進や地球環境問題などグローバルな課題の解決に努力するとともに、みずから舞台に進み出て、世界の平和と繁栄に積極的な役割を果たし、国際社会の信頼を勝ち取っていくことが必要であります。そのためには、日本が掲げる理想や果たし得る役割について理解を得るべく粘り強く訴える一方で、国際社会の動きに協調しながら、時として痛みを伴う決断をすることや、あるいは毅然とした態度をとることも必要であろうと考えます。

我が国は、これまで半世紀にわたり一貫して平和主義、国連中心主義の理念を堅持してまいりました。昨今の国際情勢を見るにつけ、憲法に掲げられたこの理念は誤りでなかったばかりか、ますますその輝きを増してきております。私は、このような実績を有する我が国であるからこそ、地域紛争の解決や軍備管理、軍縮の推進などに取り組むとともに、国連の平和活動に積極的に参加し、また、安全保障理事会を初めとする国連の機能強化についてもみずから進んで関与し、なし得る限りの責任を果たしていくべきであると考えます。

また、日米安保条約に基づく同盟関係を維持し、それを基礎にして日米間の緊密な協力関係をさらに発展させ、またアジア・太平洋の一員としてこの地域の安定と発展に寄与していくことは我が国外交の基本であると信じます。しかしながら、日米間で深刻な経済問題が未解決のままになっているほか、朝鮮半島の情勢が不透明になっているなど、今我々は、ここで外交上の判断を誤ると我が国の将来に大きな禍根を残しかねない問題に直面しております。私は、この難局を乗り越えるために強い決意を持ってあらゆる外交努力を傾注してまいります。

このところ諸外国との間で貿易摩擦の種が後を絶ちませんが、その背景には我が国が世界の中でも突出した経常収支黒字を抱えていることがあります。この経常収支黒字は国際的な自由貿易ルールのもとで国民のたゆまぬ努力の結果として生じているものではありませんが、一つの国が大幅な黒字を続けることはどうしても貿易相手国の反発を招くことになります。また、我が国市場の閉鎖性に対する批判が依然として引きも切らない状況にあることを考えるならば、経常収支黒字の段階的圧縮に向けて国際社会と調和のとれた経済構造への転換を図っていくことが重要であります。

この場合、諸外国に言われたから何かをやるというのではなく、発想を転換し、みずからのために行うという姿勢で規制緩和を中心とする市場開放や内需主導型の経済運営の確立など、主体性を持って大胆に改革を進めていかなければなりません。このような観点に立って、先般取りまとめた対外経済改革要綱を実のあるものにしていく考えであります。また、こうした努力を通じて日米経済協議の再開を図り、一層強固な日米関係の構築に努めてまいりたいと思います。

また、自由貿易体制の発展に向けた国際社会の努力の結集であるウルグアイ・ラウンドの合意は来年1月1日には発効させることが目標となっており、我が国としても協定及び関連法案を本年中に国会に提出し、速やかな成立を図ることは当然の責務であります。さらに、今後、自由貿易体制を一層揺るぎないものにしていくために、貿易と環境、貿易と投資などの新たな分野の問題についても各国との間で議論を深めていかなければならないと考えております。

北朝鮮の核兵器開発疑惑をめぐる現在の問題は国際社会の核不拡散努力に対

する挑戦であり、核兵器の究極的な廃絶を目指す我が国の理念にも反するものであります。また、我が国を含む北東アジア地域の安全保障を損ないかねない危険をもはらんだ問題であります。我が国としては、北朝鮮を国際的に孤立させないよう米国、中国、韓国など近隣諸国と共同して粘り強く協議を行うとともに、朝鮮半島における核兵器開発の阻止と非核化が実現するよう最大限の努力を行ってまいりたいと思います。

いずれにせよ、国連の方針が決定された場合にはその方針を尊重するのは当然であります。また、憲法のもとで緊急の事態に備えるとともに、日米及び日韓の各国間で緊密に連携し、協調してこれに対応し、必要に応じアジアにおける関係各国と連携してまいりたいと考えます。

外交は生き物であり、筋を通した姿勢を保ちつつも、そのときどきの情勢に応じて将来を見据えて最も適切な決断を下していかなければなりません。その意味で、まさに政治の指導力が問われるところであります。我が日本を国際社会の中で信頼され愛される国とするために、私はこのことを肝に銘じて今後の外交課題の解決に当たってまいりる覚悟であります。

〔結 び〕

今、我々は、国際社会や国内社会にあっても、古い秩序が壊れ、しかし、まだ新しい秩序が見えない大きな激しい変革のうねりの中にあります。

こうした中で、人々は不安や危機感を抱きますが、むしろ私たちの心構えによっては、よりよい世界、よりよい社会に向けて新しい可能性を切り開く「創造」のときとすることができます。いたずらに流れに逆らっても実りはなく、また、いたずらに流れに身をゆだねているだけでは未来を見失ってしまいます。

このようなときであるからこそ、私たちは将来への明確なビジョンを持ち、勇気を奮って行動していかなければなりません。平和な世界を築くため積極的に貢献していくこと、美しい環境を大切にしつつ本当の意味での豊かさを実感できる社会をつくり、我々の子供たちに引き継いでいくこと、簡素で賢明な政府をつくり、活気ある経済を育て弱い立場の人々を守っていくこと、これらの目標にはだれもが異論のないところだと思います。

21世紀に向けて、これらをどう実現していくかについて国民の皆様との間で、そして議会で議論を尽くし、ビジョンを具体的に煮詰め実行に移していかなけ

ればならない時期であります。もう回り道しているゆとりはないのであります。

私は、普通の言葉で政治を語り、国民の皆様とともに、だれもが安心して生活のできる国、そして世界に日本人であることを誇りに思える国づくりを目指してまいりたいと思います。

改めて、国民の皆様及び議員各位の御理解と御協力を心からお願いを申し上げます。私の所信といたします。

【 質 疑 の 概 要 】

以上の演説に対する質疑は、5月13日、16日に行われた。その概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）

平井卓志君（自） 浜本万三君（社） 黒柳明君（公） 市川正一君（共）
吉川芳男君（自） 糸久八重子君（社）

〔政治姿勢・政治改革〕

連立与党確認事項・合意事項については、「今後とも連立与党間の政策合意を含めた連立の枠組みを大切にしながらこれを尊重していく考えである」。社会党の連立離脱については、「社会党が政権から離脱されたことはまことに残念だ。新政権は少数与党政権として発足することとなったが、連立の枠組みを大切に維持しつつ、与野党の意見に謙虚に耳を傾け、国民的合意を追求しながら政治を進めていく決意である」。

また、総理の政治理念については、「今日我々は、国際社会、国内社会のいずれにおいても激しい変革のうねりの中にある。このようなときであるからこそ、普通の言葉で政治を語り、考え、国民が安心して生活でき、世界から信頼される国を目指していきたい」。細川前総理の疑惑解明については、「政治家は常に国民に対して襟を正すべきだと考える。前総理は、みずからの知る範囲において懸命に語ってまいったわけであり、このたびの決断は潔い身の処し方であったと理解している」。

さらに、政治改革については、「国民の政治への信頼回復のため、区割り法を早期に成立させ、腐敗防止策の強化拡充等を含む選挙制度及び政治資金制度の改革を早期に実現させることが重要と考えている」旨の答弁があった。

〔永野前法相発言〕

永野前法相発言に対する認識については、「我が国の侵略行為等が多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらしたとの歴史的認識に照らして問題があると思い、直ちに注意を行った」。また、任命の責任については、「憲法でいう文民の解釈に関する従来からの政府統一見解も議論した上で任命した。同氏の辞任と発言撤回、私どもの歴史認識を新たに申し上げたことによって大方の理解は得られたと考えている」。

さらに、アジア諸国の信頼回復については、「我が国としては、過去の歴史を直視し、アジア諸国の声に謙虚に耳を傾けながらこれら諸国の信頼回復のため引き続き努力していきたい」旨の答弁があった。

〔日米包括経済協議〕

日米包括経済協議の再開については、「現在、冷却期間にある包括協議の個別分野の交渉については、日米双方とも交渉のドアはオープンという立場にある。今後とも交渉再開の糸口を精力的に模索していきたい」。また、自動車・自動車部品問題への対応については、「米側の要求は事実上数値目標の設定と同じになってしまうので、受け入れられない旨を主張した。また、自動車・自動車部品の問題は基本的に民間ビジネスの問題であるとの認識で対応を検討している」旨の答弁があった。

〔外交・安全保障〕

ナポリ・サミットへの対応については、「大きなテーマとしては、成長と雇用、途上国への支援、人口、エイズ、環境、貿易、ユーゴ問題等が論議されようが、G7間の政策協調の一層の強化のため、他の諸国と協力してサミットを成功させたい」。安保理常任理事国入りについては、「常任理事国になるということは、我が国が過去に蓄積した平和のための実績やノウハウ等を生かして真の平和の構築に責任を果たすことであると考えている」。

また、北朝鮮の核開発問題及び経済制裁措置については、「我が国を含む北東アジア地域、国際社会の安全保障にかかわる重大な問題である。北朝鮮のNPITへの完全復帰、IAEAの保障措置協定の完全履行等を通じ、核兵器開発に対する国際社会の懸念を払拭するよう求めていきたい。経済制裁については、

いまだ国連の安保理事会において議論されておらず、現段階で具体的に述べることは控えたいが、安保理で何らかの措置が決定された場合には、憲法の範囲内で責任を負うべきであると考えてる」。

さらに、集団的自衛権の行使については、「憲法第9条のもとで許容されている自衛権の行使は、必要最小限の範囲にとどめるべきと解しており、集団的な自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって、憲法上許されていないと考えている」旨の答弁があった。

〔景気対策〕

景気の今後の見通しについては、「政府としては、総合的な経済対策を決定し、6年度予算でも可能な限り景気への配慮に努めてきた。今回の所得税減税は個人消費の伸びを高めるとともに民間部門のマインドを好転させるものと期待される。6年度中に本格的な回復軌道に乗せるよう努力していきたい」。

また、公共料金の値上げについては、「本年4月、公共料金の取り扱いに関する基本方針を打ち出したが、安易な引き上げは厳に慎み、真にやむを得ないものに限るとともに、その実施時期、改定幅については、極力調整していきたい」。

さらに、円高への対応については、「急激な円高は企業活動に悪い影響を与え、我が国の内需拡大のための努力を阻害する懸念がある。政策に対する市場の信頼を確保するためにも、税制改革の実現、総合経済対策の着実な実施、6年度予算の一日も早い成立等に努めることが急務である」旨の答弁があった。

〔税制・財政改革〕

税制改革については、「活力ある豊かな高齢化社会の実現を目指しながら福祉政策などの積極的な展開あるいは減税措置に対する財源確保の観点も含め、均衡のとれた税体系をつくるために、6月中に成案を得て、年内に税制改革が実現するよう最大限の努力を傾注していきたい」。

また、消費税の逆進性については、「所得税等を含めた税制全体、社会保障等を含めた財政全体で判断すべき問題であり、所得税等を含めた税制全体での負担割合はかなり累進性が高い。ただ、真に手を差し伸べるべき人々に対しては、引き続ききめ細かな配慮が必要と考えている」。

さらに、財政改革については、「健全な財政運営を確保して公債残高が累増しないような体質をつくり上げていくという財政運営の基本的方針を堅持し、今後ともあらゆる経費について徹底した洗い直しに取り組み、財政改革を強力に推進していく」旨の答弁があった。

〔地方分権〕

地方分権の推進については、「住民に身近な問題は、地方公共団体が担っていくことを基本としており、権限の移譲、地方税財源の充実等、21世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立するために強い決意で臨んでいきたい」旨の答弁があった。

〔社会保障〕

税負担と社会保障負担のバランスについては、「21世紀福祉ビジョンにおいては、社会保険料の負担中心の枠組みを基本的に維持し、租税財源については国民的公平性が確保されるような財源構造の実現を図っていくこととされている。多くの場における論議と検討結果を踏まえ、国民的コンセンサスが得られるような税負担と社会保障負担のバランスを考えて対応していきたい」。

また、子育て支援対策については、「育児休業給付制度の創設、多様なニーズに対応した保育サービスの提供等により、子供の立場に十分配慮して諸施策を推進していきたい。健やかに子供が生まれ、育つ環境づくりに向けた施策の総合的な推進を図っていきたい」旨の答弁があった。

〔農林漁業対策〕

ウルグアイ・ラウンド合意後の農業再建策については、「ラウンド協定の実施に伴う影響を最小限に食いとめると同時に、農業の将来展望を切り開くことが重要である。21世紀に向けた農業構造の早期実現を図ることは、我が国農業の発展、食糧政策の上で何よりも肝要と考えている。国内対策については、緊急農業農村対策本部において検討の上、万全を期していきたい」。

また、米の自給体制の確立については、「ラウンドの農業合意を踏まえながら、安定的な国内生産と国民への安定供給を確保できるよう、中期的な観点に立った備蓄を含む米管理システムを真剣に検討していきたい」旨の答弁があった。

〔規制緩和〕

規制緩和の推進については、「中期行革大綱において規制緩和の推進を第一歩の柱として、基本的な方針とともに相当数の具体的な措置を決定した。さらに新たな規制緩和方策について、その成果を6月末を目途に取りまとめることになっている。内閣を挙げてその積極的な推進に取り組んでいきたい」。

また、公正取引委員会の拡充強化については、「規制緩和を積極的に推進し、事業者の公正かつ自由な競争が行われるよう競争条件を整備していく上で公取委の役割はさらに大きくなっている。今後とも引き続き努力したい」旨の答弁があった。

〔環 境〕

環境基本計画の策定については、「現在、中央環境審議会において精力的に審議を進められているが、環境政策を総合的、計画的に推進していけるような全体像を示していただけるものと期待している」旨の答弁があった。

〔教 育〕

学校週5日制完全実施については、「次の段階である月2回の学校週5日制の導入について、現在実験校を設け検討を行っている。この検討結果を待って適切に対応していきたい」旨の答弁があった。

そのほか、中華航空機事故については、「事故原因の徹底究明と同時に、再び惨事が繰り返されないよう安全対策に万全を期していきたい。被災者に対する補償については、中華航空の誠意ある対応を見守るとともに、必要に応じて適切な対応をとっていきたい」。

また、ゼネコン関連疑惑事件の捜査資料の公開については、「国会の国政調査権の行使に対しては、政府としても法令の範囲内でできる限り協力すべきものと考えている。ただ、捜査資料の公開等については、法令上の制約があることを御理解いただきたい」旨の答弁があった。

○平成6年6月6日（月）

【ウルグアイ・ラウンド交渉についての国会報告】

ウルグアイ・ラウンドの交渉につきまして御報告を申し上げます。

4月12日から15日まで、ウルグアイ・ラウンド閣僚会合がモロッコのマラケシュにおきまして開催され、我が国を含む各国の代表がウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の成果として作成された文書を添付した最終文書に署名し、これによりウルグアイ・ラウンド交渉は正式に終了いたしました。

交渉の成果は、最終的に世界貿易機関を設立する協定として取りまとめられ、現在、各国とも同協定の1月1日の発効を目指して鋭意国内手続を進めております。我が国といたしましても、同協定の締結につきまして国会の御承認を得た上で年内の締結を目指す所存であります。

ウルグアイ・ラウンド交渉の子細につきましては、同協定の締結について国会の御承認をいただきます際に国会の御審議を通じて御報告してまいりたいと考えておりますが、交渉の結果が我が国の国民生活全体に及ぼす影響は他の外交交渉に類を見ないものであると考えられますので、交渉の概要及び意義につきまして一言申し述べさせていただきたく存じます。

ウルグアイ・ラウンド交渉は、鉱工業品の関税引き下げのみならず、今までガット体制のもとで必ずしも十分な貿易ルールがなかった農業、あるいは新たな貿易ルールを定めるべき分野である特許権や商標権などの知的所有権、貿易に関連する投資についての政府の措置、さらには金融、運輸などのサービス貿易分野を含む交渉でありました。

最終的には125の国や地域が参加して、7年以上にわたって交渉を行ったかつてない包括的かつ歴史的な一大事業であったと申し上げることができます。

この交渉が成功裏に終結しましたことは、各国がそれぞれの抱える困難を乗り越え、多角的自由貿易体制を維持し、さらに強化することについての強い意思を示したものであり、国際経済秩序に対する信頼を確保する上で極めて重要なことであったと信じます。

我々は、1930年代の保護主義の台頭が世界貿易、そして世界経済の低迷を招いた苦い経験を持っております。このような経験に照らせば、今回の交渉の成否が今後の世界の自由貿易体制、ひいては世界経済の拡大と活性化にとりいか

に重要な意味を持つものであったかは明らかであります。

政府は、貿易立国である我が国にとって世界経済の拡大と繁栄なくして我が国経済の繁栄もないという信念のもとに、歴代政権の努力の積み重ねを踏まえ、ウルグアイ・ラウンド交渉を成功に導くため、一貫して強い意思を持って交渉に臨んでまいりました。私自身、ウルグアイ・ラウンド交渉開始以来7年間にわたって、米、ECを初め多くの国、地域の人々と折衝し、我が国の主張について理解を訴えるべく最大限の努力を行ってきたところであります。

我が国は、農業交渉では米などの困難な問題を抱えておりましたが、将来にわたる国益を考えて厳しい決断を行い、調整案を受け入れることといたしました。これはウルグアイ・ラウンド交渉の成功のために、我が国の国際的責務であるとの観点から、まさに断腸の思いで行ったものであります。また、鉱工業品の関税引き下げ、サービス、貿易関連投資措置等の分野では終始積極的な交渉姿勢を示し、多大の成果を得ることができました。

ガット事務局による分析によりますと、ウルグアイ・ラウンド交渉による市場アクセスの改善がもたらす経済的利益は、世界全体で2005年の時点で約2,350億ドルに達すると見積もられております。

交渉の妥結によって我が国が受ける利益を具体的に挙げれば、鉱工業品の市場アクセスに関しては、例えば我が国や米国、欧州連合も含め先進国間で関税率が約4割引き下げられることとなり、我が国はこのような関税引き下げの利益を受けることができます。

農業に関しては、世界の農産物貿易を大きく攪乱していた輸出補助金が総予算額及び数量ベースの双方で削減されることにより、農産物貿易の安定化が図られることとなります。

また、サービス、知的所有権、貿易関連投資措置等、従来、貿易に関するルールが設けられていなかった分野に初めて国際的かつ包括的なルールが設けられ貿易の自由化が進められるので、貿易立国である我が国としては、特に途上国を含む世界の国々がこれらのルールを尊重し、今後、次第に自由化を図っていくことにより大きな利益を受けることになります。

さらに、紛争解決手続についても、手続が強化されることにより一方的な措置の発動を抑止する効果があり、貿易環境が安定的なものになるとの利点があ

ります。

私は、この機会に、政府が交渉をまとめるため尽力するに当たり、国の各方面より得た御理解と御協力に改めて深く感謝を申し上げます。

今後の課題として、各国とも世界貿易機関設立協定が発効するまでの間、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果を損なうような措置をとらないようにするとともに、同協定が発効した後は、交渉の結果でき上がった国際的ルールを遵守、活用する必要があります。

また、我が国としては、新しいルールに順応していくために多くの国内努力をしていかなければなりません。特に、農業につきましては、我が国農業の将来展望を切り開いていくために政府としての万全の施策を講じていく所存であります。また、国内経済面における規制緩和を一層促進し、日本経済の一層の活性化を実現していく必要があると考えており、今後とも皆様の一層の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

以上であります。

○平成6年6月10日（金）

【衆議院議員選挙区画定審議会の

「区割り案の作成方針」に関する報告】

衆議院議員選挙区画定審議会が取りまとめた「区割り案の作成方針」について御報告いたします。

先般成立いたしました政治改革関連法においては、衆議院議員の選挙に小選挙区比例代表並立制を導入することとし、小選挙区の区割りについては、これを厳正、公正なものとするために、いわゆる第三者機関にその画定案の作成をゆだねることとして、衆議院議員選挙区画定審議会を総理府に設置することとしております。

政府といたしましては、衆参両院の御同意をいただいた上で、去る4月11日、7人の委員の任命を行ったところでありますが、同審議会では、以後審議を進められ、去る6月2日、「区割り案の作成方針」を取りまとめられたところであります。

審議会の運営、審議は、委員の合議に基づき行われているものでありますが、

その庶務は自治省において処理することとされておりますので、当職から「区割り案の作成方針」について御報告申し上げるものであります。

以下、その全文を申し上げます。

区割り案の作成方針

1. 区割り基準

(1) 各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とする。

(イ) 各選挙区の人口は、全国の議員一人当たり人口の3分の2から3分の4までとし、全国の議員一人当たり人口の3分の4を上回る選挙区は設けないものとし、全国の議員一人当たり人口の3分の2を下回る選挙区はできるだけ設けないものとする。

(ロ) 各選挙区の人口は、当該都道府県の議員一人当たり人口の3分の2から3分の4までとする。

(ハ) 都道府県の議員一人当たり人口が全国の議員一人当たり人口の3分の2を下回る都道府県にあっては、各選挙区の人口をできるだけ均等にするものとする。

(2) 市（指定都市にあっては行政区）区町村の区域は、分割しないことを原則とする。

ただし、次の場合には、市区の区域は分割するものとする。

(イ) 市区の人口が全国の議員一人当たり人口の3分の4を超える場合

(ロ) 市区の人口が当該都道府県の議員一人当たり人口の3分の4を超える場合

(ハ) 当該都道府県の人口最大の市の区域をもって単独の選挙区としたときに全国の議員一人当たり人口の3分の2を下回る選挙区が生じる場合

(ニ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(3) 郡（北海道にあっては支庁）の区域は、分割しないことを原則とする。

ただし、次の場合には、郡の区域は分割することができるものとする。

(イ) (1) に沿った選挙区を設けるために必要な場合

(ロ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(ハ) 郡の区域が現に他の郡市により分断されている場合又は郡の区域に離島を含む場合

(4) 選挙区は、飛地にしないものとする。

(5) 地勢、交通、歴史的沿革その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする。

2. 作業手順

(1) 都道府県の区域を地域区分するに当たっては、現行の衆議院議員の選挙区の区域を手がかりとする。

この場合において、現行選挙区の区域又は2以上の現行選挙区の区域をあわせた区域に2以上の選挙区を設けるときは、その区域の地理上の周辺部から、順次、当該区域の議員一人当たり人口を目途とし、かつ、1. 区割り基準に適合するように、選挙区を設けていくものとする。

(2) 作業の結果得られた区割り案が合理的かつ整合性のとれたものになっているかどうかの総合的な検討を行うものとする。

以上をもちまして御報告を終わります。

1 議案審議概況

今国会、内閣から新たに提出された法律案は75件であり、そのうち67件が成立（うち6件が衆議院、1件が参議院修正）した。その成立率（成立件数を提出件数で除したもの）は89.3%で、過去10年間の常会及びそれにかわる特別会における閣法の平均成立率86.8%より若干高めであった。なお、参議院先議の閣法は昭和43年以降では最多の14件となり、いずれも成立した。また、未成立の8件は、衆議院で6件が継続、1件が審査未了、参議院で1件が継続となった。さらに、前国会から衆議院で継続していた3件の閣法は2件が成立し、1件がさらに同院で継続となった。

予算は、12件が提出されいずれも成立した。

条約は、新たに15件が提出されて11件が承認された。残りの4件はいずれも参議院先議条約であるが、本院を通過したものの衆議院ですべて継続となった。また、衆議院で前国会から継続中の条約1件は承認された。

衆法は、今国会新たに13件提出され10件が成立し、3件が衆議院で継続審査となった。今国会の衆法の提出件数及び成立件数は、ここ数年間のほぼ平均である。なお、前国会から衆議院で継続していた2件の衆法は、いずれも同院でさらに継続審査となった。

参法は、新たに5件提出され、3件が成立し、2件が本院で審査未了となった。参法の今国会における提出件数は、ここ数年来の傾向に比べ若干少なめであるが、委員会提出法律案がふえているため、昨年から成立件数が徐々に多くなっている。

このほか、新たに承認案件が3件提出されてすべて成立し、予備費6件、決算調整資金1件、決算4件が提出されたが、いずれも議決されるに至らなかった。

今国会は、自民党政権から連立政権にかわって初めて開かれる常会であり、連立政権が編成した総予算及び予算関連法案等の審議が注目された。

まず、予算の審議は、深刻な経済不況対策を主眼に置いた5年度3次補正予算から始まった。同予算は、2月15日に提出され、衆議院が3日間、本院が1日間の委員会質疑を行って、2月23日に成立した。

6年度総予算は、第128回国会が政治改革関連法案の審議のため1月29日まで開かれていたこともあり、2月中に編成されて3月4日ようやく提出されたが、細川総理の政治資金疑惑解明をめぐって与野党が対立し、衆議院において長期間にわたり審議に入ることができなかった。政府は審議に入れないまま3月末を迎えたため、3月29日に5月20日までの50日間に及ぶ暫定予算を提出し、同予算は実質衆参各1日間の質疑で4月1日に成立した。その後、総予算の審議に入れないこと等の政治的責任をとるとして細川総理が4月8日に退陣を表明し、次期連立政権の政党構成等をめぐって政治的混乱が続いたが、羽田総理を4月25日に選出した。しかし、衆議院における新会派「改新」結成をめぐっての社会党の連立政権からの離脱や5月の連休明けに行われた所信表明演説及びそれに対する代表質問、暫定補正予算の処理（5月18日提出、5月20日成立）等のため、衆議院での総予算の実質審議は5月23日からとなった。審議に入ってから総括質疑、公聴会、集中審議等の日程を消化し、例年より実際の審議日は1週間程度短く、6月8日に総予算は衆議院を通過した。なお、自民党は委員会及び本会議双方に、共産党は委員会のみそれぞれ総予算の編成替え動議を提出したが、いずれも否決された。

本院における総予算の審議は、6月9日から始まり、総括質疑、公聴会、委嘱審査、締めくくり総括質疑を行って、6月23日に採決され、同日、本会議で可決、成立した。本院の実質審議期間も例年に比べ若干短めであった。なお、本院の予算委員会は、総予算の審議に入る前に、細川前総理の政治資金疑惑解明のための参考人招致（5月11日）、ゼネコン問題に対する参考人招致（6月3日）を行っている。

今国会の法律案は、総予算の越年編成、しかも2月中の編成であったことや衆議院における予算審議の遅れ等のため、3月末の日切れ法案処理時と6月の会期末に集中して成立している。

まず、閣法は、2月に3件、3月にいわゆる日切れ法案16件、5月に1件、6月に49件が成立しており、その主なものを挙げると、前国会から衆議院で継続していた水道水の水質保全を図るための水道原水水質保全事業促進法案、水道水源水域水質保全特別措置法案（2法律案とも2月25日、以下括弧内の数字は成立日）、国税及び地方税の特別減税を実施するための減税関連法案である

6年分所得税特別減税実施公債発行特例法案、6年分所得税特別減税臨時措置法案、地方税法及び地方財政法改正案（いずれも3月29日）、行政府の一般職職員に介護休暇制度等を導入しようとする一般職職員勤務時間、休暇等法案（6月8日）、製造物の欠陥による事故の損害賠償責任を製造業者等に負わせようとする製造物責任法案（6月22日）、訪問看護療養費及び入院時食事療養費の創設等を内容とし、衆議院で患者負担の軽減を図る修正が行われた健康保険法改正案（6月23日）、本院先議法律案であり、戸籍事務のコンピュータ化を推進しようとする戸籍法及び住民基本台帳法改正案（6月23日）等がある。また、行政改革大綱等に従って許可、認可等の諸規制を緩和しようとする許可、認可等整理合理化法案は、衆議院を通過したものの本院で継続となり、年金の満額支給開始年齢を段階的に65歳へ引き上げようとする国民年金法等改正案外、年金関連4法案は衆議院で継続となった。

次に、成立した主な衆法を挙げると、128回国会において両院協議会の成案を得て成立した政治改革関連4法案を、成立時に与野党間で合意した内容に改正しようとする公職選挙法改正案、衆議院選挙区画定審議会設置法改正案、政治資金規正法改正案、政党助成法改正案（4法案とも3月4日）、第2次世界大戦後に日本へ引き揚げることができなかった外国残留邦人の帰国促進及び帰国後の自立を支援するための中国残留邦人等帰国促進及び永住帰国後自立支援法案（3月29日）等がある。

参法で成立したものには、指定ダムの整備事業にダム貯水池の水質汚濁防止事業を加える等の水源地域対策特別措置法改正案（6月21日）、参議院選挙区の定数を8増8減していわゆる逆転区を解消する等の公職選挙法改正案、農林漁業体験民宿業について登録制度を設ける等の農山漁村滞在型余暇活動基盤整備促進法案（2法案とも6月23日）の3法案がある。

承認された主な条約としては、123回国会に提出され、126回国会で衆議院を通過したものの、同院の解散・総選挙のため廃案となり、128回に再提出されて衆議院で継続されていた児童の権利条約（3月29日）がある。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院		衆 議 院		備 考
				継 続	未 了	継 続	未 了	
閣 法	新規	7 5	6 7	1	0	6	1	
	衆継	3	2	0	0	1	0	
参 法	新規	5	3	0	2	0	0	
	参継							
衆 法	新規	1 3	1 0	0	0	3	0	
	衆継	2	0	0	0	2	0	
予 算		1 2	1 2	0	0	0	0	
条 約	新規	1 5	1 1	0	0	4	0	
	衆継	1	1	0	0	0	0	
承 認		3	3	0	0	0	0	
予 備 費 等		7	0	0	0	7	0	
決 算	新規	4	0	0	4			
その他	継続	4	0	3	1			

3 議 案 件 名 一 覧

※件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（78件）（うち衆議院において前国会から継続3件）

●両院通過（69件）（うち衆議院において前国会から継続2件）

- 1 民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
- 2 平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（修）
- 3 平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案
- 4 相続税法の一部を改正する法律案
- 5 酒税法の一部を改正する法律案
- 6 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 7 平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（修）
- 8 恩給法等の一部を改正する法律案
- 9 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 10 児童手当法の一部を改正する法律案
- 12 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案
- 13 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
- 15 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案
- 16 国立学校設置法の一部を改正する法律案（修）
- 17 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案
- 18 石油公団法の一部を改正する法律案
- 19 雇用保険法等の一部を改正する法律案（修）
- 20 関税定率法等の一部を改正する法律案

- 22 警察法の一部を改正する法律案
- 23 農住組合法の一部を改正する法律案
- 24 更生緊急保護法の一部を改正する法律案
- 25 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 27 農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案
- 28 林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案
- 29 特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案
- 30 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案
- 31 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 32 船員法の一部を改正する法律案
- 33 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案
- 34 特定放射光施設の共用の促進に関する法律案
- 35 健康保険法等の一部を改正する法律案（修）
- 36 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案
- 37 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 38 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
- 39 農業改良助長法の一部を改正する法律案
- 40 ガス事業法の一部を改正する法律案
- 41 放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案
- 42 都市緑地保全法の一部を改正する法律案
- 43 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案
- 45 航空法の一部を改正する法律案
- 46 商法及び有限会社法の一部を改正する法律案
- 47 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案
- 50 道路運送車両法の一部を改正する法律案

- 52 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案
- 53 製造物責任法案
- 54 電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案
- 55 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
- 56 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案
- 57 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
- 58 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案
- 59 不動産特定共同事業法案
- 60 建設業法の一部を改正する法律案
- 61 薬事法の一部を改正する法律案
- 62 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案《修》
- 63 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案
- 64 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 65 裁判官の介護休暇に関する法律案
- 66 証券取引法の一部を改正する法律案
- 67 郵便貯金法の一部を改正する法律案
- 68 消防法の一部を改正する法律案
- 69 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案
- 70 地方自治法の一部を改正する法律案
- 71 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
- 72 建築基準法の一部を改正する法律案
- 74 戸籍法及び住民基本台帳の一部を改正する法律案
- 75 放送法の一部を改正する法律案

(第128回国会提出)

- 19 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

20 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する
特別措置法案

●本院継続（1件）

73 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

●衆議院継続（7件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

21 行政改革委員会設置法案

26 国民年金法等の一部を改正する法律案

44 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

48 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

49 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

51 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

（第128回国会提出）

15 自衛隊法の一部を改正する法律案

●衆議院未了（1件）

11 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（5件）

●両院通過（3件）

3 水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案

4 公職選挙法等の一部を改正する法律案

5 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案

●本院未了（2件）

1 法人税法の一部を改正する法律案

2 製造物責任法案

◎衆議院議員提出法律案（15件）（うち衆議院において前国会から継続2件）

●両院通過（10件）

1 平成5年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税

の臨時特例に関する法律案

- 2 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 3 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
- 4 政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 5 政党助成法の一部を改正する法律案
- 6 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律案
- 8 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案
- 9 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 国会職員法の一部を改正する法律案
- 11 国立国会図書館法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（５件）（うち衆議院において前国会から継続２件）

- 7 臓器の移植に関する法律案
- 12 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案
- 13 音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案

（第128回国会提出）

- 1 自衛隊法の一部を改正する法律案
- 11 外国産牛肉輸入調整法案

◎予算（12件）

●両院通過（12件）

- 1 平成５年度一般会計補正予算（第３号）
- 2 平成５年度特別会計補正予算（特第３号）
- 3 平成５年度政府関係機関補正予算（機第３号）
- 4 平成６年度一般会計予算
- 5 平成６年度特別会計予算
- 6 平成６年度政府関係機関予算
- 7 平成６年度一般会計暫定予算

- 8 平成6年度特別会計暫定予算
- 9 平成6年度政府関係機関暫定予算
- 10 平成6年度一般会計暫定補正予算（第1号）
- 11 平成6年度特別会計暫定補正予算（特第1号）
- 12 平成6年度政府関係機関暫定補正予算（機第1号）

◎条約（16件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

●両院通過（12件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

- 1 航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 2 航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 3 航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 4 航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 8 航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 9 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 10 1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件
- 11 1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件
- 12 1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する1992年の議定書の締結について承認を求めるの件
- 13 1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する1992年の議定書の締結について承認を求めるの件
- 15 航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との

間の協定の締結について承認を求めるの件

(第128回国会提出)

4 児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

●衆議院継続（4件）

5 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

6 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件

7 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

14 1993年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（3件）

●両院通過（3件）

1 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件

2 漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

3 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（7件）

●衆議院継続（7件）

○平成4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(その2)

○平成4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○平成4年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

○平成4年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

○平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(その1)

○平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(その1)

○平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各
庁所管経費増額調書(その1)

◎決算その他(8件)

●継続(3件)

○平成3年度一般会計歳入歳出決算、平成3年度特別会計歳入歳出決算、
平成3年度国税収納金整理資金受払計算書、平成3年度政府関係機関決
算書(第126回国会提出)

○平成3年度国有財産増減及び現在額総計算書(第126回国会提出)

○平成3年度国有財産無償貸付状況総計算書(第126回国会提出)

●未了(5件)

○日本放送協会平成3年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこ
れに関する説明書(第126回国会提出)

○平成4年度一般会計歳入歳出決算、平成4年度特別会計歳入歳出決算、
平成4年度国税収納金整理資金受払計算書、平成4年度政府関係機関決
算書

○平成4年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成4年度国有財産無償貸付状況総計算書

○日本放送協会平成4年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこ
れに関する説明書

1 委員会審議経過

【内閣委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において内閣委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、ともに成立した。また、本委員会付託の請願16種類274件のうち、3種類8件を採択した。

〔法律案の審査〕

恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、恩給年額及び各種恩給の最低保障額等を、本年4月分以降、1.83%引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算の年額を、本年4月分以降及び本年10月分以降と2次にわたりそれぞれ引き上げるほか、扶養加給の年額の増額等所要の改正を行おうとするものである。

本法律案については、3月29日、今後の恩給の改善方針、恩給欠格者に対する贈呈事業の促進、台湾の確定債務問題解決に向けての政府の対応、山西省残留部隊問題等について質疑が行われた。

質疑終局後、採決の結果、本法律案は全会一致で、原案どおり可決された。なお、本法律案に対して、恩給年額改定につき今後とも現職公務員の給与水準との均衡維持に努めること等、7項目から成る附帯決議が行われた。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成5年12月17日付の意見の申し出にかんがみ、総実勤務時間の短縮、社会の高齢化等に対応した施策の展開等を図るため、一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇について、週40時間勤務制の原則の明示等の現行制度の再編整理並びに休日代休制度及び介護休暇制度の新設を行おうとするものである。

本法律案については、6月7日、本法律実施に伴う各省庁の対応、交替制等職員の勤務条件の改善内容、民間における介護休暇制度の普及、介護休暇取得による勤務評価への影響、実効性ある介護休暇制度のあり方等について質疑が行われた。

質疑終局後、採決の結果、本法律案は全会一致で、原案どおり可決された。

〔国政調査・委嘱審査等〕

2月16日、石田総務庁長官から今後における行政改革の推進方策について説明を聴取した。

また、6月3日、今期国会における本委員会関係の内閣提出法律案、総理府関係の施策、平成6年度内閣、総理府関係予算について熊谷内閣官房長官から、防衛庁の基本方針について神田防衛庁長官から、平成6年度防衛庁関係予算及び平成6年度皇室費について政府委員から、総務庁の基本方針、平成6年度総務庁関係予算について石田総務庁長官からそれぞれ説明を聴取した。

また、3月15日には、自衛隊の業務運営等の実情調査のため、海上自衛隊横須賀地方総監部、海上自衛隊自衛艦隊司令部、在日米軍横須賀海軍施設の視察を行った。

なお、6月22日、平成6年度皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）、防衛本庁、防衛施設庁）の予算について委嘱審査を行った。

委員会においては、会計検査院の検査体制の充実・強化策、報償費（官房機密費）の目的と使途、厳しい経済情勢のもとでの人事院の公務員給与に対する考え方、台湾の確定債務問題、規制の緩和を進める上での基準、防衛問題懇談会の構成と運営、北朝鮮の核開発疑惑に係る制裁問題等について質疑が行われた。

（２）委員会経過

○平成6年2月16日（水）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。

今後における行政改革の推進方策について石田総務庁長官から説明を聴いた。

○平成6年3月29日（火）（第2回）

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について

石田総務庁長官から趣旨説明を聴き、武村内閣官房長官、石田総務庁長官、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第8号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成6年6月3日（金）（第3回）

理事の補欠選任を行った。

今期国会における本委員会関係の内閣提出法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件、平成6年度内閣、総理府関係予算に関する件について熊谷内閣官房長官から、

防衛庁の基本方針に関する件について神田防衛庁長官から、

平成6年度防衛庁関係予算に関する件、平成6年度皇室費に関する件について政府委員から、

総務庁の基本方針に関する件、平成6年度総務庁関係予算に関する件について石田総務庁長官から、それぞれ説明を聴いた。

○平成6年6月7日（火）（第4回）

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案

（閣法第63号）（衆議院送付）

について石田総務庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、弥富人事院総裁、政府委員、法務省、厚生省、文部省、労働省及び文化庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第63号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

○平成6年6月22日（水）（第5回）

理事の補欠選任を行った。

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国会所管）について谷衆議院事務総長、戸張参議院事務総長、加藤木国立国会図書館長、中川裁判官弾劾裁判所事務局長及び舟橋裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

（会計検査院所管）について矢崎会計検査院長から説明を聴いた後、

（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）、防衛本庁、防衛施設庁））について神田防衛庁長官、熊谷内閣官房長官、石田総務庁長官、弥富人事院総裁、政府委員、外務省、会計検査院、文部省、厚生省及び警察庁当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第6回）

請願第280号外7件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第121号外265件を審査した。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・ 内閣提出法律案（２件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
※ 8	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 8	6. 3. 25	6. 3. 29 可 決	6. 3. 29 可 決	6. 3. 24	6. 3. 25 可 決	6. 3. 25 可 決	
63	一般職の職員の勤務時間、 休暇等に関する法律案	〃	4. 19	6. 3	6. 7 可 決	6. 8 可 決	5. 20	6. 3 可 決	6. 3 可 決	

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 恩給年額の計算の基礎となる假定俸給年額を、平成6年4月分以降、1.83%引き上げる。
- 2 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成6年4月分以降、1.83%引き上げる。
- 3 公務関係扶助料の最低保障額を、平成6年4月分以降、1.83%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成6年4月分以降12万3,900円（現行12万1,900円）に、平成6年10月分以降12万9,900円に引き上げる。
- 4 傷病恩給の基本年額を、平成6年4月分以降、1.83%引き上げる。
- 5 増加恩給及び第1款症以上の特例傷病恩給に係る扶養加給の年額のうち、3人目からの扶養家族加給の年額を、平成6年4月分以降、1人につき2万4,000円（現行1万2,000円）に引き上げる。また、公務関係扶助料に係る扶養加給の年額のうち、3人目からの扶養遺族加給の年額を、平成6年4月分以降、1人につき2万4,000円（現行1万2,000円）に引き上げる。
- 6 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成6年4月分以降、傷病年金または第1款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては37万7,400円（現行37万600円）に、第2款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては28万3,100円（現行27万8,000円）にそれぞれ引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成6年4月分以降7万7,150円（現行7万5,250円）に、平成6年10月分以降8万3,150円に引き上げる。
- 7 普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、扶養遺族である子を2人以上有する妻にあっては、平成6年4月分以降25万1,300円（現行24万8,200円）に、平成6年10月分以降26万1,800円に引き上げる。また、扶養遺族である子を

1 人有する妻及び扶養遺族である子を有しない60歳以上の妻にあっては、平成6年4月分以降14万3,600円（現行14万1,800円）に、平成6年10月分以降14万9,600円に引き上げる。

8 本法律は、平成6年4月1日から施行する。

〔附帯決議〕

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

- 一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。
- 一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。
- 一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。
- 一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。
- 一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。
- 一 戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の増額について適切な措置をとること。
- 一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案（閣法第63号）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成5年12月17日付の意見の申し出にかんがみ、総実勤務時間の短縮、社会の高齢化等に対応した施策の展開等を図るため、一般職の国家公務員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇について、週40時間勤務制の原則の明示等の現行制度の再編整理並びに休日代休制度及び介護休暇制度の新設を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 人事院の責務等

- (1) 人事院は、勤務時間、休日及び休暇に関する制度について調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に報告するとともに、適当と認める改定を勧告する等の権限及び責務を有する。
- (2) 内閣総理大臣は、各省各庁の長が行う勤務時間等に関する事務の運営に関し、統一保持上必要な総合調整を行うものとする。
- (3) 各省各庁の長は、勤務時間等に関する事務の実施に当たっては、公務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の適正な勤務条件の確保に努めなければならない。

2 勤務時間

- (1) 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり40時間とする。
- (2) 日曜日及び土曜日は、週休日とし、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振る。
- (3) 試験研究に関する業務に従事する職員について、フレックスタイム制を導入できる。
- (4) 交替制等勤務職員について、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができる。この場合において4週8休、1週間当たり40時間となるように割り振る。ただし、職務の特殊性等によりこれが困難である場合は、この限りでない。
- (5) 週休日において特に勤務を命ずる必要がある場合には、他の勤務日を週休日に変更して、当該週休日を勤務日に割り振ることができる。
- (6) 勤務時間を割り振る場合には、休憩時間を置かなければならない。
- (7) 研修等で勤務場所を離れて勤務した場合は、当該勤務時間を割り振られた勤務時間とみなす。
- (8) 船舶に乗り組む職員については、勤務時間を1週間当たり2時間の範囲内で延長することができる。また、人命救助等の作業に従事する時間は正規の勤務時間とする。
- (9) 正規の勤務時間以外の時間において、職員に宿日直勤務及び超過勤務を命ずることができる。

3 休日

- (1) 国民の祝日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）は、勤務を要しない。
- (2) 休日の全勤務時間について勤務した職員は、指定された代休日には、正規の勤務時間においても勤務を要しない。

4 休暇

- (1) 休暇の種類は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。
- (2) 年次休暇は、1年ごとの休暇とし、その日数は、一般の職員は20日、新規採用職員等は人事院規則で定める日数とする。また、人事院規則で定める日数を限度として翌年に繰り越すことができる。
- (3) 病気休暇は、職員が負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。
- (4) 特別休暇は、選挙権の行使、結婚等の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合の休暇とし、その事由及び期間は人事院規則で定める。
- (5) 介護休暇は、職員が配偶者、父母等で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3月の期間内において必要と認められる期間とする。その勤務しない時間については給与額を減額する。
- (6) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇については、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

5 非常勤職員の勤務時間及び休暇

非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する事項については、その職務の性質等を考慮して人事院規則で定める。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【 地 方 行 政 委 員 会 】

（１） 審 議 概 観

第129回国会において地方行政委員会に付託された法律案は、内閣提出 9 件であり、このうち 8 件が成立した。また、本委員会付託の請願 2 種類 8 件は、いずれも採択された。

〔法律案の審査〕

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

地方税法の改正は、当面の経済情勢に対応するため、個人住民税について平成 6 年度限りの措置として定率による特別減税を実施するとともに、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税所得割について非課税限度額の引き上げ及び特定扶養親族に係る控除額の引き上げを行うほか、法人住民税均等割の税率の見直し、土地の評価替えに伴う不動産取得税の課税標準の特例措置の創設、非課税等特別措置の整理合理化等の措置を講じようとするものである。

また、地方財政法の改正は、個人住民税に係る特別減税等による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じようとするものである。

本案については、まず本会議において趣旨説明が行われ、地方分権と地方財政の確立、地方消費税構想、地方単独事業のための財政措置、土地の流動化促進のための土地譲渡益課税の税率の引き下げの必要性などの質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、減税に伴う減収額の補てん策、交付税特別会計の剰余金、今後の税制改正における地方税源の拡充強化、私学助成の一般財源化などの質疑が行われた。

質疑終局後、石渡理事から不動産取得税の課税標準の引き下げ及び長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の所得割に係る税率の引き下げを内容とする修正案が提出され、討論の後、修正案は否決され、本案は原案どおり多数で可決された。なお、減税に伴い発行される地方債の償還財源の確保外 1 項目の附帯決議が行われた。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、

平成6年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正に伴って必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のために必要となる経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正しようとするものであり、質疑、討論の後、多数をもって可決された。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、新東京国際空港周辺地域における道路、農業用施設等の整備を促進するための補助率のかさ上げ等の特別措置を行う同法の有効期限を5年間延長しようとするものである。

委員会においては、同法によるこれまでの事業費及び残事業費、成田空港の警備に要する経費などの質疑が行われた後、全会一致で可決された。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するための国庫補助率の特例措置の適用年度を5年間延長しようとするものである。

委員会においては、消防職員の団結権、消防補助金の現状、高規格救急自動車及びヘリコプターの整備、消防職員の勤務条件などの質疑が行われた後、全会一致で可決された。

警察法の一部を改正する法律案は、内外の社会情勢の変化に対応した警察運営の展開を図るため、警察庁に生活安全局及び情報通信局を設置し、並びに警察庁長官官房に国際部を設置する等その内部部局の組織を改めるとともに、最近における犯罪の広域化等に効果的に対応するため、都道府県警察相互間の関係等に関する規定の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、国際化、都市化、情報化のもとにおける警察行政のあり方、京都府警の強制捜査に対する疑義などの質疑が行われた後、全会一致で可決された。

消防法の一部を改正する法律案は、消防協力者に係る補償制度の対象範囲を拡大するとともに、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の都道府県知事による受験資格の認定制度を廃止し、かわって受験資格を認める場合を自治省令で定めることとするものである。

委員会においては、補償範囲の拡大の具体的内容、消防職員の勤務条件等の改善、補償対象者の認定のあり方などの質疑が行われた後、全会一致で可決さ

れた。

地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、第1に、中核市制度を創設し、指定都市以外で規模能力が比較的大きな都市についてその事務権限を強化すること、第2に、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受け入れ体制を整備するため、広域連合制度を創設すること、その他、直接請求における代筆署名及び住民訴訟に係る応訴費用の公費負担を認めようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、地方自治法の一部改正により中核市制度及び広域連合制度を設けることに伴い、関係法律の規定を整備しようとするものである。

委員会においては、中核市指定要件の妥当性、広域連合への国からの権限移譲、市町村合併の進め方、直接請求における代筆署名制度の意義などの質疑が行われ、討論の後、両案ともに多数をもって可決された。

〔決 議〕

本委員会では、3月29日、地方分権の時代にふさわしい地方税財源の確保外3項目にわたる「地方財政の拡充強化に関する決議」を行った。

〔国政調査・委嘱審査〕

3月28日、佐藤自治大臣及び政府委員から、平成6年度地方財政計画について説明を聴取した。また、6月3日、地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策について石井自治大臣・国家公安委員長から所信を聴取し、平成6年度自治省関係予算及び警察庁関係予算について政府委員から説明を聴取し、所信に対する質疑を行った。

なお、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度自治省及び警察庁関係予算の審査を行い、公共投資基本計画における地方単独事業の協力度合、地方消費税導入の必要性、地方公務員の定員管理、違法駐車抑止システムの導入などの質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成6年3月8日(火)(第1回)

理事の補欠選任を行った。

地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。

暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件及び小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成6年3月28日(月)(第2回)

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)

以上両案について佐藤自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第13号・閣法第14号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

平成6年度の地方財政計画に関する件について佐藤自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

(閣法第12号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)(衆議院送付)

以上両案について佐藤自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、大蔵省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成6年3月29日(火)(第3回)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

(閣法第12号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)(衆議院送付)

以上両案について佐藤自治大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行

い、それぞれ討論の後、いずれも可決した。

(閣法第12号)

賛成会派 社、新緑、公、共、二院

反対会派 自

(閣法第31号)

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共

なお、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第12号)
(衆議院送付)について附帯決議を行った。

地方財政の拡充強化に関する決議を行った。

○平成6年6月3日(金)(第4回)

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について石井国務大臣から所信を聴いた。

平成6年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について石井国務大臣、政府委員及び建設省当局に対し質疑を行った。

消防法の一部を改正する法律案(閣法第68号)について石井自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第68号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

○平成6年6月14日(火)(第5回)

警察法の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について石井国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月16日(木)(第6回)

警察法の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について石井国家公安委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第22号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

以上両案について石井自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月20日(月)(第7回)

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

以上両案について石井自治大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第70号・閣法第71号)

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共

○平成6年6月22日(水)(第8回)

平成6年度一般会計予算(衆議院送付)

平成6年度特別会計予算(衆議院送付)

平成6年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(警察庁)、自治省所管及び公営企業金融公庫)について石井国務大臣、政府委員、運輸省及び建設省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日(水)(第9回)

請願第56号外7件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

地方行政の改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・ 内閣提出法律案（８件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員 会 託 付 託	委員 会 決 議 決	本 会 議 決 議 決	委員 会 託 付 託	委員 会 決 議 決	本 会 議 決 議 決	
※12	地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 8	6. 3. 28	6. 3. 29 可 決	6. 3. 29 可 決	6. 3. 24	6. 3. 25 可 決	6. 3. 25 可 決	6. 3. 24 衆本会議趣旨説明 3. 28 参本会議趣旨説明
※13	新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 8	3. 25	3. 28 可 決	3. 29 可 決	3. 24	3. 24 可 決	3. 25 可 決	
※14	消防施設強化促進法の一部を改正する法律案	〃	3. 8	3. 25	3. 28 可 決	3. 29 可 決	3. 24	3. 24 可 決	3. 25 可 決	
※22	警察法の一部を改正する法律案	〃	3. 18	6. 6 (予)	6. 16 可 決	6. 17 可 決	5. 20	6. 3 可 決	6. 7 可 決	
※31	地方交付税法等の一部を改正する法律案	〃	3. 18	3. 25	3. 29 可 決	3. 29 可 決	3. 24	3. 25 可 決	3. 25 可 決	
68	消防法の一部を改正する法律案	参	4. 22	5. 25	6. 3 可 決	6. 6 可 決	5. 20 (予)	6. 10 可 決	6. 14 可 決	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
70	地方自治法の一部を改正する法律案	衆	6. 4. 28	6. 6. 16	6. 6. 20 可決	6. 6. 22 可決	6. 6. 1	6. 6. 7 可決	6. 6. 8 可決	
71	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	〃	4. 28	6. 16	6. 20 可決	6. 22 可決	6. 1	6. 7 可決	6. 8 可決	

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、以下のとおりである。

1 地方税法に関する事項

(1) 個人住民税について、定率による特別減税を次により実施する。

① 平成6年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、所得割額の100分の20に相当する金額（当該金額が20万円を超えるときは、20万円）を特別減税額として所得割額から控除する。

② 平成6年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の徴収方法について、普通徴収については平成6年6月分の納付において特別減税額を控除することとし、特別徴収については均等割額及び所得割額ともに平成6年6月及び7月において徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額を同年8月から翌年5月までの10カ月間で徴収する。

(2) 個人住民税所得割について、特定扶養親族に係る控除額を39万円（現行36万円）に引き上げるとともに、非課税限度額の引き上げを行う。

(3) 法人住民税について、均等割の税率の見直しを行う。

(4) 事業税について、新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業に係る特例措置は、4年間の経過措置を講じた上、廃止する。

(5) 土地の評価がえに伴い、宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税について、当該取得が平成6年中に行われた場合は課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合は課税標準を価格の3分の2とする特例措置を講ずる。

(6) 信用協同組合、労働金庫及び信用金庫等が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置を廃止し、経過措置を講じた上、課税標準をその価格の2分の1の額とする。

(7) 三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の課税の特例措置の対象となる土地の取得期限を、平成5年12月31日（現行平成6

年3月31日)までとする。

2 地方財政法に関する事項

個人住民税に係る特別減税等による減収額を埋めるため、地方債の特例措置として減税補てん債を発行することができることとする。

3 施行期日

この法律は、原則として、平成6年4月1日から施行する。

〔附帯決議〕

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 平成6年度の特別減税等に伴い発行する特例地方債の償還財源については、税制改革の実現を図る中で地方税源の充実によって適切に確保すること。
- 2 税制改革に当たっては、地方財政の健全化を図るとともに、地方団体が高齢化の進展等に伴い増大する行政需要に的確に対応し得るよう、地方税源の充実を基本として、地方分権の推進に即応した安定的な地方税体系を確立すること。

なお、恒久的な個人住民税減税とその財源問題についても、地方税の直間比率の是正等の観点を踏まえた税制の改革の中で結論を得ること。

右決議する。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律は、成田空港の設置に伴い、関係地方公共団体において、空港周辺地域における公共施設を計画的かつ総合的に整備する必要があることから、その財政負担を軽減するため、国の負担割合のかさ上げ等国の財政上の特別措置を規定しており、本法律案は、同法の有効期限を平成11年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要旨】

消防施設強化促進法は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫補助率のかさ上げ措置を規定しており、本法律案は、この特例措置の適用年度を5年度延長し平成10年度までとしようとするものである。

警察法の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 警察庁の内部部局に関する改正

- （1）警察庁長官官房の所掌事務に警務局の所掌事務を加えるほか、社会の国際化に対応した警察行政を統一的かつ効果的に推進するため、長官官房に国際部を新たに設置する。
- （2）市民生活の安全と平穏を確保するための警察行政をより強力に推進するため、警察庁に生活安全局を新たに設置するとともに、警務局を廃止する。
- （3）警察庁刑事局の所掌事務を改めるとともに、同局保安部を廃止する。
- （4）情報処理技術と通信技術の一体的な運用による警察活動の効率化を推進するため、警察庁に情報通信局を新たに設置するとともに、通信局を廃止する。

2 都道府県警察相互間の関係等に関する改正

- （1）管轄区域が隣接し、または近接する都道府県警察は、相互に協議して定めたところにより、都道府県境域の一定の区域における事案を処理するため、当該関係都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすことができることとする。
- （2）都道府県警察は、居住者その他のその管轄区域の関係者の生命、身体及び財産の保護に関連して必要がある限度においては、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができることとする。
- （3）警視総監または道府県警察本部長は、当該都道府県警察が、他の都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼし、その他他の都道府県警察と共同し

て事案を処理する場合において、必要があると認めるときは、相互に協議して定めたところにより、関係都道府県警察の一の警察官に、当該事案の処理に関し、当該協議によりあらかじめ定めた方針の範囲内で、それぞれの都道府県警察の警察職員に対して必要な指揮を行わせることができることとする。

3 施行期日

この法律は、平成6年7月1日から施行することとする。ただし、都道府県警察相互間の関係等に係る改正規定は、公布の日から施行することとする。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

（1）平成6年度分地方交付税の総額

平成6年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、2,160億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計借入金2兆9,179億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額2,137億円を控除した額とする（以上の措置により、地方交付税の総額は、15兆5,020億円となる。）。

（2）平成7年度分以降の地方交付税の総額の特例

平成6年度における法定加算額の一部等7,880億円については、平成12年度から平成21年度までの地方交付税の総額に加算する。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

（1）自主的・主体的な活力ある地域づくりに要する経費、地域住民の福祉の充実のための経費、教育水準の向上のための経費、住民生活の質の向上のための社会資本の整備に要する経費、快適な環境づくりに要する経費、農山漁村対策及び森林・山村対策に要する経費、国際化及び地域文化振興に要する経費等を措置するため、単位費用を改定する。

（2）高齢者保健福祉に係る基準財政需要額をよりの確に算定するため、測定単位を高齢者人口とする「高齢者保健福祉費」を設けるとともに、高齢者の保健及び福祉の増進、生活保護基準の引き上げ等福祉施策に要す

る経費の財源を措置する。

3 基準財政収入額の算定の特例

個人住民税の特別減税等に伴い、平成6年度に限り、基準財政収入額の算定方法の特例を設ける（減税に伴い減税補てん債により対応することとなる減収額を加算する措置）。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

消防法の一部を改正する法律案（閣法第68号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 消防作業に従事した者に係る災害補償に関する事項

構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所等の用途に供することができるものがある建築物等において火災が発生した場合に、当該建築物等の所有者、管理者、占有者等のうち、火災が発生した部分に係る者以外の者が、消防作業に従事して、死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかりまたは障害の状態になったときは、新たにその者を補償の対象とするものとする。

2 甲種危険物取扱者試験及び甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項

甲種危険物取扱者試験及び甲種消防設備士試験の受験資格に関し、一定の受験資格以外にこれと同等以上の学力、知識等を有すると都道府県知事が認定した者について受験資格を認める認定制度を廃止し、かわって受験資格を認める事由を自治省令で明定するものとする。

3 罰則に関する事項

罰金額等の引き上げを図ることとする。

4 施行期日等

（1）この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、罰則に関する事項は公布の日から起算して20日を経過した日から、甲種危険物取扱者試験及び甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項は平成7年4月1日から施

行するものとする。

- (2) 甲種危険物取扱者試験及び甲種消防設備士試験の受験資格の認定に関する経過措置その他所要の経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第70号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 中核市に関する事項

指定都市以外の都市で、規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにするため、中核市制度を創設する。

- (1) 中核市またはその執行機関は、指定都市またはその執行機関が処理することのできる事務のうち、中核市等で処理することが適当でない事務（都道府県等が一体的に処理する方が効率的な事務等）以外で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。
- (2) 中核市となる要件は、①人口30万人以上、②面積100平方キロメートル以上、③人口が50万人未満の場合には周辺地域の中核としての機能を有する都市として政令で定める基準を満たすこととする。
- (3) 中核市の指定は、関係市からの申し出に基づき、政令で行う。関係市がこの申し出をしようとするときは、当該市の議会の議決を経るとともに都道府県議会の議決を経た都道府県の同意を得なければならない。

2 広域連合に関する事項

多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国等からの権限移譲の受け入れ体制を整備するため、広域連合制度を創設することとする。

- (1) 普通地方公共団体及び特別区は、その事務またはその執行機関の事務で、広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図るとともに、これらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を

定め、自治大臣または都道府県知事の許可を得て、広域連合を特別地方公共団体として設置することができる。

(2) 広域連合またはその執行機関は、国または都道府県の執行機関から権限または事務の委任を受けることができる。また、広域連合の長は、国の行政機関の長または都道府県の執行機関に対し、その権限等を委任するよう要請することができる。

(3) 広域連合においては、その議会の議員または長の選挙の方法は一定のものに限定する。

(4) 広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するものは、広域連合に対し直接請求を行うことができる。

(5) 広域連合は、その議会の議決を経て広域計画を作成しなければならない。広域連合の長は、議会の議決を経て、構成団体等に対し、当該広域計画の実施に関して必要な措置を講ずべきことを勧告し報告を求めることができる。

(6) 広域連合は、その条例により、その長及び国の地方行政機関の長、都道府県知事、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者等のうちから広域連合の長が任命する者をもって組織する協議会を置くことができる。

(7) 広域連合の経費の支弁の方法として、構成団体の分賦金に関して定める場合、その規約は、広域計画の実施等に資するため、構成団体の人口、面積、財政力その他客観的指標に基づかなければならないものとし、当該分賦金について構成団体は必要な予算上の措置を講じなければならない。

(8) 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、自治大臣または都道府県知事の許可を受けなければならない。自治大臣は解散の許可をしようとするときは国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 その他の事項

(1) 身体障害等により直接請求の請求者の署名簿に署名することができない者に代筆署名を認める。

(2) 住民が地方公共団体に代位して行う当該職員に対する損害賠償請求等の訴訟において、被告たる職員が勝訴した場合、地方公共団体は応訴費用の公費負担を議会の議決により認めることができる。

(3) 罰金額及び過料額について所要の引き上げを行う。

(4) 法令の制定または改廃に伴い、地方公共団体の処理しなければならない事務等を掲げた別表に所要の改正を加える。

4 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、その他の事項に掲げる事項については、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

(2) この法律の施行に伴い必要な経過規定を定める。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第71号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 中核市制度の創設に伴う改正

(1) 地方自治法の改正により、中核市に関する特例を設けることになったことに伴い、関係法律に中核市に関する事務配分の特例規定を定める。

(2) 中核市に保健所を設置する。

(3) その他中核市に関する事務配分の特例規定を設けることに伴い、関係法律の規定を整備する。

2 広域連合制度の創設に伴う改正

地方自治法の改正により、地方公共団体の組合に広域連合を追加することになったことに伴い、関係法律について広域連合に関する所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この法律中、中核市関係の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第2編第12章の改正規定の施行の日から、広域連合関係の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第3編第3章の改正規定の施行の

日から施行する。

(5) 委員会決議

地方財政の拡充強化に関する決議

政府は、今日の厳しい経済情勢のもとにおいて、地方行財政の長期的な安定と発展を図り、地方行財政の課題に的確に対応し、諸施策を着実に推進するため、左記の事項について措置すべきである。

- 1 100兆円を超える多額の借入金が将来の地方財政を圧迫するおそれがあることにかんがみ、地方一般財源の充実強化により、その健全化を図ること。特に、税制の抜本的見直しに当たっては、平成6年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金及び増発された地方債の償還を含めて、地方分権の時代にふさわしい地方税財源を確保すること。
- 2 高齢化社会に対応し、地域福祉を推進するため、地方団体が単独で行う社会福祉経費の充実を図ること。
- 3 地域の実情に応じた生活環境及び住民生活に密着した社会資本の整備を推進し、自主的・主体的な地域づくりを更に進めるため、地方単独事業の一層の充実を図ること。
- 4 地方団体が積極的かつ主体的に取り組むことが求められている環境問題、農山漁村対策、森林・山村対策、国際交流、地域文化、消防等の諸施策については、財政措置の充実を図ること。

右決議する。

【法務委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において法務委員会に付託された法律案は、内閣提出6件であり、全件が成立した。また、本委員会付託の請願10種類185件のうち、1種類13件を採択した。

〔法律案の審査〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補の員数を10人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を25人増加しようとするものである。

委員会においては、適正迅速な訴訟に対する増員の効果、欠員・過員と増員との関係等について質疑を行い、全会一致で可決した。

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案は、戸籍及び戸籍の附票に関する事務の適正迅速な処理を図るため、戸籍事務について電子情報処理組織を使用して取り扱う制度を設けるとともに、戸籍の附票について磁気ディスク等をもって調製することができるようにしようとするものである。

委員会においては、戸籍法上の姓名の意義、戸籍事務のコンピュータ化に伴う漢字の取り扱い、漢字を訂正する場合の本人意思の確認方法、市区町村に対する財政措置の必要性、プライバシー保護についての具体的方策、身分法改正の動きとの関係等について質疑を行った。

質疑を終局し、本法律案に反対する旨の討論が行われた後、多数をもって可決した。なお、既に戸籍に記載されている文字に愛着を感じる国民感情への配慮を求めること等4項目の附帯決議を付している。

更生緊急保護法の一部を改正する法律案は、更生保護会の事業を充実強化するため、保護観察中の者に対する救護及び援護の状況を明らかにした帳簿等を更生保護会に備えつけるべきものとし、法務大臣は、更生保護会に対し、その事業に関し必要な助言、指導または勧告を行うことができるものとするとともに、国は、更生保護会に対し、その事業に要する費用につき、補助することができるようにしようとするものである。

委員会においては、更生保護と国の責任、更生保護会の職員の処遇改善、更

生保護施設の改善計画と地域社会との融和策等について質疑を行い、全会一致で可決した。なお、更生保護の法整備を含めて制度の改善、充実に努めること等3項目の附帯決議を付している。

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案は、自己株式または自己持分の取得に係る制度をより合理的なものにするため、使用人に譲渡するための自己株式の取得及び株主総会または社員総会の決議に基づく自己株式または自己持分の消却をすることができることとするとともに、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する会社または有限会社については株式または持分の譲渡承認請求があった場合及び株主または社員に相続があった場合に自己株式または自己持分を取得することができるようにしようとするものである。

委員会においては、自己株式取得規制の緩和の目的と効果、自己株式取得に伴う弊害の防止措置、日本商事のインサイダー取引問題、改正規定に違反した取締役の責任、現代用語化を含めた今後の課題等について質疑を行い、全会一致で可決した。

裁判官の介護休暇に関する法律案は、社会の高齢化等に対応した施策として、一般職の国家公務員について介護休暇制度を設けるのと同様の趣旨で、裁判官についても介護休暇制度を導入するための法整備をしようとするものである。

委員会においては、介護休暇中は報酬を受けないことと憲法上の報酬減額禁止規定との関係、介護休暇の内容を最高裁判所規則で定めることの是非等について質疑を行い、全会一致で可決した。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案は、外国法事務弁護士の活動に関する規制を合理化するため必要な措置を講じようとするものであり、現行の裁量の余地のない相互主義を緩和すること、承認要件の5年の職務経験期間に国内における研修弁護士としての経験を2年を限度として算入するものとする、外国法事務弁護士からの請求により登録が取り消された後の手続を合理化すること、事務所の名称中にローファームの名称を使用することを認めること、一定の要件のもとに我が国の弁護士との共同の事業を営むことを認めること等を内容とするものである。

委員会においては、改正に至る背景と規制緩和の基本的視点、外国法事務弁護士の現状、主要国の外国弁護士受入制度の概要、共同事業等の具体的内容、

今後の課題と展望等について質疑を行い、全会一致で可決した。

〔国政調査・委嘱審査〕

6月7日、中井法務大臣から所信を、原田法務大臣官房長から平成6年度法務省関係予算について、仁田最高裁判所経理局長から平成6年度裁判所関係予算についてそれぞれ説明を聴取し、同日及び6月20日、法務行政の基本施策について質疑を行った。

検察官の信頼回復のための具体的施策、出入国者数の推移、法律扶助制度の充実、死刑執行に対する大臣の姿勢、在日朝鮮人の人権擁護、ホームレス対策、刑事施設法案の今後の提出予定、JR東日本の「週刊文春」販売拒否問題等が取り上げられた。

なお、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度法務省及び裁判所関係予算の審査を行い、司法修習生の任官拒否の理由、日航機ハイジャック事件のような緊急事件への対処、法務行政におけるバランスのとれた人員・予算の要求のあり方、フィリピンで生まれた日比混血児の日本国籍再取得及び在留資格認定上の配慮、百日裁判等公職選挙法等違反者に対する速やかな処置の実施状況、日本商事のインサイダー取引などの経済犯への対応等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成6年3月29日（火）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

検察及び裁判の運営等に関する調査を行うことを決定した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について、三ヶ月法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、最高裁判所及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第9号）

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲、無

反対会派 なし

○平成6年6月7日（火）（第2回）

理事の補欠選任を行った。

法務行政の基本方針に関する件について中井法務大臣から所信を聴いた。

平成6年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

法務行政の基本方針に関する件について中井法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年6月20日（月）（第3回）

法務行政の基本方針に関する件について中井法務大臣、政府委員、警察庁、最高裁判所及び運輸省当局に対し質疑を行った。

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第74号）について中井法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第74号）

賛成会派 自、社、新緑、公、無

反対会派 護憲

なお、附帯決議を行った。

更生緊急保護法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）

裁判官の介護休暇に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）

以上4案について中井法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月21日（火）（第4回）

更生緊急保護法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について中井法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第24号）

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について中井法務大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成6年6月22日（水）（第5回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（裁判所所管及び法務省所管）について中井法務大臣、政府委員、最高裁判所、防衛庁、外務省、自治省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について中井法務大臣、政府委員、警察庁、運輸省及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第46号）

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲、無

反対会派 なし

裁判官の介護休暇に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について中井法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第65号）

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲、無

反対会派 なし

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）について中井法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年6月23日（木）（第6回）

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）について中井法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第64号)

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲、無

反対会派 なし

○平成6年6月29日(水)(第7回)

請願第2283号外12件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第122号外171件を審査した。

検察及び裁判の運営等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・ 内閣提出法律案（６件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
※ 9	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 8	6. 3. 25	6. 3. 29 可決	6. 3. 29 可決	6. 3. 24	6. 3. 25 可決	6. 3. 25 可決	
※24	更生緊急保護法の一部を改正する法律案	〃	3. 18	6. 6 (予)	6. 21 可決	6. 22 可決	5. 20	6. 3 可決	6. 7 可決	
46	商法及び有限会社法の一部を改正する法律案	〃	4. 1	6. 10	6. 22 可決	6. 22 可決	5. 26	6. 10 可決	6. 10 可決	
64	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案	〃	4. 19	6. 14	6. 23 可決	6. 23 可決	5. 20	6. 10 可決	6. 14 可決	
65	裁判官の介護休暇に関する法律案	〃	4. 19	6. 8	6. 22 可決	6. 23 可決	5. 20	6. 7 可決	6. 8 可決	
74	戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案	参	5. 27	6. 10	6. 20 可決	6. 22 可決	5. 27 (予)	6. 22 可決	6. 23 可決	

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 判事補の員数を10人増加し、632人に改める。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を25人増加し、2万1,526人に改める。
- 3 この法律は、平成6年4月1日から施行する。

更生緊急保護法の一部を改正する法律案（閣法第24号）

【要旨】

本法律案は、更生保護会の事業を充実強化するため補助金の規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 更生保護会に対する監督
 - (1) 保護観察中の者に対する救護及び援護の状況を明らかにした帳簿等を更生保護会に備えつける。
 - (2) 法務大臣は、更生保護、救護及び援護の適正な実施を確保し、または更生保護会の健全な育成発達を図るため必要があると認めるときは、更生保護会に対し、その事業に関し、必要な助言、指導または勧告をすることができる。
- 2 更生保護会に対する補助

国は、更生保護会に対し、法務大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、予算の範囲内において、その事業に要する費用につき、補助することができる。
- 3 この法律は、公布の日から施行する。

〔附帯決議〕

政府は、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

- 1 更生保護が国の責任において行われるべきものであることにかんがみ、更

生保護事業の健全な育成、発展のため、法整備を含めて制度の改善、充実に努めること。

2 更生保護事業の充実を図るため、社会福祉事業との均衡にも留意し、被保護者に対する補導援護体制の強化に努めること。

3 更生保護施設の改善については、緊急度、優先度を考慮して計画的かつ早期の実現を図ること。

右決議する。

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案（閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、株式制度及び有限会社の出資制度の運営の一層の適正化及び円滑化を図るため、自己株式及び自己持分の取得規制を弊害の防止のための措置を講じた上で緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 商法の一部改正

- （１）会社は、正当の理由があるときは、定時総会の決議に基づき、発行済株式総数の100分の3を限度として、使用人に譲渡するために自己株式を取得することができる。この場合には、取得した自己株式は6月以内に使用人に譲渡しなければならない。
- （２）会社は、定時総会の決議に基づき、株式を消却するために自己株式を取得することができる。
- （３）株式の譲渡につき取締役会の承認を要する会社は、株主から株式の譲渡承認及び買受人指定の請求があった場合において自己を買受人に指定して株式の売渡請求をするとき並びに株式の相続があった場合において相続人から株式を買い受けるときには、株主総会の決議に基づき、発行済株式総数の5分の1を限度として、自己株式を取得することができる。この場合には、取得した自己株式は相当の時期に処分しなければならない。

2 有限会社法の一部改正

- （１）会社は、定時総会の決議に基づき、持分を消却するために自己持分を取得することができる。

(2) 会社は、社員から持分の譲渡承認及び買受人指定の請求があった場合において自己を買受人に指定して持分の売渡請求をするとき並びに社員の相続があった場合において相続人から持分を買い受けるときには、社員総会の決議に基づき、出資口数の総数の5分の1を限度として、自己持分を取得することができる。この場合には、取得した自己持分は相当の時期に処分しなければならない。

3 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第64号）

【要旨】

本法律案は、最近における弁護士業務を取り巻く国際的環境の変化及び国際的法律事件の増大にかんがみ、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士の活動に関する規制を合理化する上で必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 相手国において我が国の弁護士となる資格を有する者に対し我が国の外国弁護士受入制度による取り扱いと実質的に同等な取り扱いが行われていない場合でも、一定のときには、その外国の外国弁護士となる資格を有する者に対し外国法事務弁護士となる資格の承認をすることができる。
- 2 外国法事務弁護士となる資格の承認基準の一つである職務経験年数に関して、国内において弁護士または外国法事務弁護士に雇用されていた期間については、一定の要件のもとに、通算して2年を限度として外国弁護士としての職務経験年数に算入する。
- 3 外国法事務弁護士が自らの請求により登録の取り消しを受けた場合には、その者が登録の取り消しを受けた後6カ月以内に再度登録の請求をしないときには外国法事務弁護士となる資格の承認が失効するものとする。
- 4 外国法事務弁護士の名称中には外国法事務弁護士の氏名を用いなければならないとする現行法の規制を緩和し、一定の要件のもとには、外国法事務弁護士の事務所の名称中に外国法事務弁護士が所属する事業体の名称を使用す

ることを認める。

- 5 外国法事務弁護士は、5年以上の弁護士としての職務経験を有する弁護士とする場合に限り、訴訟代理等一定の法律事務以外の法律事務を行うことを目的とする共同の事業については、これを営むことができ、外国法事務弁護士が弁護士と共同の事業を営むときには、一定の事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。
- 6 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

裁判官の介護休暇に関する法律案（閣法第65号）

【要旨】

本法律案は、社会の高齢化等に対応した施策の展開を図るため、一般職の職員の例に準じ、裁判官の介護休暇に関する制度を設けようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 裁判官の介護休暇については、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の適用を受ける職員の例に準じ、最高裁判所規則で定める。
- 2 裁判官は、介護休暇中は報酬を受けない。
- 3 この法律は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日から施行する。

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第74号）

【要旨】

本法律案は、戸籍及び戸籍の附票に関する事務の適正迅速な処理を図るため、戸籍事務について電子情報処理組織を使用して取り扱う制度を設ける等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法務大臣の指定する市区町村長は、戸籍事務の全部または一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができる。この場合には、戸籍は、磁気ディスク等をもって調製し、戸籍情報の公開は、現行法における戸籍または除かれた戸籍の謄抄本にかえて、磁気ディスク等をもって調整された戸籍または除かれた戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面により

行う。

- 2 市区町村長は、戸籍の附票を磁気ディスク等をもって調製することができる。これに伴い、現行法における戸籍の附票の写しにかえて、戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類を交付する。
- 3 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔附帯決議〕

政府は、電子情報処理組織（コンピュータシステム）を用いて戸籍事務を取り扱う制度の導入に当たり、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

- 1 氏名は個人の人格の象徴であり、人格権に係るものであることにかんがみ、戸籍事務のコンピュータ化に伴う氏名の文字の取扱いについては、事務の近代化、効率化等の観点だけではなく、すでに戸籍に記載されている文字に愛着を感じる国民の感情をも十分に考慮し、国民の理解が得られるよう、十全の配慮をすること。
- 2 戸籍事務のコンピュータ化に伴う諸経費、特にコンピュータ化への移行の経費についての市区町村の予算措置に関しては、戸籍事務が国の事務であることを踏まえ、国の責任として適切に対処すること。
- 3 プライバシー保護及びデータ保護の観点から、磁気データ化された戸籍情報の保全及び保護については、万全の対策を講ずること。
- 4 全国の市区町村間におけるコンピュータデータの交換システムについては、国民の利便に資するため、戸籍事務のコンピュータ化の進展及び動向を踏まえ、調査・研究に努めること。

右決議する。

【外務委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において外務委員会に付託された案件は、条約16件（うち1件は第128回国会継続議案）及び内閣提出の法律案1件であり、条約16件が承認され、法律案1件が可決された。また、本委員会付託の請願3種類6件は、保留とされた。

〔条約及び法律案の審査〕

児童の権利に関する条約（第128回国会継続議案）は、18歳未満の者を児童とし、児童の生命に対する固有の権利、表現の自由、思想の自由、社会保障並びに教育についての権利等について定めるとともに、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され、確保されるように、締約国がすべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずること等を定めるものである。

委員会においては、条約の名称及び訳語、留保及び解釈宣言を行う理由、条約の履行に係る国際協力、条約実施のための国内措置、広報活動のための方策などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、モントリオール議定書のもとで、生産、消費等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とするものである。

委員会においては、オゾン層破壊物質、オゾン層破壊の現況などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約及び国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書は、現行の1982年の国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する選択追加議定書にかわるものであり、憲章等の恒久文書化に伴う規定の整備、連合の組織の改革等を図るとともに、憲章等の解釈、適用に関する紛争の義務的仲裁の手続等について定めるものである。

委員会においては、我が国が条約署名時に行った2つの宣言の意味などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

1993年の国際ココア協定は、1986年の協定にかわるものであり、これまで採用していた緩衝在庫制度を廃止し、ココアの生産管理制度及び消費振興策等を採用することにより、世界のココア市場の安定に寄与しようとするものである。

委員会においては、全会一致で承認した。

航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定、航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定、航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定、航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定及び航空業務に関する日本国政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定は、我が国と各 6 カ国との間に定期航空業務を開設することを目的として、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を取り決めるとともに、我が国と相手国の指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めるものである。

委員会においては、国際航空業務の現状、航空協定締結の基準、我が国航空企業の国際競争力の強化、関西国際空港の利用見通しなどについて質疑を行い、いずれも全会一致で承認した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定は、現行の租税条約にかわるものであり、現行条約と同様に、経済的、人的交流に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合には、これを排除することを目的として、我が国とシンガポールとの間で課税権を調整しようとするものである。

委員会においては、移転価格税制の効果、みなし外国税額控除制度のあり方などについて質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書及び1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書は、油による汚染損害についての民事責任に関する条約（民事条約）及び油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する条約（基金条約）における船舶の所有者の責任の限度額をあらわす単位及び国際基金による補償の額等をあらわす単位を、それぞれ金フランから国際通貨基金の定める特別引

き出し権（SDR）に改めるものであり、1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する1992年の議定書及び1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する1992年の議定書は、民事条約の適用範囲を拡大し、同条約における船舶の所有者の責任の限度額を引き上げること、及び基金条約の適用範囲を拡大し、同条約における国際基金による補償の最高額を引き上げること等の改正を行うものである。

委員会においては、適用水域拡大の意義、油濁損害に対する補償の充実等について質疑を行い、いずれも全会一致で承認した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国及びエリトリアに大使館を、アラブ首長国連邦のドバイに総領事館をそれぞれ新設すること、パラグアイのエンカルナシオン領事館を廃止すること、新設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること等を内容とするものである。

委員会においては、在外公館の新設及び廃止の理由、外務公務員5,000人体制実現の見通し、在外公館の国有化率等について質疑を行い、全会一致で原案どおり可決した。

〔国政調査・委嘱審査〕

6月3日、柿澤外務大臣から所信を聴取し、質疑を行った。

なお、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度外務省関係予算の審査を行い、在外公館の運営経費の充実、ODA第5次中期目標の達成見通し、ODAの質的改善、文化交流の強化、アンコールワットを含む文化遺跡等の保存のための協力、小規模無償資金協力の拡充、援助政策におけるWID（女性と開発）の位置づけなどについて質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成6年3月29日（火）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

(第128回国会閣条第4号) (衆議院送付)

について羽田外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、防衛庁、法務省、文部省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

(第128回国会閣条第4号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、無

反対会派 なし

○平成6年6月3日(金) (第2回)

最近の国際情勢について柿澤外務大臣から所信を聴いた。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第5号)

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

(閣条第7号)

1993年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

以上4件について柿澤外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、外務省及び公安調査庁当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第5号・閣条第6号・閣条第7号・閣条第14号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、無

反対会派 なし

航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号) (衆議院送付)

航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号) (衆議院送付)

航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号) (衆議院送付)

航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

以上7件について柿澤外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、運輸省、国税庁及び大蔵省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第1号・閣条第2号・閣条第3号・閣条第4号・閣条第8号・閣条第15号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、無

反対会派 なし

（閣条第9号）

賛成会派 自、社、新緑、公、無

反対会派 共

○平成6年6月22日（水）（第4回）

理事の補欠選任を行った。

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（外務省所管）について柿澤外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、外務省、環境庁及び内閣官房当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条

約の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）
1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する1992年の議定書の締結について承認を求めるの件

（閣条第12号）（衆議院送付）

1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する1992年の議定書の締結について承認を求めるの件

（閣条第13号）（衆議院送付）

以上4件について柿澤外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第10号・閣条第11号・閣条第12号・閣条第13号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、無

反対会派 なし

○平成6年6月23日（水）（第5回）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について柿澤外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、外務省及び防衛庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第25号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、無

反対会派 なし

○平成6年6月29日（水）（第6回）

請願第807号外5件を審査した。

国際情勢等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・条 約（16件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委 員 会 託 付	委 員 会 決 議	本 会 議 決	委 員 会 託 付	委 員 会 決 議	本 会 議 決	
1	航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	6. 4. 1	6. 6. 8	6. 6. 20 承 認	6. 6. 22 承 認	6. 5. 20	6. 6. 8 承 認	6. 6. 8 承 認	
2	航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	4. 1	6. 8	6. 20 承 認	6. 22 承 認	5. 20	6. 8 承 認	6. 8 承 認	
3	航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	4. 1	6. 8	6. 20 承 認	6. 22 承 認	5. 20	6. 8 承 認	6. 8 承 認	
4	航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	4. 1	6. 8	6. 20 承 認	6. 22 承 認	5. 20	6. 8 承 認	6. 8 承 認	
5	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件	参	4. 1	5. 25	6. 3 承 認	6. 6 承 認	5. 20 (予)	継 続 審 査		

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
6	国際電気通信連合憲章及び 国際電気通信連合条約の締結 について承認を求めるの件	参	6. 4. 1	6. 5. 25	6. 6. 3 承認	6. 6. 6 承認	6. 5. 20 (予)	継続審査		
7	国際電気通信連合憲章、国 際電気通信連合条約及び業 務規則に係る紛争の義務的 解決に関する選択議定書の 締結について承認を求める の件	〃	4. 1	5. 25	6. 3 承認	6. 6 承認	5. 20 (予)	継続審査		
8	航空業務に関する日本国と ジョルダン・ハシェミット 王国との間の協定の締結に ついて承認を求めるの件	衆	4. 22	6. 8	6. 20 承認	6. 22 承認	5. 20	6. 6. 8 承認	6. 6. 8 承認	
9	所得に対する租税に関する 二重課税の回避及び脱税の 防止のための日本国政府と シンガポール共和国政府と の間の協定の締結について 承認を求めるの件	〃	4. 22	6. 8	6. 20 承認	6. 22 承認	5. 20	6. 8 承認	6. 8 承認	
10	1969年の油による汚染 損害についての民事責任に 関する国際条約の議定書の 締結について承認を求める の件	〃	4. 22	6. 21	6. 22 承認	6. 22 承認	5. 20	6. 17 承認	6. 21 承認	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
11	1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件	衆	6. 4. 22	6. 6. 21	6. 6. 22 承認	6. 6. 22 承認	6. 5. 20	6. 6. 17 承認	6. 6. 21 承認	
12	1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する1992年の議定書の締結について承認を求めるの件	〃	4. 22	6. 21	6. 22 承認	6. 22 承認	5. 20	6. 17 承認	6. 21 承認	
13	1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する1992年の議定書の締結について承認を求めるの件	〃	4. 22	6. 21	6. 22 承認	6. 22 承認	5. 20	6. 17 承認	6. 21 承認	
14	1993年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件	参	4. 22	5. 25	6. 3 承認	6. 6 承認	5. 20 (予)	継続審査		
15	航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	5. 31	6. 8	6. 20 承認	6. 22 承認	5. 31	6. 8 承認	6. 8 承認	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
128 - 4	児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	5. 11. 26	6. 3. 7	6. 3. 29 承認	6. 3. 29 承認	6. 1. 31	6. 3. 4 承認	6. 3. 7 承認	第 128 回国会 衆継続

・内閣提出法律案（1 件）

注 ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
※25	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 18	6. 6. 23 (予)	6. 6. 23 可決	6. 6. 23 可決	6. 5. 20 内閣	6. 6. 21 修正	6. 6. 23 修正	

(4) 成立議案の要旨

航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結
について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要旨】

我が国とブルネイ・ダルサラーム国との間の定期航空路開設については、1987年（昭和62年）以来、ブルネイ側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、1994年（平成6年）9月に予定されている関西国際空港の開港により我が国の空港事情が改善される見通しが立ったことから、1993年（平成5年）9月に交渉が行われた結果、同年11月29日に東京においてこの協定が署名された。この協定は、我が国とブルネイとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等につき相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的とし

て輸送力を供給する。

7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。

8 両国の指定航空企業が運営することのできる特定路線は、日本側は「日本国内の地点－中間の2地点－バンダル・スリ・ブガワン」、ブルネイ側は「ブルネイ国内の地点－マニラ－大阪」とする。

航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

【要旨】

我が国とモンゴル国との間の定期航空路開設については、1988年（昭和63年）以来、モンゴル側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、近年に至り、両国間の人的往来が急速に増加したこともあり、両国間の定期航空路線を開設し得る状況になったと判断されたこと及び1994年（平成6年）9月に予定されている関西国際空港の開港により我が国の空港事情が改善される見通しが立ったことから、1993年（平成5年）10月に交渉が行われた結果、同年11月25日に東京においてこの協定が署名された。この協定は、我が国とモンゴルとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等につき相手国の関税等を免除される。

- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が運営することのできる特定路線は、日本側は「日本国内の地点－ウランバートル」、モンゴル側は「モンゴル国内の地点－大阪」とする。

航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

【要旨】

我が国とハンガリー共和国との間の定期航空路開設については、1989年（平成元年）以来、ハンガリー側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、1994年（平成6年）9月に予定されている関西国際空港の開港により我が国の空港事情が改善される見通しが立ったことから、1993年（平成5年）11月以来、交渉が行われた結果、1994年（平成6年）2月23日にこの協定がブダペストにおいて署名された。この協定は、我が国とハンガリーとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相

手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。

- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等につき相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が運営することのできる特定路線は、日本側は「日本国内の1地点－モスクワ－後に特定されるヨーロッパ内の2地点－ブダペスト」、ハンガリー側は「ハンガリー国内の1地点－後に特定されるヨーロッパ内の2地点－モスクワ－大阪」とする。

航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

【要旨】

我が国と南アフリカ共和国との間の定期航空路開設については、1992年（平成4年）以来、南アフリカ側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、近年に至り、南アフリカにおいて民主的国家実現に向けての歴史的な改革が進展していることを考慮し、また、1994年（平成6年）9月に予定されている関西国際空港の開港により我が国の空港事情が改善される見通しが立ったことから、1993年（平成

5 年）7 月に交渉が行われた結果、1994 年（平成 6 年）3 月 8 日にプレトリアにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国と南アフリカとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、附属書に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等につき相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が運営することのできる特定路線は、日本側は「日本国内の地点－東南アジア内の地点及び香港のうちのいずれかの 2 地点－ヨハネスバーグ」、南アフリカ側は「南アフリカ国内の地点－東南アジア内の地点及び香港のうちのいずれかの 2 地点－大阪」とする。

航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定の
締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

【要旨】

我が国とジョルダン・ハシェミット王国との間の定期航空路開設については、1971年（昭和46年）以来、ジョルダン側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、1994年（平成6年）9月に予定されている関西国際空港の開港により我が国の空港事情が改善される見通しが立ったことから、1994年（平成6年）1月以降、交渉が行われた結果、同年4月13日にアンマンにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とジョルダンとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等につき相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可

を受ける。

- 8 両国の指定航空企業が運営することのできる特定路線は、日本側は「日本国内の地点－後に特定される中間の1地点－アンマン」、ジョルダン側は「ジョルダン国内の地点－デリー－大阪」とする。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

【要旨】

この協定は、1971年（昭和46年）に締結されたシンガポールとの現行租税条約（1981年（昭和56年）の改正を含む。）にかわるものであって、主な内容は次のとおりである。

- 1 協定の対象税目は、日本においては所得税、法人税及び住民税、シンガポールにおいては所得税とする。
- 2 不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 3 事業所得については、企業が相手国内に恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 4 国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。
- 5 投資所得に対する源泉地国税率は、配当については一般の配当は15%、親子会社間は5%、利子については10%、使用料については10%に制限する。
- 6 不動産の譲渡収益及び恒久的施設または固定的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 7 自由職業所得については、取得者が相手国内に固定的施設を有するかまたは183日を超える期間相手国内に滞在する場合にのみ、かつ、当該固定的施設に帰せられる所得または前記の期間中に相手国内で取得した所得についてのみ相手国において課税される。
- 8 勤務に対する報酬及び芸能人等の所得については、相手国内で勤務または芸能活動等が行われる場合に相手国において課税される。
- 9 短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に

基づく活動を行う芸能人、学生等の所得については、一定の条件のもとに相手国において免税される。

10 我が国及びシンガポールにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。

11 シンガポールに対して認められる「みなし外国税額控除」の適用は、2000年（平成12年）12月31日後に開始する各課税年度について効力を失う。

1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

【要旨】

この議定書は、1976年（昭和51年）11月にロンドンで作成されたものであり、1969年（昭和44年）11月に作成された「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」（1976年（昭和51年）9月1日に我が国について効力発生。）における船舶の所有者の責任の限度額を表す単位を金フランから国際通貨基金（IMF）の定める特別引出権（SDR）に改めるものである。

1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）

【要旨】

この議定書は、1976年（昭和51年）11月にロンドンで作成されたものであり、1971年（昭和46年）12月に作成された「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」（1978年（昭和53年）10月16日に我が国について効力発生。）における国際基金による補償の額等をあらわす単位を金フランから国際通貨基金（IMF）の定める特別引出権（SDR）に改めるものである。

1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する1992年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

【要旨】

この議定書は、1969年（昭和44年）11月に作成された「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」（以下、「69年民事責任条約」という。1976年（昭和51年）9月1日に我が国について効力発生。）の適用範囲を拡大

し、及び同条約における船舶の所有者の責任の限度額を引き上げる等の改正を行うため、1992年（平成4年）11月にロンドンで作成されたものであり、主な改正点は次のとおりである。

- 1 締約国の領域及び締約国の領海に接続しかつその締約国が国際法に従って決定する水域であって、領海の幅を測定するための基線から200海里を超えないもの等において生ずる汚染損害等について、改正後の69年民事責任条約を適用する。
- 2 汚染損害の賠償の請求を行うことができない相手の者（船舶の所有者以外の者）として、水先人その他船舶のために役務を提供する者で乗組員以外のもの、船舶の傭船者等を加える。
- 3 2以上の船舶が関係する事故が生じ、それによって汚染損害が生じた場合には、それらのすべての船舶の所有者は、合理的に分割することができない汚染損害の全体について連帯して責任を負う。
- 4 船舶の所有者は、この条約に基づく自己の責任を、一の事故について、トン数5,000単位を超えない船舶については、300万計算単位及びトン数5,000単位を超える船舶については、それを超える部分についてトン数1単位当たり420計算単位で計算した計算単位と300万計算単位とを合算した計算単位に相当する金額に制限できる。ただし、この金額は、いかなる場合にも、5,970万計算単位を超えないものとする。「計算単位」は、国際通貨基金の定める特別引出権（SDR）とする。
- 5 事故が1もしくは2以上の締約国の領域もしくは200海里水域等において汚染損害をもたらし、または当該領域もしくは当該200海里水域等における汚染損害を防止もしくは最小限にするため防止措置がとられた場合には、賠償の請求の訴えは、当該締約国の裁判所にのみ提起することができる。
- 6 69年民事責任条約附属書に示す保険その他の金銭上の保証に関する証明書の様式をこの議定書の附属書に示す様式に改める。

1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する1992年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

【要旨】

この議定書は、1971年（昭和46年）12月に作成された「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」（以下、「71年国際基金設立条約」という。1978年（昭和53年）10月16日に我が国について効力発生。）の適用範囲を拡大し、及び同条約における国際基金による補償の最高額を引き上げること等の改正を行うため、1992年（平成4年）11月にロンドンで作成されたものであり、主な改正点は次のとおりである。

- 1 締約国の領域及び締約国の領海に接続しかつその締約国が国際法に従って決定する水域であって、領海の幅を測定するための基線から200海里を超えないもの等において生ずる汚染損害等について、改正後の71年国際基金設立条約を適用する。
- 2 基金による補償の総額の最高額は、1億3,500万計算単位とするが、いずれかの三の締約国の領域内で前暦年中に受け取られた抛出油についてその量が合計6億トン以上となる期間がある場合において、当該期間中に生じた事故については、2億計算単位とする。
- 3 船舶の所有者等に対する補てんの制度を廃止する。
- 4 基金への当初抛出金を廃止する。
- 5 締約国が抛出者に関する情報の通知及び送付を基金の事務局長に対して行う義務を履行しない結果として基金に金銭上の損失が生じた場合には、当該締約国は、基金に対し当該損失について賠償を行う責任を負う。
- 6 基金の理事会を廃止する。

航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）

【要旨】

我が国とヴィエトナム社会主義共和国との間の定期航空路開設については、1990年（平成2年）以来、ヴィエトナム側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が

逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、近年に至り、経済分野を中心とする両国関係の飛躍的拡大に伴い、両国間の人的往来が急速に増加したこともあり、両国間の定期航空路線を開設し得る状況になったと判断されたこと及び1994年（平成6年）9月に予定されている関西国際空港の開港により我が国の空港事情が改善される見通しが立ったことから、1993年（平成5年）9月以降、交渉が行われた結果、1994年（平成6年）5月23日にハノイにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とヴェトナムとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができる~~も~~に、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等につき相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が運営することのできる特定路線は、日本側が「大阪及び（または）後に合意される日本国内の他の1地点－後に合意されるアジア

ア内の中間の1地点－ホーチミン・シティ及び（または）後に合意されるヴィエトナム国内の他の1地点」、ヴィエトナム側は「ホーチミン・シティ及び（または）後に合意されるヴィエトナム国内の他の1地点－後に合意されるアジア内の中間の1地点－大阪及び（または）後に合意される日本国内の他の1地点」とする。

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

（第128回国会閣条第4号）

【要旨】

本条約は、1989年（平成元年）11月20日に第44回国連総会において採択され、翌年9月2日に効力を発生したものであり、生命に対する固有の権利、表現の自由、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等の児童の権利を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され及び確保されるように、締約国がすべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずること等を定めている。その主な内容は次のとおりである。

- 1 本条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により、より早く成年に達したものを除く。
- 2 締約国は、児童またはその父母等の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、社会的出身、財産、心身障害等にかかわらず、いかなる差別もなしに本条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 3 児童に関するすべての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮される。
- 4 締約国は、本条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。
- 5 締約国は、父母、法定保護者等が児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。
- 6 締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認め、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲内において確保する。
- 7 締約国は、児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し及び国籍を取得する権利の実現を確保する。

- 8 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方または双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重する。
- 9 家族の再統合のための児童またはその父母による締約国への入国または締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。
- 10 締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。
- 11 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重し、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 12 締約国は、虐待、放置、搾取等から児童を保護するためのすべての適当な措置をとる。
- 13 締約国は、難民の地位を求めている児童または難民と認められている児童が適当な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
- 14 締約国は、精神的または身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件のもとで十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 15 締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける権利を認め、必要な措置をとる。
- 16 締約国は、教育についての児童の権利を認め、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。
- 17 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となりもしくは教育の妨げとなりまたは健康もしくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 18 締約国は、いかなる児童も、拷問または他の残虐な刑罰等を受けないこと等を確保する。締約国は、また、自由を奪われた児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されること等を確保する。

19 締約国は、本条約の原則及び規定を成人及び児童に広く知らせることを約束する。

20 本条約の義務履行の達成に関する締約国による進捗状況を審査するため、児童の権利に関する委員会を設置する。締約国は、本条約で認められる権利の実現のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長を通じて同委員会に提出することを約束する。同委員会は、提案及び勧告を行うことができる。

なお、我が国は、本条約の締結に当たり、自由を奪われたすべての児童（18歳未満の者）が成人（18歳以上の者）から分離されなければならない旨の規定（第37条(c) 第2文）に関し、我が国においては、自由を奪われた者については、国内法上原則として、20歳未満の者と20歳以上の者とを分離することとされていることにかんがみ、この規定に拘束されない権利を留保するとともに、児童の父母からの分離についての規定（第9条1）及び家族の再統合のための出入国についての規定（第10条1）に関し解釈宣言を行うこととしている。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 在カザフスタン日本国大使館の位置の地名をアルマティに変更する。
- 2 在キルギスタン日本国大使館の名称を在キルギス日本国大使館に、位置の国名をキルギスに変更する。
- 3 在マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国及び在エリトリアの各日本国大使館並びに在ドバイ日本国総領事館を新設するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 4 在エンカルナシオン日本国領事館を廃止する。
- 5 在ナホトカ日本国総領事館に係る規定を削除する。

なお、施行期日に関し衆議院において修正がなされた。

【大蔵委員会】

（１）審議概観

第129回国会において大蔵委員会に付託された法律案は、内閣提出 8 件、衆議院議員提出 1 件、本院議員提出 1 件であり、内閣提出 8 件及び衆議院議員提出 1 件が成立し、本院議員提出 1 件は審査未了となった。また、本委員会付託の請願17種類364件はすべて保留となった。

〔法律案の審査〕

大蔵委員会付託の法律案は、そのほとんどが今日の経済情勢、国際関係を反映した内容のものであった。

税制・関税に関する法案は 6 件であったが、その主な法案の審査概要等は次のとおりである。

我が国経済は、公共投資を中心とした総合経済対策が累次にわたり実施されたにもかかわらず、低迷を続けていることから、2 月には経済対策閣僚会議で景気対策の一つとして、内需拡大のための所得減税が打ち出された。一方、政府税制調査会では、昨年11月の所得課税の負担軽減、消費課税の充実等を含めた抜本改革に向けての「中期答申」を踏まえて、2 月には、本年中の国会での税制改革実現を前提に、当面の経済の低迷を打開するため、緊急避難的な措置として、異例のことであるが、1 年間に限った所得減税を実施することもやむを得ないとの「年度改正答申」が提出された。

こうした方針・答申に基づき、平成 6 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案が提出された。これは、平成 6 年分の所得税額から、その 20% 相当分を 200 万円を上限として控除するものである。所得減税の景気対策としての効果について、大蔵省は、かつてのレーガン減税を大幅に上回る規模であり、その効果は大きく、かつ、公共投資、政策減税、公定歩合政策と組み合わせることにより心理的効果が非常に大きなものになるという認識を示した。なお、この法律案には「平成 7 年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとする。」という衆議院における修正部分が含まれていたが、政府としてはこの修正を重く受けとめ、与党税制協議会における協議の進展を慎重に見守りたい

いとの考えが示された。

相続税法の一部を改正する法律案は、遺産に係る基礎控除の引き上げ、税率区分の幅の拡大等により相続税負担の軽減等を行うものであり、バブル崩壊後も土地の評価額が高止まりしている都市部の税負担増に配慮した措置である。

土地・住宅税制等については、租税特別措置法の一部を改正する法律案により改正された。これは、土地・住宅税制について長期譲渡所得の軽減税率の適用対象の拡充を図る等の措置を講ずるものである。

委員会では、土地供給を促進するため、土地の長期譲渡所得に係る税率30%を引き下げることの必要性が質されたが、大蔵省は、土地の資産としての有利性縮減等を図るため、土地の譲渡所得については、勤労所得等よりやや高い税負担を求めることが適当であるという考えを述べた。なお、当該税率を平成6年分及び7年分については20%とする等の修正案が出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、酒類に対する税負担の適正化を図るため、従量税率の引き上げ等を行う酒税法の一部を改正する法律案が成立した。景気低迷下での酒税増税が景気に与える影響が懸念されたが、大蔵省は、酒類は特殊な嗜好品であり、最近、主要酒類の価格上昇により低下している税負担率をある程度回復させる必要がある等の改正理由を示し、理解を求めた。

このほか、関税定率法等の一部を改正する法律案は、粗糖、自動車部品等の関税率撤廃または引き下げ等を内容とするものであるが、ウルグアイ・ラウンド批准前であるということもあり、関税率は小幅な修正であった。

次に、財政に関する法案は2件であり、いずれも厳しい財政事情に対応するために必要とされるものである。

平成6年度末には公債残高が200兆円を超えることが見込まれ、国債費が政策的経費を圧迫する一方、景気低迷により法人税を中心に税収が伸び悩んでいる。このように厳しさを増す財政状況のもと、平成6年度の財政運営を適切に行うため、一般会計から国債整理基金への繰り入れ停止等の措置を講ずる平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例等に関する法律案が提出された。藤井大蔵大臣から、定率繰り入れの停止は決して好ましいことではないが、現下の深刻な財政状況のもとでやむを得ない

との見解が示された。また、平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案は、前述した所得税特別減税等の財源となる特例公債を発行できることとするものである。特例公債の償還は消費税率の引き上げに伴う税収で充てるのかという質疑に対しては、大蔵大臣から、連立与党の税制改革協議会において減税財源も含め、税制改革の実現についての結論が出ればおのずと今回の減税の財源が決まってくるという旨の答弁があった。

また、証券取引法の一部を改正する法律案は商法における自己株式の取得に係る規制の緩和に対応して、証券取引の公正を確保するため自己株式の取得に関する開示等について所要の整備を図ろうとするものである。自社株取得規制緩和による証券市場への影響については、今回の規制緩和の基本的な目的は企業の財務運営についての選択肢を増やすことであるが、大蔵省は、規制緩和の結果、株式投資の魅力が高まり、安定的で活力のある証券市場の確立に役立つことを期待しているとの見解を示した。

〔国政調査・委嘱審査等〕

6月7日、藤井大蔵大臣から所信を聴取し、6月20日、財政及び金融等の基本施策について質疑を行った。また、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度大蔵省関係予算の審査が行われた。

5月28日、大蔵省は政府税調に消費税率を7－10％に引き上げた場合の財政収支を示した「税制改革についての機械的試算」を提出した。

委員会では、この試算は「21世紀福祉ビジョン」を前提としているが、福祉ビジョンに示された社会保障費はこれからの施策の実施を待たなければならない部分を含むものであり、消費税率引き上げのための意図的な見積もりではないかとの質問がなされた。これに対し大蔵省は、この試算は一定の前提のもとに政府税調の依頼を受けて行ったものであり、意図的なものではない。試算に対するさまざまな意見が出ることは予想しており、そのような意見を踏まえて今後の税制改革を行っていききたいとの方針を示した。消費税率等も含めた税制改革の結論については、連立与党が6月中に結論を出すことを期待しているとの見解を示すにとどまった。

財政では、公共事業の質的転換及び公共事業の配分シェア見直しの必要性が取り上げられた。これに対し藤井大蔵大臣から、公共投資内容の見直しは必要

であるが、財政法第4条では、公共事業は一定の耐用年数を有するものとして定められており、すべてを公債対象経費とすることはできないとの見解が示された。また、公共事業の配分は、遅れている生活環境整備を重点にしつつわずかながら見直しており、これが長期に続けられれば、シェア見直しは目に見えてくるとの答弁があった。

(2) 委員会経過

○平成6年2月15日(火)(第1回)

租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

平成5年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第1号)(衆議院提出)について提出者衆議院大蔵委員長宮地正介君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第1号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

○平成6年3月28日(月)(第2回)

相続税法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)

平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

酒税法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(閣法第7号)(衆議院送付)

以上6案について藤井大蔵大臣から趣旨説明を聴き、

平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(閣法第7号)(衆議院送付)

の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員日野市朗君から説明を聴き、

法人税法の一部を改正する法律案(参第1号)について発議者参議院議員

吉岡吉典君から趣旨説明を聴いた後、

相続税法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

酒税法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

（閣法第7号）（衆議院送付）

法人税法の一部を改正する法律案（参第1号）

以上7案について藤井大蔵大臣、政府委員、建設省、法務省及び食糧庁当局に対し質疑を行った。

○平成6年3月29日（火）（第3回）

相続税法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

酒税法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

（閣法第7号）（衆議院送付）

法人税法の一部を改正する法律案（参第1号）

以上7案について藤井大蔵大臣、政府委員及び自治省当局に対し質疑を行い、

相続税法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

酒税法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

平成 6 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(閣法第 7 号) (衆議院送付)

以上 6 案について質疑を終局し、討論を行った後、いずれも可決した。

(閣法第 3 号・閣法第 20 号)

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共

(閣法第 4 号・閣法第 7 号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

(閣法第 5 号・閣法第 6 号)

賛成会派 社、新緑、公、二院

反対会派 自、共

なお、関税込率法等の一部を改正する法律案(閣法第 20 号)(衆議院送付)酒税法の一部を改正する法律案(閣法第 5 号)(衆議院送付)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第 6 号)(衆議院送付)についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成 6 年 6 月 7 日(火)(第 4 回)

財政及び金融等の基本施策に関する件について藤井大蔵大臣から所信を聴いた。

○平成 6 年 6 月 20 日(月)(第 5 回)

理事の補欠選任を行った。

財政及び金融等の基本施策に関する件について藤井大蔵大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

平成 6 年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案(閣法第 2 号)(衆議院送付)

証券取引法の一部を改正する法律案(閣法第 66 号)(衆議院送付)

以上両案について藤井大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び公正取引委員会当局に対し質疑を行い、

平成 6 年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰

入れの特例等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について討論の後、両案をいずれも可決した。

（閣法第2号）

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共

（閣法第66号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

○平成6年6月22日（水）（第6回）

委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行）について藤井大蔵大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、郵政省、厚生省、国土庁、自治省及び沖縄開発庁当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第7回）

理事の補欠選任を行った。

請願第10号外363件を審査した。

租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・ 内閣提出法律案（８件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
※ 2	平成 6 年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案	衆	6. 3. 4	6. 6. 8	6. 6. 20 可 決	6. 6. 22 可 決	6. 5. 26	6. 6. 7 修 正	6. 6. 8 修 正	
※ 3	平成 6 年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案	〃	3. 4	3. 28	3. 29 可 決	3. 29 可 決	3. 24	3. 25 可 決	3. 25 可 決	6. 3. 24 衆本会議趣旨説明 3. 28 参本会議趣旨説明
※ 4	相続税法の一部を改正する法律案	〃	3. 4	3. 25	3. 29 可 決	3. 29 可 決	3. 24	3. 25 可 決	3. 25 可 決	
※ 5	酒税法の一部を改正する法律案	〃	3. 4	3. 28	3. 29 可 決	3. 29 可 決	3. 24	3. 25 可 決	3. 25 可 決	3. 24 衆本会議趣旨説明 3. 28 参本会議趣旨説明
※ 6	租税特別措置法の一部を改正する法律案	〃	3. 4	3. 28	3. 29 可 決	3. 29 可 決	3. 24	3. 25 可 決	3. 25 可 決	
※ 7	平成 6 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案	〃	3. 4	3. 28	3. 29 可 決	3. 29 可 決	3. 24	3. 25 修 正	3. 25 修 正	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
※20	関税定率法等の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 15	6. 3. 25	6. 3. 29 可決	6. 3. 29 可決	6. 3. 24	6. 3. 25 可決	6. 3. 25 可決	
66	証券取引法の一部を改正する法律案	〃	4. 19	6. 8	6. 20 可決	6. 22 可決	5. 20	6. 7 可決	6. 8 可決	

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆へ提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
1	法人税法の一部を改正する法律案	吉岡吉典君 (6. 3. 18)	6. 3. 23		6. 3. 25	未了					

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
1	平成5年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (6. 2. 9)	6. 2. 9	6. 2. 10	6. 2. 9 (予)	6. 2. 15 可決	6. 2. 16 可決			6. 2. 10 可決	

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、平成6年度における国の財政収支の状況にかんがみ、適切な財政運営を行うため、次のような特例措置を講じようとするものである。

1 国債費定率繰り入れ等の特例

国債の元金償還に充てるべき資金として、前年度首国債総額の1.6%相当額及び割引国債に係る発行価格差減額（発行価格と額面との差額）の年割額（差減額を償還年限で除した金額）に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとされているが、平成6年度においては当該繰り入れを行わない（本措置に係る金額は3兆849億円である。）。

2 国民年金特別会計国民年金勘定への繰り入れの特例

（1）国民年金特別会計への国庫負担金の繰り入れの平準化を図るため、平成6年度において一般会計から国民年金特別会計国民年金勘定への繰入金額に加算するものとされている金額（2,082億円）を加算しない。

（2）将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、後日、（1）の特例措置により加算しなかった金額相当額及びその運用収入相当額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から繰り入れる。

3 厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例

（1）平成6年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについて、国庫補助額（調整前8,683億円）から1,200億円を控除して繰り入れる。

（2）政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるよう、後日、各年度の厚生保険特別会計健康勘定の収支の状況等を勘案して、繰入調整分（1,200億円）及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れる。

4 労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れの特例

(1) 平成6年度における一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れについて、国庫補助額（調整前2,799億円）から300億円を控除して繰り入れる。

(2) 雇用保険事業の適正な運営が確保されるよう、後日、各年度の労働保険特別会計雇用勘定の収支の状況等を勘案して、300億円及びその運用収入相当額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れる。

5 一般会計において承継した債務等の償還の特例

交付税及び譲与税配付金特別会計、日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団から過去に一般会計において承継し、現在は一般会計が資金運用部に対して負っている債務（承継債務）について、平成6年度の償還を延期できることとし、当該延期に係る金額（7,505億円）については、10年（5年以内の据置期間を含む。）以内に償還しなければならない。

6 自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰り入れ

(1) 平成6年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から7,800億円、同特別会計の保障勘定から300億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

(2) 後日、(1)の繰入金相当額及び運用収入相当額を合算した額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れる。

7 造幣局特別会計からの繰り入れ

平成6年度において、造幣局特別会計から、1億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「平成6年4月1日」を「公布の日」とする修正が行われている。

平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、平成6年分所得税の特別減税の実施等により平成6年度の一般会計予算において見込まれる租税収入の減少を補うため、同年度において特例公債を発行することができることとするものであり、その主な内容は次のとお

りである。

1 特例公債の発行

政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債（建設公債）のほか、平成6年度の一般会計予算において見込まれる次に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額（3兆1,338億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

- （1）平成6年分所得税の特別減税の実施による所得税の収入の減少
- （2）法人特別税の課税対象期間の終了による法人特別税の収入の減少
- （3）相続税減税の実施による相続税の収入の減少
- （4）普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例（4.5%）の適用期間の終了による消費税の収入の減少

なお、（1）から（4）までの租税収入の減少額（交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入となる消費譲与税分140億円を除く）の合計は4兆3,770億円であるが、この金額から3兆1,338億円を差し引いた1兆2,432億円（交付税及び譲与税配付金特別会計繰り入れ減少分）は、別途、交付税及び譲与税配付金特別会計において資金運用部からの借入金により補てんされることとなっている。

2 償還計画の国会への提出

特例公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。

相続税法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、最近における相続税負担の状況にかえりみ、相続税の負担の軽減等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 相続税の課税最低限の引き上げ

相続税の遺産に係る基礎控除について、定額控除を5,000万円（現行4,800万円）に、法定相続人比例控除を1,000万円（現行950万円）に、それぞれ引き上げる。

2 相続税の税率の適用区分の幅の拡大等

相続税の税率の適用区分の幅を拡大するほか、税率の刻み数を9段階（現行13段階）に削減する。

3 配偶者の相続税負担の軽減措置の拡充等

配偶者の負担軽減措置の最低保障額を1億6,000万円（現行8,000万円）に引き上げる。また、軽減措置の対象となる財産には、隠ぺいまたは偽装されていたものを含まない。

なお、本法律施行に伴う平成6年度租税減収見込額は、約1,470億円である。

酒税法の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、酒類に係る税負担水準の現状、最近の酒類消費の態様の変化等を踏まえ、酒類に対する税負担の適正化を図るとともに、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引き下げその他制度の整備合理化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 税負担の適正化

酒税の税率を引き上げるとともに、発泡性を有する酒類に係る加算税率を廃止する。

2 ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引き下げ

ビールの製造免許に係る最低製造数量基準を60キロリットル（現行2,000キロリットル）に引き下げる。

3 制度の整備合理化

酒類製造者が自己の製造場間で行う酒類の移入については、すべて戻し入れ控除の対象とするほか、酒類の製造容器等の検定制度を申告制度に改める等の措置を講ずる。

4 その他

平成6年5月1日において、税率の引き上げが行われる酒類を流通段階で、2,600リットル以上所持する者に対して手持品課税を行うほか、しょうちゅう乙類業対策基金に対する無利子貸付制度を創設する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成6年度租税増収見込額は約1,260億円である。

〔附帯決議〕

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 酒類の販売業免許については、今後とも、消費者の利便及び流通実態の推移を勘案しつつ、財政物資及びアルコール飲料としての商品特性を踏まえた適切な運用を図るよう努めること。
 - 一 今回の酒税の改定が小売価格の不当な値上げにつながらないように十分に指導すること。
 - 一 清酒及びしょうちゅうが我が国固有の伝統ある酒であることにかんがみ、その製造業者に対し、引き続き、振興対策を講じるとともに、酒類は財政物資であることから、酒類用原料米の安定供給の確保に努めること。
- 右決議する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地・住宅税制について適切な対応を図るとともに、租税特別措置の整理合理化等を行うほか、課税の適正・公平の確保等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 土地・住宅税制

（1）土地税制

土地の長期譲渡所得に対する軽減税率の適用対象に、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合を加えるとともに、特定の事業用資産の買換え特例の適用対象に、長期保有の土地等から既成市街地等以外の地域内にある建物・構築物・機械装置への買換えを追加する等の措置を講ずる。

（2）住宅税制

特定の居住用財産の買換え特例の譲渡資産の価額要件を2億円以下（現行1億円以下）に、住宅取得促進税制の所得要件を3,000万円以下（現行2,000万円以下）に、住宅取得資金の贈与に対する贈与税の特例についての特例計算限度額を1,000万円（現行500万円）に、それぞ

れ引き上げる等の措置を講ずる。

2 小規模宅地等（200㎡）についての相続税の課税の特例の拡充等

居住用宅地等または事業用宅地等で居住または事業を継続する場合について、相続税の課税の特例の減額割合を80%（現行：居住用宅地等60%、事業用宅地等70%）に引き上げるほか、相続税の延納税額の納付方法について、昭和64年1月1日から平成3年12月31日までの間に相続により土地を取得した延納適用者のうち、延納に係る分納税額の納付が困難となっている者に限って物納への切りかえを認める等の措置を講ずる。

3 租税特別措置の整理合理化等

民間事業者の能力の活用により整備される特定施設の特別償却率の引き下げ等、既存の租税特別措置の縮減合理化を行うとともに、清酒等に係る酒税の税率の軽減措置、国際金融取引におけるいわゆるオフショア勘定において経理された預貯金等の利子の非課税措置等、適用期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長するほか、店舗用建物等消火設備の特別償却を廃止する等の措置を講ずる。

4 課税の適正・公平の確保

資本金5,000万円以下の法人の支出する交際費に関し、定額控除限度額以下の部分について、10%相当額を損金不算入（現行：全額損金算入）とするほか、法人の用途秘匿金の支出に対し、通常の法人税に加え、40%の法人税を追加課税する等の措置を講ずる。

5 その他

オリンピック競技大会における優秀な成績を表彰するものとして、財団法人日本オリンピック委員会から交付される一定の金品について、所得税を非課税とするほか、土地の登記に係る登録免許税について、平成6年4月1日から平成9年3月31日までの3年間、課税標準を固定資産税評価額の50%（当初2年間は40%）とする等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成6年度租税減収見込額は約5,410億円である。

〔附帯決議〕

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 国民の理解と信頼に基づく税制の確立のため、引き続き、公平・公正の見

地から税制全般にわたる不断の見直しを進めること。

- 一 複雑・困難であり、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化、更には制度改正等に伴う事務量の増大に対応しつつ、税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保につき特段の努力を行うこと。

なお、物納が増加している現状にかんがみ、要員の確保等物納申請処理の体制整備に引き続き努めるとともに、国有財産である物納不動産の適正な管理・処分の観点から、財務局におけるその業務処理体制等の一層の見直しを行い、また、業務量に見合った要員の確保に努めること。

- 一 納税者意識の向上のための啓発活動の充実及び納税者の応接のための庁舎環境の改善など、納税者サービスの一層の向上を図るよう努めること。

右決議する。

平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案は、1年限りの特例措置として、平成6年分の所得税について、特別減税を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特別減税額の控除及び減税額

平成6年分の所得税について、特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除することとし、減税の額は、特別減税前の所得税額に100分の20を乗じて計算した金額（当該金額が200万円を超える場合には、200万円）とする。

2 特別減税の実施方法

（1）確定申告に係る特別減税

平成6年分の所得税に係る確定申告書を提出する者については、その提出の際に、特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除する。

（2）給与等に係る特別減税

- ① 平成6年6月において、同年1月から6月までの間に支払われた給与等につき源泉徴収された所得税の合計額に100分の20を乗じて計算した金額（当該金額が100万円を超える場合には、100万円）に相当する所

得税を還付する。

- ② 平成6年中に支払いの確定した給与等につき年末調整の対象となる給与所得者については、年末調整の際に、年末調整による年税額に100分の20を乗じて計算した給与特別減税額から①の還付金額を控除した金額を当該年末調整による年税額から控除する。

(3) 公的年金等に係る特別減税

平成6年6月1日において、同年1月から同年6月に支払われた公的年金等につき源泉徴収をされた所得税額の合計額に100分の20を乗じて計算した金額（当該金額が100万円を超える場合には、100万円）に相当する所得税を還付する。また、平成6年12月1日において、同年7月から同年12月までの期間内に支払われた公的年金等につき源泉徴収をされた所得税についても同様に還付する。

なお、本法律施行に伴う平成6年度における租税減収見込額は、3兆8,430億円である。

また、本法律案について、衆議院で次の検討条項を加える修正が行われている。

- 1 平成7年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとする。
- 2 国は、前項の税制改革を行うに際し、あわせて行政経費の一層の節減に努めなければならない。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、減免税還付制度等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 関税率等の改正

平成5年9月の緊急経済対策で検討事項とされていた粗糖、一部の自動車用部品等の関税率の撤廃または引き下げを行うとともに、平成6年3月31日をもって適用期限の到来する牛肉の関税緊急調整措置及び5,772品目の暫定

関税率について、平成7年3月31日まで適用期限を延長する等の措置を行う。

2 減免税還付制度の改正

加工再輸入減税制度について、我が国繊維産業の円滑な国際的展開を図るため、減税対象品目の拡大（靴下、じゅうたん等を減税対象品目に追加）等を行うとともに、平成6年3月31日をもって適用期限の到来する石油関係の免税還付制度について、平成7年3月31日まで適用期限を延長する。

3 税関行政における規制緩和

平成5年9月の緊急経済対策に基づき、現在別許可になっている保税上屋と保税倉庫の一本化を行い、保税蔵置場とする。

なお、本法律施行に伴う平成6年度一般会計の関税減収見込額は、約390億円、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の原油等関税減収見込額は、約1億円である。

〔附帯決議〕

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢に対処するとともに、国民経済的な視点から、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化するなかで、その適正かつ迅速な処理に加え、麻薬・覚せい剤、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化が国際的・社会的要請として一層強まっていることにかんがみ、税関業務の一層効率的、重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮して、今後とも、中長期的展望に基づく税関職員の定員の確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。

右決議する。

証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第66号）

【要旨】

本法律案は、商法における自己株式の取得に係る規制の緩和に対応して、証

券取引の公正を確保するため、自己株式に係る株券の買付状況に関する開示、自己株式に係る株券に関する公開買付け、内部者取引規制等について、所要の制度の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 自己株式の取得に関する開示

上場株券及び店頭登録株券の発行者である会社は、自己株式の取得について定時総会の決議を要するが、その決議があった後、自己株券買付状況報告書を3カ月ごとに作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 自己株式の取得のための公開買い付け

(1) 利益による自己株式の消却をするための上場株券及び店頭登録株券の買い付けは、有価証券市場及び店頭市場において行われる買い付けのほかは、公開買い付けによらなければならない。

(2) 公開買い付けの手続きを用いて自己株式の取得を行う会社は、当該公開買い付けの期間中において、当該会社に内部者取引規制に係る重要事実が生じたときは、直ちにこれを公表し、かつ、当該公開買い付けに係る株券の売り付けの申込者等に対して、公表の内容を通知しなければならない。

3 内部者取引規制（インサイダー取引規制）の整備

(1) 自己株式の取得の決定を内部者取引規制の対象となる重要事実として規定し、これを公表しなければ会社及び会社関係者等は当該会社の株式の取得等を行うことができない。

(2) 自己株式の取得についての定時総会の決議について公表がなされ、かつ、その取得の決定以外の重要事実について未公表のものが無い場合は、当該決議に基づく自己株式に係る株券の買い付けについては内部者取引規制の適用を除外する。

4 その他

証券会社は、有価証券の売買等が成立したときは、取引報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならないが、規制緩和の見地から、公益または投資者保護上支障がないと認められるものとして大蔵大臣の承認を受けたときは、取引報告書の作成、交付を要しない。

平成5年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）

【要旨】

本法律案は、平成5年度において、水田営農活性化対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田営農活性化助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 個人が交付を受ける同補助金については、一時所得に係る収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。
- 2 農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後2年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成5年度における租税の減収見込額は、約4億円である。

【文教委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において文教委員会に付託・可決された法律案は、内閣提出の1件である。なお、衆議院議員提出の法律案1件が予備付託された。また、本委員会付託の請願33種類94件はすべて保留と決定された。

そのほか、栃木県及び埼玉県において視察を行った。

〔法律案の審査〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、宇都宮大学の教養部を改組して国際学部を設置し、また、岡山大学の教養部を改組して環境理工学部を設置するとともに、新潟大学商業短期大学部、静岡大学工業短期大学部及び神戸大学医療技術短期大学部を廃止して、それぞれの大学の関係学部統合のほか、昭和48年度以後に設置された国立医科大学等の職員の定員を改めようとするものである。なお、衆議院において施行期日に関する附則の規定の一部が修正された。

本法律案は、5月12日に本委員会に付託された。

委員会においては、5月13日、教養部改組・廃止後における一般教育充実の確保、教養部の改組と大学の自治権との整合性、教養部改組に伴う予算上の措置及び施設設備の改善に対する文部省の施策、医療業務の高度化に伴う医療技術教育の拡充、大学院生の研究条件の抜本的改善などについて質疑を行い、全会一致で可決した。

〔国政調査・委嘱審査等〕

6月2日、赤松文部大臣から所信を、勝本文部政務次官から平成6年度文部省関係予算について説明を聴取し、6月20日、文教行政の基本施策について質疑を行った。

委員会においては、文部省の国際家族年における取り組み、登校拒否・いじめ・高校中退の現状、養護教諭の役割の強化のための文部省の施策、業者テスト追放後の高校入試改善の工夫、子供の理科離れ防止のための学校現場での取り組み、原爆ドームの世界遺産化についての文部省の見解、教育委員会の活性

化と地方分権、女子大生の就職難の現状とそれに対する国の施策、海外日本人学校における憲法26条の趣旨の実現、平成6年度文教予算の重点項目、病弱児教育のための環境整備などについて質疑を行った。

そのほか、3月17日、栃木県を訪れ、今国会において内閣から提出された国立学校設置法の一部を改正する法律案の審査に資するため国立宇都宮大学を、外国人子女教育の実情調査のため真岡市立真岡西小学校を、また、理科教育の振興の観点から真岡市科学教育センターをそれぞれ視察した。

また、5月26日、埼玉県を訪れ、新しいタイプの高等学校として国際化・情報化社会に対応できる人材の育成を目的に設置された県立和光国際高等学校を、基礎科学研究の振興の観点から理化学研究所を視察し、あわせて高校教育改革推進体制の整備、新しいタイプの高等学校づくり及び公立高等学校入学者選抜の改善等の取り組みについて県から説明を聴取した。

なお、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度文部省関係予算の審査を行い、国立大学等文部省所管の研究機関における研究補助者不足問題、私立学校に対する十分な財政措置の必要性、私立専修学校に対する経常費助成の実現、文化予算の抜本的拡充、子供の権利条約発効に伴う文部省の広報活動の現状及び記念行事開催の予定、文教予算のシーリング枠撤廃などについて質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成6年3月8日(火)(第1回)

教育、文化及び学術に関する調査を行うことを決定した。

○平成6年5月13日(金)(第2回)

理事の補欠選任を行った。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について赤松文部大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第16号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

○平成6年6月2日（金）（第3回）

文教行政の基本施策に関する件について赤松文部大臣から所信を聴いた。

平成6年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成6年6月20日（金）（第4回）

文教行政の基本施策に関する件について赤松文部大臣、政府委員、厚生省、大蔵省、労働省及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成6年6月22日（水）（第5回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（文部省所管）について赤松文部大臣、政府委員、大蔵省及び自治省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第6回）

理事の補欠選任を行った。

請願第7号外93件を審査した。

教育、文化及び学術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・内閣提出法律案（１件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※16	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 11	6. 4. 25 (予)	6. 5. 13 可 決	6. 5. 16 可 決	6. 4. 5	6. 5. 12 修 正	6. 5. 12 修 正	

- ・衆議院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
13	音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案	櫻内義雄君 外 7 名 (6. 6. 24)	6. 6. 27		6. 6. 27 (予)			6. 6. 27	断続審査		

(4) 成立議案の要旨

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 各大学における大学改革と教育研究体制整備の一環として、宇都宮大学の教養部を改組して国際学部を、岡山大学の教養部を改組して環境理工学部をそれぞれ本年10月1日に設置し、平成7年4月から学生を受け入れること。
- 2 昼夜開講制による教育体制充実のため、新潟大学併設の商業短期大学部及び静岡大学併設の工業短期大学部を平成8年度限りで廃止して、それぞれの大学の関係学部統合すること。
- 3 看護等医療技術教育の充実等を図るため、神戸大学併設の医療技術短期大学部を平成8年度限りで廃止して、同大学の医学部に統合すること。
- 4 昭和48年度以降に設置された国立医科大学等に係る平成6年度の職員の定員を、1万9,915人（39人増）に改めること。

なお、衆議院において、定員の改正に関する部分の施行期日を公布の日に改める修正が行われた。

【 厚 生 委 員 会 】

（１） 審 議 概 観

第129回国会において厚生委員会に付託された法案は、内閣提出 8 件（うち本院先議 2 件、衆議院継続審査 1 件）、衆議院厚生委員会提出 1 件の計 9 件であり、本院厚生委員会に付託された法案についてはすべて成立した。しかし、内閣提出の国民年金法等の一部を改正する法律案は衆議院で継続審査となり、衆議院議員提出の臓器の移植に関する法律案は衆議院で院議継続とされた。また、本委員会付託の請願54種類1,117件のうち、14種類581件が採択された。

なお、今国会の委員会は、予算審議が遅れ、それと平行して行ったために、一部異例の深夜審議となった。

〔法律案の審査〕

第128回国会に衆議院で継続審査となった水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案（閣法）は、水道原水の水質の保全に資する事業として、下水道の整備、し尿処理施設の整備、合併処理浄化槽の整備等の事業の実施を促進することにより、安全かつ良質な水道水の供給を確保しようとするものである。

委員会においては、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案（環境特別委員会付託）との関係、水道原水水質保全事業によるトリハロメタン対策の効果、CNP等の水質汚濁性農薬の規制のあり方等についての質疑を行い、質疑終局後、全会一致をもって可決した。

薬事法の一部を改正する法律案（閣法）とともに本院先議の予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案（閣法）は、予防接種の対象疾病、実施方法等を改めるとともに、予防接種による健康被害について救済の措置を充実しようとするものである。

委員会においては、薬事法の一部を改正する法律案と一括して審査され、予防接種の努力義務化の影響、安全な予防接種実施体制の整備等についての質疑を行った。質疑終局後、大島理事が、法施行後 5 年を目途に所要の措置を講ずる旨の各会派共同提案よりなる修正案を提出し、全会一致をもって可決するとともに、4 項目の附帯決議を付した。また、薬事法の一部を改正する法律案は、

全会一致をもって可決された。

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案（閣法）は、地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策に係る基本指針及び人材確保支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等を講ずるとともに、母子保健事業の実施、診療所の開設届出の受理等の地方公共団体の地域保健対策に係る事務の再編その他所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）と一括して審査され、保健所の設置基準と市町村保健センターの整備、保健婦等人材の配置と確保策、歯科保健医療の推進、健康管理手当の更新手続の改善等についての質疑を行った。質疑終局後、日本共産党を代表して西山委員が反対の旨の意見を述べた後、多数をもって原案どおり可決した。なお、3項目の附帯決議を付した。また、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致をもって可決された。

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法）は、療養の給付に係る規定の整備、訪問看護療養費及び入院時食事療養費の創設（一般800円。ただし、市町村民税非課税世帯については軽減措置）、出産育児一時金の創設（30万円）、療養取扱機関等の廃止、拠出金による老人保健制度の目的の達成に資する事業の実施、老人介護支援センターの老人福祉施設としての位置づけ等の措置を講ずるものである。

なお、衆議院において、入院時食事療養費の定額負担について経過措置等を講ずるとともに、法施行後3年を目途として入院時の食事等についての給付と費用負担のあり方に関して検討を加える旨の修正がなされた。この結果、入院時食事療養費は、1日800円が、平成8年9月30日までの2年間600円とされた。

本法律案は、まず本会議において趣旨説明が行われ、医療費改定の財源、付添看護解消のためのマンパワー確保策、付添看護解消と入院給食自己負担化の一体処理の根拠、国保改革のスケジュールなどの質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、今後の医療政策のあり方、付添婦の雇用の確保、基準看護制度の見直しと診療報酬上の配慮、一部負担のあり方と保険外負担の規制、

精神障害者の社会復帰対策等についての質疑を行った。質疑終局後、日本共産党を代表して西山委員が反対の旨の意見を述べた後、多数をもって原案どおり可決した。なお、9項目の附帯決議を付した。

その他、衆議院厚生委員会提出の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律案は、特段質疑もなく、全会一致をもって可決された。また、いわゆる日切れ法案扱いとされた児童手当法の一部を改正する法律案（閣法）、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法）の2法案は、質疑終局後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査・委嘱調査〕

6月2日、大内厚生大臣から所信を、佐々木政府委員から平成6年度厚生省関係予算について説明を聴取し、6月9日及び10日に、厚生行政の基本施策について質疑が行われた。この中で、障害者基本法に対する厚生省の受けとめ方、看護婦2年課程通信制の位置づけ、精神病院の人員配置基準、酒の自動販売機対策等の問題が取り上げられた。

また、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度厚生省関係予算の審査を行い、21世紀福祉ビジョンの「適正給付・適正負担」の負担限度、新ゴールドプランに対する政府の基本的考え、エンゼルプランの策定期限、医療機関の赤字問題に対する認識と取り組み、理学療法士・作業療法士の実情と需給計画、「エイズストップ7年作戦」の取り組み、アトピー性皮膚炎に関する研究体制の強化等の質疑が行われた。

（2）委員会経過

○平成6年2月17日（木）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

社会保障制度等に関する調査を行うことを決定した。

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

（第128回国会閣法第19号）（衆議院送付）

について大内厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年2月24日（木）（第2回）

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

(第128回国会閣法第19号) (衆議院送付)

について大内厚生大臣、政府委員、環境庁、農林水産省、林野庁及び建設省
当局に対し質疑を行った後、可決した。

(第128回国会閣法第19号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

○平成6年3月29日(火) (第3回)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する
法律案(衆第6号)(衆議院提出)について提出者衆議院厚生委員長加藤万
吉君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第6号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

(閣法第38号)(衆議院送付)

以上両案について大内厚生大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員
に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第10号・閣法第38号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

○平成6年6月2日(木) (第4回)

厚生行政の基本施策に関する件について大内厚生大臣から所信を聴いた。

平成6年度厚生省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成6年6月9日(木) (第5回)

薬事法の一部を改正する法律案(閣法第61号)

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第62号)

以上両案について大内厚生大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員

に対し質疑を行った後、

薬事法の一部を改正する法律案（閣法第61号）を可決し、

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第62号）を修正議決した。

（閣法第61号・閣法第62号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

なお、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第62号）について附帯決議を行った。

厚生行政の基本施策に関する件について大内厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年6月10日（金）（第6回）

厚生行政の基本施策に関する件について大内厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年6月21日（火）（第7回）

理事の補欠選任を行った。

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案

（閣法第36号）（衆議院送付）

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第37号）（衆議院送付）

以上両案について大内厚生大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び自治省当局に対し質疑を行い、

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案

（閣法第36号）（衆議院送付）

について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第36号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

（閣法第37号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

なお、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成6年6月22日（水）（第8回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（厚生省所管及び環境衛生金融公庫）について大内厚生大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について大内厚生大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院厚生委員長加藤万吉君から説明を聴き、同大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第35号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

なお、附帯決議を行った。

○平成6年6月29日（水）（第9回）

請願第57号外580件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第3号外535件を審査した。

社会保障制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・ 内閣提出法律案（８件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
※10	児童手当法の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 8	6. 3. 25	6. 3. 29 可決	6. 3. 29 可決	6. 3. 24	6. 3. 25 可決	6. 3. 25 可決	
※35	健康保険法等の一部を改正する法律案	〃	3. 22	6. 22	6. 22 可決	6. 23 可決	6. 1	6. 17 修正	6. 21 修正	6. 6. 22 参本会議趣旨説明
※36	地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案	〃	3. 22	6. 21	6. 21 可決	6. 22 可決	5. 26	6. 20 可決	6. 21 可決	
※37	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 22	6. 21	6. 21 可決	6. 22 可決	5. 20	6. 20 可決	6. 21 可決	
※38	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案	〃	3. 22	3. 25	3. 29 可決	3. 29 可決	3. 24	3. 25 可決	3. 25 可決	
61	薬事法の一部を改正する法律案	参	4. 15	5. 25	6. 9 可決	6. 10 可決	5. 20 (予)	6. 22 可決	6. 23 可決	
62	予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案	〃	4. 15	5. 25	6. 9 修正	6. 10 修正	5. 20 (予)	6. 22 可決	6. 23 可決	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
128 -19	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案	衆	6. 1. 14	6. 2. 16	6. 2. 24 可決	6. 2. 25 可決	6. 1. 31	6. 2. 15 可決	6. 2. 16 可決	第128回国会 衆継続

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
6	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律案	厚生委員長 (6. 3. 8)	6. 3. 8	6. 3. 8	6. 3. 8 (予)	6. 3. 29 可決	6. 3. 29 可決			6. 3. 8 可決	

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、家庭における児童の養育の実態等にかんがみ、児童手当制度が児童のいる家庭の生活の安定並びに次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に一層資するよう、福祉施設を児童育成事業に改めてその充実を図るとともに、これに要する費用を一般事業主から徴収する拠出金の対象に加える等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 児童育成事業に関する事項

現行の福祉施設を児童育成事業に改め、政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて、育児に関し必要な援助を行い、または児童の健康を増進し、もしくは情操を豊かにする事業を行う者に対する助成及び援助等児童手当制度の目的の達成に資する事業を行うことができることとする。

2 拠出金の徴収及び拠出金率の設定に関する事項

(1) 政府が一般事業主から徴収する拠出金の対象に児童育成事業に要する費用を加える。

(2) 拠出金率の設定の基準に、児童育成事業に要する費用のうち拠出金をもって充てる額を当該年度における賦課標準の予想総額をもって除して得た率（事業費充当額相当率）を加え、拠出金率を政令で定めることとする。

(3) 事業費充当額相当率の設定について、一定の標準を設ける。

3 児童の定義の改正

児童の定義を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に改める。

4 施行期日

この法律は、平成6年4月1日から施行する。ただし、3の事項については、平成7年4月1日から施行する。

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）

【要旨】

人口の高齢化の進展や疾病構造の変化、医療サービスに対する国民のニーズの多様化・高度化など、我が国の保健・医療・福祉を取り巻く状況が大きく変化している中、公的医療保険制度について、疾病、負傷に伴い発生する経済的な不安の解消という基本的な役割を維持しつつ、国民のニーズに対応した医療サービスの多様化や質の向上を図るとともに、老人保健福祉サービスについて、その充実に努めることが重要な課題となっている。

本法律案は、こうした課題に応え、医療保険制度を通じ、良質かつ適切な医療を、効率的かつ安定的に提供していくとともに、老人保健福祉施策の総合的推進を図るため、保険給付の範囲・内容等の見直しを行い、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

第1 健康保険法等の改正

1 付添看護に伴う患者負担の解消

入院時の看護サービスは、保険医療機関がみずから提供するものとして法文上明確に位置づけ、現行の付添看護の費用に対する給付は、原則として、平成7年度末までの間に限り行うことができるものとする。

2 在宅医療の推進

居宅における療養上の管理及び看護を保険医療機関の行う療養の給付として法文上明確に位置づけるとともに、難病や末期のがん患者等が、居宅において訪問看護事業者による訪問看護サービスを受けられるよう新たな制度を導入すること。

3 入院時の食事に関する給付の見直し

入院時の食事療養について、これまでの給付の方式を改め、入院時食事療養費支給制度を創設すること。これに伴い、入院患者には平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生大臣が定める額（所得の状況その他の事情をしん酌して命令で定める者に関しては別に定める額。以下「標準負担額」という。）を患者負担とする制度を導入すること。

4 出産育児の支援

現行の分娩費と育児手当金を包括化し、出産育児一時金として政令で定

める額を支給するとともに、育児休業期間中の保険料について、被保険者負担分を免除すること。

5 その他

保健福祉事業の推進を図るための規定の整備等を図るほか、船員保険法についても所要の改正を行うこと。

第2 国民健康保険法の改正

健康保険法に準じた改正を行うほか、療養取扱機関等の仕組みを廃止するとともに、特別養護老人ホーム等への入所のため他の市町村に転入したもののについて、転入前の市町村の国民健康保険の被保険者とする事。

第3 老人保健法及び老人福祉法の改正

- 1 健康保険法に準じた改正を行うほか、平成11年度末までの間、保険者からの拠出金を財源として、政令で定める業務（老人保健施設に対する助成等の事業）を行うこととする事。
- 2 老人介護支援センターを老人福祉施設として法律上位置づけるとともに、老人保健福祉サービスについて、市町村による総合的な情報提供、サービスの質の評価等利用者本位のサービス提供体制の整備を図ること。
- 3 高齢者保健福祉のあり方を総合的に審議するため、政令で定める審議会（老人保健福祉審議会）を設置すること。

第4 施行期日

この法律の施行期日は、平成6年10月1日からとすること。ただし、育児休業期間中の保険料免除規定等一部の事項については、平成7年4月1日等とすること。

なお、本法律案は、衆議院において、入院時食事療養費に係る標準負担額を、平成8年9月30日までの間、600円（厚生省令で定める者については、厚生大臣が定める額）とするとともに、医療保険制度及び老人保健制度については、この法律の施行後3年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担のあり方を含め、給付及び費用負担のあり方等に関して検討が加えられるべきものとする修正が行われた。

〔附帯決議〕

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

- 1 付添看護の解消に伴う基準看護制度の見直しに当たっては、看護・介護職員の配置について診療報酬上適切な評価を行うとともに、看護・介護の質の低下を招くことのないよう、事後の状況等の実態を調査し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずること。また、重篤な患者や術後の患者についての看護婦配置の評価を検討するなど、看護の質の向上を図るよう配慮すること。
- 2 付添看護の解消に伴い、付添看護婦・付添婦及びその紹介に携わる事業者が、付添看護の院内化や在宅医療の推進に適切に対応できるよう、弾力的な雇用形態、研修、診療報酬等の経済的評価など、適切な措置を講ずること。
- 3 入院時食事療養費の定額自己負担を定めるに当たっては、一般の食費負担が、平均的な家計における食費の状況を勘案した額から経過的に600円に軽減された趣旨を十分に踏まえ、市町村民税非課税世帯に属する者の負担についても、経過措置を講ずるとともに、その入院が長期にわたる場合に配慮しつつ、適切な措置を講ずること。
- 4 付添看護の解消により保険外自己負担が解消される一方、入院時食事療養費の定額自己負担が創設されるなど、自己負担のあり方についての見直しにかんがみ、患者の自己負担が必要な受診の阻害要因にならないよう、今後とも格段の配慮を払うとともに、引き続き不合理な保険外自己負担の解消に向けて所要の措置を講ずること。
- 5 入院医療における食事療法及び栄養指導の重要性にかんがみ、栄養士による栄養管理、ベッドサイドにおける栄養指導、在宅医療充実のための訪問栄養指導について、診療報酬上の評価など所要の措置を講ずること。あわせて、入院時の食事の内容や摂食環境の改善を図ること。
- 6 在宅医療の充実・推進を図るため、診療報酬上の格段の評価など、所要の措置を講ずること。
- 7 入院・在宅を通じて、精神障害者や難病患者など長期療養を要する患者に対しては、施策全般にわたる見直し拡充を図ること。とりわけ、精神障害者については、社会復帰のための各般の施策の拡充及び施設整備の計画的推進を図ること。その一環として診療報酬上の評価について検討を加え、また、

マンパワーの確保を進めるとともに、精神科ソーシャルワーカー等の資格制度について、早急に検討すること。

8 医薬品の適正な使用の推進を図るため、製薬企業における安全性に配慮した開発・製造、医薬品の評価・審査体制の充実、医療機関における医薬品情報の活用、医薬分業の推進と薬歴管理等関連施策全般にわたる一層の推進を図ること。

9 今後の高齢社会における介護等のニーズの増大・多様化に応じていくため、新たなゴールドプランを策定するとともに、それを国家的施策として展開するため、所要の措置を講ずること。

右決議する。

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第36号）

【要旨】

本法律案は、急激な人口の高齢化、疾病構造の変化等に対応した地域保健対策を総合的に推進し、その強化を図るために、地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策に係る基本指針及び人材確保支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等の措置を講ずるとともに、母子保健事業の実施、診療所の開設届出の受理等の地方公共団体の地域保健対策に係る事務の再編その他所要の措置を講ずるものであって、その主な内容は次のとおりである。

第1 保健所法の一部改正

1 法律の題名を「地域保健法」に改める。

2 地域保健対策推進に当たっての基本理念を定めるとともに、地方公共団体及び国の責務を次のように規定する。

（1）市町村は、必要な施設の整備、人材の確保・資質の向上等に努めなければならない。

（2）都道府県は、必要な施設の整備、人材の確保・資質の向上、調査・研究等に努めるとともに、市町村の求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

（3）国は、情報の収集・整理・活用、調査・研究、人材の養成・資質の

向上に努めるとともに、地方公共団体に対する必要な技術的・財政的援助を与えることに努めなければならない。

- 3 厚生大臣は、公衆衛生審議会の意見を聴いて、地域保健対策の推進に関し、基本的な方向並びに保健所及び市町村保健センターの整備・運営、人材の確保・資質の向上及び人材確保支援計画の策定、社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項等に関する基本指針を定める。

- 4 保健所に関し、次のように改正する。

- (1) 都道府県の保健所の所管区域は、医療法の二次医療圏、老人保健福祉圏を参酌して、設定しなければならない。

- (2) 保健所の事業として、医事及び薬事に関する事業、難病・エイズ対策などを加える。

- (3) 都道府県の設置する保健所は、市町村相互間の連絡調整を行い、市町村の求めに応じ、技術的助言、職員の研修その他必要な援助を行うことができる。

- (4) 保健所運営費交付金に係る規定を削除する。

- 5 市町村保健センターを法定化するとともに、市町村保健センターの設置に対する国庫補助規定を創設する。

- 6 人材確保支援計画について、次のように定める。

- (1) 都道府県は、当分の間、基本指針に則して、地域保健対策の実施に当たり特にその人材確保を支援する必要がある町村について、当該町村の申し出に基づき、人材確保支援計画を策定することができる。

- (2) 国は、人材確保支援計画を策定した都道府県が、当該計画に基づき実施する事業に対し、その費用の一部を補助することができる。

第2 権限移譲に関する関係法の改正

- 1 母子保健法を改正し、妊娠、出産または育児に関する保健指導、3歳児健診その他の健康診査について都道府県から市町村へ、新生児または妊産婦に対する訪問指導等の実施について、都道府県知事から市町村長へ移譲するとともに、1歳6カ月健診を市町村の事業として法定化する。
- 2 栄養改善法を改正し、栄養相談及び一般的な栄養指導の実施について、都道府県から市町村へ移譲する。

- 3 医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、歯科技工士法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律、柔道整復師法及び薬事法を改正し、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所、医薬品の一般販売業等に関する開設の許可、届出の受理等の監督権限について、都道府県知事から保健所を設置する市の市長及び特別区の区長へ移譲する。
- 4 伝染病予防法を改正し、伝染病に感染している疑いのある者を隔離する権限等について、都道府県から保健所を設置する市へ移譲する。
- 5 優生保護法を改正し、優生保護相談所の設置の許可の権限について、厚生大臣から都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長へ移譲する。

第3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

ただし、第1の4（（4）を除く）及び第2に係る事項については、平成9年4月1日から施行する。

〔附帯決議〕

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

- 1 国及び都道府県は、市町村保健センターの整備、保健婦等人材の確保など、地域保健の基盤整備について、市町村が計画的に推進するよう適切に指導すること。
- 2 市町村の要請に応じて都道府県が対応する支援体制を確立すること。とりわけ保健・医療・福祉のシステムづくりに関する企画や関係機関との連絡調整を行い、各種の地域保健サービスを専門的立場から評価し、将来の施策に反映させていくことが必要であるので、これらの業務を円滑に推進するために、保健所の機能強化を積極的に推進するよう努めるとともに、保健所の管轄区域の設定に当たっては、地域の実情に十分留意すること。
- 3 市町村保健センター、在宅介護支援センター等保健福祉に関わる各種センターが、地域において有機的に連携しつつ、十分に機能を発揮できるよう指導、援助に努めること。

右決議する。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第37号)

【要旨】

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当等の額を引き上げようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 医療特別手当の額を月額13万5,400円に引き上げる。
- 2 特別手当の額を月額5万円に引き上げる。
- 3 原子爆弾小頭症手当の額を月額4万6,600円に引き上げる。
- 4 健康管理手当の額を月額3万3,300円に引き上げる。
- 5 厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を月額3万3,300円に、それ以外の者に支給する保健手当の額を月額1万6,700円に、それぞれ引き上げる。
- 6 手当額の自動改定の措置の基準となる年を昭和63年から平成5年に改める。
- 7 この法律は、平成6年10月1日から施行する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、子に係る遺族年金の支給等の条件を緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 障害年金の額の引き上げ
障害年金の額を引き上げ、第1項症の場合、平成6年4月分から545万4,000円（現行額535万6,000円）に増額する等とする。
- 2 遺族年金及び遺族給与金の額の引き上げ
遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成6年4月分から185万1,900円（現行額181万8,900円）に、同年10月分から185万7,900円に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げる等とする。
- 3 遺族年金等の子等に対する支給等の条件の緩和
遺族年金等の子等に対する支給等を、当該子等が18歳に達する日の属する

年度の末まで行うこととする。

4 施行期日

この法律は、平成6年4月1日から施行する。ただし、3については、平成7年4月1日から施行する。

薬事法の一部を改正する法律案（閣法第61号）

【要旨】

本法律案は、近年における医療用具の多様化及び高度化の状況等にかんがみ、医療用具の品質、有効性及び安全性を確保するため、医療用具の製造業の許可基準の改善、再審査及び再評価の制度の導入、賃貸形態による流通に関する規定の整備並びに特定医療用具に関する記録の作成及び保存の制度の新設を行うとともに、医療用具の修理を業とする者に対する規制を緩和するほか、医療用具の製造の承認審査の事務の一部を指定調査機関に行わせる等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 製造業の許可基準の改善

政令で定める医療用具の製造業者の許可の要件として、その製造管理及び品質管理の方法に関する基準に適合することを追加する。

2 指定調査機関による調査の実施

厚生大臣は、医療用具についての承認審査に必要な調査の全部または一部を指定調査機関に行わせることができるものとする。

3 修理等に係る医療用具の製造承認等の特例

医療用具の製造の工程が2以上の製造所にわたる場合及び医療用具の製造の内容が医療用具の修理である場合について、政令で承認等について特例を定めることができるものとする。

4 医療用具に係る再審査及び再評価の制度の導入

（1）既に製造または輸入の承認を与えられている医療用具と構造、使用方法、効能等が明らかに異なる医療用具として厚生大臣がその製造の承認の際指示したものについて、再審査の制度を導入する。

（2）医療用具の製造または輸入の承認を受けている者は、厚生大臣が医療用具の範囲を指定して再評価を受けべき旨を公示したときは、その指

定に係る医療用具について、再評価を受けなければならないこととする。

5 医療用具の賃貸形態による流通に関する規定の整備等

厚生大臣は、厚生省令で、医療用具の適正な品質の確保の方法その他医療用具の販売業者が遵守すべき事項を定めることができることとする。また、医療用具を賃貸しようとする者は、あらかじめ都道府県知事に厚生省令で定める事項を届け出なければならないことなど販売業者と同様の取扱いとする。

6 医療用具の添付文書等

厚生大臣の指定する医療用具は、これに添付する文書等に、適切な保守点検に関する事項が記載されていなければならないこととする。

7 適正な使用のための情報の提供等

(1) 医療用具の製造業者等は、医薬関係者に対し、医療用具の適正な保守点検のために必要な情報を提供するように努めなければならないこととする。

(2) 医薬関係者は、医薬品または医療用具の適正な使用を確保するため、相互の密接な連携のもとに適正使用に関する情報の活用（医療用具の保守点検の適切な実施を含む。）、その他必要な情報の収集、検討及び利用を行うことに努めなければならないこととする。

8 特定医療用具の記録の作成及び保存の制度の新設

(1) 人の体内に植え込む方法で用いられる医療用具等であって保健衛生上の危害を防止するためその所在が把握されている必要があるものとして厚生大臣が指定する医療用具（以下「特定医療用具」という。）の製造承認取得者等は、特定医療用具利用者の氏名、住所その他厚生省令で定める事項に関する記録を作成し、適切に保存しなければならないこととする。

(2) 特定医療用具を取り扱う医師その他の医療関係者は、特定医療用具利用者に係る(1)の厚生省令で定める事項に関する情報を製造承認取得者等に提供するものとする。ただし、特定医療用具利用者が希望しないときは、この限りではない。

9 手数料

医療用具の製造品目の変更等の許可を申請する者は、政令で定める手数料

を納めなければならないものとする。

10 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、指定調査機関の指定等の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内の政令で定める日から施行する。

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第62号）

【要旨】

本法律案は、最近における伝染病の発生状況、医学医術の進歩、生活環境の改善、予防接種に関する国民の意識の変化等にかんがみ、予防接種の対象疾病、実施方法等を改めるとともに、予防接種による健康被害について救済の措置を充実しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

法律の目的に予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを加える。

2 予防接種の対象疾病

予防接種の対象疾病から、痘そう、コレラ、インフルエンザ及びワイル病を削除するとともに、新たに破傷風を加える。

3 予防接種の実施

（1）市町村長が行う定期の予防接種の対象疾病及び対象者を政令で定める。

（2）都道府県知事は、（1）に規定する疾病のうち政令で定めるものについて、当該疾病の発生状況等を勘案して、当該都道府県の区域のうち当該疾病に係る予防接種を行う必要がないと認められる区域を指定することができる。

（3）厚生大臣は、（1）及び（2）の政令の制定または改廃の立案をしようとするときは、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

（4）市町村長等は、予防接種を受けようとする者について、厚生省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生省令で定める者に該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行ってはならない。

4 被接種者の責務

予防接種の対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならない。

5 予防接種による健康被害の救済措置

国は、予防接種による健康被害を受けた者の医療、介護等に関し、その家庭からの相談に応ずる事業その他の保健福祉事業の推進を図る。

6 有効かつ安全な予防接種の実施のための措置

国は、予防接種に関する知識の普及、予防接種事業に従事する者に対する研修の実施、予防接種による健康被害の発生状況に関する調査その他予防接種の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究等の措置を講ずるものとする。

7 結核予防法の一部改正

予防接種の実施、予防接種による健康被害の救済措置等について、予防接種法と同様の改正を行う。

8 施行期日

この法律は、平成6年10月1日から施行する。

【修正要旨】

政府は、この法律の施行後5年を目途として、疾病の流行の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔附帯決議〕

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 予防接種の重要性につき、国民の理解を高め、引き続き接種率を引き上げるため努力すること。
- 2 個別接種の推進を図り、安全な予防接種の実施体制の整備に努めること。
- 3 予防接種による健康被害の発生を予防するため、予診の充実を図ること。
- 4 予防接種による健康被害者に対する保健福祉事業については、健康被害者の実態等を十分把握し、事業の推進に努めること。

右決議する。

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

(第128回国会閣法第19号)

【要旨】

本法律案は、近年、トリハロメタン等の有害物質や異臭味被害の問題などにより、国民の水道水に対する信頼が低下していること、昨年施行された新しい水道水質基準を水道事業者の対応のみでは満たさなくなる場合が生じるおそれがあること等の状況を踏まえ、水道原水の水質の保全に資する事業の実施を促進することにより、安全かつ良質な水道水の供給を確保しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、水道原水の水質の保全に資する事業の実施を促進する措置を講ずることにより、安全かつ良質な水道水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。

2 水道原水水質保全事業

この法律において水道原水水質保全事業とは、下水道の整備、し尿及び雑排水を管渠によって収集するし尿処理施設の整備、し尿及び雑排水を集合して処理する合併処理浄化槽の整備、し尿及び雑排水を各戸ごとに処理する合併処理浄化槽の整備、家畜のふん尿を堆肥とするための施設等の整備、水道の用に供する土地に隣接する土地の取得、河川のしゅんせつ、導水その他の水道原水の水質の保全に資する事業等の事業をいう。

3 基本方針

主務大臣（厚生大臣、農林水産大臣及び建設大臣）は、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する基本方針を定め、これを公表する。

基本方針には、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する基本的な事項、内容に関する事項、実施区域に関する事項、水道事業者の費用の負担に関する事項等を定める。

4 都道府県計画及び河川管理者事業計画

都道府県または河川管理者は、水道事業者からの要請等があった場合において、必要があると認められる区域における水道原水水質保全事業の実施を促進するため、基本方針に即し、都道府県計画または河川管理者事業計画を

定める。

都道府県計画及び河川管理者事業計画には、計画の対象とする取水地点の位置及び対象水道事業者、取水地点における水質汚濁の状況並びに水道事業者が水質汚濁の状況に応じて講じた措置及び講じようとする措置の内容、必要と認められる水道原水水質保全事業の種類、実施主体、実施区域及び実施予定期間並びにその実施に要する費用の概算、水道事業者が負担する費用の額等を定める。

5 計画に定められた事業の促進措置

- (1) 水道事業者は、負担の衡平を図る観点から、水道原水水質保全事業の実施に要する費用のうち、都道府県計画または河川管理者事業計画において定められた額を負担する。
- (2) し尿及び雑排水を各戸ごとに処理する合併処理浄化槽の整備事業を実施する市町村は、実施区域内において雑排水を排出する者に対し、必要な助言または勧告をすることができるとともに、国は、当該事業に要する費用の一部を当該市町村に対し、補助することができる。
- (3) 国及び地方公共団体は、水道原水水質保全事業の実施に必要な資金の確保等の支援措置を講ずるよう努めなければならない。
- (4) 関係する地方公共団体の長、河川管理者、水道事業者及び水道原水水質保全事業の実施者は、都道府県計画または河川管理者事業計画に定められた水道原水水質保全事業を円滑に推進するための協議会を組織することができる。

6 施行期日

この法律は、公布の日から6月以内に施行する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律案（衆第6号）

【要旨】

本法律案は、中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、これらの者の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援を図るため、帰国旅費、自立支度金等の支給、住宅の供給の促進その他の必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 目的

この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、これらの者の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的とする。

2 定義

この法律において「中国残留邦人等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生省令で定める者。
- (2) 中国の地域以外の地域において前記(1)の者と同様の事情にあるものとして厚生省令で定める者。

3 国等の責務

- (1) 国は、本邦への帰国を希望する中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するため、必要な施策を講ずる。
- (2) 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずる。

4 永住帰国旅費の支給等

国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生省令で定めるところにより、当該永住帰国のための旅行に要する費用を支給する。

5 自立支度金の支給

国は、中国残留邦人等が永住帰国した場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生省令で定めるところにより、中国残留邦人等及びその親族等の生活基盤の確立に資するために必要な資金を、一時金として支給する。

6 生活相談等

国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が日

常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者の相談に応じ必要な助言を行うこと、日本語の習得を援助すること等必要な施策を講ずる。

7 住宅の供給の促進

国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の居住の安定を図るため、公営住宅等の供給の促進のために必要な施策を講ずる。

8 雇用の機会の確保

国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせん等必要な施策を講ずる。

9 教育の機会の確保

国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が必要な教育を受けられるようにするため、就学の円滑化、教育の充実等のために必要な施策を講ずる。

10 一時帰国旅費の支給等

国は、中国残留邦人等が一時帰国する場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生省令で定めるところにより、当該一時帰国のための旅行に要する費用を支給する。

11 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において農林水産委員会に付託された法律案等は、内閣提出法律案5件、衆議院農林水産委員長提出法律案1件、内閣提出承認案件1件であり、このうち、内閣提出法律案4件、衆議院農林水産委員長提出法律案、内閣提出承認案件が成立した。また、本委員会提出の法律案が1件成立している。

さらに、本委員会付託の請願12種類162件のうち、2種類25件を採択した。

なお、平成6年度畜産物価格の決定に当たり、「畜産物価格等に関する決議」を行っている。

〔法律案等の審査〕

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案は、近年における国民の価値観の多様化及び農山漁村地域の現状等にかんがみ、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針を定め、これに基づき市町村計画を作成する等の措置を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について民間団体による登録制度を実施する等により、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進する必要があるため、6月22日、本委員会提出の法律案として提出することに決定した。

漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件は、昭和63年、第112回国会において承認を受けた漁港整備計画について、その後における水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化等に即応して、その全部を変更することとしたので、国会の承認を求めようとするもので、質疑を行い、全会一致で承認された。なお、4項目の附帯決議が行われた。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案は、保安林整備計画の実施の状況及び最近における山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を平成16年3月31日まで延長して保安林の整備を図ろうとするものである。

本法律案は、細川内閣の総辞職に伴い、本法の有効期間である平成6年4月30日までに、その期間延長を内容とする内閣提出の法律案の成立を図ることが困難であると予想される一方、保安林の果たす役割が重要であることなどを背

景として、衆議院農林水産委員長から、内閣提出のものと同趣旨の法律案として提出されたもので、質疑を行い、全会一致で可決された。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を5年間延長し、所要の措置を講じようとするもので、参議院先議であり、質疑を行い、全会一致で可決された。なお、4項目の附帯決議が行われた。

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して当該計画の達成に必要な資金を総合的に融通するための措置等を講じようとするものである。

次に、林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化に対処して、林業経営の一層の改善を図るために必要な長期かつ無利子の資金の融通に関する措置等を講じようとするものである。

また、農業改良助長法の一部を改正する法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成等に資するため、法律の適用対象への蚕糸業に関する普及事業等の追加、普及協力委員の委嘱制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、これら3法律案を一括して議題とし、農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の創設の意義、農家負債の軽減策、森林整備活性化資金の創設とその効果、森林整備事業計画の拡大再編の必要性、農業改良助長制度の充実策、蚕糸業に関する普及事業の推進策などの質疑を行った。

質疑終局の後、農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案及び林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案の両法律案はいずれも全会一致で可決された。なお、前者については5項目の、後者については4項目の附帯決議がそれぞれ行われた。

また、農業改良助長法の一部を改正する法律案は、討論の後、賛成多数で可決された。なお、7項目の附帯決議が行われた。

〔決 議〕

本委員会は、3月29日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、加工

原料乳保証価格については、生乳の再生産を確保することを旨として決定すること外 6 項目にわたる「畜産物価格等に関する決議」を行った。

〔国政調査・委嘱審査〕

6 月 2 日、平成 6 年度の農林水産行政の基本施策について、加藤農林水産大臣から所信を聴取し、翌 3 日、質疑を行った。

ガット農業合意を受けての国内対策、米のミニマム・アクセス実施と減反政策のあり方、平成 6 年産麦価の算定方針などの問題が取り上げられている。

3 月 17 日、米問題に関する件を議題として質疑を行い、米不足解消策、輸入米の安全確保とブレンド販売の理由、米備蓄などの問題が取り上げられた。

さらに、3 月 29 日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、生産基盤の強化、酪農家の過重労働の是正、加工原料乳保証価格のあり方などの質疑が行われた。

なお、6 月 22 日、予算委員会から委嘱を受けた平成 6 年度農林水産省関係予算の審査を行い、農林水産予算のあり方、食料安全保障の確保、新政策における価格政策の位置付け、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に対する欧米の対応姿勢、農協系統信用事業の健全性、食糧管理制度の基本、米部分自由化に伴う供給過剰対策、造林補助事業の労賃のあり方などの質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成 6 年 3 月 8 日（火）（第 1 回）

理事の補欠選任を行った。

農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。

○平成 6 年 3 月 17 日（木）（第 2 回）

米問題について畑農林水産大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成 6 年 3 月 29 日（火）（第 3 回）

漁港法第 17 条第 3 項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件（閣承認第 2 号）（衆議院送付）について畑農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、承認すべきもの

と議決した。

（閣承認第2号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った

畜産物等の価格安定等に関する件について畑農林水産大臣及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成6年4月27日（水）（第4回）

理事の補欠選任を行った。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第8号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長竹内猛君から趣旨説明を聴き、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第8号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院、無

反対会派 なし

○平成6年6月2日（木）（第5回）

平成6年度の農林水産行政の基本施策に関する件について加藤農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成6年6月3日（金）（第6回）

理事の補欠選任を行った。

平成6年度の農林水産行政の基本施策に関する件について加藤農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第47号）について加藤農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第47号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、無

反対会派 なし

欠席会派 二院

なお、附帯決議を行った。

○平成6年6月22日（水）（第7回）

理事の補欠選任を行った。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案の草案について提案者青木幹雄君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案

（閣法第27号）（衆議院送付）

林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案

（閣法第28号）（衆議院送付）

農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

以上3案について加藤農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案

（閣法第27号）（衆議院送付）

林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案

（閣法第28号）（衆議院送付）

以上両案をいずれも可決した。

（閣法第27号・閣法第28号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院、無

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第39号）

賛成会派 自、社、新緑、公、二院、無

反対会派 共

なお、附帯決議を行った。

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について加藤農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第8回）

請願第950号外24件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第81号外136件を審査した。

農林水産政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・ 内閣提出法律案（５件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
※11	保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 8	6. 4. 25 (予)			6. 4. 5	未了		
※27	農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案	〃	3. 18	6. 6 (予)	6. 6. 22 可決	6. 6. 22 可決	5. 20	6. 6. 6 可決	6. 6. 7 可決	
※28	林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案	〃	3. 18	6. 6 (予)	6. 22 可決	6. 22 可決	5. 20	6. 6 可決	6. 7 可決	
※39	農業改良助長法の一部を改正する法律案	〃	3. 22	6. 8	6. 22 可決	6. 22 可決	5. 20	6. 7 可決	6. 8 可決	
47	特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案	参	4. 1	5. 25	6. 3 可決	6. 6 可決	5. 20 (予)	6. 20 可決	6. 21 可決	

・本院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆へ提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
5	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案	農林水産 委員長 (6. 6. 22)	6. 6. 22	6. 6. 22			6. 6. 22 可決	6. 6. 22 (予)	6. 6. 23 可決	6. 6. 23 可決	

・衆議院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
8	保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案	農林水産 委員長 (6. 4. 27)	6. 4. 27	6. 4. 27	6. 4. 27 (予)	6. 4. 27 可決	6. 4. 28 可決			6. 4. 27 可決	

・ 国会の承認を求めるの件（１件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
2	漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件	衆	6. 3. 11	6. 3. 11 (予)	6. 3. 29 承認	6. 3. 29 承認	6. 3. 11	6. 3. 25 承認	6. 3. 25 承認	

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して当該計画の達成に必要な資金を総合的に融通するための措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 農林漁業金融公庫法の一部改正

農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、長期低利資金を幅広く供給する農業経営基盤強化資金を農林漁業金融公庫に創設することとする。
また、卸売市場資金の償還期限等の延長を行うこととする。

2 農業信用保証保険法及び農林漁業信用基金法の一部改正

農協系統等の資金を原資として、農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、低利運転資金を融通する農業経営改善促進資金制度を創設することとし、農業信用基金協会及び農林漁業信用基金の業務等について所要の措置を講ずることとする。

3 農業近代化資金助成法の一部改正

農業近代化資金の貸付金合計額の最高限度を引き上げることとする。

4 その他

金利改定の簡素合理化を図るため、自作農維持資金融通法、農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法について所要の措置を講ずることとする。

〔附帯決議〕

最近の農業をめぐる厳しい状況に対処し、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を幅広く育成し、活力と魅力ある農業を確立することは、農業政策の推進に当たっての喫緊の課題であり、このため、今後、金融措置の果たすべき役割は一層重要性を増している。

よって、政府は、本法の運用に当たり、次の事項の実現に努め、創設される総合的な融資制度が所期の目的を達成することができるよう万遺憾なきを期す

るとともに、負債対策を含め農業の経営体質の強化に努めるべきである。

- 1 市町村における基本構想の策定と農業経営改善計画の認定に当たっては、農業経営基盤強化促進法に基づき地域の実情等が十分反映されるよう努めるとともに、農業経営に意欲と能力のある者が幅広く育成確保されるよう適切な指導に努めること。
 - 2 農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金については、両資金が認定農業者に対して有効かつ迅速に融通されるよう万全の措置を講ずるとともに、特に貸付手続の簡素化を図ること。
 - 3 農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の融資枠については、今後の資金需要を踏まえて適切に確保すること。
また、農山漁村振興基金等を通じて実施される農業経営基盤強化資金の利子助成については、当分の間、継続するよう努めること。
 - 4 農業経営基盤強化資金等が計画に即して貸し付けられるよう、物的担保や保証人の徴求について弾力的な運用に努めること。
 - 5 経営改善の実現に資金の貸付けが効率的に機能するよう、営農指導体制を強化すること。
- 右決議する。

林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化に対処して、林業経営の一層の改善を図るために必要な長期かつ無利子の資金の融通に関する措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正

農林漁業信用基金の業務の特例として、林業経営改善計画の認定を受けた者に対し、森林施業の合理化に寄与する造林についての措置を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うことを追加することとする。

なお、この資金の融通業務については、農林漁業信用基金は、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫と協定を締結し、これに従い行うこととする。

2 農林漁業金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部改正

農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、農林漁業信用基金との協定に係る資金の貸付けを行うときは、寄託金の受け入れをし、無利子で貸し付けることができることとする。

3 農林漁業信用基金法の一部改正

農林漁業信用基金が行う長期かつ無利子の資金の融通に関する業務については、農林水産大臣を主務大臣とすることとする。

〔附帯決議〕

我が国の森林資源は、1千万ヘクタールを超える人工林を中心に21世紀に向けて成熟過程にあるが、一方で林業生産活動は停滞の度合いを深めており、このため、林業の活性化を図り、森林の整備を促進することが喫緊の課題となっている。

よって政府は、今回創設されることとなる造林に係る無利子資金制度が、森林所有者等の経営意欲を喚起し、林業生産活動を活発化させる金融措置として十分機能するよう、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 市町村、林業関係団体等による組織的な対応によって、森林所有者等に対し新たな無利子資金制度の周知徹底を図るとともに、林業経営改善計画認定等の手続の円滑な処理を進めるなど、本制度が積極的に活用されていくよう指導に努めること。

また、本資金の融資枠については、今後の需要実態に即応して、資金枠の確保等適切な対応を図ること。

- 2 林業就業者の減少、高齢化等の状況の下、森林整備の推進等を図る流域管理システムを確立していく中で、森林施業の担い手として森林組合を初めとする林業事業体の役割がますます重要となってきたことにかんがみ、これら事業体の経営基盤の強化を図る施策の充実に努めること。

併せて、技術向上等に必要な教育・指導の推進を図り、技術者の養成に努めるとともに、地域振興のリーダーともなりうる人材の確保に努めること。

- 3 今後の造林施策を進めていくに当たっては、国民のニーズを十分踏まえ、造林地の実態に応じ、気象災害、病虫害等にも強い多様な森林の整備に努め

ることとし、広葉樹を含めた造林、複層林施業等の一層の推進を図ること。

- 4 成熟過程にある我が国の森林資源を適切に整備し、将来にわたって有効に活用していくため、高性能林業機械の導入等林業の担い手の育成確保を図る諸施策を充実するとともに、山村地域の生活環境の整備を一層進めること。

併せて、林業労働災害の発生を防止するため、林業労働に係る安全衛生意識の高揚、林業労働安全衛生対策の強化を図ること。

右決議する。

農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第39号）

【要旨】

本法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成等に資するため、改良普及員等による普及指導の内容を充実するとともに、研修教育施設における研修対象者の拡大、普及協力委員の委嘱制度の創設等の措置を講ずるほか、法律の適用対象に蚕糸業に関する普及事業等を加えようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の目的において、農業に関する試験研究と普及事業の実施に関する基本的な方向を掲げることとする。
- 2 蚕糸業に関する普及事業を協同農業普及事業に統合することとする。
- 3 専門技術員が直接農業者に接して普及指導を行うことができるようにするとともに、都道府県が農業または農業に関連する事業について識見を有する者のうちから普及協力委員を委嘱する制度を創設することとする。
- 4 農業改良普及所の名称の地域農業改良普及センターへの変更、その事務への新規就農促進活動の追加、研修教育施設における研修教育の対象者の拡大等を行うこととする。

〔附帯決議〕

農業改良助長制度は、農業技術の開発・普及と農業者の生活の改善のために重要な役割を果たしてきた。

しかるに、近年の農業・農村をめぐる情勢は、農業労働力の非農業部門への流出、農業従事者の兼業化、高齢化の進行等により、農業の担い手不足が深刻化するとともに、中山間地域においては、農業の生産活動の停滞等により、地

域社会の活力が低下しつつあるなど極めて厳しいものがある。このような中で、経営感覚に優れた農業経営の育成、構造政策の推進等の重要性がさらに増大する一方、国民の環境に対する意識の高まりに伴い、農業が有する環境保全機能の発揮についての要請が強まってきている。このため、今後も、協同農業普及事業の一層の充実を図ることが不可欠となっている。

よって政府は、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 本法の目的として、能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成、地域の特性に即した農業の振興及び農村生活の改善が明記されたことを踏まえ、農業改良助長制度の運用に当たっては、その趣旨の具体化に努めること。
- 2 蚕業改良普及事業を協同農業普及事業に統合するに当たっては、養蚕農家に対する指導体制が後退することのないよう、人員の適正な配置、必要な予算の確保等に十分配慮すること。

また、我が国の伝統産業である蚕糸・絹業を支える養蚕業の今後の展開方向を明確化すること。

- 3 21世紀に向けて普及事業が新たな使命を十全に果たすため、普及事業に対する農業者の多様な要請に的確に応えられるよう、その制度としての安定性を確保しながら、普及協力委員制度の活用も含め事業推進体制の一層の整備、地域の特性に応じた普及指導活動の実施等その事業運営の充実に努めること。
- 4 普及職員が新たに担うこととなる役割の重要性にかんがみ、新しい技術、経営等の普及指導に係る研修の強化に努めること。

また、個々の普及職員の専門技術が十分活用できるよう適正な配置に配慮すること。

- 5 地域農業改良普及センターが地域農業の普及指導の拠点としての機能を十分果たせるよう、その連絡調整機能や情報提供機能等の整備充実に努めるとともに、関係機関等との連携を一層強化すること。

また、普及情報データベースの整備に努め、技術等の普及の迅速化を図ること。

- 6 農業者研修教育施設が次代の農業を担うべき人材を養成する中核的施設と

しての役割を果たすことができるよう、その研修教育内容の充実強化に努めること。

- 7 新規就農を促進するに当たっては、現在実施されている各般の新規就農促進事業との役割分担に配意し、情報の提供、相談などに関し、相互に密接な連携を保ちつつ、普及事業の特質を活かした活動を実施すること。

右決議する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第47号）

【要旨】

本法律案は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を5年間延長しようとするものである。

〔附帯決議〕

農産加工業は、農産物の重要な仕向先として、農業と密接な結びつきを有しているばかりでなく、食料の安定供給、地域経済の活性化等の面においても、大きな役割を果たしている。

しかるに、近年、農産加工業を取り巻く情勢は、輸入自由化に伴う競合製品の輸入の増加等国際化の進行、人件費等コストの増大、景気後退に伴う食料消費の低迷、価格競争の激化等一段と厳しさを増しており、農産加工業者はもとより原料生産農家にも大きな不安を与えている。

よって政府は、農業及び農産加工業の発展に資するため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 農産加工品の輸入自由化の進展等に伴い、農産加工業の経営に対するその影響は、今後更に強まることが予想されるため、本制度を初めとする関係諸施策の一層の充実とその十全な活用に努め、新商品・新技術の研究開発、事業提携等を促進して、農産加工業の経営体質の強化を図ること。
- 2 本制度の運用に当たっては、今後の情勢変化に即応して対象業種を追加指定する等適切かつ弾力的に対処すること。
- 3 農産加工業における輸入原料への依存や海外進出の進行に伴い、地域農産物の販路の確保が喫緊の課題となっている実態にかんがみ、原料生産農家の

経営安定を図りつつ、高品質な国産原料農産物を量、価格ともに安定的に供給できるよう、加工適性品種の開発・普及、栽培技術の確立、実需者ニーズの迅速な把握のための情報システムの整備等原料農産物供給体制の強化に努めること。

- 4 食品の安全性確保に対する国民意識の高まりにこたえるため、農産加工品の輸入増大に対応して、輸入検査体制の整備を一層促進すること。
右決議する。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案

(参第5号)

【要旨】

本法律案は、近年における国民の価値観の多様化及び農山漁村地域の現状等にかんがみ、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針を定め、これに基づき市町村計画を作成する等の措置を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について民間団体による登録制度を実施する等により、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備等を促進するための措置
 - (1) 都道府県知事は、良好な農村の景観を形成していると認められる等の要件に該当する地域についての、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針を定めることとする。
 - (2) 市町村は、基本方針に基づき、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する市町村計画を作成することができることとする。
 - (3) 市町村計画によって定められた整備地区内の土地所有者等は、農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための協定を締結し、市町村長の認定を受けることができることとする。
 - (4) 国及び地方公共団体は、市町村計画の達成に資するため、農業者の組織する団体またはその構成員が農作業体験施設等を整備するのに必要な資金の確保等の支援に努めることとする。
- 2 農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るための措置

- (1) 農林水産大臣は、農林漁業体験民宿業の健全な発達を図ることを目的として設立された公益法人を、全国農林漁業体験民宿業協会として指定することができることとする。
- (2) 農林漁業体験民宿業者は、全国協会が農林水産大臣の認可を受けて定める適正営業規程に従って営業しようとするときは、全国協会の登録を受けることができることとする。
- (3) 都道府県知事は、農林漁業体験民宿業者を構成員とする非営利法人を、農林漁業体験民宿業者に対する指導等を行う農林漁業体験民宿業団体として指定することができることとする。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第8号）

【要旨】

本法律案は、保安林整備計画の実施の状況及び最近における山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を平成16年3月31日まで延長して保安林の整備を図ろうとするものである。

漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件（閣承認第2号）

【要旨】

本件は、昭和63年第112回国会において承認を受けた漁港整備計画について、その後における水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化等に即応して、これを変更する必要があるため、漁港法第17条第3項の規定に基づき、その全部を変更し、平成6年度以降6年間に480港の漁港を対象として漁港修築事業を実施することとしたので、同条同項の規定により、国会の承認を求めようとするものである。

〔附帯決議〕

漁港は、水産物の生産・流通・加工の基地であるばかりでなく、漁村住民の生活の基盤として、さらには、都市住民に憩いを提供する等の場として、重要な役割を果たしている。

よって政府は、漁港の整備に当たっては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 漁港の果たす役割の重要性と漁港整備の現状に十分配慮し、第9次漁港整備計画の完全実施のために必要な予算の確保等に最大限の努力を尽くすこと。
また、漁港の役割とその整備の必要性について、広く国民の正しい理解が得られるよう努めること。
- 2 国民の海への関心の高まりに対処し、生業である水産業との調和を十分勘案しつつ、都市住民とのふれあいに配慮した漁港の整備を進めるとともに、漁港利用料等の徴収のあり方を含め、漁港の適正な管理体制が整備されるよう指導すること。
- 3 漁村地域における生活関連公共施設等の整備の立ち遅れが、若年齢層の流出、後継者の減少、地域活力の低下等の重大な要因となっている現状にかんがみ、漁港漁村の環境整備のための事業を積極的に推進すること。
- 4 漁港整備事業の実施に当たっては、我が国周辺水域の高度利用と漁村地域の活性化等を促進する観点から、本整備計画と同じく平成6年度からの発足が予定される第4次沿岸漁場整備開発計画、沿岸漁業活性化構造改善事業及び新マリノバージョン構想と密接な関連をもって効率的に推進すること。
右決議する。

(5) 委員会決議

畜産物価格等に関する決議

我が国農業の基幹的部門である畜産業は、牛肉の輸入自由化等の影響が顕在化する中であって、昨年12月、乳製品の関税化を初め、牛肉・豚肉の関税率引下げ等を含むガット・ウルグァイ・ラウンド農業交渉について政府が合意したこと等により、農家は一段と先行きにつき不安を感じている。

このため政府に対しては、いわゆる「新政策」に基づく諸施策を強力に展開すること等による畜産経営基盤の強化が望まれているところであるが、平成6年度畜産物価格の決定に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 加工原料乳保証価格については、副産物価格の低迷、農家の営農意欲等を総合的に勘案し、また、長期にわたり生乳の生産調整を実施している実情を踏まえて、生乳の再生産を確保することを旨として決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、特定乳製品の需給動向と酪農経営の安定に配慮しつつ、国産生乳供給の十分な確保を旨とした生乳需給計画の下、適正に決定すること。

- 2 豚肉・牛肉の安定価格については、再生産の確保を図り、経営の安定が図られるよう適正に決定すること。
 - 3 肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の再生産の確保を旨として適正に決定し、合理化目標価格については、我が国の肉用子牛生産の実態等を十分考慮して適正に決定すること。
 - 4 畜産物の安定的供給と畜産経営の健全な発展を図る見地から、畜産物生産の新たな中長期目標の設定を検討するとともに、生産基盤の整備、担い手確保対策、環境保全対策の充実強化など総合的対策を講ずること。
 - 5 畜産経営の安定を図るため、生乳の需給調整機能の強化対策並びに国産ナチュラルチーズ生産振興対策、酪農ヘルパー制度等の充実などを講ずるとともに、子牛生産の拡大奨励対策、肉用牛肥育農家に対する経営安定対策、都道府県肉用子牛価格安定基金協会の財政基盤の強化対策、肉豚生産の生産性向上を図る特別対策等を引き続き実施すること。
 - 6 国産畜産物の消費拡大を図るため、新商品の開発、販売促進対策等を強化するとともに、原産国表示を含め表示の適正化を促進すること。特に、バターの過剰在庫の解消に努めること。
 - 7 牛肉輸入の急増が我が国食肉需給に悪影響を与えていることにかんがみ、その影響を緩和し、国産食肉の安定生産を確保するための適切な処置を講ずること。
- 右決議する。

【商工委員会】

（１）審議概要

第129回国会において商工委員会に付託された法律案は、内閣提出５件、本院議員提出１件であり、内閣提出５件が成立し、本院議員提出１件は審査未了となった。また、本委員会に付託された請願５種類26件はいずれも保留とされた。

〔法律案の審査〕

製造物責任法案は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合に、被害者の救済をより容易にするため、従来の事業者に対する「過失責任」の原則を修正し、新たに「欠陥責任」を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

第１に、製造業者等は製造、加工、輸入または氏名等の表示をした製造物であって、引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体または財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

第２に、製造業者等が引き渡した時における科学または技術に関する知見によつては、当該製造物に欠陥があることを認識できなかった場合等においては、損害賠償の責めに任じない。

第３に、損害賠償の請求権は被害者またはその法定代理人が損害及び賠償義務者を知ったときから３年間行わないとき時効により消滅する。また、製造業者等が当該製造物を引き渡したときから10年を経過したとき消滅する。

本法律案については、本会議において趣旨説明が行われ、製造物責任法案提出の背景、中小企業に対する影響、訴訟への影響、輸血用血液製剤の問題等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、製造物責任法案提出の意義及び立法の経過、諸外国の製造物責任制度との比較、欠陥の定義の解釈、推定規定及び開発危険の抗弁の採否、被害者救済制度の現状、原因究明機関の充実、裁判外紛争処理機関の整備、消費者への情報提供、製品の事故情報の収集・分析・提供、産業政策への影響、中小企業への影響と対応策、輸血用血液製剤を本法の対象とすることの是非等の質疑が行われた。

また、参考人として、全国商工会連合会専務理事辛嶋修郎君、東京都地域婦人団体連盟事務局長田中里子君、帝京大学法学部教授川井健君、国立国際医療センター総長高久史磨君から意見を聴取し質疑を行った。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は原案どおり全会一致で可決された。なお、9項目の附帯決議が付された。

ガス事業法の一部を改正する法律案は、一定規模以上の大口需要者に対するガス供給に関する規制緩和及び保安規制の見直し等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

第1に、一般ガス事業者が大口需要者にガスを供給する場合、現行の料金規制を緩和し、原則として当事者間の自由交渉による供給条件の決定を認める。

第2に、一般ガス事業者は、一定の条件下で供給区域以外の大口需要者にガスを供給できる。また、一般ガス事業者以外の者も、一定の条件下で大口需要者にガスを供給できる。

第3に、大口需要者に対するガスの供給に関する保安規制の整備を行う。

第4に、ガス主任技術者試験の事務を民間に委託する。

委員会においては、大口需要の基準を200万㎡以上とした理由、中小ガス事業者及び小口需要家への悪影響の防止、都市ガス事業の保安対策、大口料金の規制緩和による採算性の確保、大口需要部門の規制緩和と安定供給との関係等について質疑が行われた。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は原案どおり多数で可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案は、オゾン層破壊の進行と同問題に対する科学的知見を背景とした「モントリオール議定書」の改正に対応して国内規制体制を整備しようとするもので、製造の規制対象となる特定物質を政令で定めることとしたほか、新たに特定物質を追加するとともに、製造が全廃された後も特定用途に限り、特例として一定量の特定物質の製造を認める等の措置を講じようとするものである。なお、本法律案は参議院先議である。

委員会においては、特定物質の規制スケジュール、回収・再利用システムの構築、中小企業支援策等について質疑が行われた。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は原案どおり全会一致で可決された。
なお、4項目の附帯決議が付された。

〔国政調査・委嘱審査〕

5月31日、畑通商産業大臣から通商産業行政の基本施策について、また、寺澤経済企画庁長官から経済計画等の基本施策について、所信を聴取するとともに、平成5年における公正取引委員会の業務の概略について、小粥公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

次いで、6月7日、通商産業行政の基本施策及び経済計画等の基本施策について質疑を行い、公共入札ガイドライン、公共料金の引き上げ実施見送り措置問題、景気の現状と対策、日米包括経済協議の今後の対応、円高による中小企業への影響、大店法の改正問題、公共投資基本計画の上積みの必要性、税制改革に関する機械的試算等の問題が取り上げられた。

また、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度総理府所管（公正取引委員会、経済企画庁）、通商産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫に関する予算の審査を行い、円高への対応策、内外価格差問題、日米包括経済協議、円高と産業空洞化、独禁法政策、埼玉土曜会事件に関する資料提出問題、公共投資基本計画の現状と今後の対応、日米の成長率格差、エネルギーの規制緩和、大店法の規制緩和による中小小売業への影響、住宅公団団地内道路の都市ガス導管の費用負担問題等について質疑が行われた。

（2）委員会経過

○平成6年3月29日（火）（第1回）

産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

（閣法第17号）（衆議院送付）

について熊谷通商産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第17号）

賛成会派	自、社、新緑、公、共
反対会派	なし

○平成6年5月31日（火）（第2回）

通商産業行政の基本施策に関する件について畑通商産業大臣から所信を聴いた。

経済計画等の基本施策に関する件について寺澤経済企画庁長官から所信を聴いた。

平成5年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について小粥公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成6年6月6日（月）（第3回）

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）について畑通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月7日（火）（第4回）

通商産業行政の基本施策に関する件、経済計画等の基本施策に関する件等について寺澤経済企画庁長官、畑通商産業大臣、小粥公正取引委員会委員長、政府委員、労働省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成6年6月9日（木）（第5回）

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）について畑通商産業大臣、政府委員及び消防庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第43号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

石油公団法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

ガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）

以上両案について畑通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月16日（木）（第6回）

石油公団法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

ガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）

以上両案について、畑通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第18号・閣法第40号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

なお、ガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成6年6月20日（月）（第7回）

製造物責任法案（閣法第53号）（衆議院送付）について寺澤経済企画庁長官から趣旨説明を聴き、

製造物責任法案（参第2号）について発議者参議院議員橋本敦君から趣旨説明を聴き、

以上両案について寺澤経済企画庁長官、畑通商産業大臣、政府委員、法務省、厚生省、農林水産省及び建設省当局に対し質疑を行った。

参考人の出席を求めることを決定した。

○平成6年6月21日（火）（第8回）

製造物責任法案（閣法第53号）（衆議院送付）

製造物責任法案（参第2号）

以上両案について参考人全国商工会連合会専務理事辛嶋修郎君、東京都地域婦人団体連盟事務局長田中里子君、帝京大学法学部教授川井健君及び国立国際医療センター総長高久史磨君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成6年6月22日（水）（第9回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（公正取引委員会、経済企画庁）、通商産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫）について参考人の出席を求めることを決定し、畑通商産業大臣、寺澤経済企画庁長官及び小粥公正取引委員会

委員長から説明を聴いた後、寺澤経済企画庁長官、畑通商産業大臣、小粥公正取引委員会委員長、政府委員、建設省、会計検査院当局及び参考人住宅・都市整備公団理事青柳幸人君に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

製造物責任法案（閣法第53号）（衆議院送付）

製造物責任法案（参第2号）

以上両案について畑通商産業大臣、寺澤経済企画庁長官、政府委員、法務省、大蔵省、厚生省及び総務庁当局に対し質疑を行った後、製造物責任法案（閣法第53号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第53号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成6年6月29日（水）（第10回）

請願第298号外25件を審査した。

産業貿易及び経済計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・ 内閣提出法律案（５件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
※17	繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 11	6. 3. 25	6. 3. 29 可決	6. 3. 29 可決	6. 3. 24	6. 3. 24 可決	6. 3. 25 可決	
※18	石油公団法の一部を改正する法律案	〃	3. 11	6. 6 (予)	6. 16 可決	6. 17 可決	5. 20	6. 3 可決	6. 7 可決	
40	ガス事業法の一部を改正する法律案	〃	3. 25	6. 6 (予)	6. 16 可決	6. 17 可決	5. 20	6. 3 可決	6. 7 可決	
43	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案	参	3. 25	5. 25	6. 9 可決	6. 10 可決	5. 20 (予)	6. 21 可決	6. 23 可決	
53	製造物責任法案	衆	4. 12	6. 17	6. 22 可決	6. 22 可決	6. 2	6. 15 可決	6. 16 可決	6. 6. 17 参本会議趣旨説明

・ 本院議員提出法律案（１件）

番号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	衆へ提出	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
2	製造物責任法案	橋本 敦君 (6. 4. 12)	6. 4. 15		6. 6. 17	未	了				6. 6. 17 参本会議 趣旨説明

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、繊維工業の構造改善がなお必要とされる一方、繊維工業のみの構造改善ではその一層の推進が難しくなっている現状にかんがみ、繊維製品の販売の事業分野を含めた繊維産業全体の構造改善を総合的に促進していくための措置を講じつつ、廃止期限を延長しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 廃止期限の延長

この法律の廃止期限を平成11年6月30日まで5年延長する。

2 題名及び目的の改正

この法律の目的を、繊維工業の構造改善のみでなく、繊維製品の流通を含めた一体的構造改善を図ることとし、題名を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改める。

3 定義規定の改正等

（1）繊維工業及び繊維製品の販売の事業を「繊維産業」と定義するとともに、繊維産業に属する事業を「繊維事業」、繊維事業を営む者を「繊維事業者」と定義する。

（2）構成員の相当部分が繊維事業者（繊維製品のデザインの事業を営む者を含む。）である、繊維事業を行う事業協同組合及び事業協同小組合を「特定組合」と定義する。

（3）民法第34条の規定により設立された法人または繊維事業者、特定組合もしくは特定商工組合等が出資している、通商産業省令で定める要件に該当する会社を「特定法人」と定義する。

4 基本指針に定める事項の改正

基本指針に定める事項について、「販売又は在庫の管理の合理化」等を追加する。

5 構造改善事業計画の承認の制度の改正

（1）構造改善事業計画は、事業相互の関連性について通商産業省令で定め

る要件に該当するときに作成できることとし、現に行う繊維事業に関して作成する。

(2) 通商産業大臣の計画承認基準として、構造改善事業の参加者の行う事業が相互に密接に連携し、かつ適切に機能を分担することとなると見込まれることを追加する。

6 構造改善円滑化計画の作成主体の追加

構造改善円滑化計画の作成主体として、特定法人を追加する。

7 中小企業近代化資金等助成法の特例

承認構造改善事業計画または承認構造改善円滑化計画に従って設置する設備については、中小企業設備近代化資金貸付の償還期間についての特例を受けることができる。

8 繊維工業構造改善事業協会の改称

繊維工業構造改善事業協会を繊維産業構造改善事業協会と改称する。

石油公団法の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、最近の海外における可燃性天然ガス資源の開発をめぐる環境の変化にかんがみ、開発に必要な資金の融通を円滑にするため、石油公団の業務の拡充等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 業務の追加

(1) 海外における可燃性天然ガスの採取及び液化に必要な資金を供給するための出資を行う。

(2) 海外における可燃性天然ガスの液化に必要な資金に係る債務の保証を行う。

(3) 石油等の探鉱及び採取に係る技術の海外における実証を行う。

2 その他

(1) 石油公団の理事及び監事の任期を2年とする。

(2) 罰金及び過料の金額を引き上げる。

ガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要旨】

本法律案は、近年における産業用及び業務用需要の増大等のガス事業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、ガスの使用者の利益の一層の増進とガス事業の活力ある発展を図るため、大口供給に係る規制を緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- （１）「大口供給」とは、ガスの使用者の一定数量以上の需要に応じて行う導管によるガスの供給であって、通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。
- （２）「大口ガス事業」とは、大口供給を行う事業をいう。ただし、一般ガス事業者がその供給区域内において行うもの等を除く。
- （３）「大口ガス事業者」とは、一般ガス事業者以外の者であって、所要の手続を経て大口供給を行う者をいう。

2 事業規制の緩和等

（１）一般ガス事業者の料金規制の緩和

- ① 一般ガス事業者は、供給区域内において大口供給を行う場合、料金その他の供給条件について供給の相手方と合意したときは、通商産業大臣の認可を受けずにガスを供給することができる。
- ② 一般ガス事業者であって大口供給を行う者に、毎年度、事業計画の届出義務を課する。
- ③ 通商産業大臣は、一般ガス事業者の大口供給に係る事業運営が適切でないため、大口供給に係るガス使用者以外のガス使用者の利益を阻害するおそれがあると認めるときは、一般ガス事業者に対し、事業運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（２）一般ガス事業者の参入規制の緩和

- ① 一般ガス事業者は、供給区域以外の地域において大口供給を行う場合、通商産業大臣の許可を受けなければならない。
- ② その許可基準は、（１）大口供給が他の一般ガス事業者の供給区域内において行われる場合、ガス使用者の利益が阻害されるおそれがないこと、

(2) 大口供給が他の一般ガス事業者の供給区域以外であって、一般ガス事業の開始が見込まれる地域である場合、大口供給により一般ガス事業の開始が著しく困難となるおそれがないこと等である。

(3) 一般ガス事業者以外の者の参入規制の緩和

① 一般ガス事業者以外の者は、一般ガス事業者の供給区域内において大口供給を行う場合、通商産業大臣の許可を受けなければならない。通商産業大臣は一般ガス事業者の供給区域内のガス使用者の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ許可をしてはならない。

② 一般ガス事業者以外の者は、一般ガス事業者の供給区域以外において大口供給を行う場合、供給の相手方等を通商産業大臣に届け出なければならない。通商産業大臣は大口供給により一般ガス事業の開始が著しく困難となるおそれがあると認めるときは、届出事項の変更、または大口供給の中止勧告を行うことができる。

3 保安規制関係措置

(1) 保安規定の大口ガス事業者に関する準用

一般ガス事業者の保安に係る規定のうち、工事計画、ガス工作物の技術基準適合義務、保安規程等の規定を大口ガス事業者に関し準用する。

(2) ガス主任技術者試験の実施機関の変更

ガス主任技術者試験の実施に関する事務を、通商産業大臣の指定する者に行わせることができる。

(3) 電気事業法による保安規制の適用を受ける事業者の除外

電気事業法による保安規制の適用を受ける事業者については、ガス事業法による保安規制の適用対象から除外する。

4 その他

通商産業大臣は、一般ガス事業の適確な遂行を図るため特に必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、方法または額を定めて積立金または引当金を積み立てるべきことを命ずることができる。

〔附帯決議〕

政府は、ガス事業が国民生活及び産業活動を支える重要なエネルギーであることにかんがみ、本法施行により国民生活の一層の向上に資するよう、次の諸

点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 規制緩和により、ガスエネルギーの効率的利用が促進され、消費者利益が増進するよう、液化石油ガスに関する法規制を含め、さらに規制緩和を推進すること。
- 2 規制緩和の推進においては、消費者に対するガスエネルギーの安定的な供給が損なわれることのないよう留意すること。
- 3 今般の制度改正により期待される一般ガス事業者の経営の合理化等の成果が、小口一般需要家を含め、ガス料金等に適切に反映されるよう措置すること。
- 4 ガス事業における安全性を徹底するため、技術進歩等を踏まえ、保安規制を適時見直すとともに、一般消費者の安全対策をより一層強化すること。
- 5 中小都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者に対して公平な競争条件の整備を図るとともに、その競争基盤を強化するため、税制、金融面での措置を含め、適切な合理化支援措置を検討すること。

右決議する。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）

【要旨】

本法律案は、オゾン層破壊の予想以上の進展、同問題への科学的知見の蓄積等を踏まえて、平成4年11月「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の改正等が採択されたため、同改正に応じた国内規制体制を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定物質の政令事項への移管

オゾン層保護のための国際的取り組みの緊要性の増大に応じ、議定書の改正に弾力的に対応するため、製造等の規制の対象となる特定物質の定義、種類等を、議定書の規定に即して政令で定めることとする。

なお、同改正措置により新たにハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロブロモフルオロカーボン、臭化メチルを特定物質として政令で定める。

2 特定用途に係る規定の整備

特定物質の生産が全廃となった後も、特定用途（エッセンシャルユース）に限り特例として一定量の特定物質の製造等を認めるため、所要の規定を整備する。

3 指定物質の廃止

指定物質として生産量等の調整を行ってきたハイドロクロロフルオロカーボンが、新たに規制対象物質となることに伴い、指定物質に係る規定を削除する。

4 罰則

特定物質の製造数量等に関する届出義務違反に対し政令で罰則を設けることができることとするほか、所要の罰則規定を整備する。

〔附帯決議〕

政府は、本法施行に当たり、地球環境問題に対する国際的関心の高まり、オゾン層破壊の予想以上の進展にかんがみ、同問題の解決に向け積極的に貢献するよう努めるとともに、以下の諸点について留意すべきである。

- 1 特定物質の排出抑制及び使用合理化施策の推進に当たっては、回収・再利用・破壊の社会システムの構築をも視野に入れた施策に努めること。

また、中小企業等の資金的負担にかんがみ、引続き金融・税制上特段の考慮を払うこと。

- 2 特定物質の追加、製造量の一層の削減等製造規制に当たっては、需給、価格動向について十分な監視を行うとともに、不当な供給制限や価格の引き上げが生じないよう適切な措置を講ずること。

- 3 オゾン層の状況の観測、監視、保護に関する調査研究に当たっては、関係省庁、研究機関との連絡・協力を緊密にするとともに、諸外国と協調した観測・監視体制の整備、調査研究の充実強化に努めること。

また、得られた観測結果、研究上の知見については、諸外国のものも含め情報提供に努めること。

- 4 国際的なオゾン層保護対策の実効性を確保するため、途上国に対する技術及び経済の援助に努めること。

右決議する。

製造物責任法案（閣法第53号）

【要旨】

本法律案は、製造物の欠陥により人の生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与するため、製造物の欠陥に係る製造業者等の損害賠償の責任について定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- （１）「製造物」とは、製造または加工された動産をいう。
- （２）「欠陥」とは、当該製造物の特性、通常予見される使用形態、製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。
- （３）「製造業者等」とは、業として製造、加工または輸入した者、製造業者として氏名等の表示をした者、製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者、製造、加工、輸入または販売に係る形態その他の事情からみて実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者をいう。

2 製造物責任

製造業者等は、製造、加工、輸入または氏名等の表示をした製造物であって、引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体または財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは除く。

3 免責事由

製造業者等が次の証明をしたときは損害賠償の責めに任じない。

- （１）製造物を引き渡した時における科学または技術に関する知見によっては、欠陥の存在を認識できなかったこと。
- （２）製造物の部品または原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

4 期間の制限

損害賠償の請求権は、次の期間経過後時効によって消滅する。

- (1) 被害者またはその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から3年。
- (2) 製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年。ただし、蓄積損害または遅発性損害は損害が生じた時から起算する。

5 施行日

公布日から1年を経過した日から施行し、施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

〔附帯決議〕

本法は、製造物の欠陥によって生じる責任のあり方を基本的に改めるものである。施行後の本法の運用が円滑に行われるとともに、製造物の欠陥による被害の防止と救済の実効を高めるため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 立法の趣旨や条項の解釈等、当委員会の審議を通じて明らかにされた内容について、消費者、中小企業者等関係者に十分周知徹底されるよう努めること。
- 2 欠陥の存在、欠陥と損害との因果関係等について、被害者の立証負担の軽減を図るため、国及び地方自治体の検査機関、国民生活センターや消費生活センター等、公平かつ中立的な民間検査機関等の検査体制の整備に努めるとともに、相互の連携強化により、多様な事故に対する原因究明機能の充実強化を図ること。
- 3 被害の迅速かつ簡便な救済を図るため、裁判外の紛争処理体制の整備を図ること。
- 4 欠陥の早期発見、再発防止を図る観点から、事故情報の収集体制を整備するとともに、企業秘密やプライバシーの保護及び情報収集面への影響にも配慮しつつ、情報公開に努める等、事故情報の積極的な提供を図ること。
- 5 輸血用血液製剤の欠陥については、その使用が緊急避難的なものであること、副作用等についての明確な警告表示がなされていること、世界最高水準の安全対策が講じられているものであること等、当委員会の審議を通じて明らかにされた製品の特殊性を考慮して総合的に判断されるものであることを周知徹底すること。

- 6 輸血用血液製剤による被害者の救済については、その特殊性にかんがみ、特別の救済機関等の設置に努めること。
 - 7 中小企業者の負担を軽減するため、製品安全対策、クレーム処理等について相談・指導体制の充実を図るとともに、製品安全対策の推進のための積極的な支援を行うこと。
また、下請事業者に不当な負担を及ぼすこととならないよう十分配慮すること。
 - 8 国の製品安全規制については、経済・社会の変化や技術革新に対応し、適時適切に見直すことにより、危害の予防に万全を期すること。
 - 9 製品被害の未然防止を図るため、製造者が添付する製品取扱説明書及び警告表示について適切かつ理解しやすいものとなるようにするとともに、消費者の安全に係る教育、啓発に努めること。
- 右決議する。

【運輸委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において、運輸委員会は10回開会され、付託された法律案は内閣提出6件、承認案件は内閣提出1件であり、すべて可決・承認された。また、本委員会付託の請願3種類12件はすべて保留となった。

〔法律案の審査〕

船員法の一部を改正する法律案は、船員の労働条件をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、船員のゆとりのある生活の実現等に資するため、船員について週平均40時間労働制に移行するとともに、6カ月間連続して勤務に従事した船員に有給休暇を付与することとするほか、漁船に乗り組む船員の有給休暇に関し所要の規定を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、船員の労働時間の実態、船員の労働時間短縮方法などの質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、7項目の附帯決議が付された。

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案は、我が国における国際会議等の開催を増加させ、及び国際会議等に伴う観光その他の交流の機会を充実させることが外国人観光旅客の来訪の促進及び外国人観光旅客と国民との間の交流の促進に資することにかんがみ、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化を図り、並びに外国人観光旅客の観光の魅力を増進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図ろうとするものである。

委員会においては、国際会議誘致の方法論とその課題、国際観光振興会の役割などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案は、首都圏を初めとする大都市圏における通勤・通学時の鉄道の混雑率が、鉄道事業者の輸送力増強努力にもかかわらず、首都圏で平均でも200%を超えるなど、いまだ高い水準にあり、この通勤ラッシュの緩和が社会的に強く要請されていることから、都市鉄道の計画的な輸送力増強をさらに一層促進するため、本法律の対象となる工事に一定の鉄道新線の建設工事を追加する等制度の拡充を図るための所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、鉄道の混雑緩和対策、鉄道利用者の負担増加問題などの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

航空法の一部を改正する法律案は、航空機の騒音の減少を図るため一定の騒音基準に適合しない航空機について航空の用に供してはならないこととするとともに、航空機の操縦者に係る航空従事者技能証明制度について上級事業用操縦士資格を廃止する等の改正を行うほか、航空法に規定する許可、認可等の整理及び合理化を図ろうとするものである。

委員会においては、航空機騒音対策、航空における規制緩和のあり方などの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

道路運送車両法の一部を改正する法律案は、最近における自動車に関する技術の進歩及び自動車の使用形態の多様化に適切に対応し、あわせて自動車の使用者による自主的な保守管理を促すため、自家用乗用車等に係る6カ月点検の義務づけの廃止等、自動車の点検及び整備に関する制度を見直すとともに、指定自動車整備事業制度を活用できる範囲を拡大する等所要の改正を行うほか、道路運送車両法に規定する許可、認可等の整備及び合理化を図ろうとするものである。

委員会においては、車検制度の改革と国民負担軽減の関係、自動車整備業界へ与える影響などの質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、8項目の附帯決議が付された。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件は神奈川県の中西部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、神奈川県平塚市に、関東運輸局神奈川陸運支局湘南自動車検査登録事務所を設けようとするものである。

委員会においては、全会一致をもって承認された。

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案は、1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約等の実施に伴い、船舶所有者が賠償する責めに任ずる油濁損害の範囲を拡大し、及びその責任の限度額を引き上げるとともに、従前の条約が廃棄されるまでの間における責任制限手続等に関して

必要な事項を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、現行条約の改正のための議定書の発効時期、油濁損害の補償限度額の妥当性などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

〔国政調査・委嘱審査等〕

5月31日、二見運輸大臣から所信を、星野運輸政務次官から平成6年度運輸省関係予算について説明を聴取し、6月6日、運輸大臣の所信等に対する質疑を行った。

名古屋空港における中華航空機事故の原因・犠牲者への補償問題・名古屋空港の消防体制のあり方、高速自動車国道の料金値上げ問題、駅舎におけるエレベーター・エスカレーターの設置問題、地方バス路線維持のための補助制度のあり方、公共交通ターミナルにおける視力障害者対策のあり方、交通アメニティ推進機構などの問題が取り上げられた。

そのほか、3月16日から18日にかけて、関西国際空港の建設状況・空港アクセス等の実情調査のため、兵庫県、大阪府及び和歌山県に委員派遣を行った。また、4月26日に起きた中華航空140便の名古屋空港における事故の調査のための現地視察を4月28日に行った。

なお、6月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度運輸省関係予算の審査を行い、平成6年度運輸省所管予算の基本的な考え方と重点施策、旧国鉄債務の返済問題、JR西日本・JR東海の株式売却のあり方、運転代行業の実態把握、小豆島スカイラインのマイクロバス事故の原因などについて質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成6年2月23日（水）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

運輸事情等に関する調査を行うことを決定した。

委員派遣を行うことを決定した。

○平成6年4月28日（木）（第2回）

中華航空機事故に関する件について政府委員から報告を聴いた。

○平成6年5月31日（火）（第3回）

運輸行政の基本施策に関する件について二見運輸大臣から所信を聴いた。

平成6年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

中華航空機事故に関する件について政府委員から経過報告を聴いた。

○平成6年6月6日（月）（第4回）

参考人の出席を求めることを決定した。

運輸行政の基本施策に関する件について二見運輸大臣、政府委員、運輸省、建設省当局及び参考人日本道路公団理事久保博資君に対し質疑を行った。

派遣委員から報告を聴いた。

船員法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案（閣法第52号）

以上両案について二見運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月7日（火）（第5回）

船員法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案（閣法第52号）

以上両案について二見運輸大臣、政府委員、労働省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第32号・閣法第52号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

なお、船員法の一部を改正する法律案（閣法第32号）について附帯決議を行った。

特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案

（閣法第29号）（衆議院送付）

航空法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

以上両案について二見運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月10日（金）（第6回）

理事の補欠選任を行った。

特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案

（閣法第29号）（衆議院送付）

について二見運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第29号）

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共

○平成6年6月17日（金）（第7回）

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の

自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

（閣承認第3号）（衆議院送付）

以上3案件について二見運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月20日（月）（第8回）

航空法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について二見運輸大臣、政府委員、建設省、科学技術庁、警察庁及び環境庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第45号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

欠席会派 二院

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について二見運輸大臣、政府委員、警察庁及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第50号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

欠席会派 二院

なお、附帯決議を行った。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の
自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

(閣承認第3号) (衆議院送付)

を承認すべきものと議決した。

(閣承認第3号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

欠席会派 二院

○平成6年6月22日(水)(第9回)

委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

平成6年度一般会計予算(衆議院送付)

平成6年度特別会計予算(衆議院送付)

平成6年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(運輸省所管)について二見運輸大臣、政府委員、建設省、警察庁、労働省、環境庁当局及び参考人日本国有鉄道清算事業団理事長西村康雄君に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案(閣法第69号)(衆議院送付)について二見運輸大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第69号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

○平成6年6月29日(水)(第10回)

請願第732号外11件を審査した。

運輸事情等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
29	特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 18	6. 6. 6 (予)	6. 6. 10 可決	6. 6. 10 可決	6. 5. 20	6. 6. 3 可決	6. 6. 7 可決	
32	船員法の一部を改正する法律案	参	3. 18	5. 25	6. 7 可決	6. 8 可決	5. 20 (予)	6. 20 可決	6. 21 可決	
45	航空法の一部を改正する法律案	衆	3. 29	6. 6 (予)	6. 20 可決	6. 22 可決	5. 20	6. 3 可決	6. 7 可決	
50	道路運送車両法の一部を改正する法律案	〃	4. 8	6. 10	6. 20 可決	6. 22 可決	5. 20	6. 9 可決	6. 10 可決	
52	国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案	参	4. 8	5. 25	6. 7 可決	6. 8 可決	5. 20 (予)	6. 20 可決	6. 21 可決	
69	油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案	衆	4. 28	6. 10	6. 22 可決	6. 22 可決	5. 20	6. 9 可決	6. 10 可決	

・国会の承認を求めるの件（１件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
3	地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件	衆	6. 4. 8	6. 4. 8 (予)	6. 6. 20 承認	6. 6. 22 承認	6. 4. 8	6. 6. 9 承認	6. 6. 10 承認	

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

【要旨】

本法律案は、首都圏を始めとする大都市圏における通勤・通学時の鉄道の混雑率が、鉄道事業者の輸送力増強努力にもかかわらず、首都圏で平均でも200%を超えるなど、いまだ高い水準にあり、この通勤ラッシュの緩和が社会的に強く要請されていることから、都市鉄道の計画的な輸送力の増強をさらに一層促進するため、本法律の対象となる工事に一定の鉄道新線の建設工事を追加する等制度の拡充を図るための所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 既設の鉄道路線の利用者利便の向上に資する一定の鉄道新線の建設を、本法律の対象工事に追加することとする。
- 2 特定都市鉄道整備積立金の積立割合を、鉄道事業者の申請に基づき一定の範囲内で運輸大臣が認定することができるよう、積立金制度を弾力化することとする。
- 3 特定都市鉄道整備事業計画の認定を受けた鉄道事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合には、運輸大臣の認定を受けて、当該計画の期間を10年を超える期間に延長できることとする。

船員法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要旨】

本法律案は、船員の労働条件をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、船員のゆとりのある生活の実現等に資するため、船員について週平均44時間労働制から週平均40時間労働制に移行するとともに、6カ月間連続して勤務に従事した船員に有給休暇を付与することとするほか、漁船に乗り組む船員の有給休暇に関し所要の規定を整備する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 海員の1週間当たりの労働時間は、平成7年4月1日から、基準労働期間について平均40時間以内とすることとし、沿海区域または平水区域を航行区

域とする総トン数700トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するものに乗
り組む海員の1週間当たりの労働時間については、平成9年3月31日までの
間、基準労働期間について平均44時間以下の範囲内において政令で定めるこ
ととする。

- 2 船舶所有者は、船員が同一の事業に属する船舶において初めて6カ月間連
続して勤務に従事したときは、所要の日数の有給休暇をその船員に与えなけ
ればならないこととする。
- 3 運輸大臣は、船員中央労働委員会の決議により、漁船に乗り組む船員の有
給休暇に関し必要な命令を発することができることとする。

〔附帯決議〕

政府は、本法施行に当たり、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

- 1 総労働時間短縮の社会的要請を勘案し、なお一層、基準労働期間の短縮に
努めるとともに、補償休日労働について、可能な限り休日確保をよう努
め、その運用に当たって十分な指導を行うこと。
- 2 労働時間の特例に係る一定の期間の延長、及び時間外労働の労使協定につ
いて過重労働とならないよう適切な指導を行うこと。
- 3 漁船船員の有給休暇制度については、その労働実態等を踏まえ、早期に船
員法への一元化を含めより一層の改善に努めること。
- 4 「指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令」の改正に当
たっては、法改正の趣旨を踏まえ、本法との格差是正に努めること。
- 5 内航海運の船員の高齢化に伴う人員不足の解消を図るため、海員学校等船
員養成機関の体制整備充実等抜本的な対策を講ずること。
- 6 内航海運における船員の労働条件・労働環境の改善を図るため、運賃・用
船料の適正化に努め、内航海運業の一層の健全化を推進すること。
- 7 船員法の履行確保を推進するため、船員労働監査業務の徹底、必要に応じ
た船員労務官等の増員等船員労働行政体制の強化・充実を図ること。

右決議する。

航空法の一部を改正する法律案（閣法第45号）

【要旨】

本法律案は、航空機の騒音の減少を図るため一定の騒音基準に適合しない航空機について航空の用に供してはならないこととするとともに、航空機の操縦者に係る航空従事者技能証明制度について上級事業用操縦士資格を廃止する等の改正を行うほか、航空法に規定する許可、認可等の整理及び合理化を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国際民間航空条約の附属書に定める一定の騒音基準に適合していない航空機について、段階的にその運航を制限し、一定期間経過後は全面的に運航を禁止するための所要の改正を行うこととする。
- 2 航空従事者の資格のうち、操縦者に係るものについて、上級事業用操縦士資格を廃止し、定期運送用操縦士、事業用操縦士及び自家用操縦士の3区分とするとともに、各操縦士資格で行うことができる業務範囲を改めるほか、航空通信士に係る資格を整理する等の所要の改正を行うこととする。
- 3 航空機の一定の修理または改造について運輸大臣の検査に代わる確認を行うことができることとされている認定事業場について、軽微な整備または改造についても確認を行うことができることとするほか、国内航空の運賃及び料金について、一定の割引の範囲内の営業政策的な割引については届け出で足りることとし、また、スーパーシート料金等の一定の範囲内の料金の設定や変更についても届け出で足りることとする等航空法に規定する許可、認可等について整理及び合理化を行うこととする。

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第50号）

【要旨】

本法律案は、最近における自動車に関する技術の進歩及び自動車の使用形態の多様化に適切に対応し、あわせて自動車の使用者による自主的な保守管理を促すため、自家用乗用自動車等に係る6カ月点検の義務づけの廃止等自動車の点検及び整備に関する制度を見直すとともに、指定自動車整備事業制度を活用できる範囲を拡大する等所要の改正を行うほか、道路運送車両法に規定する許可、認可等の整理及び合理化を図ろうとするものであって、その主な内容は次

のとおりである。

- 1 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならないこととするとともに、自家用乗用自動車等に係る6カ月点検の義務づけを廃止する等自動車の点検及び整備に関する制度を見直すこととする。
- 2 指定自動車整備事業制度を活用できる範囲を拡大し、抹消登録を受けた自動車の新規検査等の際及び継続検査等の再検査の際、運輸大臣への現車提示を省略できる制度を設けることとする。
- 3 設計または製作の過程に起因する自動車の保安基準への不適合について、自動車製作者等が改善措置を講じようとする際、運輸大臣へ届け出なければならないこととするとともに、運輸大臣は自動車製作者等に対し改善措置を講じることを勧告することができることとする。
- 4 回送運行の許可等の有効期間の限度を延長することその他社会経済情勢の変化に対応して、国民の負担を軽減するため、許可、認可等の整理及び合理化を行うこととする。
- 5 自動車は、前面に取り付けられた自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号についても、見やすいように表示しなければ運行の用に供してはならないこととするため、所要の規定を整備することとする。

〔附帯決議〕

政府は、本法による自動車使用者の保守管理責任の明確化、検査に関する民間能力の活用等に伴い、自動車の安全性を確保し、自動車整備事業の健全な運営を図るとともに、国民負担の軽減、環境保全を図るため、次の事項について積極的に措置すべきである。

- 1 自動車使用者の保守管理責任の法制化に伴い、自動車使用者に対する指導の徹底を図るとともに、点検・整備の義務が履行されるよう適切な措置を講ずること。
- 2 点検等の実施に関して、交通事故防止、路上故障による交通渋滞の防止、地球環境の保全等のため、街頭検査等の積極的な実施体制を整えとともに、整備不良車の排除に努めること。

- 3 いわゆるユーザー車検の増加に伴い、円滑な受検が確保されるよう車検体制の整備拡充を図ること。
 - 4 自動車の検査に関する民間能力の活用にあたっては、整備事業近代化のための自動車整備近代化資金制度に対する支援の充実に努めること。
 - 5 農耕用トラクタ等特殊自動車の自動車検査証の有効期間については、使用実態調査を進め、その検討結果に基づき延長等の措置を講ずること。
 - 6 本法改正に伴う、政省令の策定にあたっては、関係団体の意見等を十分に聴取し、法の円滑なる施行に努めること。
 - 7 自動車の検査及び点検整備等について、自動車技術の進歩等に対応して、また、国民負担軽減の観点等からも今後とも適宜見直しを図ること。
 - 8 継続検査時における自動車の排出ガス検査方法等について検討するよう努めること。
- 右決議する。

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案（閣法第52号）

【要旨】

本法律案は、我が国における国際会議等の開催を増加させ、及び国際会議等に伴う観光その他の交流の機会を充実させることが、外国人観光旅客の来訪の促進及び外国人観光旅客と国民との間の交流の促進に資することにかんがみ、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化を図り、並びに外国人観光旅客の観光の魅力を増進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 運輸大臣は、国際観光の振興を図るため、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針を定めなければならないこととする。
- 2 市町村は、申請により、その区域において国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることが国際観光の振興に特に資すると認められる旨の運輸大臣の認定を受けることができることとする。
- 3 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置

- (1) 国際観光振興会は、国際会議等の誘致を促進するため、前項の認定を受けた市町村（以下「国際会議観光都市」という。）に対する国際会議等の誘致に関する情報提供及び海外における国際会議観光都市の宣伝を行わなければならないこととするほか、市町村が行う国際会議等の誘致に関する活動を支援するため、必要に応じて海外における関係機関との連絡調整等の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
 - (2) 国際観光振興会は、国際会議観光都市において開催される一定の国際会議等の開催の円滑化を図るため、寄附金を募集し、さらに、当該国際会議等の主催者に対する交付金の交付その他国際会議等の開催の円滑化を図るための措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
 - (3) 国際観光振興会は、国際会議等に参加する外国人観光旅客の観光の魅力を増進するため、情報提供、助言等の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
- 4 国際観光振興会の業務として、国際会議等の誘致の促進、開催の円滑化等に関する援助等の業務を追加することとする。

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第69号）

【要旨】

本法律案は、1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約等の実施に伴い、船舶所有者が賠償する責めに任ずる油濁損害の範囲を拡大し、及びその責任の限度額を引き上げるとともに、従前の条約が廃棄されるまでの間における責任制限手続等に関して必要な事項を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 船舶所有者の責任限度額を算出するための単位を国際通貨基金協定に規定する特別引出権に改めることとする。
- 2 船舶所有者が責任を負う油濁損害の範囲について、空船航行中のタンカー等による油濁損害及び200海里水域内における油濁損害等を追加することとする。
- 3 船舶所有者の責任限度額を引き上げることとする。

- 4 1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の発効後、現行条約が廃棄されるまでの間において、船舶所有者がその責任を制限するための手続等について所要の規定を設けることとする。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第3号）

【要旨】

本承認案件は、神奈川県の中西部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、神奈川県平塚市に、関東運輸局神奈川陸運支局湘南自動車検査登録事務所を設置するに当たり、地方自治法第156条第6項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

【 通 信 委 員 会 】

(1) 審 議 概 観

第129回国会において通信委員会に付託された法律案は内閣提出 6 件であり、いずれも成立した。また、日本放送協会（NHK）の平成 6 年度予算、3 年度決算及び 4 年度決算が付託され、このうち 6 年度予算が承認された。本委員会付託の請願 1 種類12件は保留となった。

〔法律案の審査〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、介護割増年金付終身年金保険を設けようとするものである。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用範囲を拡大するとともに、簡易保険福祉事業団において、同特別会計から運用寄託された資金の運用を行うことができるようにするものである。

郵便貯金法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、すべての通常郵便貯金の利率について市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとするとともに、長期間払い戻しの請求等のない郵便貯金についての取り扱いを合理化し、郵便貯金を担保とする貸し付けの更新の制度を設け、また、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大しようとするものである。

委員会においては、以上 3 案を一括して審査し、金利自由化時代における郵便貯金の役割と事業運営、金利自由化に関する郵政省・大蔵省合意の経緯・内容と利用者ニーズへの対応、権利消滅金の発生防止策、金融自由化対策資金の運用状況と郵便貯金資金の地域への直接還元、簡易生命保険の契約状況と保険料の改定、簡易保険資金運用状況と指定単の運用制度改善の理由、高齢化社会や金融自由化時代における簡易生命保険事業の役割と事業運営等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決した。なお、簡易生命保険法の一部

を改正する法律案及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案に対し３項目の附帯決議を、郵便貯金法の一部を改正する法律案に対し４項目の附帯決議をそれぞれ行った。

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案は、有線放送を含めた放送に関する国民の需要の多様化に伴い、おのその特色を生かした番組の放送が行われることの重要性が増大していることから、多様な放送番組の制作に資する放送番組素材利用促進事業を推進しようとするものである。

委員会においては、放送番組素材利用促進事業の「基本指針」の内容と同事業の経営見通し、マルチメディア社会に対応した放送政策展開の基本的な考え方、映像ソフト産業の振興策、放送番組素材流通への国の関与のあり方等について質疑を行い、多数をもって可決した。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案は、最近の電気通信事業における国際化の進展にかんがみ、通信衛星による国際電気通信事業へ外国事業者が参入できるようにするものである。

放送法の一部を改正する法律案は、放送による情報の国際交流を促進するため、NHK及び民放が他人に委託して人工衛星により外国に放送することができるようになるほか、有料放送の契約約款のうち多重放送について認可制から届出制に改めようとするものである。

委員会においては、以上２案を一括して審査し、国際衛星通信分野における環境の変化と通信主権（外国性排除）のあり方、非インテルサット衛星利用とインテルサット体制の役割、外国衛星通信事業者の参入と国内事業者の競争力、国内・国際通信における公衆網・専用網接続問題、国際テレビジョン時代へのNHK及び民放の対応、委託協会国際業務の内容と財源問題、越境テレビの受信と国際的合意づくりへの取り組み、放送表現に対する教育的・国際的見地からの危惧等について質疑を行い、いずれも全会一致をもって可決した。

〔承認案件の審査〕

放送法第３７条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件は、NHKの平成６年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、マルチメディア時代に向けた通信政策とNHKの対応、

NHK経営5カ年計画の進捗状況と来年度以降の中期的見通し、ハイビジョン放送についての今後の取り組み、NHK関連団体のあり方、NHKの福祉番組の拡充、NHKの番組制作費用のあり方等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。なお、7項目の附帯決議を行った。

〔国政調査・委嘱審査〕

5月31日、日笠郵政大臣から郵政行政の基本施策について所信を聴取し、6月6日、郵政事業運営における特定郵便局の重要性、21世紀に向けた新たな情報通信基盤整備への取り組み、地方文化を支える地方放送局の経営環境の改善策、簡易生命保険の加入限度額引き上げ、内閣として総合的な情報通信政策展開の必要性、日米通信機器に関する問題、電波行政機関のあり方、公共料金凍結閣議了解とNTT電話料金改定問題、テレビ番組における暴力・性表現の改善検討等について質疑を行った。

また、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度郵政省関係予算の審査を行い、「新世代通信網パイロットモデル事業」の意義と情報通信基盤整備への取り組み、地域情報化施策の今後の展開、郵政短時間職員制度の試行内容、郵便料金改定後における郵便利用状況、手紙文化育成に向けた取り組み、郵便を通じた福祉増進策、国際ボランティア貯金の寄附金配分における女性地位向上事業への配慮、「かんぽ健康増進支援事業」の実施状況等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成6年3月29日（火）（第1回）

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を行うことを決定した。

参考人の出席を求めることを決定した。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件

（閣承認第1号）（衆議院送付）

について神崎郵政大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長川口幹夫君から説明を聴き、同大臣、政府委員、参考人日本放送協会会長川口幹夫君、同協会専務理事中村和夫君、同協会理事中井盛久君、同協会理事齊藤暁君及

び同協会専務理事・技師長森川脩一君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第1号）

賛成会派 自、社、新緑、公、二院、護憲、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成6年5月31日（火）（第2回）

郵政行政の基本施策に関する件について日笠郵政大臣から所信を聴いた。

○平成6年6月6日（月）（第3回）

郵政行政の基本施策に関する件について日笠郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第55号）

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案（閣法第56号）

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第67号）

以上3案について日笠郵政大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第55号）

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案（閣法第56号）

以上両案をいずれも可決した。

（閣法第55号・閣法第56号）

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲、無

反対会派 なし

欠席会派 二院

なお、両案について附帯決議を行った。

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第67号）を可決した。

なお、附帯決議を行った。

（閣法第67号）

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲、無
反対会派 なし
欠席会派 二院

○平成6年6月10日（金）（第4回）

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案

（閣法第41号）（衆議院送付）

について日笠郵政大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第41号）

賛成会派 自、社、新緑、公、無
反対会派 二院、護憲

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

（閣法第54号）（衆議院送付）

放送法の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上両案について日笠郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月20日（月）（第5回）

参考人の出席を求めることを決定した。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

（閣法第54号）（衆議院送付）

放送法の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上両案について日笠郵政大臣、政府委員、参考人日本放送協会会長川口幹夫君、同協会専務理事海老沢勝二君及び社団法人日本民間放送連盟会長磯崎洋三君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第54号・閣法第75号）

賛成会派 自、社、新緑、公、二院、護憲、無
反対会派 なし

理事の補欠選任を行った。

○平成6年6月22日（水）（第6回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（郵政省所管）について日笠郵政大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、郵政省及び労働省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第7回）

請願第787号外11件を審査した。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・ 内閣提出法律案（６件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
※41	放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案	衆	6. 3. 25	6. 6. 6 (予)	6. 6. 10 可決	6. 6. 10 可決	6. 5. 20	6. 6. 3 可決	6. 6. 7 可決	
54	電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案	〃	4. 12	6. 6 (予)	6. 20 可決	6. 22 可決	5. 20	6. 3 可決	6. 7 可決	
55	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	参	4. 12	5. 25	6. 6 可決	6. 8 可決	5. 20 (予)	6. 20 可決	6. 21 可決	
56	簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案	〃	4. 12	5. 25	6. 6 可決	6. 8 可決	5. 20 (予)	6. 20 可決	6. 21 可決	
67	郵便貯金法の一部を改正する法律案	〃	4. 22	5. 25	6. 6 可決	6. 8 可決	5. 20 (予)	6. 20 可決	6. 21 可決	
75	放送法の一部を改正する法律案	衆	6. 3	6. 8	6. 20 可決	6. 22 可決	6. 3	6. 7 可決	6. 8 可決	

・国会の承認を求めるの件（１件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
1	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	6. 3. 4	6. 3. 4 (予)	6. 3. 29 承認	6. 3. 29 承認	6. 3. 4	6. 3. 25 承認	6. 3. 25 承認	

・NHK決算（2件）

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
日本放送協会平成3年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	5. 2. 2 (第126回国会)	6. 1. 31			6. 1. 31			第126回国会 第127回国会 第128回国会 未了
日本放送協会平成4年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	6. 2. 8	2. 8			2. 8			

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案（閣法第41号）

【要旨】

本法律案は、有線放送を含めた放送に関する国民の需要の多様化に伴いおのおの放送においてその特色を生かした放送番組の放送が行われることの重要性が増大していることにかんがみ、多様な放送番組の制作に資する放送番組素材利用促進事業を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 素材映像等、放送番組素材、放送番組素材利用促進事業等の定義をすること。
- 2 郵政大臣は、放送番組素材利用促進事業の推進に関する基本的な方向、同事業を実施する者の要件に関する事項、放送番組素材の収集及び制作の基準に関する事項を審議するための機関に関する事項、同事業の内容等に関する基本指針を定めること。
- 3 放送番組素材利用促進事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の郵政大臣の認定を受けることができること。
- 4 通信・放送機構の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る放送番組素材利用促進事業の実施に必要な資金の出資の業務を追加すること。
- 5 本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

【要旨】

本法律案は、最近の電気通信事業における国際化の進展にかんがみ、人工衛星の無線局の無線設備等により国際電気通信事業を営もうとする者については、外国人等であることを第一種電気通信事業の許可の欠格事由としないこととするとともに、その者が営む当該事業に係る無線局であって人工衛星の無線局の中継により無線通信を行うもの等については、外国人等であることを免許付与の欠格事由としないこととする等の改正を行おうとするものであり、その主な

内容は次のとおりである。

1 電気通信事業法の一部改正

第一種電気通信事業の許可の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについては、人工衛星の無線局の無線設備等のみを設置して国際電気通信事業を営もうとする者であって、国内に営業所を有する者には、適用しないこと。

2 電波法の一部改正

無線局の免許の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについては、前記の電気通信事業法の一部改正により外国性の制限の適用を受けなくなる外国人等が国際電気通信事業を営むために開設する無線局であって、人工衛星の無線局の中継により無線通信を行うもの等には、適用しないこと。

3 施行期日

本法律は、公布の日から施行すること。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第55号）

【要旨】

本法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、終身年金保険の制度の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 被保険者の常時の介護を要する身体障害の状態が一定期間継続したことにより年金を割り増して支払う終身年金保険（以下「介護割増年金付終身年金保険」という。）を設けること。
- 2 介護割増年金付終身年金保険については、加入申し込み時に被保険者の健康状態について告知を受けるようにすること。
- 3 本法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

〔附帯決議〕

政府は、本法の施行に当たり、長寿福祉社会の実現と金融自由化への適切な対応を図るため、次の各項の実施について、積極的に努めるべきである。

一 簡易生命保険は、簡易に利用できる国営の生命保険として、国民の自助努

力による経済生活の安定向上に役立てるため、今後とも、国民のニーズに即した商品の開発充実、加入限度額の引上げなど制度の改善を図るとともに、加入者福祉サービスの一層の充実に努めること。

- 一 簡易生命保険の積立金は、加入者に対する将来の保険金・年金の支払のための原資であることを十分に認識し、その確実かつ有利な運用に努めるとともに、リスク・ヘッジ手法の一層の充実、より効果的な分散投資を可能とするための運用対象の多様化等資金運用制度の改善を図ること。
 - 一 国民の自助努力を一層支援するため、生命保険・個人年金に係る税制上の支援措置の充実に努めること。
- 右決議する。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案（閣法第56号）

【要旨】

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲を拡大するとともに、簡易保険福祉事業団において、同特別会計から運用寄託された資金の運用を行うことができるようにするため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正
 - （１）簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲に、国債及び外国政府の発行する債券に係る標準物並びに債券オプションを加えるとともに、積立金を外国債に運用する場合において、外国政府等の発行する外国債その他外国法人の発行する政令で定める外国債については、一の外国政府等または外国法人の１回に発行する外国債の10分の6を超える割合の引き受け等を行ってはならないとする規定を準用しないこととすること。
 - （２）郵政大臣は、簡易生命保険特別会計の積立金から、簡易保険福祉事業団に対して運用のための資金を低利かつ変動金利により運用寄託することができることとすること。

2 簡易保険福祉事業団法の一部改正

- (1) 簡易保険福祉事業団の業務について、簡易生命保険特別会計から借り入れた資金の運用を同特別会計から運用寄託された資金の運用に改めること。
- (2) 簡易保険福祉事業団は、運用寄託金の受け入れ後10年以内に当該運用寄託金を簡易生命保険特別会計に返還しなければならないこととする。

3 施行期日

本法律は、公布の日から施行すること。

〔附帯決議〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第55号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第67号）

【要旨】

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、すべての通常郵便貯金の利率について市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとするとともに、長期間払い戻しの請求等のない郵便貯金についての取り扱いを合理化し、郵便貯金を担保とする貸し付けの更新の制度を設け、及び郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 すべての通常郵便貯金の利率について政令で定めるところにより市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとすること。
- 2 10年間預入、払い戻し等のない通常郵便貯金については、預入または一部払い戻しの取り扱いをしないで全部払い戻しのみの取り扱いをすることとし、当該取り扱いをすることとされた貯金について、その後10年間全部払い戻しの請求がない場合において、預金者に対し貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を発した日から2月以内に貯金の処分の請求がないときは、その貯金に関する預金者の権利は消滅することとすること。

- 3 預金者貸し付けについて、貸付期間が満了する場合において、政令で定める回数を限度として貸し付けの更新ができるようにするとともに、当該政令の制定または改正の立案をしようとするときは、審議会に諮問しなければならないこととすること。
- 4 郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲に、国債及び外国政府の発行する債券に係る標準物並びに債券オプションを加えるとともに、同資金を外国債に運用する場合において、外国政府等の発行する外国債その他外国法人の発行する政令で定める外国債については、一の外国政府等または外国法人の1回に発行する外国債の10分の6を超える割合の引き受け等を行ってはならないとする規定を準用しないこととすること。
- 5 本法律は、1に関する改正規定については公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から、2に関する改正規定については平成7年4月1日から、3に関する改正規定については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、4に関する改正規定については公布の日から、それぞれ施行すること。

〔附帯決議〕

政府は、この法律の施行に当たり、金融自由化の進展等郵便貯金事業を取り巻く環境変化に対応するため、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

- 一 預貯金金利の自由化が完了することにかんがみ、国営・非営利の郵便貯金の金利決定に当たっては、引き続き金利自由化のメリットを広く国民が享受できるよう特に配慮するとともに、小口預金者にも適切な金融情報が提供されるように努めること。
- 一 金融・経済環境の変化に的確に対応し、郵便貯金資金の一層有利で安全確実な運用を図るため、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を行い、全国各地から集められた郵便貯金資金を直接地域に還元できるようにするなど、資金運用制度の一層の改善・充実に努めること。
- 一 多様化する国民利用者のニーズに対応するとともに、国民の自助努力を支援するため、老後生活の充実に資する商品・サービスの開発や預金者貸付制度の改善など、引き続き利用者の利便向上に努めること。
- 一 権利消滅金については、もともと預金者の大切な貯金であることにかんが

み、消滅を防止する方策をより一層推進するとともに、その使途に関しては、資金の性格に十分配慮し、国民利用者の理解が得られる施策の検討を進めること。

右決議する。

放送法の一部を改正する法律案（閣法第75号）

【要旨】

本法律案は、放送による情報の国際交流を促進するため、日本放送協会がその放送番組を外国において受信されることを目的として他人に委託して人工衛星の無線局により放送させる業務を行うこととするとともに、一般放送事業者である委託放送事業者がその放送番組を国内及び外国において受信されることを目的として他人に委託して人工衛星の無線局により放送させる業務を行うことができることとし、あわせて、有料放送に係る規制を合理化するため多重放送についてはその契約約款を認可制から届出制に改める等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 日本放送協会の委託により、その放送番組を外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であって、人工衛星の無線局により行われるものを受託協会国際放送と、また、他人の委託により、その放送番組を国内及び外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であって、人工衛星の無線局により行われるものを受託内外放送と定義すること。
- 2 日本放送協会は、電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者または受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託してその放送番組を放送させる委託協会国際放送業務を行うこととするとともに、日本放送協会は、放送番組及びその編集上必要な資料を外国有線放送事業者に提供することができること。
- 3 受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者は、その放送番組の編集に当たっては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないように、当該放送の放送対象地域である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならないとすること。また、受託内外放送を

受託国内放送とみなし、国内放送の放送番組の編集等に関する規定を適用すること。

- 4 有料放送に関する規定は、国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける者との契約関係等に適用すること。また、有料放送事業者が多重放送である有料放送を行う場合の国内受信者に提供する当該有料放送の役務の料金その他の提供条件に関する契約約款については、認可制から届出制に改めること。
- 5 本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

〔附帯決議〕

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 放送の社会的影響の重大性及び公共放送に対する国民の期待を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由の確保に一層努めること。
- 一 協会は、マルチメディア社会の到来を見据え、放送をめぐる環境の変化に的確に対応し、視聴者の要望を反映しつつ、新しい時代の公共放送にふさわしい事業体制の実現に努めること。
- 一 衛星放送については、難視聴解消に必要な放送の確保及びその特質を生かした放送番組の充実向上を図るとともに、ハイビジョンの推進方策について、その周知に努めること。
- 一 本格的な国際化時代に対応して、映像メディアによる国際交流を推進するとともに、国際放送の充実を図ること。
- 一 協会は、地域社会の発展に貢献する情報番組を提供するなど、地域文化の向上に資する放送の一層の拡充を図ること。
- 一 障害者や高齢者の情報入手の利便がさらに向上するよう、字幕放送の拡充など放送を通じて福祉の増進に努めること。
- 一 協会は、放送開始70周年を迎えるに当たり、これまで培ってきた公共放送の意義と役割について、国民の一層の理解と協力を得るよう努めること。右決議する。

【労働委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において労働委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、そのすべてが成立した。また、本委員会付託の請願4種類20件はすべて保留となった。

〔法律案の審査〕

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案は、障害者の雇用とその職場定着の一層の促進を図るため、都道府県知事が市町村レベルにおいて「障害者雇用支援センター」を指定すること、そのセンターは重度障害者等に対して一貫した職業リハビリテーションの提供等を行うこと、障害者の処遇改善等を図るための施設整備等に対する助成金制度を新設することなどを内容としている。

委員会においては、障害者雇用の基本的理念、障害者雇用センターの業務の内容と今後の充実策、障害者対策に係る関係機関の連携、事業主に対する障害者雇用についての指導・援助のあり方、障害者の職域開発の推進などの質疑が行われた後、全会一致で可決された。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、高齢者の安定した雇用を確保し、その職業生活の充実を図るため、60歳未満の定年制を禁止すること、定年後65歳に達するまでの継続雇用の推進を図ること、派遣労働者が60歳以上の高齢者のみである労働者派遣事業については、派遣労働の適用対象業務の拡大を認める特例を設けること、その他、高齢期における職業生活の設計の援助、職業経験から得た知識や技能を活用できる短期的な雇用機会を提供するための体制を整備することなどを内容としている。

委員会においては、高齢化社会における労働の意義とあり方、日本的雇用慣行についての展望、労働者派遣事業の特例が高齢者雇用に及ぼす影響、60歳定年制実施のための方策と定年前の出局や早期退職優遇制度の是非、継続雇用制度の普及の方途などの質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

雇用保険法等の一部を改正する法律案は、急速な高齢化の進展、女性の職場進出等に対応して、60歳から65歳までの継続雇用等の促進を図るための高年齢

雇用継続給付制度（60歳以後の賃金の25％を限度）及び育児休業給付制度（休業前賃金の25％を限度）を創設するとともに、日雇労働被保険者に対する給付の改善、再就職手当の改善など求職者給付や就職促進給付を改善・充実すること等を内容としている。

委員会においては、高年齢雇用継続給付制度及び育児休業給付制度の創設の意義、その給付水準、両給付が雇用保険財政に与える影響と今後の費用負担のあり方、支給手続の簡素化と適切な事務処理体制の整備の必要性、高齢化や産業構造の変化が日本的雇用慣行に及ぼす影響、私立学校教員に対する雇用保険制度の適用の問題、介護休業制度の法制化の見通し、高齢者の雇用継続制度の推進策などの質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

〔国政調査・委嘱審査等〕

6月2日、鳩山労働大臣から所信を、征矢労働大臣官房長から平成6年度労働省関係予算について説明を聴取し、6月7日、労働行政の基本施策について質疑を行った。

厳しい雇用情勢の現状と今後の見通し、労働時間短縮に向けての取り組み、外国人労働者問題に対する政府の姿勢、大卒女子の就職差別、男女雇用機会均等法の見直しなどの問題が取り上げられた。

そのほか、5月17日、経済社会の変化に伴う職業能力開発事業の実情を調査するため、千葉市幕張の海外職業訓練協会、高度職業能力開発促進センター及び障害者職業総合センターの視察を行った。

なお、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度労働省関係予算の審査を行い、厳しい雇用情勢の現状と対策、中期雇用ビジョンの内容と今後の雇用政策の方向、ILO第156号条約批准に向けての取り組み、民間労働者に対する介護休業制度法制化の必要性、労災認定のあり方、男女雇用機会均等法の見直しなどの質疑が行われた。

（2）委員会経過

○平成6年3月29日（火）（第1回）

労働問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成6年6月2日（木）（第2回）

労働行政の基本施策に関する件について鳩山労働大臣から所信を聴いた。

平成6年度労働省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）について鳩山労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月7日（火）（第3回）

労働行政の基本施策に関する件について鳩山労働大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）について鳩山労働大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第57号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、護憲

反対会派 なし

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第30号）（衆議院送付）

について鳩山労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月9日（木）（第4回）

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第30号）（衆議院送付）

について鳩山労働大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第30号）

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲

反対会派 共

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について鳩山労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月20日（月）（第5回）

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について鳩山労働大臣、政府委員、文部省、厚生省及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第19号）

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲

反対会派 共

○平成6年6月22日（水）（第6回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（労働省所管）について鳩山労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第7回）

請願第173号外19件を審査した。

労働問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・ 内閣提出法律案（３件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※19	雇用保険法等の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 11	6. 6. 8	6. 6. 20 可決	6. 6. 22 可決	6. 5. 31	6. 6. 6 修正	6. 6. 7 修正	6. 5. 31 衆本会議趣旨説明
※30	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 18	6. 6 (予)	6. 9 可決	6. 10 可決	5. 20	6. 3 可決	6. 7 可決	
57	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案	参	4. 12	5. 25	6. 7 可決	6. 8 可決	5. 20 (予)	6. 10 可決	6. 14 可決	

(4) 成立議案の要旨

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、我が国における雇用を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応するため、雇用保険制度等が雇用に関する総合的な機能を一層発揮できるよう、その整備充実を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 雇用保険法の改正

(1) 雇用継続給付制度の創設

- ① 60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図るため、60歳時点に比して賃金が相当程度低下した状態で雇用を継続する被保険者に対し、60歳以後の賃金の25%を限度として「高年齢雇用継続給付」を支給する。
- ② 労働者の育児休業の取得や円滑な職場復帰を援助、促進するため、満1歳未満の子を養育するための休業を取得した被保険者に対し、休業前賃金の25%を限度として「育児休業給付」を支給する。

(2) 一般被保険者に対する給付の改善

- ① 所定給付日数について、現行の55歳以上65歳未満を一の区分としている点について、60歳以上65歳未満の年齢区分を設けるとともに、45歳以上60歳未満を一の年齢区分とし、60歳以上65歳未満の年齢区分に係る所定給付日数の引き上げ等を行う。
- ② 基本手当の額の算定の基礎となる賃金日額の上限額について、受給者の年齢に応じて設定することに改める。
- ③ 被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合等に課していた給付制限を、公共職業訓練等を受講する場合には、その受講開始日以後の期間については解除する。

(3) 高年齢継続被保険者に対する給付の改善等

被保険者期間が1年以上10年未満である高年齢継続被保険者について、高年齢求職者給付金の額の引き上げ等を行う。

(4) 日雇労働被保険者に対する給付の改善

- ① 日雇労働求職者給付金の支給要件を、失業の日の属する月の前2月間に通算して26日分（現行28日分）以上の印紙保険料の納付を要することに改める。
- ② 日雇労働求職者給付金の日額について、現行の4段階制を3段階制に改める。

(5) 再就職手当の改善

再就職手当の支給要件を基本手当の支給残日数が3分の1以上で、かつ、45日以上であることに改める。

2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正

日雇労働求職者給付金の日額の3段階化に伴い、印紙保険料の日額を現行の4段階から3段階に改める。

3 船員保険法の改正

雇用保険と同様の趣旨から、雇用継続給付を創設すること等の所要の改正を行う。

4 施行期日

この法律は、平成7年4月1日から施行する。ただし、1の(5)及び3の一部については公布の日から、1の(4)の①については公布の日の属する月の翌月の初日から（衆議院修正）、2については平成6年8月1日から、1の(4)（①を除く）については平成6年9月1日から施行する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第30号）

【要旨】

本法律案は、急速な高齢化が進展している状況のもとで、高年齢者の安定した雇用を確保し、その職業生活の充実を図ることの重要性にかんがみ、60歳未満の定年を定めることができないこととするとともに、定年後の継続雇用制度の導入・改善を図るために必要な措置を講ずるほか、高齢期における職業生活の設計の援助、高年齢者に係る労働者派遣事業の特例、その職業経験を通じて得られた知識・技能を活用した短期的な雇用による就業の機会の確保等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 高年齢者の安定した雇用の確保の促進

(1) 60歳未満定年の禁止

事業主が労働者の定年の定めをする場合には、60歳を下回ることができない。ただし、高年齢者が従事することが困難な業務として労働省令で定めるものに従事している労働者については、この限りでない。

(2) 定年後の継続雇用制度の導入・改善

労働大臣は、事業主に対し、定年後も引き続いて雇用する制度の導入・改善に関する計画の作成の指示・勧告をすることができる。

2 高齢期における職業生活の設計の援助

(1) 労働者は、自ら進んで、高齢期における職業生活の設計を行い、事業主は、労働者の高齢期における職業生活の設計のための機会の確保について配慮する。

(2) 公共職業安定所は、労働者に対し、その高齢期における職業生活の設計のため必要な助言・指導を行うことができる。

3 高年齢者に係る労働者派遣事業の特例

その事業の派遣労働者が高年齢者（60歳以上の者に限る。）のみである労働者派遣事業は、港湾運送業務、建設業務、警備業務及び高年齢者に係る労働者派遣の必要性が認められない業務を除いた業務につき、派遣期間を原則として1年以内に限定して、行うことができる。

4 高年齢者職業経験活用センター

労働大臣は、高年齢者に対し、その知識・技能の活用を図ることができる短期の雇用機会の確保・提供等を行う公益法人を「高年齢者職業経験活用センター」として指定し、高年齢者職業経験活用センターの連絡調整等を行う公益法人を「全国高年齢者職業経験活用センター」として指定することができる。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）

【要旨】

本法律案は、障害者雇用の現状にかんがみ、職業生活における自立のために継続的な支援を必要とする障害者に対する支援、障害者の処遇改善を図るための施設整備等に対する助成金の新設等の措置を講じようとするものであって、

その主な内容は次のとおりである。

1 障害者雇用支援センター

(1) 都道府県知事は、(2)に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人を、市町村の区域に一を限って、障害者雇用支援センターとして指定することができる。

市町村の区域は、必要と認められる場合は、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域とすることができる。

(2) 障害者雇用支援センターは、次に掲げる業務を行う。

イ 職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者（以下「支援対象障害者」という。）に対して、障害の種類及び程度に応じ、職業準備訓練を行うこと。

ロ イの職業準備訓練を受けた後職業に就いた支援対象障害者に対して、必要な助言その他の援助を行うこと。

ハ イの職業準備訓練を受けた支援対象障害者を雇用し、または雇用しようとする事業主に対して、障害者の雇用管理に関する事項について助言その他の援助を行うこと。

ニ 支援対象障害者の通勤に同行することその他の支援対象障害者が職業に就くことに伴い必要となる支援を行う者（以下「障害者雇用支援者」という。）に関する情報を収集、整理すること。

ホ 事業主、支援対象障害者その他の関係者に対して、障害者雇用支援者に関する情報を提供し、並びに職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

ヘ 障害者雇用支援者に対して、ニの支援を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

ト その他支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

(3) 障害者雇用支援センターは、地域障害者職業センターの行う職業評価に基づき、(2)のイからハまでの業務を行う。

(4) 障害者雇用支援センターに関し、事業計画、収支予算及び収支決算の提出、業務に関する監督命令等についての必要な規定を設ける。

2 身体障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充

- (1) 障害者を雇用する事業主に対して、障害者の処遇の改善または雇用の継続を図るために行う配置転換または職種転換に伴い必要となる施設・設備の設置・整備に要する費用に充てるための助成金を支給する。
- (2) 障害者を雇用する事業主または当該事業主の加入している事業主の団体に対して、障害者の福祉の増進を図るための施設の設置・整備に要する費用に充てるための助成金を支給する。
- (3) 障害の種類または程度に応じた適正な雇用管理のための措置に要する費用に充てるための助成金の支給対象者に事業主の団体を加える。
- (4) 障害者雇用支援センターに対して、その業務に要する費用に充てるための助成金を支給する。

3 この法律は、平成6年10月1日から施行する。

【建設委員会】

(1) 審議概観

法律案の審査については、内閣提出法律案 8 件が本委員会に付託され、すべて成立した。また、本委員会提出に係る法律案 1 件が本会議で全会一致で可決された後、衆議院に送付され、可決、成立した。

さらに、一般調査、委嘱審査、請願審査及び委員派遣を行った。

なお、6 月 29 日、本委員会に付託された請願 9 種類 163 件について審査した結果、建設省の定員の大幅増員に関する請願 1 種類 52 件は内閣に送付すべきものとして採択、その他の 8 種類 111 件は保留とすることに決定した。

〔法律案の審査〕

民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案は、民間都市開発事業を推進して良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図るため、当該事業の用に供する土地の先行取得等を民間都市開発推進機構が行うことができることとするとともに、これに要する費用の一部について都市開発資金の貸し付けを行おうとするものである。

委員会での質疑、討論の後、多数をもって可決された。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の振興を引き続き推進するため、両法の有効期限を 5 カ年間延長し、新たな振興開発計画の策定（奄美群島）、現行計画の改定（小笠原諸島）を行うとともに、これら地域の振興開発のため必要な措置等を講じようとするものである。

委員会での質疑の後、全会一致をもって可決され、4 項目の附帯決議が付された。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を図るため、病院、劇場等の出入口、廊下等をこれらの人々が円滑に利用できるように措置するための建築主の努力義務、当該措置に関し建築主の判断の基準と

なるべき事項、都道府県知事等の指導・支援措置等について定めるとともに、建築基準法の容積率の特例を設けようとするものである。

委員会での質疑の後、全会一致をもって可決され、3項目の附帯決議が付された。

建築基準法の一部を改正する法律案は、市街地において土地を合理的に利用する必要性の増大等にかんがみ、住宅の地階に係る容積制限の合理化を図るとともに、防火壁の設置に関する手続きの簡素化等を行おうとするものである。

委員会での質疑の後、全会一致をもって可決され、2項目の附帯決議が付された。

農住組合法の一部を改正する法律案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への円滑かつ速やかな転換をより一層促進するため、農住組合の地区要件の緩和、設立に必要な発起人数の引き下げ等の措置を講じようとするものである。

委員会での質疑の後、全会一致をもって可決された。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案は、都市緑地の適正な保全及び緑化を一層推進するため、市町村が緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を策定することとともに、緑地保全地区の対象緑地の追加、緑地保全地区内の土地の買い入れ主体の拡大、緑化協定制度の拡充等の措置を講じようとするものである。

委員会での質疑の後、全会一致をもって可決され、4項目の附帯決議が付された。

建設業法の一部を改正する法律案は、住宅・社会資本整備の担い手である建設業者に対する要請に的確にこたえるために、建設業の許可要件及び建設業者に対する監督の強化、経営事項審査制度の改善等を図るとともに、あわせて建設業の許可に係る事務を見直し、その簡素合理化を進めようとするものである。

委員会での質疑の後、全会一致をもって可決され、4項目の附帯決議が付された。

不動産特定共同事業法案は、事業参加者の出資等を得て土地の有効利用や都市開発事業を推進し、かつ社会的にも意義の大きい事業手法である不動産特定共同事業の健全な発展に資するため、許可制度の導入による不適格者の参入の

排除、業務に関する規制としての不当勧誘等の禁止、業者に対する監督等の措置を講じようとするものである。

委員会での質疑、討論の後、多数をもって可決された。

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案は、水源地域の活性化等に資するため、水源地域整備事業にダム貯水池の水質汚濁を防止するための事業を加えるとともに、一定の事業に係る家屋等について固定資産税の不均一課税をした地方公共団体に対して地方交付税の減収補填を行う等の措置を講じようとするものである。本法律起草案は、本委員会において全会一致で委員会提出法律案として決定され、本会議において全会一致をもって可決された。

〔国政調査・委嘱審査等〕

6月2日、森本建設大臣から建設行政の基本施策に関する所信を、左藤国土庁長官から国土行政に関する所信を、佐藤北海道開発庁長官から北海道総合開発の基本施策に関する所信をそれぞれ聴取し、翌6月3日、質疑を行った。

委員会では、第4次全国総合開発計画の総点検、一般競争入札の導入、高速道路料金及び公団家賃の改定凍結措置、中山間地域の振興整備、公団民営化、建設行政と自然保護等について質疑が行われた。

委員派遣の報告が3月29日に行われた。派遣は、関西国際空港開港に伴う建設諸事業等の実情調査を目的に3月14日から16日までの3日間、大阪府及び和歌山県において、関西国際空港、空港アクセス道路、りんくうタウン、和歌山マリーナシティ、近畿自動車道紀勢線、紀ノ川大堰等を視察した。

また、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度の一般会計予算、特別会計予算及び政府関係機関予算（総理府所管（北海道開発庁、国土庁）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫）について審査を行った。高速道路料金及び公団家賃の改定凍結措置、高速道路料金のプール制、公共事業費の内外価格差、建設省所管環境関連予算の推移、ダンプトラックの過積載と骨材単価、長良川河口堰の操作と底層部の水質、国土利用計画法違反を理由とする強制捜査事件、新全国総合開発計画の策定、北海道開発庁等3庁の統合構想等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成6年2月23日(水)(第1回)

理事の補欠選任を行った。

建設事業及び建設諸計画等に関する調査を行うことを決定した。

民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について五十嵐建設大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第1号)

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

○平成6年3月4日(金)(第2回)

委員派遣を行うことを決定した。

○平成6年3月29日(火)(第3回)

派遣委員から報告を聴いた。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について上原国土庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第15号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成6年6月2日(木)(第4回)

建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について森本建設大臣、左藤国土庁長官及び佐藤北海道開発庁長官から所信を聴いた。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案(閣法第33号)

建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第72号）

以上両案について森本建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月3日（金）（第5回）

四全総総合点検に関する件、入札制度に関する件、高速道路料金及び住宅・都市整備公団家賃改定に関する件、中山間地域振興に関する件、河川事業に関する件等について左藤国土庁長官、森本建設大臣、政府委員、農林水産省、林野庁、通商産業省及び自治省当局に対し質疑を行った。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案（閣法第33号）

建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第72号）

以上両案について森本建設大臣、政府委員及び法務省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第33号・閣法第72号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成6年6月14日（火）（第6回）

農住組合法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について左藤国土庁長官から趣旨説明を聴いた。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）

建設業法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）

不動産特定共同事業法案（閣法第59号）（衆議院送付）

以上3案について森本建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月20日（月）（第7回）

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案の草案について提案者陣内孝雄君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

農住組合法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）

都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）

以上両案について森本建設大臣、左藤国土庁長官、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第23号・閣法第42号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、護憲

反対会派 なし

なお、都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

建設業法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）

不動産特定共同事業法案（閣法第59号）（衆議院送付）

以上両案について森本建設大臣、政府委員、自治省及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、

建設業法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第60号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、護憲

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

不動産特定共同事業法案（閣法第59号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第59号）

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲

反対会派 共

○平成6年6月22日（水）（第8回）

委嘱審査のため住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫の役職員を参考人として出席を求めることを決定した。

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（北海道開発庁、国土庁）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫）について森本建設大臣、左藤国土庁長官及び佐藤北海

道開発庁長官から説明を聴いた後、同大臣、両長官、政府委員、自治省、大蔵省及び建設省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第9回）

請願第2289号外51件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第58号外110件を審査した。

建設事業及び建設諸計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・ 内閣提出法律案（８件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
1	民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案	衆	6. 2. 15	6. 2. 15 (予)	6. 2. 23 可決	6. 2. 23 可決	6. 2. 15	6. 2. 22 可決	6. 2. 22 可決	
※15	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案	〃	3. 11	3. 25	3. 29 可決	3. 29 可決	3. 24	3. 25 可決	3. 25 可決	
23	農住組合法の一部を改正する法律案	〃	3. 18	6. 6 (予)	6. 20 可決	6. 20 可決	5. 20	6. 3 可決	6. 7 可決	
33	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案	参	3. 18	5. 25	6. 3 可決	6. 6 可決	5. 20 (予)	6. 20 可決	6. 21 可決	
42	都市緑地保全法の一部を改正する法律案	衆	3. 25	6. 6 (予)	6. 20 可決	6. 20 可決	5. 20	6. 3 可決	6. 7 可決	
59	不動産特定共同事業法案	〃	4. 15	6. 6 (予)	6. 20 可決	6. 22 可決	5. 26	6. 6 可決	6. 7 可決	

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
60	建設業法の一部を改正する法律案	衆	6. 4. 15	6. 6. 6 (予)	6. 6. 20 可 決	6. 6. 22 可 決	6. 5. 20	6. 6. 6 可 決	6. 6. 7 可 決	
72	建築基準法の一部を改正する法律案	参	5. 13	5. 25	6. 3 可 決	6. 6 可 決	5. 20 (予)	6. 20 可 決	6. 21 可 決	

・ 本院議員提出法律案（１件）

番号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	衆へ提出	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
3	水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案	建設委員長 (6. 6. 20)	6. 6. 20	6. 6. 20			6. 6. 20 可 決	6. 6. 20 (予)	6. 6. 20 可 決	6. 6. 21 可 決	

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、総合経済対策の一環として停滞する民間都市開発事業の推進を図るため、臨時かつ緊急の措置として民間都市開発推進機構による都市開発事業用地の先行取得と都市開発事業実施に向けての条件整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正

(1) 民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）の業務として、当分の間、次に掲げる業務を追加するものとする（①の業務のうち事業見込地の取得を行うことができるのは、平成11年3月31日まで）。

① 三大都市圏等一定の地域の市街化区域等において、民間都市開発事業の用に供される見込みがある一定の要件に該当する土地（以下「事業見込地」という。）の取得、管理及び譲渡

② 機構が取得した事業見込地における民間都市開発事業の施行推進のための企画、立案及び調整

③ 機構が取得した事業見込地において施行される民間都市開発事業への参加

(2) 機構は、取得した事業見込地における民間都市開発事業の促進を図るため、地区整備計画策定の要請等必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとするとともに、国及び地方公共団体は、当該事業見込地の有効利用の促進を図るため必要があると認めるときは、機構に対し、指導及び助言を行うものとする。

(3) 機構が取得した事業見込地は、民間都市開発事業の施行に支障のない範囲内で、買い取りを希望する国、地方公共団体及び公団等一定の公共的団体に譲渡することができるものとする。

(4) (1)の業務に要する資金の借入れ等について、政府は債務保証を行うことができるものとする。

2 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

(1) 国は、当分の間、機構に対し、1の(1)の業務運営に要する費用をその運用によって得るための資金を無利子で貸し付けることができるものとする。

(2) 機構は、1の(1)の業務を廃止した時は、(1)による貸付金を国に償還しなければならないものとする。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに最近における両地域の社会情勢にかんがみ、引き続きこれらの地域の振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限の延長、新たな奄美群島振興開発計画の策定、小笠原諸島振興開発計画の改定その他これらの地域の振興開発のため必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

(1) 奄美群島振興開発計画の内容について振興開発の基本方針を追加するなど所要の規定の整備を行うとともに、計画期間を平成6年度を初年度として5カ年とする。

(2) 次の事項について特別の配慮をすること等の規定を創設する。

- ① 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債
- ② 無医地区に関し、市町村が振興開発計画に基づいて行う診療所の設置等の事業
- ③ 住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るために行う交通の確保及びその充実
- ④ 住民の生活の利便性の向上等を図るために行う情報の流通の円滑化及び通信体系の充実
- ⑤ 高齢者の福祉の増進を図るための便宜供与、施設の整備等

⑥ 学校教育・社会教育の充実及び地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実

⑦ 伝承されてきた文化的所産の保存及び活用についての適切な措置並びに地域の文化振興

(3) 法律の有効期限を平成11年3月31日までとする。

2 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

(1) 小笠原諸島振興開発計画の計画期間を現行法の5カ年から10カ年に延長する。

(2) 次の事項について特別の配慮をすることの規定を創設する。

① 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債

② 住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るために行う交通の確保及びその充実

③ 住民の生活の利便性の向上等を図るために行う情報の流通の円滑化及び通信体系の充実

(3) 法律の有効期限を平成11年3月31日までとする。

〔附帯決議〕

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 奄美群島振興開発計画の策定及び小笠原諸島振興開発計画の改定に当たり、地元市町村の意向を十分に尊重するとともに、振興開発事業については、沖縄との均衡をも考慮しつつ、補助率、補助採択基準等について十分な配慮をすること。

また、改正法の趣旨を踏まえ、ソフト施策の充実に努めること。

2 奄美群島の特性を生かした産業の振興を図るため、大島紬等地場産業の育成に努めるとともに、奄美群島振興開発基金の充実強化に努めること。

また、農林水産業、観光・リゾート産業等の開発・推進及び流通の改善に資するよう農業基盤、交通基盤等の整備を強力に推進すること。

3 小笠原諸島における産業の振興を図るため、交通施設、農漁業施設、観光施設等の整備に特段の配慮をすること。

なお、空港整備構想の推進を図るため諸課題の解決に努めるとともに、自然環境の保全にも十分留意すること。

4 硫黄島旧島民定住促進事業については、旧島民の心情に十分配慮するとともに、「集団移転事業に類する措置」について推進すること。

右、決議する。

農住組合法の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への円滑かつ速やかな転換をより一層促進するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農住組合の地区の要件の緩和

- （１）農住組合の地区に生産緑地地区の区域を含むことができるようにする。
- （２）農住組合の地区に土地区画整理事業が行われた土地の区域内の市街化区域内農地等を含むことができるようにする。
- （３）農住組合の地区の面積に占める市街化区域内農地等の面積の割合に係る要件を緩和する。

2 農住組合の設立に必要な発起人の数の改正

農住組合を設立するために必要な発起人の数を「４人以上」から「３人以上」に引き下げる。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案（閣法第33号）

【要旨】

本法律案は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定建築主の努力等

- （１）百貨店、劇場その他不特定多数の者が利用する一定の建築物（特定建

築物）を建築しようとする者（特定建築主）は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所等の施設（特定施設）を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

- （２）建設大臣は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進を図るため、特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

２ 指導、助言及び指示等

- （１）都道府県知事は、特定建築主に対し、判断の基準となるべき事項を勘案して、特定建築物の設計及び施工について必要な指導及び助言をすることができるものとする。
- （２）都道府県知事は、特定建築物のうち一定の規模以上のものの特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、必要な指示をすることができるものとする。
- （３）都道府県知事は、（２）の特定建築物の特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、またはその職員に特定建築物もしくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物その他の物件を検査させることができるものとする。

３ 計画の認定等

- （１）特定建築主は、特定建築物の建築及び維持保全の計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することができるものとする。
- （２）都道府県知事は、（１）の申請に係る計画が判断の基準となるべき事項に適合している等と認めるときは、認定をすることができるものとする。
- （３）計画の認定に際しては、計画の認定手続と建築確認手続を併せて行えるよう、建築基準法の手続を簡素化するための特例措置を設けるものとするとともに、国及び地方公共団体は、計画の認定を受けた計画に係る特定建築物（認定建築物）の特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に

利用できるようにするために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 改善命令等

都道府県知事は、計画の認定を受けた者（認定事業者）が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の建築または維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、改善命令を発することができるものとし、認定事業者がこれに従わないときは計画の認定を取り消すことができるものとする。

5 既存の特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例

既存の特定建築物に車いす使用者のための昇降機を設置する場合において、当該昇降機が一定の基準に適合し、特定行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときについて、建築基準法の特例を設けるものとする。

6 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）の特例

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするため特定施設の床面積を通常の床面積よりも著しく大きくした建築物で一定の基準に適合するものについて、建築基準法の特例を設けるものとする。

〔附帯決議〕

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 加齢や障害に伴い日常生活や社会生活に身体上の制限を受けている人々が、特段の不自由を感じることなく円滑に利用することのできる建築物は、すべての人々にとって望ましいものであるという観点に立って、関係者の理解を深めるための措置の充実に努めること。
- 2 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進し、将来、この法律において建築主の判断事項としている基準が一般的な基準として普及するよう、必要な施策の充実に努めること。
- 3 特定建築物に対する施策の充実に加えて、生活の基盤となるまち全体が高齢者、障害者や子供にやさしい構造となるよう、幅の広い歩道の整備、歩道の段差の解消、電線類の地中化等の道路整備、安全で利用しやすい遊び場や

公園の整備、公共交通機関の施設・設備の改善等の施策を総合的に推進するとともに、それらの施策の推進のために有効な制度についても検討を進めること。

右決議する。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第42号）

【要旨】

本法律案は、近年の都市における自然的環境の整備の必要性の高まり等にかんがみ、都市における緑地の適正な保全及び緑化をより一層推進するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 市町村の基本計画の策定

市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定について定める。

2 緑地保全地区の対象緑地の追加

緑地保全地区の指定の対象となる緑地として動植物の生息地等を追加する。

3 緑地保全地区内の土地の買い入れ主体の拡大

都道府県のほか、市町村も緑地保全地区内の土地の買い入れを行うことができることとする。

4 緑化協定制度の拡充

緑化協定制度の対象となる土地の範囲の拡大、緑化協定の締結要件の緩和、一人緑化協定の発効要件の緩和等の措置を講ずる。

〔附帯決議〕

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 国及び都道府県は、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定に当たっては、当該市町村の自主性を最大限尊重すること。

2 国及び都道府県は、市町村の土地買入りに当たっては、円滑に買入れができるよう十分配慮すること。

3 新設される「動植物の生息地又は生育地として適正に保全される必要がある地区」の緑地保全地区指定に当たっては、動植物の生態系維持に配慮した

範囲を確保すること。

- 4 国及び地方公共団体は、緑化協定区域の環境保全のための措置について十分配慮すること。

右決議する。

不動産特定共同事業法案（閣法第59号）

【要旨】

本法律案は、一般投資家から不動産の出資等を受けてその不動産の賃貸等の取引をし、当該取引から生ずる収益の配分等を行うことにより、土地の有効利用や都市開発事業の推進に資する不動産特定共同事業の健全な発展及び投資家の利益の保護について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 不適格業者を排除するため、当該事業を営む者は、建設大臣または都道府県知事の許可を受けなければならないものとする。
- 2 業務の適正な運営の確保に資するため、不当勧誘等の禁止、許可または認可に係る約款に基づいた契約の締結、契約の成立前及び成立時における所要の書面の交付、投資家に対する財産の管理状況についての報告書の交付等について所要の規定を設ける。
- 3 業者に対する監督のため、指示、業務停止命令等についての所要の規定を設けるとともに、本法律または本法律に基づく命令に違反する行為に関し、罰則規定を設ける。
- 4 事業者は、事業参加者の保護、事業の健全な発展に資することを目的として、不動産特定共同事業協会という名称の公益法人を設立することができ、当該協会は、会員に対する指導等及び事業参加者等からの苦情処理等の業務を行うものとする。

建設業法の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要旨】

法律案は、不良不適格業者の排除の徹底、公共工事の適正な施工を確保すること等により、建設業に対する要請に的確に応えようとするとともに、あわせて、建設業の許可に係る事務を見直し、その簡素合理化を図ろうとするもので

あり、その主な内容は次のとおりである。

1 建設業の許可要件の強化

- (1) 許可の取り消しを受けた建設業者等の欠格期間 2 年（特定建設業にあっては 3 年）を 5 年に延長する。
- (2) 欠格事由となる刑罰を 1 年以上の懲役または禁錮の刑から禁錮以上の刑とする。
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に違反し、または刑法等の一定の罪を犯し、罰金の刑に処せられた場合を欠格事由とする。

2 経営事項審査制度の改善

- (1) 公共性のある施設または工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、その許可を受けた建設大臣または都道府県知事の経営事項審査を受けなければならない。
- (2) 建設大臣または都道府県知事は、公共性のある施設または工作物に関する建設工事の発注者が請求をしたときは、当該発注者に対して、経営事項審査の結果を通知しなければならない。

3 建設工事の適正な施工の確保及び請負契約の適正化

- (1) 特定建設業者は、発注者から直接一定の建設工事を請け負った場合においては、建設工事の適正な施工を確保するため、下請負人の称号または名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。
また、当該建設工事における各下請負人の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 公共性のある工作物に関する重要な工事で、国、地方公共団体等が発注者であるものについては、工事現場ごとに専任で設置する監理技術者を監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから選任しなければならない。
- (3) 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の

技術上の管理及び当該工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならないものとし、当該工事の施工に従事する者は、主任技術者または監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(4) 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならない。

(5) 建設業者は、営業所ごとに、営業に関する事項を記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

4 監督の強化

(1) 都道府県知事は、建設大臣または他の都道府県知事の許可を受けた建設業者の当該都道府県の区域内における業務に関し指示処分または営業停止処分を行うことができる。

(2) 建設大臣または都道府県知事は、建設業者の営業の停止または許可の取り消しを行ったときは、その旨を公告しなければならない。監督処分結果について建設業者監督処分簿を備え、公衆の閲覧に供する。

5 建設業許可の簡素合理化等

(1) 許可の有効期間を3年から5年とし、許可に条件を付することができる。

(2) 許可の更新の際の添付書類の一部を省略できる。

(3) 変更等の届出の一部の期限を延長する。

〔附帯決議〕

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 今回の法律改正が、不良不適格業者の排除の促進と建設工事の適正な施工の確保に資するよう的確な運用に努めるとともに、中小零細業者の排除をもたらないよう十分配慮すること。

2 経営事項審査の義務付けによって中小零細業者に過剰な負担がかからない

よう、対象となる建設工事を政令で定めるに当たって十分配慮すること。

3 技術者がよりの確な施工管理技術を取得できるよう、監理技術者としての資格取得の促進に十分配慮すること。

4 許可有効期間の延伸を行うについて、一般国民消費者の業者選択などに支障が生じないように、閲覧制度を充実するため、変更届の履行につき適正な指導を行うこと。

右決議する。

建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第72号）

【要旨】

本法律案は、近年の既成市街地等における土地の有効利用に対する要請の高まりや住宅建築に関する技術開発の進展等にかんがみ、住宅の地階の容積に関する規制の合理化を行うとともに、防火壁の規定が適用されない建築物について、建築基準法に基づく手続の簡素化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 住宅の地階に係る容積率制限の合理化

建築物の地階で住宅の用途に供する部分の床面積については、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を限度として延べ面積に算入しないものとする。

2 防火壁に関する制限の合理化

防火壁の設置を要しない畜舎等について、特定行政庁の認定を廃止して建設大臣が定める基準に適合することをもって足りるものとする。

〔附帯決議〕

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 住宅の地下室に係る容積率の制限の合理化については、良好な市街地環境を確保しつつ、ゆとりある住宅の供給を図るための措置であることにかんがみ、敷地の分割が行われる場合等に敷地の狭小化が進行して市街地環境が悪化することのないよう、既成市街地における狭小な宅地の共同化を推進するための施策の充実に努めるとともに、必要に応じて建築物の敷地面積の最低

限度を定めるなど都市計画についても十分配慮すること。

- 2 住宅の地下室の建築が促進されることに伴い隣接地の建築物に安全上の問題が生じるなど相隣関係上の問題が増加することのないよう、適正な施工の確保について建築行政上十分配慮すること。

右決議する。

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案（参第3号）

【要旨】

本法律案は、近年の水源地域を取り巻く社会・経済情勢の変化にかんがみ、整備事業の内容の充実を図るとともに、水源地域の活性化に資するため、固定資産税の不均一課税に伴う措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 指定ダムに係る整備事業として、ダム貯水池の水質の汚濁を防止するため必要と認められる事業を加える。
- 2 一定の事業に係る家屋等について固定資産税の不均一課税をした地方公共団体に対して地方交付税の減収補てんを行う。

【 予 算 委 員 会 】

(1) 審 議 概 観

第129回国会中、予算委員会において以下の経過で予算を審査した。

深刻な景気の現状を踏まえ平成5年度補正予算（第3号）が2月15日に提出され、2月23日に成立した。

一方平成6年度総予算は、越年編成により3月4日提出と大幅に遅れたほか、細川総理退陣から羽田内閣成立まで長期の政治空白により、衆議院予算委員会での総予算の審査開始は年度を越えて5月23日と空前の遅れをもたらした。このため、暫定予算期間50日間の平成6年度暫定予算が3月29日に提出され、4月1日に成立し、さらに5月18日には暫定予算期間を40日間延長する平成6年度暫定補正予算が提出され、5月20日に成立した。

総予算の審査は、暫定補正予算期間にかかる限られた日数の中で、衆議院17日間、参議院15日間の史上最短日数により6月23日に議了、成立し、戦後4番目の遅い成立となった。

なお、総予算審査のため、予備審査中の3月14～16日にかけて秋田県、青森県に委員派遣を行った。また、本委員会に付託された請願は、1種類18件で、すべて審査未了となった。

〔予算の審査〕

平成5年度補正予算（第3号）は、15兆円規模の総合経済対策を実施するため、一般会計において公共事業の追加を中心として、歳出の追加2兆1,852億円に対し、歳入は建設国債を同額増発するもので、この結果、平成5年度第3次補正後一般会計予算の規模は77兆4,375億円となる。

主な論点として「総合経済対策は景気回復には力不足ではないか」との質疑に対し、細川総理大臣並びに関係各大臣から「総合経済対策は世界に例を見ない大規模な減税を含み、規制緩和や資本の流動化対策等幅広い対策が盛り込まれており、相乗効果を発揮するものと考えている」との答弁があった。

平成6年度暫定予算は、年度内に総予算の成立が見込めないため、50日間の暫定予算を組んだもので、一般会計の歳出総額は11兆514億円である。

平成6年度暫定補正予算は、既定の暫定予算期間中に総予算の成立が見込め

ないため暫定予算期間をさらに40日間延長するもので、一般会計の歳出総額は10兆8,930億円で、既定の暫定予算と合わせた改定暫定予算の一般会計の歳出総額は21兆9,443億円となる。

平成6年度総予算は、深刻な財政事情と厳しい経済状況にかんがみ、平成5年度第3次補正予算と合わせ可能な限り景気に配慮するよう努めることとして編成されており、一般会計予算の規模は73兆817億円、前年当初比1%増、うち一般歳出が40兆8,548億円、前年当初比2.3%増に対し、公共事業関係費が7兆7,546億円、4.7%増となっている。歳入は、租税印紙収入53兆6,650億円、前年当初比12.5%減と低い見積もりとなっており、建設国債10兆5,092億円の増発に加え、所得税減税見合い分として特例国債3兆1,338億円の発行と合わせ13兆6,430億円の国債発行を予定し、国債依存度は18.7%となる。

総予算の審査は総括質疑方式で実施し、主な論点は、羽田連立内閣の政治姿勢について、「連立政権は発足以来、政策矛盾の拡大と強権的な政治手法に加え、細川前総理の資金経理疑惑での退陣などで内外政を混迷させ、予算編成の遅延、審議の停滞を招いた」との質疑に対し、羽田総理から「連立政権が生まれ数カ月を経過したが、政治改革を成し遂げ、ウルグアイ・ラウンドを決断するなど、日本の政治が陥っていた閉塞状態を打破したという意味で、政治の歴史に残る成果があった」との答弁があった。

北朝鮮の核開発に関し、「北朝鮮はIAEAから脱退宣言し、国連が制裁を加えるなら宣戦布告とみなすとか、ソウルを火の海にするなどと言っているが、政府の認識と対応を聞きたい」との質疑があったほか、景気・経済問題では、

「景気の底入れを感じさせる経済指標が出始めた矢先に急激な円高ドル安に見舞われ、昨年のように回復の芽がしぼんでしまうのではないかという懸念が出てきているが、景気の現状判断と対応を聞きたい」との質疑があった。

また財政・税制問題では、「国債残高201兆円をどう処理していくつもりか」との質疑に対し、藤井大蔵大臣は「国債の累増体質をやめさせることが一番大事で、財政の仕組み、歳入のあり方を根本的に見直し、新発債の発行を抑えていかなければならない」と答えたほか、「税制の抜本改革法案を本年内に通したいという総理の発言は公約か」との質疑に対し、羽田総理から「税制改革法案の本年中の国会成立については、先般の所得税の特別減税法案の審議におい

て全会一致で修正を見たことでも分かるように、各党の理解で改革を行うことができるだろうと思っており、当然公約だ」との答弁があった。

さらに「21世紀福祉ビジョン」については、高齢化社会における福祉の充実と国民負担、税財政のあり方、福祉政策推進のための地方財源の確保と地方分権の必要性など幅広い質疑が展開された。

なお、6月20日の公聴会は次の公述人に出席を求め意見を聴取した。

財政・税制	三和総合研究所調査部長	安川 龍男 君
	立教大学経済学部教授	和田 八束 君
外交・国際問題	青山学院大学国際政治経済学部教授	阪中 友久 君
	日本国際フォーラム理事長	伊藤 憲一 君
経済・景気	中央大学経済学部教授	一河 秀洋 君
	慶應義塾大学総合政策学部教授	丸尾 直美 君

〔国政調査〕

細川前総理の東京佐川急便からの1億円借入れ疑惑やゼネコン汚職等をめぐり、野党側から多数の証人喚問要求が提出され、証人あるいは参考人の招致問題が各予算の審査入りともからみ厳しい与野党折衝が続いた。その結果、3月31日及び4月1日に政治倫理等に関する件で集中審議を行い、細川前総理の東京佐川急便からの1億円借入れ疑惑をめぐって政府側に対し質疑が展開された。

さらに政治倫理等に関する件で、NTT株購入と細川総理の関係についてランダムウォーク研究所社長藤木周藏君を参考人として招致し質疑を行った。

また6月3日にはゼネコン問題に関する件を議題とし、以下の参考人を招致し質疑を行った。

元鹿島建設株式会社埼玉営業所副所長	廣瀬 透 君
前公正取引委員会委員長	梅沢 節男 君
前島根県知事	恒松 制治 君
日南市長	宮元 義雄 君

（2）委員会経過

○平成6年2月23日（水）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

平成5年度一般会計補正予算（第3号）（衆議院送付）

平成5年度特別会計補正予算（特第3号）（衆議院送付）

平成5年度政府関係機関補正予算（機第3号）（衆議院送付）

以上3案について藤井大蔵大臣から趣旨説明を聴き、細川内閣総理大臣、藤井大蔵大臣、武村内閣官房長官、三ヶ月法務大臣、佐藤国務大臣、大内厚生大臣、石田総務庁長官、羽田外務大臣、山花国務大臣、五十嵐建設大臣、久保田経済企画庁長官、上原国務大臣、伊藤運輸大臣、畑農林水産大臣、坂口労働大臣、神崎郵政大臣、愛知防衛庁長官、熊谷通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共

○平成6年3月9日（水）（第2回）

委員派遣を行うことを決定した。

○平成6年3月31日（木）（第3回）

予算の執行状況に関する調査に関し、政治倫理等に関する件について細川内閣総理大臣、藤井大蔵大臣、三ヶ月法務大臣、愛知防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年4月1日（金）（第4回）

予算の執行状況に関する調査に関し、政治倫理等に関する件について細川内閣総理大臣、藤井大蔵大臣、山花国務大臣及び愛知防衛庁長官に対し質疑を行った。

平成6年度一般会計暫定予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計暫定予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関暫定予算（衆議院送付）

以上3案について藤井大蔵大臣から趣旨説明を聴き、細川内閣総理大臣、愛知防衛庁長官、藤井大蔵大臣、久保田経済企画庁長官、熊谷通商産業大臣、山花国務大臣、大内厚生大臣、羽田外務大臣、佐藤自治大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

賛成会派 自、社、新緑、公、二院
反対会派 共

○平成6年5月10日（火）（第5回）

理事の補欠選任を行った。

参考人の出席を求めることを決定した。

○平成6年5月11日（水）（第6回）

予算の執行状況に関する調査に関し、政治倫理等に関する件について参考人ランダムウォーク研究所社長藤木周蔵君に対し質疑を行った。

○平成6年5月17日（火）（第7回）

平成6年度一般会計予算（予）

平成6年度特別会計予算（予）

平成6年度政府関係機関予算（予）

以上3案について藤井大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年5月20日（金）（第8回）

参考人の出席を求めることを決定した。

平成6年度一般会計暫定補正予算（第1号）（衆議院送付）

平成6年度特別会計暫定補正予算（特第1号）（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関暫定補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について藤井大蔵大臣から趣旨説明を聴き、羽田内閣総理大臣、熊谷内閣官房長官、大内厚生大臣、石田総務庁長官、柿澤外務大臣、藤井大蔵大臣、石井自治大臣、寺澤経済企画庁長官、畑通商産業大臣、鳩山労働大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁三重野康君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

賛成会派 自、社、新緑、公、二院
反対会派 共

○平成6年6月2日（木）（第9回）

参考人の出席を求めることを決定した。

○平成6年6月3日（金）（第10回）

予算の執行状況に関する調査に関し、ゼネコン問題に関する件について参考人元鹿島建設株式会社埼玉営業所副所長廣瀬透君及び前公正取引委員会委員長梅沢節男君に対し質疑を行った後、参考人前島根県知事恒松制治君及び日南市長宮元義雄君から意見を聴き、両参考人に対し質疑を行った。

○平成6年6月9日（木）（第11回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について羽田内閣総理大臣、柿澤外務大臣、神田防衛庁長官、藤井大蔵大臣、石井自治大臣、大内厚生大臣、寺澤経済企画庁長官、森本建設大臣、畑通商産業大臣、鳩山労働大臣、赤松文部大臣、中井法務大臣、加藤農林水産大臣、石田総務庁長官、佐藤国務大臣、熊谷内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年6月10日（金）（第12回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について羽田内閣総理大臣、赤松文部大臣、藤井大蔵大臣、大内厚生大臣、石井国務大臣、柿澤外務大臣、加藤農林水産大臣、寺澤経済企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

平成6年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成6年6月13日（月）（第13回）

参考人の出席を求めることを決定した。

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上 3 案について羽田内閣総理大臣、石田総務庁長官、大内厚生大臣、柿澤外務大臣、熊谷内閣官房長官、神田防衛庁長官、二見運輸大臣、藤井大蔵大臣、中井法務大臣、森本建設大臣、浜四津環境庁長官、左藤国土庁長官、石井自治大臣、寺澤経済企画庁長官、畑通商産業大臣、赤松文部大臣、鳩山労働大臣、近江科学技術庁長官、日笠郵政大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁三重野康君に対し質疑を行った。

○平成 6 年 6 月 14 日（火）（第 14 回）

平成 6 年度一般会計予算（衆議院送付）

平成 6 年度特別会計予算（衆議院送付）

平成 6 年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上 3 案について羽田内閣総理大臣、柿澤外務大臣、神田防衛庁長官、藤井大蔵大臣、畑通商産業大臣、二見運輸大臣、中井法務大臣、大内厚生大臣、石井国土大臣、赤松文部大臣、左藤国土庁長官、寺澤経済企画庁長官、石田総務庁長官、熊谷内閣官房長官、鳩山労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成 6 年 6 月 15 日（水）（第 15 回）

平成 6 年度一般会計予算（衆議院送付）

平成 6 年度特別会計予算（衆議院送付）

平成 6 年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上 3 案について羽田内閣総理大臣、熊谷内閣官房長官、鳩山労働大臣、大内厚生大臣、藤井大蔵大臣、畑通商産業大臣、柿澤外務大臣、神田防衛庁長官、寺澤経済企画庁長官、中井法務大臣、森本建設大臣、赤松文部大臣、日笠郵政大臣、石井自治大臣、加藤農林水産大臣、二見運輸大臣、近江科学技術庁長官、石田総務庁長官、浜四津環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成 6 年 6 月 16 日（木）（第 16 回）

平成 6 年度一般会計予算（衆議院送付）

平成 6 年度特別会計予算（衆議院送付）

平成 6 年度政府関係機関予算（衆議院送付）

石田総務庁長官から発言があった。

○平成6年6月17日（金）（第17回）

理事の補欠選任を行った。

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について羽田内閣総理大臣、柿澤外務大臣、浜四津環境庁長官、石井国務大臣、鳩山労働大臣、神田防衛庁長官、藤井大蔵大臣、大内厚生大臣、寺澤経済企画庁長官、石田総務庁長官、赤松文部大臣、加藤農林水産大臣、中井法務大臣、熊谷内閣官房長官、畑通商産業大臣、二見運輸大臣、日笠郵政大臣、森本建設大臣、近江科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

以上3案について科学技術特別委員会、環境特別委員会及び沖縄及び北方問題に関する特別委員会については6月21日の午後3時から、内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、外務委員会、大蔵委員会、文教委員会、厚生委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、逓信委員会、労働委員会及び建設委員会については6月22日1日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

○平成6年6月20日（月）公聴会（第1回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

三和総合研究所調査部長	安川 龍男 君
立教大学経済学部教授	和田 八束 君
青山学院大学国際政治経済学部教授	阪中 友久 君
日本国際フォーラム理事長	伊藤 憲一 君
中央大学経済学部教授	一河 秀洋 君
慶應義塾大学総合政策学部教授	丸尾 直美 君

○平成 6 年 6 月 21 日（火）（第 18 回）

平成 6 年度一般会計予算（衆議院送付）

平成 6 年度特別会計予算（衆議院送付）

平成 6 年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上 3 案について羽田内閣総理大臣、柿澤外務大臣、加藤農林水産大臣、熊谷内閣官房長官、神田防衛庁長官、大内厚生大臣、藤井大蔵大臣、石田総務庁長官、赤松文部大臣、鳩山労働大臣、畑通商産業大臣、日笠郵政大臣、森本建設大臣、寺澤経済企画庁長官、中井法務大臣、近江科学技術庁長官、加藤木国立国会図書館長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成 6 年 6 月 23 日（木）（第 19 回）

各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

平成 6 年度一般会計予算（衆議院送付）

平成 6 年度特別会計予算（衆議院送付）

平成 6 年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上 3 案について羽田内閣総理大臣、石田総務庁長官、藤井大蔵大臣、畑通商産業大臣、石井自治大臣、寺澤経済企画庁長官、二見運輸大臣、柿澤外務大臣、鳩山労働大臣、熊谷内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

賛成会派 社、新緑、公、二院

反対会派 自、共

○平成 6 年 6 月 29 日（水）（第 20 回）

予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・ 予 算 (12 件)

番号	件 名	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
			委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
1	平成 5 年度一般会計補正予算 (第 3 号)	6. 2. 15	6. 2. 15 (予)	6. 2. 23 可 決	6. 2. 23 可 決	6. 2. 15	6. 2. 22 可 決	6. 2. 22 可 決	
2	平成 5 年度特別会計補正予算 (特第 3 号)	2. 15	2. 15 (予)	2. 23 可 決	2. 23 可 決	2. 15	2. 22 可 決	2. 22 可 決	
3	平成 5 年度政府関係機関補正予算 (機第 3 号)	2. 15	2. 15 (予)	2. 23 可 決	2. 23 可 決	2. 15	2. 22 可 決	2. 22 可 決	
4	平成 6 年度一般会計予算	3. 4	3. 4 (予)	6. 23 可 決	6. 23 可 決	3. 4	6. 8 可 決	6. 8 可 決	
5	平成 6 年度特別会計予算	3. 4	3. 4 (予)	6. 23 可 決	6. 23 可 決	3. 4	6. 8 可 決	6. 8 可 決	
6	平成 6 年度政府関係機関予算	3. 4	3. 4 (予)	6. 23 可 決	6. 23 可 決	3. 4	6. 8 可 決	6. 8 可 決	
7	平成 6 年度一般会計暫定予算	3. 29	3. 29 (予)	4. 1 可 決	4. 1 可 決	3. 29	3. 30 可 決	3. 30 可 決	

番号	件 名	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
			委員 会 託 付	委員 会 決 議	本 会 議 決 議	委員 会 託 付	委員 会 決 議	本 会 議 決 議	
8	平成 6 年度特別会計暫定予算	6. 3. 29	6. 3. 29 (予)	6. 4. 1 可 決	6. 4. 1 可 決	6. 3. 29	6. 3. 30 可 決	6. 3. 30 可 決	
9	平成 6 年度政府関係機関暫定予算	3. 29	3. 29 (予)	4. 1 可 決	4. 1 可 決	3. 29	3. 30 可 決	3. 30 可 決	
10	平成 6 年度一般会計暫定補正予算 (第 1 号)	5. 18	5. 18 (予)	5. 20 可 決	5. 20 可 決	5. 18	5. 18 可 決	5. 18 可 決	
11	平成 6 年度特別会計暫定補正予算 (特第 1 号)	5. 18	5. 18 (予)	5. 20 可 決	5. 20 可 決	5. 18	5. 18 可 決	5. 18 可 決	
12	平成 6 年度政府関係機関暫定補正予算 (機第 1 号)	5. 18	5. 18 (予)	5. 20 可 決	5. 20 可 決	5. 18	5. 18 可 決	5. 18 可 決	

【決算委員会】

（１）審議概観

〔平成３年度決算外２件の審査〕

平成３年度決算外２件は、第126回国会に提出され、５年６月11日の本会議において林大蔵大臣（当時）から３年度決算の概要について報告を受け、質疑を行った後、委員会に付託された。

前国会までに、３年度決算に対する委員会審査は、全般的質疑を２回、省庁別審査を２回行っている。

今国会においては、省庁別審査を３回行った。（６年２月28日＝農林水産省・総務庁・経済企画庁・農林漁業金融公庫、５月30日＝厚生省・労働省・環境衛生金融公庫・６月１日＝自治省・警察庁・北海道開発庁・沖縄開発庁・北海道東北開発公庫・公営企業金融公庫・沖縄振興開発金融公庫）

その主な質疑項目は、①ウルグアイ・ラウンド後の「新農政」のあり方、②土地改良事業に係る農家負担金の軽減対策、③輸入米の安全性確保、④日本中央競馬会の国庫納付金の使途、⑤木曽岬干拓地問題の早期解決、⑥留学生受入対策の行政監察結果、⑦平成３年度の景気判断と経済対策、⑧柔道整復師による保険不正請求の是正、⑨雇用促進事業団移転就職者用宿舎の目的と入居状況、⑩公共料金の年内凍結問題と地方公共団体の対応、⑪地方の行政改革（学校給食の運営合理化）、⑫最近のけん銃情勢と銃刀法改正の効果、⑬北海道開発庁の組織・定員管理等である。

（２）委員会経過

○平成６年２月28日（月）（第１回）

理事の補欠選任を行った。

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

平成３年度決算外２件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

湾岸平和基金への資金拠出についての報告書を本日の会議録の末尾に掲載

することに決定した。

平成3年度決算外2件中（農林水産省、総務庁、経済企画庁及び農林漁業金融公庫関係）について畑農林水産大臣、石田総務庁長官、久保田経済企画庁長官、政府委員、会計検査院、大蔵省当局及び参考人農林漁業金融公庫総裁後藤康夫君に対し質疑を行った。

○平成6年5月30日（月）（第2回）

理事の補欠選任を行った。

平成3年度決算外2件中（厚生省、労働省及び環境衛生金融公庫関係）について大内厚生大臣、鳩山労働大臣、政府委員、総務庁、会計検査院、運輸省当局に対し質疑を行った。

○平成6年6月1日（水）（第3回）

平成3年度決算外2件中（自治省、警察庁、北海道開発庁、沖縄開発庁、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫関係）について石井国務大臣、佐藤国務大臣、政府委員、文部省、総務庁及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

○平成6年6月29日（水）（第4回）

理事の補欠選任を行った。

平成3年度決算外2件の継続審査要求書並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続審査要求書を提出することを決定した。

平成3年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を閉会中必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・ 予備費等承諾を求めるの件（7件）

件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
			委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
平成4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	6. 1. 31	6. 1. 31 (予)			6. 1. 31	継続審査		
平成4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	〃	1. 31	1. 31 (予)			1. 31	継続審査		
平成4年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	〃	1. 31	1. 31 (予)			1. 31	継続審査		
平成4年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書	〃	1. 31	1. 31 (予)			1. 31	継続審査		
平成5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	4. 1	4. 1 (予)			4. 1	継続審査		
平成5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	4. 1	4. 1 (予)			4. 1	継続審査		
平成5年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	4. 1	4. 1 (予)			4. 1	継続審査		

・決算その他（５件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
平成３年度一般会計歳入歳出決算、平成３年度特別会計歳入歳出決算、平成３年度国税収納金整理資金受払計算書、平成３年度政府関係機関決算書	5. 1. 22 (第 126 回国会)	6. 1. 31	継 続 審 査		6. 1. 31	6. 6. 14 議 決	6. 6. 16 議 決	第 126 回国会 大蔵大臣報告 了 第 127 回国会 継続 第 128 回国会 了
平成３年度国有財産増減及び現在額総計算書	1. 22 (第 126 回国会)	1. 31	継 続 審 査		1. 31	6. 14 議 決	6. 16 議 決	第 126 回国会 了 第 127 回国会 継続 第 128 回国会 了
平成３年度国有財産無償貸付状況総計算書	1. 22 (第 126 回国会)	1. 31	継 続 審 査		1. 31	6. 14 議 決	6. 16 議 決	
平成４年度国有財産増減及び現在額総計算書	6. 1. 31	1. 31			1. 31	継 続 審 査		
平成４年度国有財産無償貸付状況総計算書	1. 31	1. 31			1. 31	継 続 審 査		

【議院運営委員会】

（１）審議概観

第129回国会において議院運営委員会に付託された法案は、衆議院議院運営委員会提出の３件であり、いずれも全会一致をもって可決・成立した。また、本委員会付託の請願第1739号外４件は、いずれも採択し、内閣に送付するを要しないものと決定した。

〔法律案の審査〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、国会議員に交付されている特殊乗車券の利用できる範囲に、新たに寝台料金を含めようとするものである。

国会職員法の一部を改正する法律案は、国会職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮ってこれを定めることとするものである。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、支部上野図書館に関する規定を整備することとするものである。

委員会においては、３案を一括して議題とし、いずれも全会一致をもって可決した。

〔国政調査〕

６月21日、国会等移転小委員会において、６月14日に提出された国会等移転調査会の中間報告に関する件について、参考人として国会等移転調査会会長の宇野收君から意見聴取をした後、質疑を行った。質疑の中では、財政基盤の確立の問題、国民的な合意形成の問題、新首都の選定基準等の問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成６年１月31日（月）（第１回）

外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年2月16日（水）（第2回）

理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

次の構成により庶務関係小委員会、図書館運営小委員会及び国会等移転小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党	6人
日本社会党・護憲民主連合	4人
新緑風会	2人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人

計15人

なお、各小委員の変更の件については委員長に一任することに決定した。

科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、政治改革に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、地方分権に関する特別委員会、規制緩和に関する特別委員会及び交通安全対策特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

科学技術特別委員会

自由民主党	8人
日本社会党・護憲民主連合	6人
新緑風会	3人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人

計20人

環境特別委員会

自由民主党	8人
日本社会党・護憲民主連合	6人
新緑風会	3人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人

計20人

災害対策特別委員会

自由民主党	8 人
日本社会党・護憲民主連合	6 人
新緑風会	3 人
公明党・国民会議	2 人
日本共産党	1 人

計20人

政治改革に関する特別委員会

自由民主党	14人
日本社会党・護憲民主連合	10人
新緑風会	5 人
公明党・国民会議	3 人
日本共産党	2 人
二院クラブ	1 人

計35人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党	7 人
日本社会党・護憲民主連合	6 人
新緑風会	4 人
公明党・国民会議	2 人
二院クラブ	1 人

計20人

地方分権に関する特別委員会

自由民主党	8 人
日本社会党・護憲民主連合	6 人
新緑風会	3 人
公明党・国民会議	2 人
日本共産党	1 人

計20人

規制緩和に関する特別委員会

自由民主党	10人
日本社会党・護憲民主連合	7人
新緑風会	4人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人
二院クラブ	1人

計25人

交通安全対策特別委員会

自由民主党	8人
日本社会党・護憲民主連合	6人
新緑風会	3人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人

計20人

中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

国土審議会特別委員の推薦について決定した。

裁判官訴追委員、裁判官訴追委員予備員及び国会等移転調査会委員の選任について決定した。

本会議における内閣総理大臣の帰国報告及び大蔵大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・日取り 2月16日
- ・時 間 自由民主党 20分
日本社会党・護憲民主連合 15分
日本共産党 15分
- ・人 数 各派1人
- ・順 序 大会派順

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年2月23日（水）（第3回）

国土審議会委員の選任について決定した。

参議院熱血会及び新緑風会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年2月25日（金）（第4回）

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年3月1日（火）（第5回）

護憲リベラルの会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成6年度予定経費要求に関する件について決定した。

○平成6年3月4日（金）（第6回）

石川弘君の議員辞職を許可することに決定した。

地方行政委員長の辞任並びに地方行政委員長及び労働委員長の補欠選任について決定した。

本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことを決定した。

・日取り 3月8日及び9日

・時 間 自由民主党 80分

新緑風会 40分

日本共産党 20分

二院クラブ 10分

・人 数 自由民主党 2人

新緑風会 1人

日本共産党 1人

二院クラブ 1人

・順 序 1 自由民主党 2 新緑風会

3 日本共産党 4 自由民主党

5 二院クラブ

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 6 年 3 月 8 日（火）（第 7 回）

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 6 年 3 月 9 日（水）（第 8 回）

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 6 年 3 月 28 日（月）（第 9 回）

地方制度調査会委員の推薦について決定した。

平成 6 年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する
法律案

酒税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

平成 6 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・時 間 自由民主党 25分
- 日本共産党 10分
- ・人 数 各派 1 人
- ・順 序 大会派順

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・時 間 自由民主党 15分
- ・人 数 1 人

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 6 年 3 月 29 日（火）（第 10 回）

裁判官弾劾裁判所裁判員の選任について決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 6 年 4 月 1 日（金）（第 11 回）

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件につ

いて決定した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件について決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年4月8日（金）（第12回）

次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

- ・ 人事官の任命同意に関する件
- ・ 検査官の任命同意に関する件
- ・ 原子力委員会委員の任命同意に関する件
- ・ 宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件
- ・ 衆議院議員選挙区画定審議会委員の任命同意に関する件
- ・ 公安審査委員会委員の任命同意に関する件
- ・ 日本銀行政策委員会委員の任命同意に関する件
- ・ 商品取引所審議会会長及び同委員の任命同意に関する件

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年4月25日（月）（第13回）

事務総長から内閣総辞職の報告を聴いた。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年4月28日（木）（第14回）

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年5月10日（火）（第15回）

本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことを決定した。

- ・ 日取り 5月13日及び16日
- ・ 時 間 自由民主党 80分
日本社会党・護憲民主連合 50分
公明党・国民会議 20分

	日本共産党	20分
・ 人 数	自由民主党	2 人
	日本社会党・護憲民主連合	2 人
	公明党・国民会議	1 人
	日本共産党	1 人
・ 順 序	1 自由民主党	2 日本社会党・護憲民主連合
	3 公明党・国民会議	4 日本共産党
	5 自由民主党	6 日本社会党・護憲民主連合

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年5月13日（金）（第16回）

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年5月16日（月）（第17回）

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員、裁判官訴追委員予備員、検察官適格審査会委員予備委員及び国会等移転調査会委員の選任について決定した。

国土審議会特別委員の推薦について決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年5月20日（金）（第18回）

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年6月6日（月）（第19回）

理事の補欠選任を行った。

本会議における内閣総理大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・ 日取り	6 月 6 日	
・ 時 間	自由民主党	20分
	日本社会党・護憲民主連合	15分
	日本共産党	10分
・ 人 数	各派 1 人	

- ・ 順 序 大会派順

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 6 年 6 月 8 日（水）（第20回）

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 6 年 6 月10日（金）（第21回）

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 6 年 6 月17日（金）（第22回）

参考人の出席を求めることを決定した。

製造物責任法案（閣法第53号）及び製造物責任法案（参第 2 号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・ 時 間 自由民主党 15分
日本社会党・護憲民主連合 10分
- ・ 人 数 各派 1 人
- ・ 順 序 大会派順

健康保険法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・ 時 間 自由民主党 15分
日本社会党・護憲民主連合 10分
日本共産党 7 分
- ・ 人 数 各派 1 人
- ・ 順 序 大会派順

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 6 年 6 月20日（月）（第23回）

小委員長の補欠選任を行った。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年6月21日（火）国会等移転小委員会（第1回）

国会等移転調査会の中間報告について参考人国会等移転調査会会長宇野収君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成6年6月22日（水）（第24回）

次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

- ・ 科学技術会議議員の任命同意に関する件
- ・ 宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件
- ・ 公害等調整委員会委員の任命同意に関する件
- ・ 漁港審議会委員の任命同意に関する件
- ・ 運輸審議会委員の任命同意に関する件

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年6月23日（木）（第25回）

本会議において国際問題に関する調査会、国民生活に関する調査会及び産業・資源エネルギーに関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

（衆第9号）（衆議院提出）

国会職員法の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第11号）（衆議院提出）

以上3案について戸張事務総長から説明を聴いた後、いずれも可決した。

（衆第9号・衆第10号・衆第11号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 なし

欠席会派 共

国会職員の勤務時間・休暇等に関する規程の制定に関する件について決定した。

国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件について決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年6月29日（水）（第26回）

事務総長から内閣総辞職の報告を聴いた。

請願第1739号外4件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要しないものと審査決定した。

外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

閉会中における本委員会所管事項の取り扱いについては、その処理を委員長に、小委員会所管事項の取り扱いについては、その処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

(3) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（３件）

番号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本 院 へ 提 出	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
9	国会議員の歳費、旅費及び 手当等に関する法律の一部 を改正する法律案	議 院 運 営 委 員 長 (6. 6. 23)	6. 6. 23	6. 6. 23	6. 6. 23 (予)	6. 6. 23 可 決	6. 6. 23 可 決			6. 6. 23 可 決	
10	国会職員法の一部を改正す る法律案	議 院 運 営 委 員 長 (6. 23)	6. 23	6. 23	6. 23 (予)	6. 23 可 決	6. 23 可 決			6. 23 可 決	
11	国立国会図書館法の一部を 改正する法律案	議 院 運 営 委 員 長 (6. 23)	6. 23	6. 23	6. 23 (予)	6. 23 可 決	6. 23 可 決			6. 23 可 決	

(4) 成立議案の要旨

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

(衆第9号)

【要旨】

本法律案は、特殊乗車券の利用できる範囲に、新たに寝台料金を含めようとするものである。

国会職員法の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 国会職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮ってこれを定めることとする。
- 2 この法律は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日（政令で定める日）から施行することとする。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第11号）

【要旨】

本法律案は、支部上野図書館に関する規定を整備するものである。

【科学技術特別委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において、科学技術特別委員会に付託された法律案は、内閣提出の特定放射光施設の共用の促進に関する法律案であり、これは全会一致をもって可決、成立した。また、本委員会付託の「ロシアによる日本海への放射性廃棄物投棄の全面禁止に関する請願」4件は採択され、内閣に送付すべきものと決した。

〔法律案の審査〕

特定放射光施設の共用の促進に関する法律案は、日本原子力研究所及び理化学研究所によって、兵庫県において建設が進められている大型放射光施設に関し、これを利用して科学技術に関する試験研究を行う者の共用を促進することにより、科学技術振興のための基盤強化と国際交流の進展を図ろうとするものである。

その主な内容は、以下のとおりである。

- ① 内閣総理大臣は特定放射光施設の共用に関する基本方針を定めなければならない。
- ② 日本原子力研究所及び理化学研究所の業務に、共用施設を整備し、これを科学技術に関する試験研究を行う者の共用に供する等の業務を追加する。
- ③ 内閣総理大臣は、放射光利用研究促進機構を指定することができる。
- ④ 放射光利用研究促進機構は、追加された日本原子力研究所及び理化学研究所の業務の全部または一部を、供用業務として実施する。
- ⑤ 放射光利用研究促進機構は、供用業務の実施計画等の重要事項を審議する諮問委員会を設置する。
- ⑥ 国は、予算の範囲内において、放射光利用研究促進機構に対し、供用業務等に要する費用を交付できる。

本案は、委員会において、6月7日趣旨説明を聴取し、6月20日質疑、採決が行われた。質疑では、特定放射光施設の共用促進の意義、見込まれる放射光利用の成果、新設される放射光利用研究促進機構の組織と機能、特定放射光施

設の利用料金に関する考え方、特定放射光施設を共用する試験研究者の選定方法の考え方、国際研究交流推進の基本的考え方等が質された後、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査・委嘱審査等〕

6月7日、近江科学技術庁長官から所信を、井田科学技術庁長官官房長から平成6年度科学技術庁関係予算について説明聴取し、6月20日、科学技術行政の基本施策について質疑を行った。質疑の中では、平成6年度科学技術庁の重点施策、放射性廃棄物の海洋投棄の影響及び情報収集体制、地震予知に関連するプレートテクトニクス解明のための深海調査船の活用、我が国の原子力開発利用長期計画の改定に関する考え方、H-IIロケット打ち上げ計画等宇宙開発政策の問題等が取り上げられた。

また、委員派遣の報告が6月7日に行われた。10名の派遣委員は、3月14日及び15日の2日間、兵庫県西播磨テクノポリス、播磨科学公園都市内の大型放射光施設であるSPring-8の建設状況、兵庫県立先端科学技術支援センター及び住友電気工業株式会社播磨研究所を視察した。

なお、6月21日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度科学技術庁関係予算の審査を行い、平成6年度予算の重点項目、先端的科学技術以外の分野への予算配分の配慮、近年の若者の科学技術離れ対策、福祉分野への科学技術の応用・普及策、非核三原則の維持・発展策、プルトニウムによる核兵器製造の可能性等の質疑が行われた。

（２）委員会経過

○平成6年2月16日（水）（第1回）

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成6年3月4日（金）（第2回）

委員派遣を行うことを決定した。

○平成6年6月7日（金）（第3回）

科学技術振興のための基本施策に関する件について近江科学技術庁長官から所信を聴いた。

平成6年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

特定放射光施設の共用の促進に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について近江科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

派遣委員から報告を聴いた。

○平成6年6月20日（月）（第4回）

科学技術振興のための基本施策に関する件について近江科学技術庁長官、政府委員、外務省、環境庁、文部省及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行った。

特定放射光施設の共用の促進に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について近江科学技術庁長官、政府委員及び科学技術庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第34号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

○平成6年6月21日（火）（第5回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（科学技術庁））について近江科学技術庁長官、政府委員、資源エネルギー庁、厚生省、通商産業省及び外務省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第6回）

請願第70号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

科学技術振興対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・ 内閣提出法律案（１件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
※34	特定放射光施設の共用の促進に関する法律案	衆	6. 3. 22	6. 6. 6 (予)	6. 6. 20 可決	6. 6. 22 可決	6. 5. 20 科学技術	6. 6. 3 可決	6. 6. 7 可決	

(4) 成立議案の要旨

特定放射光施設の共用の促進に関する法律案（閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、科学技術に関する試験研究を行う者による特定放射光施設の共用を促進するための措置を講ずることにより、科学技術に関する試験研究の基盤強化と国際交流の進展を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

「特定放射光施設」とは、日本原子力研究所及び理化学研究所により設置される、加速された電子または陽電子から放射される強い指向性と高い輝度を有する電磁波（放射光）を使用して科学技術に関する試験研究を行うための施設であって、総理府令で定めるものとする。

「共用施設」とは、特定放射光施設のうち試験研究を行う者の共用に供される部分とする。

「専用施設」とは、日本原子力研究所及び理化学研究所以外の者により設置され、特定放射光施設に係る放射光を使用して試験研究を行うためのものとする。

2 基本方針の策定

内閣総理大臣は、特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針を定めなければならない。

3 日本原子力研究所及び理化学研究所への業務追加

日本原子力研究所及び理化学研究所の業務に、共用施設の建設、維持管理及び共用に供すること並びに専用施設の設置者に対する放射光の提供等を追加する。

4 放射光利用研究促進機構の指定

内閣総理大臣は、特定放射光施設の共用の促進を図ることを目的として設立された民法第34条の規定による法人を、その申請により、全国を通じて一に限り、放射光利用研究促進機構として指定することができるものとする。

5 放射光利用研究促進機構による供用業務の実施

放射光利用研究促進機構が指定されたとき、日本原子力研究所及び理化学研究所は、追加業務（共用施設の建設、維持管理及び運転等を除く）の全部または一部を、供用業務として同機構に行わせるものとする。

6 放射光利用研究促進機構の業務

放射光利用研究促進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）供用業務

（２）施設利用研究の実施に関する情報の提供、相談その他の援助（支援業務）

（３）施設利用研究に係る内外の動向調査及び分析並びに啓発活動、試験研究、海外からの研究者の招へい

（４）日本原子力研究所または理化学研究所の委託による共用施設の維持管理及び運転等

7 諮問委員会

放射光利用研究促進機構は、同機構の代表者の諮問に応じ、供用業務の実施計画の作成その他供用業務の実施に関する重要事項を審議する諮問委員会を置くものとする。

8 交付金

国は、予算の範囲内において、放射光利用研究促進機構に対し、供用業務及び支援業務に要する費用の全部または一部に相当する金額を交付することができるものとする。

9 その他

放射光利用研究促進機構に係る業務規程の認可、事業計画、役員の選任及び解任、役員及び職員の公務員たる性質、報告及び検査、監督命令、指定の取消し及び罰則等所要の規定を定めるものとする。

【環境特別委員会】

（１）審議概観

第129回国会において環境特別委員会に付託された法律案は、内閣提出２件（うち１件は第128回国会から継続）で、いずれも成立した。また、本委員会

付託の請願 4 種類131件は、いずれも保留と決定された。

〔法律案の審査〕

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案（第128回国会提出、衆議院継続）は、水道原水の浄水処理に伴い副次的に生成するトリハロメタン等の物質による水道利水障害の防止を図るため、公共用水域である水道水源水域の水質の保全に関する基本方針及び計画の策定に関する事項を定めるとともに、水道水源水域の水質の保全に関し水質汚濁防止のための規制等の措置を総合的かつ計画的に講じようとするものである。

委員会においては、本案と厚生省所管の水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案との関係、有害物質等による水質汚濁防止対策等について質疑が行われ、本案は原案どおり全会一致をもって可決された。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案は、希少野生動植物種の譲り渡し等に係る規制の対象を、その個体に加え、器官及びこれらの加工品にまで拡大すること、あわせて、特定の器官・加工品等については、その流通にかかわる事業者に対する規制・管理制度を設けること等により絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存の一層の推進を図ろうとするものである。

委員会においては、規制対象とする器官及び加工品の具体例、本法違反のチェック体制の確立、絶滅のおそれのある鳥類の保護対策等について質疑が行われ、本案は原案どおり全会一致をもって可決された。

環境

〔国政調査・委嘱審査等〕

6月8日、浜四津環境庁長官から所信を、政府委員から平成6年度環境庁関係予算、平成6年度各省庁の環境保全関係予算及び公害等調整委員会の事務概要等についてそれぞれ説明を聴取し、6月10日、公害対策及び環境保全の基本施策について質疑を行った。

そのほか、公害及び環境保全対策の実情等調査のため、5月31日、神奈川県を訪れ、南本牧産業廃棄物最終処分場、湘南国際村（国際生態学センター及び国際環境自治体協議会日本事務所情報研修センター）をそれぞれ視察した。

なお、6月21日、予算委員会の委嘱を受け、平成6年度公害等調整委員会及

び環境庁関係予算を審査し、環境基本法成立後初の予算としての重点項目及びその評価、地方分権と環境行政についての見解、大深度地下利用についての環境対策、海外進出企業の環境配慮活動についての調査費の内容、海洋・海浜の動植物の保護対策、瀬戸内海の開発の規制の強化問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成6年2月16日(水)(第1回)

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成6年2月18日(金)(第2回)

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案(第128回国会閣法第20号)(衆議院送付)について広中環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成6年2月25日(金)(第3回)

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案(第128回国会閣法第20号)(衆議院送付)について広中環境庁長官、政府委員、農林水産省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(第128回国会閣法第20号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

○平成6年6月8日(水)(第4回)

公害対策及び環境保全の基本施策について浜四津環境庁長官から所信を聴いた。

平成6年度環境庁関係予算について政府委員から説明を聴いた。

平成6年度各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。

公害等調整委員会の事務概要等について政府委員から説明を聴いた。

○平成6年6月10日(金)(第5回)

公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について浜四津環境庁長官、政府委員、環境庁、資源エネルギー庁、農林水産省、林野庁、建設省、厚生

省及び警察庁当局に対し質疑を行った。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について浜四津環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月20日（月）（第6回）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について浜四津環境庁長官、政府委員、通商産業省、農林水産省及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第58号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

○平成6年6月21日（火）（第7回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（公害等調整委員会、環境庁））について浜四津環境庁長官、政府委員、海上保安庁、運輸省、通商産業省、農林水産省、水産庁、建設省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第8回）

請願第1号外130件を審査した。

公害及び環境保全対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・ 内閣提出法律案（２件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
58	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案	衆	6. 4. 15	6. 6. 8	6. 6. 20 可決	6. 6. 22 可決	6. 5. 20 環境	6. 6. 7 可決	6. 6. 8 可決	
128 -20	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案	〃	1. 18	2. 16	2. 25 可決	2. 25 可決	1. 31 環境	2. 15 可決	2. 16 可決	第 128 回国会 衆継続

(4) 成立議案の要旨

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する
法律案（閣法第58号）

【要旨】

本法律案は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引の状況にかんがみ、希少野生動植物種に係る譲り渡し等の規制の対象を拡大すること等によって、これらの種の保存の一層の推進を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 規制対象の拡大

希少野生動植物種の譲り渡し等に係る規制の対象を、その個体に加え、器官及びこれらの加工品に拡大する。

2 器官及び加工品の譲り渡し等の原則禁止

希少野生動植物種の器官及び加工品の譲り渡し等は禁止する。ただし、人工繁殖させたもの等適法に入手されたものについては、個体の場合と同様、登録を受けて譲り渡し等ができることとする。なお、本邦内で原材料として使用されているものについては、一括して事前登録の手続によることができることとする。

3 事業者の届け出及び記帳の義務づけ等

原材料として使用されている特定の器官等については、その譲り渡し等を伴う業務を行う事業者に対して、届け出及び記帳を義務づけるとともに、事業者がこれを分割した場合には、入手経路等を記載した管理票を付して譲り渡し等を行うことができることとする。

4 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定

適正な経路を経て製造された製品については、適正に入手された原材料に係るものである旨の環境庁長官等または指定認定機関による認定を行うとともに、これを証する標章を発行する制度を設けることとする。

5 施行期日

公布の日から1年以内に施行する。

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別
措置法案（第128回国会閣法第20号）

【要旨】

近年、とりわけ水道水の安全性に対する不安の大きいトリハロメタン濃度が水道水質基準を超え、また、超えるおそれがあるにもかかわらず、一部の浄水場において、現在の技術的な措置のみでは対応できず、対策が限界に達している状況にある。

本法律案は、このような状況に対処し、水道の浄水施設における浄水処理に伴い副次的に生成するトリハロメタン等の物質による水道利水障害を防止するため、公共用水域である水道水源水域の水質の保全に関する施策を総合的かつ計画的に講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針の策定

国は、特定水道利水障害を防止するための水道水源水域の水質の保全に関する基本的な指針等を内容とする基本方針を閣議決定により定める。

2 指定水域及び指定地域の指定

（１）内閣総理大臣は、都道府県知事の申し出に基づき、関係都道府県知事の意見を聴き、かつ閣議決定を経て、①その水を水道原水として利用する水道水において特定水道利水障害が生ずるおそれがあり、②水道事業者がその水質の汚濁の状況に応じた措置を講ずることにより特定水道利水障害を防止することが困難であり、かつ、③水質の保全に関する施策を総合的かつ計画的に講ずる必要があると認められる水道水源水域を指定水域として指定し、及び、指定水域の水質の汚濁に関係があると認められる地域を指定地域として指定する。

（２）水道事業者は、都道府県知事が（１）の申し出をするよう要請することができる。

3 水質保全計画の策定

都道府県知事は、基本方針に基づき、関係者の意見等を聴き、かつ内閣総理大臣に協議して、指定水域の水質の保全に関する方針、水道事業者の措置、水質の保全に関する目標、事業、規制等の措置等に関する事項を内容とする指定水域の水質の保全に関し実施すべき施策に関する水質保全計画を定める。

4 指定水域の水質の保全に資する事業の実施

国、地方公共団体その他の者は、その事業に関する法律の規定に従い、水質保全計画に定められた事業を実施する。

5 指定地域における規制措置等

(1) 都道府県知事は、水質保全計画に基づき、水道水源特定事業場や構造等基準に係る施設について、特定排水基準や施設の構造等に関する基準を設定し、勧告、改善命令等の措置を講ずることができる。

(2) 都道府県知事は、その他の事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告ができる。

6 生活排水対策の推進等

(1) 都道府県知事は、水質保全計画に基づき、水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域の指定その他の生活排水対策の実施を推進する。

(2) 国は、水道水源水域の水質の保全に関し、普及啓発を図るとともに、国民の協力を求める。

7 その他

資料の提出、水道水の水質記録の提出、研究の推進、罰則等について所要の規定を設ける。

8 施行期日

この法律は、公布の日から6月以内に施行する。

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

〔国政調査等〕

6月3日、左藤国土庁長官から災害対策に関する所信を、村瀬国土庁防災局長から平成6年度防災関係予算についての説明を聴取した。

6月21日、災害対策樹立に関する調査を行った。

雲仙・普賢岳噴火災害に関し、雲仙・普賢岳の現状、島原市等の被災状況、住宅対策の実施状況、砂防事業の実施状況、警戒区域内での施工の可否及び今後の予定、一般国道57号改築の進捗状況、防災集団移転促進事業の実施状況、

住宅金融公庫の融資条件の緩和・返済の猶予措置、被災者に対する支援措置の拡充強化、雲仙岳災害対策基金事業の実施状況、基金運用実績及び基金積み増しについての国の方針、災害対策基本法見直しについての検討状況、警戒区域設定システムの見直し、住民に対する損失補償制度の創設、特別法の制定、内閣総理大臣及び国土庁長官の現地視察等について質疑が行われた。

津波等緊急時における情報伝達体制に関しては、防災行政無線の整備状況と整備推進策、気象庁が行っている緊急情報基盤整備の内容、衛星通信受信のためのパラボラアンテナ設置に要する費用と設置の推進、富山県のスーパーバードを利用した災害情報の双方向通信の現状、気象業務法の改正等について質疑が行われた。

また、土砂災害に関し、災害危険箇所数、整備状況、第3次急傾斜地崩壊対策事業5カ年計画の実施状況、集中豪雨予報体制、ハザードマップの整備状況と観光客等への周知方法等について質疑が行われた。

さらに、防災基本計画見直しに係る基本的観点、スケジュール、定期的見直しの必要性、防災に関する国際協力強化のための体制整備、広島市における高潮対策事業の推進等について質疑が行われた。

6月29日、本委員会に付託された請願1種類2件について審査した結果、保留とすることに決定した。

なお、5月13日、雲仙・普賢岳火山災害対策小委員会を設置した。

(2) 委員会経過

○平成6年2月16日（水）（第1回）

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成6年5月13日（金）（第2回）

理事の補欠選任を行った。

雲仙・普賢岳火山災害対策小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件及び小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成6年6月3日（金）（第3回）

災害対策の基本施策に関する件について左藤国土庁長官から所信を聴いた。
平成6年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成6年6月21日（火）（第4回）

雲仙・普賢岳噴火災害対策に関する件、緊急情報基盤整備に関する件、防災基本計画見直しに関する件等について左藤国土庁長官、政府委員、建設省、自治省、消防庁及び気象庁当局に対し質疑を行った。

○平成6年6月29日（水）（第5回）

請願第2608号外1件を審査した。
災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【政治改革に関する特別委員会】

（1）審議概観

第129回国会において政治改革に関する特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出4件、本院提出1件であり、5件すべてが成立した。また、本委員会付託の請願3種類26件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、第1に、衆議院議員の選挙制度について、衆議院議員の定数を、小選挙区選出議員300人、比例代表選出議員200人に改めるとともに、比例代表選出議員の選挙については、全都道府県の区域を11に分けた各選挙区において行うこと、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等の得票率要件を100分の2以上であるものに改めるとともに、衆議院名簿届出政党等については、名簿登載者数が当該選挙区の定数の10分の2以上であるものに改めること、また重複立候補は、比例代表選出議員の選挙の選挙区の区域内の小選挙区に係る候補者についてできることとする。第2に、戸別訪問について、何人も選挙に関し、戸別訪問

をすることができないこととすること。第3に、あいさつ状の禁止について、公職の候補者等が選挙区内にある者に対して出してはならないあいさつ状は、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するものとする等である。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案は、その施行期日を公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布の日から施行することとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、第1に、政党要件の基準となる参議院議員の通常選挙の範囲を前回又は前々回の通常選挙に改めるとともに、得票率要件を100分の2以上であるものに改めることとすること。第2に、会社、労働組合その他の団体は、資金管理団体に対して年間50万円を限度に寄付をすることができることとするとともに、施行日から5年を経過した場合にこれを禁止する措置を講ずることとすること等である。

政党助成法の一部を改正する法律案は、第1に、政党交付金の対象となる政党要件の基準となる参議院議員の通常選挙の範囲を前回または前々回の通常選挙に改めるとともに、得票率要件を100分の2以上であるものに改めること。第2に、政党助成法の運用等について、政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については、民主的かつ公正なものとするとともに、国民の信頼にもとることのないよう、政党交付金を適切に使用しなければならないものとする。第3に、政党の届出について、政党交付金の交付を受けようとする政党は、当該政党の本部及び各支部の前年における収入の総額を合計した額から政党交付金、借入金及び本部や各支部において重複計上された額を控除した前年の収入総額を計算書等を添付して自治大臣に届け出なければならないこととすること。第4に、政党交付金の交付額について、その年分として各政党に交付すべき政党交付金の交付限度額は、その政党の前年の収入総額の3分の2に相当する額とするとともに、各政党に対する政党交付金の交付は毎年、7月、10月、12月に行うこととすること等である。

委員会においては、衆議院議員選挙制度の改正に伴う参議院議員の選挙制度のあり方、衆議院議員比例選挙の執行体制、記号式投票制度の問題点、衆議院

議員選挙区画定審議会委員の任命時期と人選方針、政党の法人格付与の必要性、政党の今後のあるべき姿、資金管理団体への企業・団体献金の5年後禁止の手法、供託金額の妥当性、政治活動の自由と政党ビラ・ポスターの禁止の妥当性、腐敗防止法制定の必要性、重複立候補制度のあり方、ブロック制導入と民意の反映、身体障害者・海外在住者の政治参加などの質疑が行われ、討論の後、4法律案はいずれも多数をもって可決された。

公職選挙法等の一部を改正する法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙における選挙区間の人口と定数の不均衡を是正するため、各選挙区において選挙すべき議員の数を改め、宮城県を2人から4人に、埼玉県を4人から6人に、神奈川県を4人から6人に、岐阜県を2人から4人に、それぞれ増員し、北海道を8人から4人に、兵庫県を6人から4人に、福岡県を6人から4人に、それぞれ減員するとともに、衆議院議員の選挙制度改革に関連して、参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等の得票率要件を100分の2以上とする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参議院選挙区選出議員の定数における平等原則の実現、8増8減を提案した根拠、今後の抜本改革への取り組みなどの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査〕

6月22日、政治改革に関する調査のため、参考人として、衆議院議員選挙区画定審議会会長石川忠雄君及び同審議会会長代理味村治君の出席を求め、石川参考人から「衆議院議員選挙区画定審議会の区割り案の作成方針」に関して、意見を聴取し、味村参考人に対し、区割り案作成方針の性格、選挙区の本質論、区割り決定に際しての原則の例外、市町村の分区問題、都道府県知事の意見聴取の意義、この中間報告の性格、勧告後における区割りの法案化への政府の対応、政党の選挙公約の意義、即時解散・総選挙の必要性、区割り作成における格差是正のための基準などの質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成6年2月16日（水）（第1回）

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成 6 年 3 月 2 日（水）（第 2 回）

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案案

（衆第 2 号）（衆議院提出）

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

（衆第 3 号）（衆議院提出）

政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

（衆第 4 号）（衆議院提出）

政党助成法の一部を改正する法律案（衆第 5 号）（衆議院提出）

以上 4 案について提出者衆議院政治改革に関する調査特別委員長石井一君より趣旨説明を聴いた後、同君、衆議院政治改革に関する調査特別委員長代理太田昭宏君、同堀込征雄君、同細田博之君、細川内閣総理大臣、久保田経済企画庁長官、広中環境庁長官、羽田外務大臣、武村内閣官房長官、石田総務庁長官、大内厚生大臣、佐藤自治大臣、山花国务大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成 6 年 3 月 3 日（木）（第 3 回）

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案案

（衆第 2 号）（衆議院提出）

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

（衆第 3 号）（衆議院提出）

政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

（衆第 4 号）（衆議院提出）

政党助成法の一部を改正する法律案（衆第 5 号）（衆議院提出）

以上 4 案について提出者衆議院政治改革に関する調査特別委員長石井一君、細川内閣総理大臣、山花国务大臣、佐藤国务大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（衆第 2 号・衆第 3 号・衆第 4 号・衆第 5 号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共、二院

○平成6年6月21日（火）（第4回）

理事の補欠選任を行った。

公職選挙法等の一部を改正する法律案（参第4号）について発議者参議院議員松浦功君から趣旨説明を聴き、同君及び参議院法制局当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（参第4号）

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共

○平成6年6月22日（水）（第5回）

参考人の出席を求めることを決定した。

衆議院議員選挙区画定審議会の「区割り案の作成方針」に関する件について参考人衆議院議員選挙区画定審議会会長石川忠雄君から報告を聴いた後、羽田内閣総理大臣、石井自治大臣及び参考人衆議院議員選挙区画定審議会会長代理味村治君に対し質疑を行った。

○平成6年6月29日（水）（第6回）

請願第79号外25件を審査した。

政治改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・ 本院議員提出法律案（１件）

番号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	衆へ提出	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
4	公職選挙法等の一部を改正 する法律案	松浦 功君 外 7 名 (6. 6. 20)	6. 6. 21	6. 6. 22	6. 6. 21	6. 6. 21 可 決	6. 6. 22 可 決	6. 6. 22 (予) 政治改 革調査 特委	6. 6. 23 可 決	6. 6. 23 可 決	

・ 衆議院議員提出法律案（４件）

番号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本 院 へ 提 出	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
2	公職選挙法の一部を改正する 法律の一部を改正する法 律案	政治改革に 関する調査 特別委員長 (6. 3. 1)	6. 3. 1	6. 3. 1	6. 3. 1	6. 3. 3 可 決	6. 3. 4 可 決			6. 3. 1 可 決	
3	衆議院議員選挙区画定審議 会設置法の一部を改正する 法律案	政治改革に 関する調査 特別委員長 (3. 1)	3. 1	3. 1	3. 1	3. 3 可 決	3. 4 可 決			3. 1 可 決	

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
4	政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	政治改革に関する調査特別委員長 (6. 3. 1)	6. 3. 1	6. 3. 1	6. 3. 1	6. 3. 3 可決	6. 3. 4 可決			6. 3. 1 可決	
5	政党助成法の一部を改正する法律案	政治改革に関する調査特別委員長 (3. 1)	3. 1	3. 1	3. 1	3. 3 可決	3. 4 可決			3. 1 可決	

(4) 成立議案の要旨

公職選挙法等の一部を改正する法律案（参第4号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 参議院選挙区選出議員の定数を次のように改正する。

(1) 定数を増員する選挙区

宮城県	4人（現行2人）
埼玉県	6人（現行4人）
神奈川県	6人（現行4人）
岐阜県	4人（現行2人）

(2) 定数を減員する選挙区

北海道	4人（現行8人）
兵庫県	4人（現行6人）
福岡県	4人（現行6人）

2 参議院比例代表選出議員の選挙における名簿届出政党等の得票率要件について、直近に行われた衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙における当該政党等の得票総数が有効投票総数の100分の2以上（現行100分の4以上）であることに緩和する。

3 参議院の名簿届出政党等が行う新聞広告の公費負担について、当該選挙における政党等の得票総数が有効投票総数の100分の1以上に限り行うものとする。

4 この法律は、公布の日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆第2号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 衆議院議員の選挙制度に関する事項

(1) 衆議院議員の定数のうち、300人を小選挙区選出議員、200人を比例代表選出議員とする。

(2) 比例代表選出議員は、全都道府県の区域を11に分けた選挙区において選挙する。

選挙区	都道府県	議員数
北海道	北海道	9人
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	16人
北関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県	21人
南関東	千葉県、神奈川県、山梨県	23人
東京都	東京都	19人
北陸信越	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県	13人
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	23人
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	33人
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	13人
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	7人
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	23人

(3) 立候補

- ① 小選挙区選出議員の選挙の候補者届出政党の要件のうち、直近の衆議院総選挙及び参議院通常選挙の得票率の要件は100分の2とする。
- ② 比例代表選出議員の選挙の名簿届出政党等の要件のうち、直近の衆議院総選挙及び参議院通常選挙の得票率の要件は100分の2とし、名簿登載者の数の要件は当該選挙区の定数の10分の2以上とする。
- ③ 重複立候補は、比例代表選挙の区域内の小選挙区選出議員選挙の候補者のみ認める。
- ④ 重複立候補者を除く名簿登載者の数は、選挙区ごとに当該比例代表選挙区で選挙すべき数を超えることができない。

(4) 名簿届出政党等の当選人の数の決定につき、有効投票総数の100分の3以上の得票のあった政党に限るという要件を撤廃する。

(5) 比例代表選出議員選挙の区域を11に分けたことに伴い、比例代表選出議員選挙の選挙運動は比例代表の選挙区ごとの名簿登載者数に応じて所要の改正を行う。

2 戸別訪問に関する事項

戸別訪問は禁止する。

3 あいさつ状の禁止に関する事項

候補者または公職の候補者となろうとする者が選挙区内の者に対して行うあいさつ状の禁止内容から、改正法で加えた慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためのあいさつ状を除く。

4 施行期日等

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（衆第3号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法は、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布の日から施行する。

政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

（衆第4号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 政党要件の緩和

「政党」とは、政治団体のうち次のいずれかに該当するものをいうものとする。

(1) 所属国会議員5人以上を有するもの

(2) 直近における衆議院議員の総選挙または直近における参議院議員の通常選挙もしくは当該参議院議員の通常選挙の直近における参議院議員の通常選挙の得票率が100分の2以上であるもの

2 会社等の資金管理団体に対する寄附

(1) 会社、労働組合その他の団体は、資金管理団体に対して、年間50万円を限度に寄附をすることができるものとする。

(2) (1) の会社等の資金管理団体に対する寄附については、施行日から5年を経過した場合において、禁止する措置を講ずるものとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

政党助成法の一部を改正する法律案（衆第5号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 政党交付金の交付の対象となる政党

政党交付金の交付の対象となる政党は、政治団体のうち次のいずれかに該当するものとする。

(1) 衆議院議員または参議院議員を5人以上有するもの

(2) (1) に該当する政治団体に所属していない衆議院議員または参議院議員を有するもので、直近における衆議院議員の総選挙（以下「総選挙」という。）または直近における参議院議員の通常選挙（以下「通常選挙」という。）もしくは当該通常選挙の直近における通常選挙のいずれかの選挙の得票率が100分の2以上であるもの

2 この法律の運用等

政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするとともに、国民の信頼にもとることのないように、政党交付金を適切に使用しなければならないものとする。

3 政党の届出に関する事項

政党交付金の交付を受けようとする政党は、前年12月31日現在において算定した当該政党の前年における収入総額（政党の本部及び各支部の前年における収入の総額を合計した額から、当該政党が前年において交付を受けた政党交付金の総額と、当該政党の本部及び各支部の前年における借入金の総額を合計した額と、当該政党の本部及び各支部が前年において当該政党の本部

または支部から供与された交付金の総額を合計した額とを合計した額を控除して得た額をいう。以下同じ。)を、その日の翌日から起算して4月以内(その間に総選挙または通常選挙があった場合には、5月以内)に、自治省令で定める計算書等を添付して自治大臣に届け出なければならないものとする。

4 政党交付金に関する事項

- (1) その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の交付限度額は、当該政党の前年における収入総額の3分の2に相当する額とする。
- (2) 各政党に対して交付すべき政党交付金は、毎年、7月、10月及び12月にそれぞれ交付するものとする。
- (3) 政党の合併または分割が行われる場合において、その合併により存続する政党または合併もしくは分割により設立される政党に係る交付限度額の算定についての特例を設けるものとする。

5 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行するものとする。
- (2) その他所要の規定を整備するものとする。

【 沖 縄 及 び 北 方 問 題 に 関 す る 特 別 委 員 会 】

(1) 審 議 概 観

〔国政調査・委嘱審査等〕

6月15日、柿澤外務大臣、石田総務庁長官及び佐藤沖縄開発庁長官から所信を聴取した。

また、同日、委員派遣の報告を聴取した。同派遣は、今期開会中の2月28日から3月2日まで沖縄県において、沖縄県における厚生年金の格差問題及び駐留軍用地の返還等に係る問題等の実情を調査するため実施されたもので、沖縄総合事務局、那覇防衛施設局及び沖縄県等から概況説明等を聴取し、とよみ大橋、沖縄自由貿易地域及び航空自衛隊那覇基地等の視察を行った。

6月21日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度総理府(総務庁(北方対策本部)、沖縄開発庁)及び沖縄振興開発金融公庫関係予算の審査を行い、沖

縄における国際空港建設、国立組踊り劇場（仮称）の設置、北方領土住民とのビザなし交流のあり方などについて質疑を行った。

なお、北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）の早期返還の実現と日露平和条約の締結を願意とする「北方領土返還促進に関する請願」1件が付託され、6月29日、採択された。

（２）委員会経過

○平成6年2月16日（水）（第1回）

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成6年2月23日（水）（第2回）

委員派遣を行うことを決定した。

○平成6年6月15日（水）（第3回）

平成6年度沖縄及び北方問題に関する施策について柿澤外務大臣、石田総務庁長官及び佐藤沖縄開発庁長官から所信を聴いた。

派遣委員から報告を聴いた。

○平成6年6月21日（火）（第4回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（総務庁（北方対策本部）、沖縄開発庁）及び沖縄振興開発金融公庫）について石田総務庁長官及び佐藤沖縄開発庁長官から説明を聴いた後、佐藤沖縄開発庁長官、石田総務庁長官、政府委員、防衛施設庁、外務省、水産庁、厚生省、自治省及び運輸省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第5回）

請願第2634号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提

出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【地方分権に関する特別委員会】

（１）審議概観

第129回国会において地方分権に関する特別委員会に付託された法律案及び請願は、いずれもなかった。

（２）委員会経過

○平成6年2月16日（水）（第1回）

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成6年6月23日（木）（第2回）

理事の補欠選任を行った。

地方分権の推進に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【規制緩和に関する特別委員会】

（１）審議概観

第129回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件で、継続審査となった。また、本委員会付託の請願は、「内外価格差の是正と規制緩和に関する請願」1件のみで、保留となった。

〔法律案の審査〕

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減を図るため、許可、認可等の整理及び合理化を行おうとするものである。

本法律案は、6月23日、衆議院から送付されたが、会期最終日の6月29日、本委員会に付託され、同日継続審査要求書の提出を決定した。なお同日、本会

議において継続審査を決定した。

〔国政調査等〕

6月3日、石田総務庁長官から規制緩和に関する件について所信を聴取し、6月20日、同件について質疑を行った。

規制緩和に対する政府の基本姿勢、規制緩和で影響を受ける経済的弱者に対する施策、行政改革委員会のあり方、地方自治体における規制緩和の必要性、社会的規制の緩和のあり方などの問題が取り上げられた。

また、3月15日、麒麟ビール株式会社横浜工場及び日本石油精製株式会社根岸製油所の視察を行った。

（２）委員会経過

○平成6年2月16日（水）（第1回）

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成6年5月10日（火）（第2回）

特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

理事の補欠選任を行った。

○平成6年6月3日（金）（第3回）

規制緩和に関する件について石田総務庁長官から所信を聴いた。

○平成6年6月20日（月）（第4回）

規制緩和に関する件について石田総務庁長官、政府委員及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行った。

○平成6年6月29日（水）（第5回）

請願第2503号を審査した。

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

（閣法第73号）（衆議院送付）

の継続審査要求書を提出することを決定した。

規制緩和に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・ 内閣提出法律案（１件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
73	許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案	衆	6. 5. 20	6. 6. 29	継続審査		6. 5. 26	6. 6. 21 可決	6. 6. 23 可決	

【交通安全対策特別委員会】

(1) 審議概要

第129回国会において、交通安全対策特別委員会は3回開会され、付託された法律案はなく、請願の1種類6件が保留となった。

〔国政調査〕

6月15日、交通安全対策の基本施策に関して石田総務庁長官、石井国家公安委員長、二見運輸大臣、森本建設大臣から所信を聴取した。

また、平成6年度陸上交通安全対策関係予算、平成5年中の交通事故発生状況並びに平成6年中の交通警察の重点施策、平成6年度運輸行政における交通安全施策、平成6年度建設行政における交通安全施策について、政府委員から説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成6年2月16日（水）（第1回）

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成6年6月15日（水）（第2回）

交通安全対策の基本施策に関する件について石田総務庁長官、石井国家公安委員会委員長、二見運輸大臣及び森本建設大臣から所信を聴いた。

平成6年度陸上交通安全対策関係予算に関する件、平成5年中の交通事故発生状況並びに平成6年中の交通警察の重点施策等に関する件、平成6年度運輸行政における交通安全施策に関する件、平成6年度建設行政における交通安全施策に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

○平成6年6月29日（水）（第3回）

請願第731号外5件を審査した。

交通安全対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

2 委員会未付託議案審議表

・ 内閣提出法律案（6 件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員 会 託 付	委員 会 決 議	本 会 議 決 議	委員 会 託 付	委員 会 決 議	本 会 議 決 議	
※21	行政改革委員会設置法案	衆	6. 3. 18				6. 6. 2 内 閣	継 続 審 査		6. 6. 2 衆本会議趣旨説明
※26	国民年金法等の一部を改正 する法律案	〃	3. 18				6. 7 厚 生	継 続 審 査		6. 7 衆本会議趣旨説明
※44	国家公務員等共済組合法等 の一部を改正する法律案	〃	3. 29				6. 7 大 蔵	継 続 審 査		
48	私立学校教職員共済組合法 等の一部を改正する法律案	〃	4. 5				6. 7 文 教	継 続 審 査		
49	農林漁業団体職員共済組 合法等の一部を改正する法律 案	〃	4. 5				6. 7 農林水産	継 続 審 査		
51	地方公務員等共済組合法等 の一部を改正する法律案	〃	4. 8				6. 7 地方行政	継 続 審 査		

・衆議院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
7	臓器の移植に関する法律案	森井忠良君 外 13 名 (6. 4. 12)	6. 4. 15							継続 審査 (厚生)	
12	沖縄県における駐留軍用地 の返還及び駐留軍用地跡地 の利用の促進に関する特別 措置法案	上原康助君 外 8 名 (6. 23)	6. 27					6. 6. 27 沖縄及 び北方 問題特 委	継続審査		

・決算その他（１件）

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
平成４年度一般会計歳入歳出決算、 平成４年度特別会計歳入歳出決算、 平成４年度国税収納金整理資金受 払計算書、平成４年度政府関係機 関決算書	6. 1. 31				6. 2. 8 決算	継続審査		

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、今期のテーマとして設定した「21世紀に向けた日本の責務」に基づいて、第128回国会の平成5年10月10日（水）に外務省当局から「最近の国際情勢」及び防衛庁当局から「最近の国際軍事情勢」についてそれぞれ説明を聴取し質疑を行った。次いで今国会の平成6年2月9日（水）に平野健一郎君及び小島明君、次いで3月23日（水）には五十嵐武士君及び吉田和男君の各参考人の意見をそれぞれ聴取し質疑を行った。

以上の調査を踏まえ、「アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて」を最終年における具体的な調査項目として選定するに当たり、5月25日（水）の調査会において、自由討議方式による委員間の意見の交換を行った。

また、「国際交流、海外技術協力、自衛隊の現状等に関する実情調査」のため、3月13日（月）から16日（水）にかけて、広島県、福岡県及び熊本県に委員派遣を行い、5月25日（水）に派遣報告を聴取した。

これらを基に6月23日、第2年目の調査報告（中間報告）を取りまとめ議長に提出するとともに、24日、本会議にてその概要について口頭報告を行った。

〔調査の概要〕

第2年目においては、第1年目の調査を踏まえ、日本が21世紀に向けた責務を果たしていくにはどのような方途があり得るのかを軸として、アジア太平洋地域における安全保障の枠組みの構築、国際文化交流の推進、アジア太平洋地域の経済発展への寄与と日本の政府開発援助（ODA）のあり方等について調査を進めた。政府及び参考人の意見聴取とそれに対する質疑及び各委員による意見交換等の概要は以下のとおりである。

1. アジア太平洋地域における平和の構築

(1) 政治・安全保障対話による信頼醸成の構築

世界の平和と安定を確保する上で、アジア太平洋地域の国際的な役割はます

ます重要になってきている一方、同地域には様々な不安定要因が存在している。同地域においては、経済的な結びつきを深めると同時に、安全保障の体制づくりが重要な課題となっており、域内諸国相互の信頼感をつくり出すためにさまざまなレベルにおける対話、交流等を通じて平和の構築を図っていくことが重要である。

(2) 国際交流等を通じた信頼醸成

国際交流、人的交流を通じた信頼醸成の構築を図る観点から、「アジア太平洋議員フォーラム」の開催等、多角的重層的な政治・安全保障対話のネットワーク構築の推進を始めるほか、アジア太平洋地域における大学の連合組織の枠組みを形成し、相互交流の形での各国の若者の交流拡大に努めるべきである。

(3) アジア太平洋地域における国際的な責務を果たすに当たっての留意

アジア太平洋地域の一員である日本は、域内諸国との経済的、文化的な交流、信頼感の醸成に一層努めるとともに、歴史の教訓に学び、未来志向の友好協力関係の進展に努める必要がある。

2. 国際文化交流の推進

(1) 国際文化交流の重要性と実施体制の拡充

日本と世界各国との相互理解を深め信頼関係を築く上で国際文化交流の推進は緊要であり、そのためには実施体制の拡充が緊要である。その中核的实施機関である国際交流基金について、予算、人員及び在外機関の拡充を図るとともに、事業の内容の多様化に工夫を凝らす必要性がある。

(2) 地方、民間の国際交流活動の活発化

今日、国際関係における主体の多様化が進み、国際交流の分野においても、地方自治体、民間団体等の役割が極めて大きなものになってきている。このため、地方自治体、民間団体の主体性を尊重しつつ、国と地方、官民の協調、連携を重視し、地方、民間の国際交流活動を側面的に支援することが求められている。

(3) 国際文化協力の拡充

人類共通の財産である有形、無形の文化遺産、文化財の保存修復・振興を図る国際文化協力は、日本ならではの国際的責務を果たす重要な方途の一つであり、世界的な文化遺産の保存修復の推進について日本のリーダーシップを発揮

するよう努める必要がある。

(4) 国際交流に携わる人材の育成、留学生受入れに対する施策の充実

人的つながりが重要な意味を持つ国際交流活動をさらに推進するためには、専門家として国際交流を担う人材を養成することが不可欠である。また、留学生受け入れ10万人計画について、数的目標の達成を目指すばかりでなく、留学生、受け入れ大学、教員側も満足のできる教育研究環境がつけられるよう、施策の充実に努めることが緊要である。

(5) 国連大学に対する支援の拡充

日本が招致した国連大学の活動を強化するため、同大学に対する支援を一層拡充する必要性について指摘があった。

3. アジア太平洋地域の経済発展への寄与と政府開発援助のあり方

(1) アジア太平洋地域の経済発展への寄与

アジア太平洋地域が経済発展に伴い欧米諸国に対抗姿勢を示す中で、日本は欧米諸国とアジア諸国との経済的問題での仲介役となるべきである。その一方、日本は経常収支黒字削減のための努力を行うと同時に、アジア太平洋地域諸国と日本との平和的競争の維持について議論を深めていく必要がある。

(2) 政府開発援助のあり方

ODAの量的拡充はもとより、環境、人口、難民及びエイズなど地球的規模の諸問題への対処等について、きめ細かい施策の充実が課題となってきた。また、国民の理解、支援及び参加のもと、ODAの内容をさらに検討していく必要がある。

4. 早期に施策の具体化を求める提言

(1) 留学生受け入れ施策の充実

学位授与の円滑化等、留学生に対する施策の充実に努めるとともに、このための経済協力予算の一層の充当を進めるべきである。

(2) 「国際文化財保存修復協力センター（仮称）」の早期設置

文化財保護の国際協力を組織的に実施する機関として「国際文化財保存修復協力センター（仮称）」を早期に設置すべきである。

(3) ポリオ根絶に向けた支援等医療協力の充実

アジア太平洋地域諸国におけるポリオ根絶及びワクチン供与を含む開発途上国の予防接種体制の整備に向けた支援など、子供の健康に関する分野の協力を一層充実すべきである。

今後、本調査会は「アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて」のテーマのもと、アジア太平洋地域における信頼醸成の構築、国際文化交流の推進及び経済協力に関する基本法の立法化の検討等について調査を進める。

(2) 調査会経過

○平成6年2月9日（水）（第1回）

国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

委員派遣を行うことを決定した。

21世紀に向けた日本の責務について参考人東京大学教養学部教授平野健一郎君及び日本経済新聞編集局次長小島明君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成6年3月23日（水）（第2回）

理事の補欠選任を行った。

21世紀に向けた日本の責務について参考人東京大学教授五十嵐武士君及び京都大学教授吉田和男君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成6年5月25日（水）（第3回）

派遣委員から報告を聴いた。

国際問題に関する調査について意見の交換を行った。

○平成6年6月23日（木）（第4回）

国際問題に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

国際問題に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会長報告要旨

国際問題に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成4年8月に設置された後、3年間にわたる調査活動のテーマとして設定した「21世紀に向けた日本の責務」のもと、調査を行ってきた。

第2年目においては、アジア太平洋地域における平和の構築、国際文化交流の推進、経済発展への寄与とODAのあり方等の諸問題について調査を進め、去る6月23日、早期に施策の具体化を求める提言を含む調査報告書（中間報告）を取りまとめ、同日議長にこれを提出した。その主な内容は次のとおりである。

1 アジア太平洋地域における平和の構築

(1) 政治・安全保障対話による信頼醸成の構築

世界の平和と安定を確保する上で、アジア太平洋地域の国際的な役割は重要であり、域内諸国相互の信頼感をつくり出すため、地域的な対話の促進等を通じて、平和の構築を図っていくことが重要である。

(2) 国際交流等を通じた信頼醸成

国際交流、人的交流を通じた信頼醸成の構築を図る観点から、多角的重層的な政治・安全保障対話のネットワーク構築の推進、相互交流の形での若者の交流の拡大に努めるべきである。

(3) アジア太平洋地域における国際的な責務を果たすに当たっての留意

アジア太平洋地域の一員である日本は、歴史の教訓を学び域内諸国との政治、経済、文化の各般の分野にわたる対話と協力を進め、未来志向の友好協力関係の進展に努める必要がある。

2 国際文化交流の推進

(1) 国際文化交流の重要性と実施体制の拡充

諸国民の相互理解と信頼関係の構築を進める上での国際文化交流の重要性にかんがみ、国際交流基金の予算、人員、在外機関の拡充を図るとともに、事業内容の多様化に努めるべきである。

(2) 地方、民間の国際交流活動の活発化

国際交流の分野において、地方自治体等の役割が大きなものになってきていることから、国と地方の連携を重視しつつ、地方、民間の国際交流活動を側面的に支援する必要がある。

(3) 国際文化協力の拡充

文化遺産、文化財の保存修復、振興を図る国際文化協力は、日本ならではの国際的責務を果たす重要な方途の一つであり、この分野で日本はリーダーシップを発揮するよう努める必要がある。

(4) 国際交流に携わる人材の育成、留学生受入れに対する施策の充実

国際交流の基盤を確固たるものとするため、国際交流を担う専門家を養成するとともに、留学生受入れ施策の充実に努めることが必要である。

(5) 国連大学に対する支援の拡充

国連大学と日本、開発途上国の高等教育機関とのネットワークの形成の促進等、日本が招致した国連大学の活動を強化するため、国連大学に対する支援を拡充すべきである。

3 アジア太平洋地域の経済発展への寄与と政府開発援助のあり方

(1) アジア太平洋地域の経済発展への寄与

アジア太平洋地域諸国の経済的なテークオフ、経済力の強化に伴う日本との経済的競合関係の中で、域内諸国と日本がどのようにすれば平和的な競争ができるか論議を深めていく必要がある。

(2) 政府開発援助のあり方

日本のODAは、世界最大の規模に達したが、今後、環境、人口、難民、エイズなど地球的規模の諸問題への対処等が課題となることから、その内容をさらに検討していく必要がある。

4 早期に施策の具体化を求める提言

(1) 留学生受け入れ施策の充実

留学生の受け入れに当たっては、奨学金、宿舍の整備を初めとする関係経費の拡充、留学生担当教職員の増員等、施策の充実に努めるべきである。このため、経済協力予算の一層の充当を進めるべきである。

（２）「国際文化財保存修復協力センター（仮称）」の早期設置

国際文化協力を拡充するため、文化財保護の国際協力にかかわる実施機関を早期に設置すべきである。

（３）ポリオ根絶に向けた支援等医療協力の充実

アジア太平洋地域諸国におけるポリオ根絶、ワクチン供与を含む開発途上国の予防接種体制の整備の推進等、子供の健康に関する分野の協力を充実すべきである。

本調査会は、最終年を迎えるに当たって設定した「アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて」のテーマのもと、アジア太平洋地域における信頼醸成の構築、国際文化交流の推進、ODAのあり方、経済協力に関する基本法の立法化の検討などについて調査を進める。

【 国 民 生 活 に 関 す る 調 査 会 】

（１）活 動 概 観

〔調査の経過〕

本調査会は、今期の課題を「本格的高齢社会への対応」とし、平成5年8月には、初年度の活動の成果として、高齢社会の現状と課題について概観するとともに、高齢者の介護と生活環境の整備の問題を中心に10項目の提言を含む中間報告を取りまとめ、議長に提出し、公表した。

2年度目に当たる本年は、引き続き高齢者福祉の問題を中心に据えつつ、前回中間報告の提言部分を中心としたフォローアップを行うとともに、年金、医療及び福祉といった、いわゆる狭義の社会保障のみならず、本格的高齢社会へ向け関連性のある家族や雇用などの問題も含め、高齢者福祉の視点から施策の検証を進めることとした。

本調査会は、9名の参考人を招致し、「21世紀への福祉ビジョン」「家族の変化と老人扶養」「年金改革の哲学と手法」「高齢化社会における医療保障の課題」「個人貯蓄とライフサイクル」「医療と福祉の新時代」「福祉専門職と長寿社会の展望」「家族と社会福祉政策」「高齢期の消費者被害の実状と対

策」をテーマとする意見を聴取し質疑を行った。

また、前回中間報告の提言のフォローアップ及び「家族」「医療」「生活保障」の3分野に関し、関係各省から施策の現状と課題について説明を聴取し、「ゴールドプラン」の見直し、福祉教育への取り組み、介護休業制度の法制化、福祉のまちづくり促進のため関係省庁の連携などの質疑を行った。

さらに、広く国民から直接多様な意見を聴くため、「高齢者福祉の現状と課題」をテーマとして公聴会を開催し、8名の公述人から、在宅看護の重要性、ホームヘルプサービスの現状と課題、痴呆性老人対策の充実、老人保健福祉計画実施の課題、介護者に対する経済的支援の充実などの意見を聴取した。

そのほか、海外派遣や近郊視察による現地調査、委員の意見表明及び委員間のフリートーキング、有識者を招いての勉強会等の活動を行った。

こうした調査を踏まえて、6月23日、本調査会は各会派の意見の一致を見て14項目の提言を含む調査報告（中間報告）の提出を決定し、これを議長に提出し公表した。また、同日本会議において、会長がその概要を報告した。

〔調査の概要〕

調査報告では、まず前回中間報告のフォローアップとして最近の高齢者福祉政策の動向を検証し、今後の課題を示した。次に、高齢者福祉の視点から見た施策の検証として、「家族の変貌と高齢者福祉」「福祉の視点から見た高齢者医療」「高齢者の福祉と生活保障」の3つの分野について検討を加え、早急な取り組みが必要である14項目について、政策提言を行った。

政策提言の概要は、次のとおりである。

① 新たな高齢者福祉総合推進計画の策定

ホームヘルパー、特別養護老人ホームの整備などは現ゴールドプランの目標値の大幅な上乗せ、在宅介護支援センターなどは一層のてこ入れが必要。ゴールドプランの抜本的見直しにより医療、住宅等を含めた総合的な計画の策定。

② マンパワーの確保、福祉マインドの育成

保健医療・福祉関係職員の社会的地位の向上、勤務条件や賃金等の労働条件の改善、人材養成の促進などを引き続き推進。青少年期からの福祉教育、体験学習や高齢者とのふれあいの機会の積極的な拡充。

③ 高齢者向け住宅の整備促進、福祉のまちづくりの推進

公共投資の配分の見直し等による福祉関連分野の重点的な整備。公的賃貸住宅の供給、ケア付き住宅の整備、バリアフリー構造の積極的な促進。移動手段の確保、駅舎におけるエレベーターの設置促進など。

④ 国際家族年への適切な取り組み

国際家族年に当たっての基本的課題としては、家庭内の夫婦の平等、子供を生み育てやすい環境の整備、高齢者や子供、女性の人権の尊重など。

⑤ 社会保障における家族のとらえ方の整合性の確保

世帯規模の縮小や単独世帯の増加に伴って、個人の尊重とともに、多様な家族の多様なニーズに対応した社会福祉施策が必要。権利の付与や費用徴収の単位を世帯から個人中心に移行していく方向が適当。

⑥ 子育てと子供の成長への支援

夫婦が協力して子育てができるよう、男女の性別役割分担の見直し、育児休業を取得しやすくする環境の整備、労働時間の短縮、乳児保育・延長保育の充実や学童保育の制度化、児童手当の抜本的な改善などの推進。

⑦ 高齢者と家族への支援

公的な介護サービスの早急な拡充、サービスの相談窓口の一元化、利用しやすい迅速なサービスの提供、所得保障を含む介護休業制度の早期法制化、在宅介護の経済的負担の軽減などの施策の推進。

⑧ 個々の高齢者のニーズに対応した介護システムの構築

それぞれの高齢者に最も適した介護を提供するための保健・医療・福祉の連携強化、コーディネーターを育成。医療ソーシャルワーカーの位置づけの明確化、訪問看護サービスや在宅リハビリテーションの充実。

⑨ 高齢者医療における生活の質の向上と高齢者の選択の尊重

高齢者の療養環境改善のため、病室の面積拡大や個室化の促進が必要。「老人病院」については、医療サービスの調査等を実施。早期リハビリテーションの推進、インフォームド・コンセントの確立、在宅を含めたホスピスの拡充。

⑩ 痴呆性老人に対する処遇の総合的推進

痴呆性老人の介護者の負担軽減のため、受入れ施設の拡充、痴呆のメカニズムやケアのあり方についての調査研究等総合的な痴呆症対策の推進。

⑪ 高齢社会に対応した医学教育の推進

高齢者の多様な症状や、生活全体について総合的に対応できる「老人専門医」の育成、老年医学に関する科目や介護実習の必修化、看護業務や看護部門の位置づけの明確化、就業後における教育の充実等の施策の推進。

⑫ 国民年金制度の「空洞化」問題への対応

多数の未加入者や滞納者の存在など国民年金の空洞化が深刻。制度の意義と役割についての周知徹底を図るとともに、年金番号の一元化の積極的な推進。

⑬ 60歳代前半の雇用の確保等

60歳代前半の雇用確保は喫緊の課題。定年延長・継続雇用促進のための施策の推進。また、高齢者の身体機能に配慮した働きやすい職場環境等の整備。

⑭ 有料老人ホーム被害の未然防止

有料老人ホーム被害の未然防止のため、介護サービスなど分かりやすい表示の徹底や、運営に問題があるホームへの積極的な改善措置の実施。

(2) 調査会経過

○平成6年2月8日（火）（第1回）

国民生活に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

委員派遣を行うことを決定した。

○平成6年2月24日（木）（第2回）

理事の補欠選任を行った。

本格的高齢社会への対応に関する件について参考人慶應義塾大学総合政策学部教授丸尾直美君及びお茶の水女子大学教授湯沢雅彦君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成6年3月16日（水）（第3回）

本格的高齢社会への対応に関する件について参考人上智大学文学部教授山崎泰彦君及び社会保障研究所調査部長高木安雄君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成6年3月18日（金）（第4回）

本格的高齢社会への対応に関する件について参考人京都大学経済研究所教

授橘木俊詔君及び阪南中央病院内科医長・健康管理部次長岡本祐三君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成6年3月24日（木）（第5回）

本格的高齢社会への対応に関する件について参考人日本社会事業大学教授・社会福祉学部長京極高宣君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成6年4月13日（水）（第6回）

本格的高齢社会への対応に関する件について参考人立教大学社会学部教授庄司洋子君及び国民センター調査研究部調査役補佐木間昭子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成6年4月21日（木）（第7回）

高齢者福祉の現状と課題について公聴会を開会することを決定した。

○平成6年5月18日（水）（第8回）

理事の補欠選任を行った。

○国民生活に関する調査会公聴会（第1回）

高齢者福祉の現状と課題について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

日本在宅看護システム株式会社社長・在宅看護研究センター代表

村松 静子 君

前原市社会福祉協議会主任ヘルパー

樗木 孝子 君

社団法人呆け老人をかかえる家族の会代表理事

高見 国生 君

筑後市民生部福祉事務所高齢者対策係長

一ノ瀬 論 君

社会福祉法人秋川あすなろ保育園園長

今 キヨ子 君

帝京平成短期大学福祉学科助教授

太田 貞司 君

財団法人関西盲導犬協会事務長

下重 貞一 君

主婦・有償ボランティア

稲川 寿子 君

○平成6年6月3日（金）（第9回）

本格的高齢社会への対応に関する件について政府委員及び厚生省当局から

説明を聴いた後、厚生省、労働省、文部省、建設省及び運輸省当局に対し質疑を行った。

○平成6年6月8日（水）（第10回）

本格的高齢社会への対応に関する件について意見の交換を行った。

○平成6年6月23日（木）（第11回）

国民生活に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

国民生活に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

国民生活に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

（3）調査会長報告要旨

国民生活に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、「本格的高齢社会への対応」を今期の課題として取り上げ、昨年8月の第1回目の中間報告においては、高齢者福祉の基本的方向を提示するとともに、高齢者の介護と生活環境の整備の問題を中心に、10項目の提言を行った。2年度目に当たる本年は、前回中間報告のフォローアップを行うとともに、高齢者福祉についてさらに多面的に分析するため、関連する「家族」、「医療」、「生活保障」の3分野について、高齢者福祉の視点から検討を加えることとし、参考人からの意見聴取、公聴会の開催、政府からの説明聴取、有識者を招いての勉強会、北欧等福祉先進国への海外派遣による現地調査や近郊視察による実情調査、委員間のフリートーキングなど、鋭意調査を進めてきた。

このたび各会派の意見の一致を見て、中間報告がまとまり、これを議長に提出した。本報告は、これまでの調査の結果を「高齢者福祉政策の現状と課題——フォローアップ——」、「家族の変貌と高齢者福祉」、「福祉の視点から見た高齢者医療」及び「高齢者の福祉と生活保障」として取りまとめ、必要な提言を行うものである。

その主な内容は以下のとおりである。

1 高齢者福祉の動向と課題——フォローアップ——

(1) 高齢者福祉政策の動向と課題

高齢者福祉については、在宅ケア中心、ノーマライゼーションの理念、利用者中心、高齢者の選択の尊重、分権化と手続の簡素化などの基本的視点が必要である。高齢者福祉に関しては、「21世紀福祉ビジョン」が提出されたが、これについては介護サービスの大幅な充実、関連施策との連携、選択肢の提示は評価できるが、適正給付・適正負担のあいまいさや試算の数字のひとり歩きが問題である。

(2) 前回中間報告で提言した事項について「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」は、今年度が中間年に当たるが、在宅介護支援センターやケアハウスなど整備が遅れているものもある。また特別養護老人ホームの待機者が減らないことが指摘されている。このため、遅れている施策への一層のてこ入れを図るとともに整備の目標水準の思い切った引き上げを行い、医療・住宅など関連施策も取り入れるなど、総合的な高齢者福祉推進計画の策定が必要である。

また、すべての高齢者福祉施策の基本であるマンパワーを確保するための大幅な処遇改善等、福祉マインド育成のための施策の充実、家族が働きながら高齢者の介護を続けていくための「介護休業法」の早急な制定、高齢者が快適に生活していくための住宅の整備や改造の促進、福祉のまちづくりの推進、高齢者やその介護者にとって利用しやすく手続が簡便な福祉サービスの提供などの施策を一層推進していくべきである。

2 家族の変貌と高齢者福祉

(1) 家族の変化と社会保障

我が国の家族を取り巻く状況は大きく変化し、世帯の小規模化や高齢・少子化が進んできている。こうした中で、家族による子供の養育・高齢者介護の機能は変容を迫られており、社会的に子供や高齢者を支えていくことが必要になっている。また、さまざまな家族の多様なニーズに添えていくためには、家族の個々の構成員に着目した社会保障制度としていくことが必要である。

(2) 少子社会における家族

出生率は年々低下を続けており、その背景には未婚化や晩婚化、子育て負担の増大、働きながら子育てをするための条件の未整備などがある。今年には国連の定める「国際家族年」でもあるが、子供を生み育てやすい、子供が健やかに育っていくための環境整備、高齢者や女性の人権の尊重などの基本的な課題に取り組んでいく必要がある。子育て支援としては、労働時間の短縮、企業や個人の意識改革、乳児保育・延長保育など保育対策の一層の充実、児童手当の増額や支給期間の延長など、夫婦が協力して子育てができるような環境整備に努めていかなければならない。

(3) 高齢者の介護と家族への支援

在宅における高齢者の介護は、主として家族の女性によって担われ、また介護者自身の高齢化も深刻になっている。このため、高齢者と介護する家族への支援として、公的な介護サービスの拡充、介護休業法の早期制定、在宅介護の経済的負担の軽減策などを進めていくことが求められる。なお、「介護保険」等公的な保険方式を導入することも検討課題といえる。

福祉の視点から見た高齢者医療

(1) 地域医療、保健事業の充実

高齢者の在宅生活を支えていくには、福祉分野とともに医療分野の施策の拡充が欠かすことができないため、地域医療・在宅医療、保健事業の充実が必要である。また、保健・医療・福祉の連携強化、かかりつけ医の役割重視、訪問看護や予防医学の一層の充実が必要である。

(2) 高齢者医療における生活の質の向上

療養期間が長期に及ぶ高齢者にとって、療養環境の改善は生活の質の向上と密接に結び付く重要な問題である。このため、プライバシーに配慮した居室等療養環境の改善、痴呆性老人への適切な処遇、早期リハビリテーションの実施体制の整備、高齢者の選択の尊重とインフォームドコンセントの確立、在宅を含むホスピスの整備など終末期医療の充実等が必要である。

(3) 高齢社会に対応した医療関係職種のある方

医療ニーズの多様化や高度化に的確に対応していくには、医療関係者

の役割の見直しや意識改革等が重要であり、そのための医学教育・看護教育の充実が求められる。

4 高齢者の福祉と生活保障

(1) 公的年金等による所得保障

高齢期における所得保障の基本は公的年金である。年金制度を将来にわたり安定したものにするためには、負担と給付の均衡を図り、制度に関する信頼を確保していく必要がある。このため、国民年金の「空洞化」対策、今後増大する保険料負担のあり方、パートタイム労働者や専業主婦の保険料のあり方などの課題について今後検討していく必要がある。

(2) 高齢者雇用の促進、生きがいの創造

高齢者雇用については、60歳代前半の雇用の確保が政策課題である。このため、定年延長・継続雇用・再就職の促進、高齢者に働きやすい労働条件・職場環境の整備、短時間勤務など多様な雇用機会の確保を図ること等が必要である。さらに、高齢者がその長い老後生活を生きがいをもって送れるよう、社会参加の促進のための機会を確保することが望まれる。

(3) 経済生活の安全確保

高齢者の経済生活の安全確保のためには、高齢期の消費者被害の防止が重要である。特に有料老人ホームについては、終身介護の範囲などを巡って被害が生じないよう一層の対策が必要である。また、高齢者の財産・権利の保護のための施策についても今後一層推進する必要がある。

5 提言

これまでの調査を踏まえ、前回の提言の中で一層の対応が必要と考えられる事項や、本年度検討した3分野について、早急に取り組みが必要と考えられる次の事項について提言を行う。

(1) 新たな高齢者福祉総合推進計画の策定

(2) マンパワーの確保、福祉マインドの育成

(3) 高齢者向け住宅の整備促進、福祉のまちづくりの推進

(4) 国際家族年への取り組み

(5) 社会保障における家族のとらえ方の整合性の確保

- (6) 子育てと子供の成長への支援
- (7) 高齢者と家族への支援
- (8) 個々の高齢者のニーズに対応した介護システムの構築
- (9) 高齢者医療における生活の質の向上と高齢者の選択の尊重
- (10) 痴呆性老人に対する処遇の総合的推進
- (11) 高齢社会に対応した医学教育の推進
- (12) 国民年金制度の「空洞化」問題への対応
- (13) 60歳代前半の雇用確保等
- (14) 有料老人ホーム被害の未然防止

【産業・資源エネルギーに関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

平成4年8月に設置された第3期の産業・資源エネルギーに関する調査会は、「21世紀に向けての産業・資源エネルギー政策の課題」について、長期的かつ総合的に調査を行うこととなった。本調査会はこのテーマのもとに、本年度、産業問題では「21世紀に向けての企業行動の在り方」について、また、資源エネルギー問題では「エネルギー供給の課題と対策」について、18名の参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、委員相互間での意見表明及び自由討議を行った。

調査の過程では、産業・資源エネルギー問題に関する実情調査のため、静岡県及び大阪府に委員派遣を行った。その際、浜松市において地方公聴会を開催し、「産業の高度化と地域活性化」をテーマに5名の公述人から意見を聴取し、質疑を行うとともに、浜松地域テクノポリス、自動車産業、太陽光発電システム技術研究所、関西空港エネルギーセンター、ガス事業等の実情調査を行った。また、神奈川県及び都内において、製鉄に伴う熱の活用、ごみ発電等に係る施設の視察を行った。

なお、本年度調査に先立ち、第2期調査会の最終報告の提言のうち「物流問題」に関し、現地視察を行うとともに、3名の参考人から意見を聴取する等、フォローアップ調査を行った。

これらを基に、6月23日、本年度の調査報告（中間報告）を取りまとめ、議長に提出し、同日、本会議でその概要について報告を行った。

〔調査の概要〕

（中間報告の概要）

産業関係では、まず、21世紀型企业社会の実現に向けて、従来の日本型経営システムが転換期を迎えており、このため、個々の企業は独創性を発揮した質の高い競争を実現し、国際的には水平的分業を可能とする産業構造へ転換していくこと、内外に対して公正で透明な取引環境を整備していくこと、また、今後、産業構造の一層の高度化に対応した基盤整備が必要となるため、バランスのとれた経済社会構造の実現のため生活基盤の充実が必要なこと等が指摘された。

次に、21世紀に向けた課題として、企業の活動範囲の広がり、環境問題への関心の高まり等に対応した企業の社会的責任について検討された。企業と従業員問題では、正規従業員と非正規従業員の労働条件について、特に非正規従業員の雇用の不安定さ等が問題とされ、また、我が国の当面する諸課題として、女性の雇用機会の拡大、高齢者雇用の促進、外国人労働者問題、障害者雇用の促進が挙げられた。

企業と消費者問題では、いわゆる製造物責任法に関連して、消費者側をサポートする機関の充実強化が重要とされ、そのため、消費者への情報提供、消費者教育、高齢化社会に対応した商品の開発、企業による消費者情報の収集とプライバシーの保護、効率的なリサイクル、リユースの確立が求められた。

企業の社会貢献では、企業のフィランソロピー活動を中心に検討され、寄付金税制の問題点、民間非営利団体育成のための特定公益増進法人制度のあり方等が指摘され、今後の企業のフィランソロピー活動の方向性が示された。

企業の海外進出では、進出先国の経済や産業の発展に寄与するとともに、現地社会との融和を図るよう節度ある企業行動が求められ、また、企業の海外進出に伴う国内産業の空洞化問題への対応策についても、検討された。

なお、物流問題に関するフォローアップ調査では、魅力ある職場づくりの推進、輸送需要の平準化・物流の効率化、運輸部門における省エネ対策等が取り上げられた。

エネルギー関係では、エネルギーをめぐる国内外の情勢について、今後石油の中東依存が高まる中で、安定供給の確立とともに、地球温暖化問題への対応等が重要となっている。しかし、現在、石油価格が低水準にあるため、省エネルギーのインセンティブも失われ、民生・運輸部門を中心にエネルギー需要は予想以上の伸びを示しており、将来、エネルギー需給については楽観視できないものと指摘された。

こうした状況にかんがみ、エネルギーの安定供給のためには、石油については、自主開発、備蓄の増強、中東産油国との関係強化、石油製品輸入の見直しの必要性が、また、天然ガスについては開発に係るファイナンス等の円滑化等公的取り組みの強化が、さらに、石炭については海外炭の安定供給確保のためアジア太平洋を中心とする地域との関係強化の必要性が指摘された。

これらの施策を図る上で、経済発展、環境保全の要請に対応したエネルギー政策の国際的展開が必要であるとされた。

電気・ガス等の公益事業政策のあり方については、需要構造の多様化に応じ供給システムの効率化を図るという視点から、市場原理の一層の導入を配慮する必要があるとされた。この他、原子力発電をも加えエネルギー供給に係る、国際的ベストミックス論が提案されたが、これには、更なる安全対策に努め、国民の理解増進のため原子力関係情報の公開を促進することが緊要であるとされた。

新エネルギーについては、その導入実績が所期の計画より遅れている現状にかんがみ、今後コスト低減の一方策である量産化に資するよう、公的施設への太陽光発電施設の導入促進の必要性和エネルギー技術の研究開発及び教育政策につきその研究費の増強やエネルギー教育の重要性等が指摘された。

（提言）

本調査会では、今期のテーマにつき、緊急に政策的対応を要する事項について提言を行った。まず、「21世紀に向けての企業行動の在り方」については、企業のフィランソロピー活動支援のための寄付金の損金算入限度額の拡大と特定公益増進法人制度の見直し、企業のフィランソロピー活動に要した支出を明確にする「社会貢献会計」導入の検討、フィランソロピー活動に関する情報ネットワークの整備、従業員のボランティア休暇・休職制度の普及促進の4項目

を、また、「21世紀に向けてのエネルギー供給の課題と対策」では、太陽光発電の普及促進のための各種助成措置の拡充、ごみ発電の一層の推進のため売電価格の見直しのほか、各般の財政支援の拡充、原子力安全に係る情報開示制度の整備、エネルギー技術に係る高等教育と基礎研究体制の整備、省エネルギー・省資源型社会形成白書の作成の5項目の提言を行った。

さらに、第2期調査会最終報告のフォローアップ（物流問題）では、都市内物流の効率化の推進と省庁間の関係強化、トラックから鉄道、海運重視へと転換するモーダルシフトの推進と環境整備の2項目について提言を行った。

（2）調査会経過

○平成6年2月9日（水）（第1回）

参考人の出席を求めることを決定した。

21世紀へ向けての企業行動のあり方に関する件について参考人スタンフォード大学教授・スタンフォード日本センター理事長今井賢一君、上智大学法学部教授花見忠君及び日本放送協会解説委員小宮山洋子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

エネルギー供給の課題と対策に関する件について参考人横浜国立大学長太田時男君、東京工業大学原子炉工学研究所長藤家洋一君及び新エネルギー・産業技術総合開発機構理事木田橋勉君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

委員派遣を行うことを決定した。

○平成6年4月1日（金）（第2回）

参考人の出席を求めることを決定した。

エネルギー供給の課題と対策に関する件について参考人学習院大学経済学部教授南部鶴彦君、慶應義塾大学経済学部教授深海博明君及び上智大学法学部教授猪口邦子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

21世紀へ向けての企業行動のあり方に関する件について参考人社団法人日本イランソロピー協会理事長田中克人君、日本アイ・ビー・エム株式会社専務取締役竹中蒼君及び神奈川大学経営学部教授松岡紀雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

派遣委員から報告を聴いた。

○平成6年6月3日（金）（第3回）

21世紀へ向けての企業行動のあり方に関する件、エネルギー供給の課題と対策に関する件、について意見の交換を行った。

○平成6年6月23日（木）（第4回）

産業・資源エネルギーに関する調査報告書（中間報告）を提出することとを決定した。

産業・資源エネルギーに関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

産業・資源エネルギーに関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

（3）調査会長報告要旨

産業・資源エネルギーに関する調査報告（中間報告）

【要旨】

第124回国会（平成4年8月）において設置された産業・資源エネルギーに関する調査会は、「21世紀に向けての産業・資源エネルギー政策の課題」について、長期的かつ総合的に調査を行うこととなった。このテーマのもとに、第2年度の今期は、産業問題について「21世紀に向けての企業行動のあり方」を、資源エネルギー問題について「エネルギー供給の課題と対策」をテーマに調査を行った。また、平成4年6月の産業・資源エネルギーに関する調査報告（最終報告）の提言のうち、物流問題に関するフォローアップを行った。こうした調査を踏まえ、11項目の提言を含む調査報告を取りまとめ、議長に提出した。

21世紀に向けての産業・資源エネルギー政策の課題と提言の主な内容は次のとおりである。

1 21世紀に向けての企業行動のあり方

(1) 企業のフィランソロピー活動支援のための税制・特定公益増進法人制度の見直し企業がフィランソロピー活動に幅広く取り組めるよう、寄付金の損金算入限度額の拡大、特定公益増進法人の認定の見直し、民間主導の特定公益増進法人の認定期間の短縮を図るべきである。

(2) 「社会貢献会計」導入の検討

フィランソロピー活動に対する関心を喚起する等から、国は企業会計の中に「社会貢献会計」の導入を検討し、同活動が企業経営の上で制度的に取り込まれるような仕組みの整備が望まれる。

(3) フィランソロピー活動に関する情報ネットワークの整備

フィランソロピー活動を効果的に行い得るよう、企業・個人・民間非営利団体が中心となり、同活動に関する情報ネットワークを整備するとともに、国や地方公共団体等は、民間の自発性を尊重しつつ、こうした体制の整備に関し側面から支援していくことが必要である。

(4) ボランティア休暇・休職制度の普及促進

従業員が安心してボランティア活動に専念できるよう、ボランティア休暇・休職制度について、国がガイドラインの設定や指導を行い、より一層の普及促進を図るべきである。

2 21世紀に向けてのエネルギー供給の課題と対策

(1) 太陽光発電設備の普及促進

太陽光発電の導入において、発電コストの低減が課題となっており、量産化が一つの鍵となっている。このため、一般住宅用太陽光発電設備に対する補助制度の拡充とともに、住宅金融公庫や日本開発銀行の政策金融の活用や税制特例措置の創設等を検討していく必要がある。

(2) ごみ発電の一層の推進

ごみ焼却施設から発生する未利用エネルギーの最大限の利用が望まれている。このため、ごみ発電の導入の促進策として、発電に係るコストを考慮し、売電価格の見直しの検討を行うほか、各般の財政支援を拡充する必要がある。

(3) 原子力安全に係る情報開示制度の整備

原子力発電の選択の検討に当たり、国民個々の主体的な判断・選択が反映される仕組みとともに、原子力の安全性確保が世界共通の課題となりつつあることから、安全審査について適確性・透明性の確保を図るため、原子力安全に係る情報開示制度を整備する所要の立法措置を講ずる必要がある。

(4) エネルギー技術に係る高等教育及び基礎研究体制の整備

エネルギー技術に係る大学・大学院における高等教育の体系化・強化が求められ、その基礎調査を行い所要の施策を検討する必要がある。また、エネルギーの基礎研究についても、各省庁の研究所、基礎研究費等を統合し、中核的研究機関等横断的かつ本格的な基礎研究体制の早期整備を図る必要がある。

(5) 省エネルギー・省資源型社会形成白書の作成

省エネルギーへの期待が大きく、交通体系、地域開発、家庭等にわたり、21世紀に向けた社会システムの構築が求められている。このため、各省庁の横断的な取り組みを行っていく観点から、政府において、省エネルギー・省資源型の社会形成に向け、その進展状況と課題を取りまとめ、白書として公表する必要がある。

3 第2期調査会調査報告（最終報告）のフォローアップ（物流問題）

(1) 都市内物流の効率化の推進と省庁間の関係強化

都市内物流問題の有効解決策である地域共同集配システムの構築に当たっては、関係省庁間の関係及び金融税制上の支援を図るとともに、その法制化に向けて検討を進めるべきである。

(2) モーダルシフトの推進と環境整備

トラックから鉄道、海運重視へと転換するモーダルシフトを推進するには、インフラ整備に膨大な経費を要することから、国は、その活用方を国民に提示し、理解を得て支援措置を講ずるべきである。

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、2,664件（186種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願」219件、「骨髄移植医療体制の拡充と整備に関する請願」203件、「消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願」156件、「食料自給の回復と食料の安全に関する請願」124件などであった。

各委員会への付託件数は、内閣274件、地方行政8件、法務185件、外務6件、大蔵364件、文教94件、厚生1,117件、農林水産162件、商工26件、運輸12件、通信12件、労働20件、建設163件、予算18件、議院運営30件、科学技術4件、環境131件、災害対策2件、政治改革26件、沖縄・北方1件、規制緩和1件、交通安全6件であった。

また、取り下げられた請願は2件（付託前1件、付託後1件）であった。

なお、「消費者のための製造物責任法早期制定に関する請願」外7件は、当初法務委員会に付託したが、6月17日に「製造物責任法案（閣法第53号）」外1件が商工委員会に付託されたため、同日、同委員会に付託変更した。

次に、請願者の総数は1,684万3,759人に上り、このうち「小・中・高校35人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願」、「信頼と安心のできる年金改革に関する請願」、「富士山の世界遺産リストへの登録に関する請願」及び「骨髄移植医療体制の拡充と整備に関する請願」の4件は、いずれも請願者数が100万人を超えている。

なお、請願書の紹介提出期限については、6月14日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の8日前の同月21日までと決定された。

6月29日に各委員会において請願の審査が行われ、9委員会において697件（26種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで、同日の本会議において「元日赤及び元陸海軍従軍看護婦に対する処遇に関する請願」外696件が採択され、「国立国会図書館の職員採用における点字・拡大文字等による試験の実施等に関する請願」5件を除く692件を、即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、26.2%であり、また種類別の採択率（採択数／付託数）は、14.1%であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委 員 会	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	274	8	0	266	8	
地方行政	8	8	0	0	8	
法 務	185	13	0	172	13	
外 務	6	0	0	6	0	
大 蔵	364	0	0	364	0	
文 教	94	0	0	94	0	
厚 生	1,117	581	0	536	581	
農林水産	162	25	0	137	25	
商 工	26	0	0	26	0	
運 輸	12	0	0	12	0	
通 信	12	0	0	12	0	
労 働	20	0	0	20	0	
建 設	163	52	0	111	52	
予 算	18	0	0	18	0	
議院運営	30	5	0	25	5	内閣に送付するを 要しないもの 5 件
科学技術	4	4	0	0	4	
環 境	131	0	0	131	0	
災害対策	2	0	0	2	0	
政治改革	26	0	0	26	0	
沖縄北方	1	1	0	0	1	
規制緩和	1	0	0	1	0	
交通安全	6	0	0	6	0	
計	2,662	697	0	1,965	697	提出総数 2,664件
						取り下げ 2 件

3 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会…………… 8 件

- ・ 元日赤及び元陸海軍従軍看護婦に対する処遇に関する請願（第280号）
- ・ 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願（第281号）
- ・ 傷病恩給等の改善に関する請願（第1089号外 5 件）

○地方行政委員会 …………… 8 件

- ・ 地方税財源の確保に関する請願（第56号外 3 件）
- ・ 公共施設等に係る国庫補助基準単価の引上げ等に関する請願
(第968号外 3 件)

○法務委員会 ……………13件

- ・ 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
(第2283号外12件)

○厚生委員会 ……………581件

- ・ 重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（第57号外 3 件）
- ・ 重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願（第471号外 7 件）
- ・ 重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（第472号外 3 件）
- ・ 男性介護人に関する請願（第473号外 6 件）
- ・ 腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願（第631号外80件）
- ・ 男性介護従事者の養成・確保と介護従事者の待遇改善に関する請願
(第948号外 3 件)
- ・ 高齢者保健福祉施策の推進に関する請願（第949号外 3 件）
- ・ 骨髄移植医療体制の拡充と整備に関する請願（第995号外202 件）
- ・ 総合的難病対策の早期確立に関する請願（第1025号外36件）

- ・小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第1520号外218件）
- ・国の責任による国民医療の改善に関する請願（第1690号外3件）
- ・児童家庭対策長期プランの策定と保育制度の充実に関する請願（第1694号）
- ・骨形成不全症の特定疾患指定等に関する請願（第1800号）
- ・重度心身障害者と寝たきり老人がその介護者と共に社会福祉施設に同居入所するための法制化に関する請願（第1935号外3件）

○農林水産委員会.....25件

- ・農産物などの市場開放に伴う農林業・農山村の活性化対策等に関する請願
（第950号外2件）
- ・水産資源の保護・管理のための二百海里体制の早期確立に関する請願
（第1971号外21件）

○建設委員会.....52件

- ・建設省の定員の大幅増員に関する請願（第2289号外51件）

○議院運営委員会.....5件

- ・国立国会図書館の職員採用における点字・拡大文字等による試験の実施等に関する請願（第1739号外4件）

○科学技術特別委員会.....4件

- ・ロシアによる日本海への放射性廃棄物投棄の全面禁止に関する請願
（第70号外3件）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会.....1件

- ・北方領土返還促進に関する請願（第2634号）

質問主意書一覧

(平成6年7月12日現在)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書 受領月日	備考
1	太陽熱利用の促進に関する質問主意書	西岡瑠璃子君	6. 2. 23	6. 2. 28	6. 2. 28	6. 3. 4 内閣から通知書受領 (3.30まで答弁延期)
2	市民的政治的権利に関する国際規約第27条にいう「種族的、宗教的、言語的マイノリティ」の在日韓国・朝鮮人への適用に関する質問主意書	竹村泰子君	3. 4	3. 9	3. 29	3.15 内閣から通知書受領 (3.30まで答弁延期)
3	地方公共団体の行政改革に関する質問主意書	野末陳平君	3. 29	3. 30	4. 19	4. 5 内閣から通知書受領 (4.20まで答弁延期)
4	動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所に関する質問主意書	森 暢子君	5. 30	6. 1		6. 7 内閣から通知書受領 (7.18まで答弁延期)
5	防衛庁における訓令の拘束力に関する質問主意書	畚 正敏君	6. 10	6. 13	6. 28	6.17 内閣から通知書受領 (6.29まで答弁延期)
6	戦略防衛構想研究に関する日米協定に関する質問主意書	畚 正敏君	6. 10	6. 13	6. 24	6.17 内閣から通知書受領 (6.27まで答弁延期)

番 号	件 名	提 出 者	提出月日	転送月日	答 弁 書 受領月日	備 考
7	J R 東日本による言論弾圧に関する質問主意書	舩 正 敏 君	6. 6. 17	6. 6. 22	6. 7. 12	6. 6. 28 内閣から通知書受領 (7. 13まで答弁延期)
8	防衛庁における「戦略」に関する質問主意書	舩 正 敏 君	6. 21	6. 22		6. 28 内閣から通知書受領 (7. 20まで答弁延期)
9	世界基督教統一神霊協会に関する質問主意書	北 村 哲 男 君	6. 23	6. 24	7. 12	6. 28 内閣から通知書受領 (7. 13まで答弁延期)
10	脳死及び臓器移植に関する質問主意書	舩 正 敏 君	6. 29	6. 29		7. 5 内閣から通知書受領 (8. 3まで答弁延期)

1 国会会期一覽

国会回次	召 集 日	開 会 式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第120回 (常会)	2.12.10 (月)	3. 1.25 (金)	3. 5. 8 (水)	150	—	150
第121回 (臨時)	3. 8. 5 (月)	3. 8. 5 (月)	3.10. 4 (金)	61	—	61
第122回 (臨時)	3.11. 5 (火)	3.11. 8 (金)	3.12.21 (土)	36	11	47
第123回 (常会)	4. 1.24 (金)	4. 1.24 (金)	4. 6.21 (日)	150	—	150
第124回 (臨時)	4. 8. 7 (金)	4. 8.10 (月)	4. 8.11 (火)	5	—	5
第125回 (臨時)	4.10.30 (金)	4.10.30 (金)	4.12.10 (木)	40	2	42
第126回 (常会)	5. 1.22 (金)	5. 1.22 (金)	5. 6.18 (金) 衆議院解散	150	—	148
第127回 (特別)	5. 8. 5 (木)	5. 8.12 (木)	5. 8.28 (土)	10	14	24
第128回 (臨時)	5. 9.17 (金)	5. 9.21 (火)	6. 1.29 (土)	90	45	135
第129回 (常会)	6. 1.31 (月)	6. 2. 8 (火)	6. 6.29 (水)	150	—	150

2 本会議・委員会傍聴者数の推移

国会回次	総計	内 訳	
		本会議	委員会
120（常会）	3,048	1,123	1,925
121（臨時会）	1,826	187	1,639
122（臨時会）	1,449	652	797
123（常会）	5,298	1,192	4,106
124（臨時会）	109	46	63
125（臨時会）	760	390	370
126（常会）	2,609	795	1,814
127（特別会）	213	210	3
128（臨時会）	2,230	882	1,348
129（常会）	1,902	620	1,282

3 参議院参観者数の推移

（第129回国会終了時）

年	総計	参 観 内 訳				
		一 般	小・中学	高 校	外 国 人	特 別
平成2	189,410	36,344	146,324	6,093	570	79
3	178,861	39,347	136,779	1,827	400	508
4	187,510	44,437	139,428	2,521	760	364
5	181,231	46,833	130,828	2,197	1,306	67
6	102,633	18,478	83,059	731	365	0

（注）特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第1及び第3日曜日に限り実施している参観である。

4 外国議会議長等招待者一覧

○議長が招待したもの

招 待 状 宛 先	発送年月日	訪日議員数	滞 在 期 間
イスラエル国国会議長	5.12.13	3	6.2.21～2.25
ルーマニア上院議長	5.12.1	6	6.2.27～3.5
ノールウェー王国国会議長	5.12.17	7	6.3.13～3.19
ニュー・ジーランド国会議長	6.3.24	5	6.4.10～4.16

5 参議院議員海外派遣一覧

目 的	決 定 日	派 遣 議 員	派遣地	日数	派遣報告
第91回列国議会同盟 会議(パリ)出席並びに 各国の政治経済事情 等視察	6.2.14 議長決定	志村 哲良君 角田 義一君 林 紀子君	フランス イタリア	12 14 14	6.29 議 院運営委 員会に報 告書提出
中華人民共和国全国 人民代表大会常務委 員会委員長の招待に よる同国公式訪問	6.4.15 議長決定	原 文兵衛君 大森 昭君 田沢 智治君 田辺 哲夫君 西田 吉宏君 淵上 貞雄君 村田 誠醇君 片上 公人君	中 国	7 7 7 7 7 7 7 7	

6 国会関係日誌 (6.1.31～6.29)

平成 6 年

1. 31 (月) ・ 第129回国会 (常会) 召集

- ・ 参本会議 (議席の指定)
 - ・ 衆本会議 (議席の指定と特別委員会の設置)
-

2. 3 (木) ・ 細川首相、未明の記者会見で「税制改革草案」を発表

4 (金) ・ 連立与党、「税制改革草案」を全て白紙に戻すことで一致
・ 新会派「新緑風会」結成

8 (火) ・ 第129回国会 (常会) 開会式

- ・ 細川首相、国民福祉税構想をめぐる混乱について陳謝
- ・ 経済対策閣僚会議、「総合経済対策」を決定
- ・ 行政改革推進本部の初会合で「行革大綱」を決定

9 (水) ・ 参議運理事会 (新緑風会に交通安全対策特別委・規制緩和特別委・
国会移転小委の3委員長割り当てで合意、交通安全対策特別委・
国会移転小委を新設)

10 (木) ・ 「平成5年度第3次補正予算」「平成6年度予算編成方針」「平成6年度政府経済見通し」、閣議決定

15 (火) ・ 平成6年度総予算、閣議決定

- ・ 平成5年度第3次補正予算、国会提出

16 (水) ・ 参本会議 (8特別委員会の設置、細川首相の帰国報告、平成5年度第3次補正予算に伴う財政演説、代表質問等)

18 (金) ・ 衆予算委 (平成5年度第3次補正予算質疑 21、22日)

- ・ 平成6年度「税制改正要綱」、閣議決定

22 (火) ・ 衆予算委 (平成5年度第3次補正予算、賛成多数で可決)

- ・ 衆本会議 (平成5年度第3次補正予算、賛成多数で可決)

23 (水) ・ 参予算委 (平成5年度第3次補正予算、賛成多数で可決)

- ・ 参本会議 (平成5年度第3次補正予算、賛成多数で可決・成立)

24 (木) ・ 政治改革協議会、政治改革関連4法の改正事項に合意

2. 28（月）・國弘正雄議員及び田英夫議員、新会派「護憲リベラルの会」を結成

3. 1（火）・衆政治改革特別委（政治改革関連 4 法改正法案を賛成多数で可決）

・衆本会議（政治改革関連 4 法改正法案を賛成多数で可決）

2（水）・参政治改革特別委（政治改革関連 4 法改正法案の質疑 ～ 3 日）

3（木）・参政治改革特別委（政治改革関連 4 法改正法案を賛成多数で可決）

4（金）・平成 6 年度総予算、国会提出

・参本会議（石川弘労働委員長の議員辞職願を許可、政治改革関連
4 法改正法案を賛成多数で可決・成立）

・衆参両院本会議（細川首相の施政方針演説及び外交、財政、経済
演説）

7（月）・衆本会議（施政方針演説等に対する代表質問 ～ 8 日）

8（火）・参本会議（施政方針演説等に対する代表質問 ～ 9 日）

11（金）・衆本会議（中村喜四郎代議士への逮捕許諾請求を全会一致で議決）

・東京地検特捜部、中村喜四郎代議士を斡旋収賄容疑で逮捕

17（木）・参農水委（米問題に関する審議）

22（火）・衆農水委（米の需給状況等に関する審議）

23（水）・中央選挙管理会、自民党増岡康治氏の繰り上げ当選を告示

24（木）・衆本会議（減税関連 5 法案の趣旨説明と代表質問）

25（金）・衆本会議（日切れ扱いの 16 法案と 2 承認案件等を可決・承認）

・金泳三韓国大統領、衆議院本会議場で演説

28（月）・参本会議（減税関連 4 法案、地方税法案等の趣旨説明・質疑）

29（火）・平成 6 年度暫定予算、国会提出

・参本会議（日切れ扱いの 16 法案と 2 承認案件等を可決・承認）

30（水）・衆予算委（平成 6 年度暫定予算、賛成多数で可決）

・衆本会議（平成 6 年度暫定予算、賛成多数で可決）

31（木）・参予算委集中審議（細川首相の東京佐川急便からの 1 億円借入問
題）

4. 1（金）・参予算委（平成 6 年度暫定予算、賛成多数で可決）

4. 1（金）・参本会議（平成6年度暫定予算、賛成多数で可決・成立）
5（火）・衆本会議（衆議院議員選挙区画定審議会委員の人事案件に同意）
8（金）・日本新党を中心に新会派「改革」を結成（衆議院）
・参本会議（衆議院議員選挙区画定審議会委員の人事案件に同意）
18（月）・鹿野道彦代議士ら、新会派「新党・みらい」を結成（衆議院）
20（火）・中島章夫代議士ら、新会派「グループ青雲」を結成（衆議院）
21（水）・柿澤弘治代議士ら、新会派「自由党」を結成（衆議院）
22（木）・連立与党、代表者会議で新政権の基本政策を最終合意
25（月）・細川内閣総辞職
・衆参本会議（新生党党首の羽田孜副総理・外相を第80代、51人目の内閣総理大臣に選出）
・新生、改革、民社・新党ク、自由、改革の会等の衆議院5党会派、新会派「改新」を結成
・社会党、新会派「改新」の結成に反発、連立与党を離脱
26（火）・名古屋高裁、新聞正次参議院議員の控訴を棄却
28（木）・羽田首相、少数与党で組閣断行、新内閣発足
29（金）・原参議院議長一行、中国訪問（～ 5.5）
-

5. 2（月）・羽田首相、イタリア、フランス、ドイツ、ベルギーの4カ国訪問（～7日）
4（水）・永野法相の南京大虐殺事件はでっち上げとの発言、新聞報道
6（金）・永野法相、南京大虐殺事件をめぐる発言を撤回、陳謝
7（土）・永野法相が引責辞任し、後任に民社党の中井洽代議士
9（月）・「新党さきがけ」と「グループ青雲」、新会派「新党さきがけ・青雲」を結成
・新聞参議院議員、名古屋高裁の有罪判決を不服とし最高裁に上告
10（火）・衆参本会議（羽田首相の所信表明演説）
11（水）・参予算委（細川前首相のN T T株購入問題で参考人招致）
12（木）・衆本会議（所信表明演説に対する代表質問 13日）
13（金）・参本会議（所信表明演説に対する代表質問 16日）
・自民党、奥田衆議院議院運営委員長長の解任決議案を提出

5. 17（火）・衆参予算委（平成6年度総予算の提案理由説明）
・衆議運理事会（奥田議運委員長解任決議案の採決先送り合意）
- 18（水）・平成6年度暫定補正予算、国会提出
・衆予算委（平成6年度暫定補正予算、賛成多数で可決）
・衆本会議（平成6年度暫定補正予算、賛成多数で可決）
- 20（金）・参予算委（平成6年度暫定補正予算、賛成多数で可決）
・参本会議（平成6年度暫定補正予算、賛成多数で可決・成立）
・日本新党の4代議員、新会派「民主の風」を結成
・公共料金値上げの年内凍結、閣議決定
- 23（月）・衆予算委総括質疑（平成6年度総予算 ～2日）
- 31（火）・参議院選挙制度検討会、「参議院選挙制度改革大綱案」まとめる
・「民主の風」と「新党さきがけ・青雲」、新会派「さきがけ・青雲・民主の風」を結成
-

6. 3（金）・参予算委集中審議（ゼネコン問題で参考人招致）
・衆本会議（ウルグアイ・ラウンドの交渉経過報告と質疑）
・衆予算委（公聴会）
- 6（月）・参本会議（ウルグアイ・ラウンドの交渉経過報告と質疑、建築基準法改正案等4法案を可決・成立及び4件の条約の承認）
・衆予算委集中審議（ゼネコン問題等）
- 7（火）・衆予算委分科会
・衆本会議（国民年金法等改正案等関連5法案の趣旨説明・質疑、雇用保険法等一部改正案の質疑・修正議決）
- 8（水）・衆予算委締めくくり総括（平成六年度総予算を賛成多数で可決）
・衆本会議（平成6年度総予算を賛成多数で可決）
- 9（木）・参予算委総括質疑（～21日）
- 10（金）・衆参両院本会議（衆議院議員選挙区画定審議会の「区割り案の作成方針」に関する報告）
・参本会議（薬事法改正案等6法案を可決）
・天皇皇后両陛下、御訪米（～26日）

- 6.11（土）・柿澤外相、北朝鮮の核開発疑惑問題で韓国・中国訪問（～12日）
- 13（月）・「持続可能な地域開発のための科学技術に関する I P U アジア・太平洋会議」（～17日）
- 14（火）・参議院各派代表者会議、参議院選挙制度改革で選挙区定数を「4増4減」で合意
- ・国会等移転調査会の中間報告、国会に提出
- 15（水）・衆予算委証人喚問（細川前首相の元秘書深山正敏氏）
- 16（木）・衆本会議（製造物責任法案を全会一致で可決、緒方信一郎事務総長勇退し後任に谷福丸事務次長、平成2年度及び3年度の決算等を是認）
- 17（金）・参本会議（製造物責任法案の趣旨説明・質疑、石油公団法改正案等3法案を可決）
- 20（月）・参本会議（農住組合法改正案等3法案を可決）
- ・参予算委公聴会
 - ・参議院の5会派（自、社、公、新緑、二院）、「4増4減」の公職選挙法等一部改正案を議員立法で提出
 - ・衆政治改革調査特別委（衆議院議員選挙区画定審議会の「区割り案の作成方針」に関する報告聴取・質疑　～21日）
 - ・衆国会等移転特別委（国会等移転調査会の中間報告を聴取・質疑）
- 21（火）・参予算委総括質疑・委嘱審査（特別委員会）
- ・参政治改革特別委（公職選挙法等改正案を可決）
 - ・参議運委国会移転小委、衆国会等移転特別委（国会等移転調査会の中間報告を聴取・質疑）
 - ・衆本会議（健康保険法等改正案等12法案を可決、4条約を承認）
 - ・衆予算委証人喚問（細川前首相）
- 22（水）・参予算委委嘱審査（常任委員会）
- ・参本会議（公職選挙法等改正案を可決・衆議院へ送付、健康保険法等改正案の趣旨説明・質疑、製造物責任法案等22法案が可決・成立、11条約を承認）

- 6.22（水）・参政治改革特別委（衆議院議員選挙区画定審議会の「区割り案の作成方針」に関する報告聴取・質疑　～23日）
- 23（木）・参予算委締めくくり総括質疑（平成6年度総予算を可決）
- ・参本会議（平成6年度総予算を可決・成立、健康保険法等改正案等7法案を可決、国際問題調査会等3調査会の中間報告）
 - ・衆本会議（公職選挙法等改正案を可決・成立）
 - ・自民党、羽田内閣不信任決議案を提出
 - ・自民党、奥田衆議院議運委員長の解任決議案を取り下げ
- 25（土）・羽田内閣総辞職
- 29（水）・衆参本会議（日本社会党の村山委員長を第81代、52人目の内閣総理大臣に選出）
- ・第129回国会（常会）終了

『正 誤 表』

このたびの「参議院審議概要」（第129回国会）の下記の箇所に誤りがありましたので、御訂正くださるようお願いいたします。

ページ・行	誤	正
目次(P2)20行	(3) 調査会 <u>長</u> 報告要旨	(3) 調査会報告要旨
P 27 9行	本 <u>案</u> は、……	本件は、……
P 27 12行	本 <u>案</u> は、……	本件は、……
P 34 27行	本 <u>案</u> は、……	本件は、……
P 36 1行	<u>以上</u> は、……	本件は、……
P161 27行	調整された戸籍……	調製された戸籍……
P210 表中13	<u>断</u> 続審査	継続審査
P214 9行	〔国政調査・委嘱 <u>調</u> 査〕	〔国政調査・委嘱審査〕
P398 1行	(3) 調査会 <u>長</u> 報告要旨	(3) 調査会報告要旨
P404 9行	国民センター……	国民 <u>生</u> 活センター……
P413 12行	(3) 調査会 <u>長</u> 報告要旨	(3) 調査会報告要旨
P417 19行	……に関する請願」」、	……に関する請願」、
P417 21行	……に関する請願」」、	……に関する請願」、
P421 表中1	答弁書受領月日 <u>6. 2.28</u>	答弁書受領月日 6. 3.29
P436 最終行	○参議院本会議の会議 <u>録</u>	○参議院本会議の会議録

〔お詫びと訂正のお知らせ〕

第129回国会及び第130回国会の「委員会及び調査会委員一覧」中、

- (1) 科学技術特別委員会の中川嘉美委員長の所属会派が「（自）」となっているのは「（公）」の誤り、
- (2) 規制緩和に関する特別委員会の野別隆俊理事の所属会派が「（自）」となっているのは「（社）」の誤り（第130回国会は貼付訂正）、

第130回国会の「委員会及び調査会委員一覧」中、

- (1) 議院運営委員会の井上哲夫理事の所属会派が「（連新）」となっているのは「（新緑）」の誤り、
- (2) 規制緩和に関する特別委員会の野別隆俊理事の所属会派が「（自）」となっていたため、「（社）」とする訂正文字を貼付するに際し、陣内孝雄理事の所属会派の上に貼付する誤りが一部に見られましたので、正しくは

理 事 陣 内 孝 雄 （自）

理 事 野 別 隆 俊 （社）

であります。

ここにお詫びして訂正いたします。